禁帯出

# 油脂石鹸洗剤工業史

—— 最近10年の歩み ——

日本石鹸洗剤工業会

日本石鹸洗剤工業会現会長

小川　照次

日本石鹸洗剤工業会現副会長

村井　孝一

宮崎　楢義

吉田佐四郎

## 日本石鹸洗剤工業会(日本油脂工業会)歴代会長

(昭和48年4月、日本油脂工業会は日本家庭用合成洗剤工業会と合併し、日本石鹸洗剤工業会となる)

初代会長　東海林武雄

二代会長　伊藤　英三

三代会長　宮崎寅四郎

四代会長　村田　　勉

五代会長　三輪　善雄

六代会長　小林　　宏

七代会長　沼田　　明

## 日本家庭用合成洗剤工業会歴代会長・専務理事

(昭和48年4月、日本油脂工業会と合併し、日本石鹸洗剤工業会となる)

初代会長　丸田　芳郎

二代会長　礒部　善作

三代会長　古山　二郎

四代会長　山手　重好

五代会長　江崎　平八

専務理事　田尻　辰夫

# 日本石鹸洗剤工業会(日本油脂工業会)歴代及び現専務理事・常務理事

現専務理事　佐藤　達郎

現常務理事　石橋　信之

初代専務理事　西村　清一

二代専務理事　鎌田謙之助

# 序

日本経済の高度成長期を経て，国民の生活水準は極めて高くなり，わが国は世界でも米国に次ぐ豊かな生活を満喫しております。

石けんの国内生産が開始されてから110年の歳月を経ましたが，戦時統制前の昭和15年には206,076tの生産で年間1人あたり2.9kgの消費であったのに対し，昭和54年には石けん洗剤・シャンプー等の合計量は1,228,571tに成長し，年間1人あたりの消費は10.5kgとなりました。

こうした消費の増加はメーカーの撓ゆまぬ保健衛生思想の普及に対する努力の結果であり，医療技術の進歩，食生活の改善，社会保険の充実等と相まって，わが国が世界一の長寿国になるのに大きな貢献をいたしました。

当業界は，この10年間に，日本油脂工業会と日本家庭用合成洗剤工業会とが合併して，日本石鹸洗剤工業会を設立し，関係業種の一体化を図りました。業界をあげてわが国の経済発展と国民の保健衛生に寄与したことは，大いなる誇りとするところであります。

また一方，世界経済を揺がしたニクソンショック，第一次石油ショック，そして国内では資本自由化，家庭用品パニック，未曾有の不況，為替変動相場制，環境保全運動および消費者運動の活発化等々，企業はもちろん，業界としていろいろな問題の対処に追い回されました。しかし，会員は工業会の部会を中心として英知を絞り，団結を固め，これを無事乗り切りました。

この度，日本石鹸洗剤工業会30周年を記念して「油脂石鹸洗剤工業史—最近10年の歩み」を編纂し業界の歩んだ姿を歴史の一頁に留めることになり，関係者のご努力によって上梓することが出来たことは私の無上の喜びとするところであります。

本書の刊行にあたり，執筆者武田葛氏並びに編集，校閲にご協力をいただいた方々のなみなみならぬご尽力に対し深く感謝し，ここに謝辞を呈する次第であります。

昭和56年2月

日本石鹸洗剤工業会

会長　小川　照次

# 目　次

序　文

序　章 …… 1

第1章　最近10年の油脂加工工業 …… 5

はじめに …… 5

第1節　原料油脂10年間の趨勢 …… 5

第2節　硬化油について …… 9

第3節　脂肪酸について …… 11

第4節　グリセリンについて …… 18

第5節　油脂調査団の派遣 …… 19

第6節　油脂をめぐる諸問題とその対策 …… 25

第2章　最近10年の石鹸工業 …… 33

第1節　化粧石鹸の生産推移 …… 34

第2節　転機に立つ …… 34

第3節　48年パニックと石鹸原料 …… 36

第4節　定着した薬用石鹸 …… 40

第5節　洗たく用石鹸の動向 …… 42

第6節　石鹸の輸出入動向 …… 43

第7節　石鹸に関連するその他の主な動き …… 44

第３章　最近10年の合成洗剤工業……55
第１節　概　況……55
第２節　合成洗剤の生産推移……56
第３節　衣料用合成洗剤について—Ⅰ……58
第４節　洗剤パニックの経過とその波紋……59
第５節　衣料用合成洗剤について—Ⅱ……64
第６節　高濃度洗剤の開発……66
第７節　52年の時点における合成洗剤の長中期展望（工業会報告）……67
第８節　市場安定問題をめぐって……71
第９節　合成洗剤の品質表示……78
第10節　合成洗剤とJIS規格……80
第11節　台所用合成洗剤について……82
第12節　台所用合成洗剤の品質表示……83
第13節　住宅・家具用合成洗剤について……87
第14節　資料—洗剤パニック時における関係諸文書……88
第４章　関連製品の開発……101
第１節　シャンプー……101
第２節　薬用シャンプー……103
第３節　ボディシャンプー……104
第４節　シャンプーの輸出入動向……105
第５節　リンス……105
第６節　漂白剤と柔軟剤……107

第5章　資本自由化をめぐる諸問題 …… 111
第1節　資本自由化の実施 …… 111
第2節　化粧石鹸への外資の進出とその対応 …… 112
第3節　プロクター・アンド・ギャンブル社の進出とその対応 …… 117
第4節　第4次資本自由化実施される …… 120
第6章　合成洗剤をめぐる諸問題 …… 121
はじめに …… 121
第1節　国家プロジェクトによる合成洗剤に関する研究成果報告 …… 123
第2節　合成洗剤の安全性・水質汚濁に関する国会議員の質問書と内閣総理大臣の答弁書 …… 128
第3節　台所用洗剤をめぐって …… 137
第4節　合成洗剤とりんをめぐって …… 139
第5節　水質汚濁防止の法制化と洗剤業界の対応 …… 143
第6節　高濃度洗剤をめぐる自主規制の問題 …… 145
第7節　滋賀県琵琶湖富栄養化防止条例をめぐって …… 148
第8節　その他の動き …… 173
第7章　広報活動の展開 …… 179
第1節　石鹸洗剤業界の広報活動 …… 179
第2節　石鹸の広報活動 …… 180
第3節　合成洗剤の広報活動 …… 186
第4節　石鹸洗剤業界と広告 …… 190
第5節　訪米石鹸広報視察団 …… 191

第８章　公正競争規約制定・再販制度について …… 193
第１節　化粧石けんの公正競争規約の制定 …… 193
第２節　合成洗剤の公正競争規約案作成をめぐって …… 206
第３節　再販売価格維持制度と石鹸洗剤業界 …… 212
第９章　「80年代の油脂製品，石けん，合成洗剤のビジョン」 …… 219
第10章　日本石鹸洗剤工業会の活動 …… 231
第１節　日本油脂工業会から日本石鹸洗剤工業会へ
——その発展と活動 …… 231
第２節　日本石鹸洗剤工業会30周年記念行事 …… 243
第３節　日本石鹸洗剤工業会の国際交流 …… 246
第４節　日本石鹸洗剤工業会（日本油脂工業会）主催の全国油脂産業野球大会 …… 247
第５節　油脂工業会館記念事業「油脂技術優秀論文」「油脂産業優秀論文」の表彰 …… 248
資料・年表
石鹸・洗剤・油脂製品生産数量 …… 256
石鹸・洗剤油脂製品生産金額 …… 258
石鹸・洗剤油脂製品輸出実績 …… 260
石鹸・洗剤油脂製品輸入実績 …… 262
牛脂等輸入実績 …… 264
石鹸・洗剤・油脂製品・生産能力と稼動率 …… 264
実行関税率表 …… 266

新製品一覧表 …… 280
新技術一覧表 …… 290
年　表 …… 293

あとがき …… 305

# 油脂石鹸洗剤工業史

# 序 章

いま，年生産額4,024億円（昭和55年）に達している油脂加工・石鹸・洗剤工業の濫觴にさかのぼるとき，先人のゆたかな知恵と多くの努力が積み重ねられてきたことを如実に知る。前著「油脂工業史」はその歴史をつぶさに述べている。昭和46年に刊行されたものであり，本著はそれにつづく最近10年の歩みを記述するものである。本編に入るに先だって，油脂工業史が対象とした油脂加工・石鹸・洗剤にかかわる発展のあとをたどり，序章にまとめて，本編へのいとぐちにしたいと思う。

油脂と木灰とが結びついて洗浄剤が生まれたのは紀元前のことであった。それを受け継いで8世紀のころになると，シャボン煮きの職人の技能が認められ，地中海沿岸を中心に技術がひろがっていったとされている。そして16世紀から17世紀になると，フランス，スペイン，イタリアで石鹸づくりが盛んになり，使う人びとの層をひろげていった。

石鹸が近代工業としての歩みを踏みだしたのは，ルブランの人工ソーダ製造法の発明（1790），あるいはグリセリンの発見（1779），油脂成分の解明(1811)など，石鹸に関連する業績がたてつづけに現れたためであり，加えて，これを追うように進められた石鹸製造機械の開発によってであり，一挙に発展へと突き進んだのであった。

日本に石鹸がいつ渡来したかは明確にされていないが，洗浄剤としての石鹸が取り入れられるようになったのは，徳川末期の蘭学を通じてであり，鎖国が解かれるとこの知識が基礎となって，新しい産業として積極的に取りあげられるようになった。明治新政府は明治2年(1869)大阪舎密局，同3年京都舎密局と矢つぎ早やに開設し，同4年東京鳴春社，同5年には長崎で又新社，同6年横浜で堤石鹸製造場開設など，明治初期には十数カ所の石鹸工場が生まれた。

しかし，その製造技術や原料は十分なものでなく，さまざまな混乱をひきおこしたのは止むを得ないことであった。混乱，試行錯誤を重ねつつ，次の時代へと引き継がれてゆく。当時，政府は産業奨励に積極的であり，大学や

工業試験場等の生産技術の研究も急速に進められていたので，石鹸の製造技術もめざましく向上し，粗悪石鹸は排除され，良質石鹸が市場に迎えられるようになった。

石鹸の消費量は文化のバロメーターといわれているが，石鹸が洗たく用のほか，従来の入浴習慣の中にとり入れられ，あるいは洗顔に用いられるようになったのは，日本人の清潔好きが根底にあるとはいえ，啓蒙に努めた為政者や社会の指導者の功は忘れてはならないであろう。

石鹸が社会に迎え入れられるにつれ，意欲的に石鹸製造に携わる人たちがふえ，つぎつぎに頭角をあらわすようになり，石鹸の社会的地位を高めていった。石鹸工業の発展は日本経済の歩みと軌を一にする。平和と自由を謳歌する文化的用品としてもてはやされ，あるいは，国家的必需品として生産拡充が要請されたりした。

明治初期以降，輸入石鹸がしばしば日本市場に食指を動かして進出を図ったが多くは失敗に終わり，国産石鹸の市場となり，一部は輸出されるなど，石鹸工業は堅実な歩みをつづけた。石鹸メーカーの数は年々ふえ，また，ブランドも市場に多数出回ったので，生産は逐年増加をつづけ，昭和14年には264,889トンを記録した。

石鹸の種類としては，統計上の区分では，化粧用，工業用，洗濯用その他に区分された時代(明治～大正)，化粧石鹸，工業用石鹸，薬用石鹸，洗濯石鹸，粉石鹸，その他に区分された時代(大正末期～昭和17年)，浴用石鹸，固形洗濯石鹸，粉末石鹸，繊維用石鹸，工業用石鹸，その他石鹸，に区分された時代（昭和18年～）があり，それぞれの時代相がうかがわれる。

油脂加工工業の中のグリセリンは石鹸の生産に伴って生ずる廃液からのグリセリン回収にはじまり，その精製でグリセリン工業が育ち，民生用とともに軍事用の必要物質（火薬原料）として重視され，国家的支援をも受けて比較的はやく確立した。

油脂の硬化技術は明治時代末より注目され，わが国でも俊秀な化学者たちによって先駆的な研究が進められていた。しかし，ドイツの硬化技術が先行していたため，若干の迂余曲折を経て，やがて独自の硬化油工業が確立され，発達した。資源的には豊富な魚油資源があり，この有効利用は国家的要請でもあった。また，牛脂に代わる石鹸原料としての硬化油が待望されていたので多くの企業が積極的に参入し，昭和3,4年ごろより生産量が増加して昭和13年にはピークに達した。一方,脂肪酸工業も次第に発達しつつあった。

しかし，太平洋戦争が日本経済のすべてを根底から破壊したように，油脂加工工業もそれを免れず，石鹸生産設備が約35％を喪失したのをはじめ多くの設備は破壊され，原料油脂は枯渇し，その機能はほとんど停止状態に陥った。だが，油脂加工工業の復興は国民生活安定のため必須のことであったから，国家的支援を受け，そのため統制経済の拘束を多く受けたものの，比較的早く復興することを得，国民経済に寄与した。そして，昭和25年，石鹸は統制を解かれ，自主性を回復した。

合成洗剤が新しい洗浄剤として生産発売されたのは昭和９年にさかのぼるが，石油化学の発達をふまえて新しくデビューしたのは戦後の昭和28年であった。アメリカの合成洗剤工業に範をとっての生産発売であった。合成洗剤は数年後には家庭用洗剤として急伸し，洗たく用石鹸を追い越し，ついには優位に立った。その間，長い時間を要しなかったのは，ライフスタイルの変化，電気洗濯機のめざましい普及があったためであるが，合成洗剤の有用性が社会に受け入れられたことを示すものでもある。

合成洗剤とその周辺製品の進歩にもめざましいものがあった。台所用洗剤が開発されたのもその一つであるが，新しい分野を開拓して行ったシャンプー等のヘア関連製品の伸びもいちじるしいものがあった。

石鹸・硬化油等が復興するのを追って，脂肪酸工業も伸びはじめた。脂肪酸工業はグリセリンとともに発達したといってよく，戦前はその用途も狭く，石鹸原料として使用される程度であったが，戦後は経済の回復とともに生産をふやし，用途も新しい化学工業原料としてプラスチック配合剤用，合成ゴム用や化粧品用等に進出し，ファインケミカルの一端を担う重要工業として伸びた。

かくの如く，油脂加工・石鹸・洗剤工業は次第に力量を増してゆくのであるが，近年の特長といえば生産技術の近代化が急速に進み，生産規模の拡大と品質の向上，製品の多様化があげられるであろう。各企業の集中的努力の結晶であるが，政府，経済界，学界等からの支援も大きく，これらの業界を押しあげたといっていい。公的なものにJISの制定があり，公正取引委員会の積極的な動き，あるいは企業責任の強化等，新しい環境が生まれた。

企業のＰＲ活動，宣伝広告の拡大は戦後の新しい動きの一つであり，宣伝媒体の充実と表現技術の進歩が，新しい時代の象徴とされ，激しい動きを示した。

一方，消費者の生活物資への関心にも高まりが見られ，積極的発言が相つ

ぎ，製品の安全性，価格の適正化，環境保全等について，消費者と企業との接触に深まりが見られた。

日本経済は国民総生産（GNP）の記録を更新して発達をつづけ，貿易も拡大して国際性もますます強まるのであった。最近10年の歩みはこれらの経済環境の中から出発しており，その影響を強く受けた。

本著はこれらの経緯を踏まえ，最近10年〔昭和46年(1971) ～55年(1980)〕の歩みを記述する。

# 第1章
# 最近10年の油脂加工工業

## はじめに

油脂加工工業のここ10年の推移は，需要の多様化に伴って，ファインケミカルの分野への貢献度を高めつつ発展をつづけ，日本経済の高度成長とともに活発化した国内需要を受けとめ，生産を伸ばした。また同時に，かつて経験したことのない石油ショック（昭和48年～49年）に遭遇するなど特異な10年でもあった。

一方，原料である油脂の生産事情も動きが激しく，生産国事情を反映して供給の不安定，価格の高騰等の影響を強く受けた。こうした大きな動きの中にあって，硬化油，脂肪酸，グリセリン，高級アルコールの各分野の推移を見るとき，それぞれ固有の需給要因によって，独自の消長を見せているのが注目される。

## 第1節 原料油脂10年間の趨勢

原料油脂の供給確保と価格安定は，油脂加工工業にとって重要課題であるが，国際商品である油脂は動揺が大きく，わが国の業界は油脂事情の推移から一瞬も目を放せない状況の中に置かれた。この10年は大きな変動に見舞われた時代であった。

油脂の需給は大局的に見れば，きわどいバランスの上に立っており，これを反映した価格の変動に常にゆれ動かされたのであるが，とくに48年～50年の激変を契機に新しい価格レベルへと変化したのは大きな出来事といえる。

原料油脂の需給や価格を変動させる要因としては，世界各国の農産物の作柄，買付けの変化等，端倪すべからざるものが含まれており，一時的安定を得ても，やがて変動へと移り，異常高値のあとに下落が来るなど，国際商品らしい値動きを見せ，やし油の如きも産地国事情を反映して価格変動が大きく，波乱多きものがあった。

この間，供給不安について，あるいは牛脂の品質の保持（ポリエチレン混入等）について，アメリカ当局に工業会から善処を要望するなど，わが国の業界からの要望は随時行われた。同時に，油脂の長期的供給確保に立った新しい油脂資源の開発への積極的行動などは，ようやく深刻化する油脂事情を反映しての施策であった。

## 原料油脂の動向

**牛　脂**　牛脂はアメリカの市況によって左右された。ここ10年間の動向は，46年は前年からの堅調を引き継いだものの後年には価格が下がり，これに加えてドル安，円高等の為替条件が加わり，油脂加工工業にとっては有利な牛脂事情であった。この間，アメリカの港湾労働者の積荷ストなどがあり，不安はあったものの供給は維持され，47年2月には近年にない安値（C＆F，日本，168ドル）をつけた。しかし，それも束の間，47年8月には200ドルを超す価格となり，乱調の兆しを見せつつ，48年に引き継がれた。

この年，アメリカの農産物輸出規制（48年7月～9月）が行われ，前年の世界各国（ソ連，中国，インド，オーストラリア，フィリピン等）の農産物不作もあって，牛脂の供給不安と価格の高騰が一挙に吹き出し，市況は混乱状態に陥ったのであった。牛脂価格は一時的とはいえ，C＆F価格で700ドル（48年8月）を突破する異常高値を示し，それに石油供給不安に伴う経済基調の変動があり，牛脂事情もまた緊張の連続であった。

こうした情況下に牛脂価格は高値をつづけ，50年に300ドル台を見せたものの，終始，高値気配の不安の中に置かれた。牛脂価格は51年にふたたび騰勢に転じ，53年には前年比35％高を示すなど，牛脂価格の基調は変化をつづけていた。

この間，50年にオーストラリア牛脂がアメリカ牛脂を凌駕して輸入されるなど，新しい現象が見られたが，これなどは仕入国分散，多角化をすすめた買付け態度の反映といえるであろう。

国際的な牛脂高騰の国内価格への影響がやわらいだのは，52年後半の円高によるものであった。これはすべての輸入品に共通のものであるが，油脂加工工業も円高の好影響を受けたといえる。製品安の原料高が幾分なりとも緩和されたのである。

**やし油・コプラ**　46年から下降傾向を見せていたやし油価格は47年も低落を

（単位：円/トン）

| | |
|---|---|
| 昭和47年7月 | 70,000円 |
| 49年1月 | 400,000円 |
| 49年4月 | 500,000円 |
| 50年1月 | 210,000円 |
| 50年11月 | 120,000円 |
| 51年9月 | 170,000円 |
| 51年12月 | 200,000円 |
| 52年4月 | 270,000円 |
| 52年8月 | 140,000円 |
| 53年12月 | 230,000円 |
| 54年7月 | 325,000円 |

つづけ，国内相場で47年7月にはトン当たり70,000円の安値をつけた。しかし，47年末から反騰に転じ，それはとどまるところを知らず，49年4月には500,000円を記録した。これを頂点とするやし油相場の浮動はめまぐるしいものがあり，油脂加工工業はその対応に悩まされるのであった。工業用やし油国内価格の推移の一斑を示すと左欄の通りである。

高値の原因はコプラ産出国，主としてフィリピンの不作が原因であり，高値後の反落は消費国のやし油から他の油脂への原料転換，産出国の輸出力回復があげられるが，こうした価格の乱高下は油脂業界にとっては“当惑”であった。やし油の輸入量は価格高騰時には減少したが産出国のコプラ輸出の抑制，やし油輸出の奨励を受けて，やし油の輸入量は増加傾向をつづけた。

なお，やし油と同じ性質を持つパーム核，パーム核油の輸入も増加した。

コプラ，やし油，パーム核及びパーム核油の輸入量　（単位：トン）

| | コプラ | やし油 | パーム核 | パーム核油 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 122,396 | 326 | 38,851 | |
| 47年 | 124,450 | 10,741 | 21,682 | 405 |
| 48年 | 134,233 | 23,107 | 12,177 | 2,463 |
| 49年 | 86,351 | 17,414 | 3,965 | 1,187 |
| 50年 | 89,866 | 21,449 | 6,698 | 4,514 |
| 51年 | 110,856 | 30,596 | 6,463 | 3,054 |
| 52年 | 97,785 | 27,977 | 11,089 | 3,690 |
| 53年 | 90,364 | 28,722 | 5,972 | 6,775 |
| 54年 | 55,659 | 47,947 | 9,177 | 9,650 |

（資料：大蔵省関税局）

やし油の価格はコプラの価格とほぼ同調しており，波乱に富んだものであった。コプラの輸入先としてはフィリピンが主であったが，50年にはパプア，ニューギニアからの輸入がフィリピンを凌いだ。フィリピンがコプラの輸出を抑え，やし油の輸出に力を入れ，搾油設備も増設して生産力を増大させたのに対し，パプア，ニューギニアは搾油工場が1工場しかなく，コプラ輸出を主にしていたことが，この結果を生んだといえよう。

**パーム油**　パーム油の輸入が48年を境に急速な伸びを示して注目された。産油国であるインドネシア，マレーシアがパームプランテーションを国策として積極的に輸出促進を図った結果であり，また，日本の企業が現地に合弁企業をつくって進出する等，積極的な姿勢が輸入増をもたらしたといえるであ

ろう。

パーム油の輸入量　（単位：トン）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 40,947 | 昭和51年 | 153,489 |
| 47年 | 54,865 | 52年 | 146,721 |
| 48年 | 100,320 | 53年 | 141,705 |
| 49年 | 115,334 | 54年 | 138,995 |
| 50年 | 107,741 | | |

（資料：大蔵省関税局）

**魚油・鯨油**　魚獲に左右されるため，魚油の生産量は変動が多いが，貴重な国産油脂として，重要な役割を持つものである。魚油の生産量推移は次の通りであり，53年には史上最高の生産を記録した〔過去の最高記録は昭和11年の100,273トンであった(朝鮮産魚油を含む)〕。魚油への期待は大きく，沿海漁況の推移に強い関心が持たれた。

魚油と並ぶ鯨油は貴重な油脂原料であったが，捕鯨への制約が強まり，今後は期待できないものとなった。

魚油及び鯨油の生産量推移　（単位：トン）

| | 魚　油 | 鯨　油 |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 68,510 | 69,770 |
| 47年 | 73,984 | 56,277 |
| 48年 | 87,523 | 49,116 |
| 49年 | 142,540 | 59,583 |
| 50年 | 135,862 | 38,485 |
| 51年 | 140,925 | 23,962 |
| 52年 | 186,800 | 19,800 |
| 53年 | 280,883 | 11,732 |
| 54年 | 280,000 | 7,561 |

（資料：農林省・農林水産省）

油脂加工工場における油脂の全消費量　（単位：トン）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 611,385 | 昭和51年 | 664,581 |
| 47年 | 653,722 | 52年 | 749,529 |
| 48年 | 768,741 | 53年 | 778,142 |
| 49年 | 709,320 | 54年 | 807,134 |
| 50年 | 635,121 | | |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

# 第2節 硬化油について

## 硬化油の生産推移

硬化油全般の年次生産量は昭和48～49年の石油ショックとその後遺症である50～51年の需要不振を除けば，生産は増加し，原料価格の高騰を反映して生産金額も高水準へと移行した。

**硬化油の生産推移**　（単位：トン　金額：千円　カッコ内前年比）

| | 生産量 | 生産金額 |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 223,554 (101) | 26,608,186 (104) |
| 47年 | 239,717 (107) | 27,544,733 (104) |
| 48年 | 269,638 (112) | 38,217,795 (139) |
| 49年 | 231,601 ( 86) | 54,397,884 (142) |
| 50年 | 190,726 ( 82) | 46,326,922 ( 85) |
| 51年 | 204,517 (107) | 43,246,165 ( 93) |
| 52年 | 241,661 (118) | 53,832,661 (124) |
| 53年 | 264,046 (109) | 54,021,178 (100) |
| 54年 | 282,141 (107) | 56,950,671 (105) |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

46年を100とするとき，54年の生産量は126，生産金額は214となる。硬化油のうち食用硬化油は食生活の洋風化によっていちじるしい伸びを見せており，その生産推移は次の通りである。

**食用硬化油の生産推移**　（単位：トン　カッコ内前年比）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 152,254 (103) | 昭和51年 | 162,899 (108) |
| 47年 | 150,372 ( 99) | 52年 | 196,840 (121) |
| 48年 | 158,712 (106) | 53年 | 217,388 (110) |
| 49年 | 159,854 (101) | 54年 | 243,549 (112) |
| 50年 | 150,385 ( 94) | | |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

**工業用硬化油の生産推移**　（単位：トン，金額：千円，カッコ内前年比）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 71,300 ( 97) | 昭和51年 | 41,618 (103) |
| 47年 | 89,345 (125) | 52年 | 44,821 (108) |
| 48年 | 110,926 (124) | 53年 | 46,658 (104) |
| 49年 | 71,747 ( 65) | 54年 | 38,592 ( 83) |
| 50年 | 40,341 ( 56) | | |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

食用硬化油は46年を100としたとき，54年は160であり，硬化油の生産増はもっぱら食用硬化油によるものであることがわかる。

工業用硬化油は46年を100としたとき，54年は54%であった。このように統計上，工業用硬化油の生産量がいちじるしく減少した理由の一つとしては，硬化方式を，硬化油を分解して硬分脂肪酸を製造する方式から，直分脂肪酸に水素添加して硬化する方法に切り替えた企業があったためで，その影響が統計数字に反映した。工業用硬化油の主な用途は，分解用，石鹸用，界面活性剤，その他であるが，その他に属するものとしては，クレヨン，グリース，化粧品，研磨剤等があげられる。最近10年間の油脂加工工場の硬化油用途別消費量を見ると次の通りである。

油脂加工工場における硬化油，用途別消費量　（単位：トン）

| | 分　解　用 | 石　鹸　用 | 界面活性剤 |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 52,395 | 7,766 | — |
| 47年 | 67,692 | 7,087 | — |
| 48年 | 80,116 | 6,811 | — |
| 49年 | 49,139 | 6,151 | — |
| 50年 | 22,192 | 4,755 | 1,301 |
| 51年 | 26,938 | 1,858 | 1,661 |
| 52年 | 26,686 | 6,022 | 1,708 |
| 53年 | 28,539 | 6,362 | 1,636 |
| 54年 | 21,938 | 4,841 | 1,676 |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

食用硬化油の硬化技術としては，新しい触媒の開発が依然として大きな課題であった。食用にされるものであるだけに食品衛生上の安全性が高度に要求されており，現時点で法的に認められている元素はニッケルと銅であり，これを駆使して製造が行われているが，すでに新しい開発が進んでおり，今後の進歩が期待されるのである。

硬化用に使用される主な油脂の最近10年の使用量推移は次の通りであり，魚油とやし油，パーム油がウエートを高めているのが注目され，水産資源問題の重要性が示されている。

硬化油用原料油脂の使用量推移　（単位：トン）

| | 昭和45年 | 46年 | 47年 | 48年 | 49年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 牛脂 | 76,343 | 65,329 | 77,593 | 94,022 | 54,941 |
| ながす鯨油 | 14,319 | 7,142 | 5,317 | 10,635 | 4,767 |
| まっこう鯨油 | 424 | 398 | 323 | 658 | 609 |
| 魚油 | 63,996 | 64,045 | 71,548 | 71,463 | 70,833 |
| やし油 | 8,716 | 7,228 | 7,721 | 11,677 | 9,733 |
| パーム油 | — | — | 1,577 | 4,504 | 14,353 |
| パーム核油 | 3,142 | 2,949 | 4,937 | 5,748 | 2,439 |
| ひまし油 | 2,330 | 1,408 | 1,631 | 1,938 | 1,235 |
| その他の油脂 | 60,097 | 71,152 | 80,400 | 94,902 | 94,702 |
| 合計 | 229,367 | 219,651 | 251,047 | 295,547 | 253,612 |

| | 昭和50年 | 51年 | 52年 | 53年 | 54年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 牛脂 | 52,590 | 42,957 | 46,739 | 31,981 | 24,248 |
| ながす鯨油 | 799 | 653 | 417 | 942 | — |
| まっこう鯨油 | 806 | 566 | 364 | 229 | 260 |
| 魚油 | 49,161 | 48,235 | 64,099 | 58,787 | 78,059 |
| やし油 | 10,565 | 14,165 | 13,858 | 14,099 | 12,412 |
| パーム油 | 8,179 | 11,180 | 19,151 | 8,943 | 9,982 |
| パーム核油 | 5,870 | 4,970 | 6,481 | 7,656 | 9,020 |
| ひまし油 | 1,309 | 1,690 | 1,659 | 1,974 | 1,715 |
| その他の油脂 | 72,558 | 75,979 | 107,234 | 99,606 | 107,620 |
| 合計 | 201,837 | 200,395 | 260,002 | 223,569 | 243,316 |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

## 第3節 脂肪酸について

### 脂肪酸の生産推移

脂肪酸は天然油脂を分解して生ずる生成物の一つであり，化学工業の原料としてひろい分野に供給され，国内需要のほとんどを充足している。脂肪酸工業が油脂工業の先駆的役割を果たして来たことはよく知られているが，最近の動向としては，原料油脂のほとんどを輸入にたよっている脂肪酸工業は，原産地の油脂原料事情に左右される要素が多く，加えて付加価値の低い一次加工にあっては，原料供給の浮動性の圧迫の下に，低利潤を余儀なくされるケースが多く見られた。

同時に，これからの脱皮が脂肪酸工業の重要課題であって，その方向はファインケミカル指向であり，精製脂肪酸及び脂肪酸誘導体の需要開拓が重視されている。

脂肪酸統計の上で，直接分解脂肪酸（直分脂肪酸）と硬化分解脂肪酸（硬分脂肪酸），並びに主たる精製脂肪酸であるステアリン酸，オレイン酸，ラウリン酸の生産推移を見よう。

**脂肪酸の生産推移**　（単位：トン　カッコ内は前年比）

| | 直分硬分 脂肪酸 | 精製脂肪酸 | 計 |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 139,212(105) | 30,351(109) | 169,563(106) |
| 47年 | 149,649(107) | 33,922(112) | 183,571(108) |
| 48年 | 173,421(116) | 39,616(117) | 213,037(116) |
| 49年 | 145,548( 84) | 28,973( 73) | 174,521( 82) |
| 50年 | 140,245( 96) | 28,135( 97) | 168,380( 96) |
| 51年 | 168,298(120) | 41,066(146) | 209,364(124) |
| 52年 | 166,628( 99) | 46,859(114) | 213,487(102) |
| 53年 | 174,412(105) | 48,966(104) | 223,378(105) |
| 54年 | 190,292(109) | 55,813(114) | 246,105(110) |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

上記の脂肪酸の中で，直分脂肪酸と硬分脂肪酸の生産推移は次の通りである。

**直分硬分脂肪酸の生産推移**　（単位：トン）

| | 直分脂肪酸 | 硬分脂肪酸 |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 73,807 | 65,405 |
| 47年 | 73,952 | 75,697 |
| 48年 | 85,649 | 87,772 |
| 49年 | 84,650 | 60,898 |
| 50年 | 82,981 | 57,264 |
| 51年 | 99,347 | 68,951 |
| 52年 | 104,034 | 62,594 |
| 53年 | 108,347 | 66,065 |
| 54年 | 126,293 | 63,999 |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

直分脂肪酸が生産量をふやしているのが見られるが，トール油脂肪酸の生産量が算入されるようになったことも寄与しているであろう。硬分脂肪酸の生産量がここ10年間ほとんど変化を見せていないが，これは脂肪酸生産のプロセスの変化の影響もあってのことであり，直ちにこの部門の消長と結びつけるのは困難である。また，精製脂肪酸の中でステアリン酸の伸びが見られ

るが，これらの生産推移についても，ステアリン酸と硬分脂肪酸との合計で見るのが適切であろうとされている。

ここで，ステアリン酸，オレイン酸，ラウリン酸，その他の精製脂肪酸の生産推移を見よう。

**精製脂肪酸の生産推移**　（単位：トン）

| | ステアリン酸 | オレイン酸 | ラウリン酸 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 11,217 | 6,893 | 3,333 | 8,906 |
| 47年 | 11,426 | 8,791 | 4,893 | 8,812 |
| 48年 | 12,850 | 8,293 | 7,217 | 11,256 |
| 49年 | 9,489 | 5,819 | 5,164 | 8,501 |
| 50年 | 9,605 | 5,755 | 4,253 | 8,522 |
| 51年 | 16,615 | 7,982 | 5,102 | 11,367 |
| 52年 | 20,967 | 8,932 | 5,220 | 11,740 |
| 53年 | 21,338 | 9,929 | 4,588 | 13,111 |
| 54年 | 26,400 | 10,317 | 4,927 | 14,169 |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

また，パルミチン酸，ミクマチン酸の伸びが目だった。精製脂肪酸のカテゴリーにおいては，原料—生成物の生産プロセスに新しい技術が開発され，流動的になって来ているのが指摘されよう。

なお，ステアリン酸の主たる用途は，安定剤，ゴム用，界面活性剤，化粧品，アマイド，洗剤，医薬品，石鹸などであって，とくに安定剤，ゴム用，界面活性剤が需要の柱であった。オレイン酸の用途は紡績，繊維仕上用の界面活性剤，合成ゴム，乳化重合剤，金属加工油，アマイド等であり，ラウリル酸もまた界面活性剤，安定剤，化粧品，エステル等向けのほか，還元アルコール用に使われている。

脂肪酸工業が技術的コスト低減によって，低利潤からの脱出を図るとすれば，一次工程でのプラント大型化によるスケールメリットと，ファインケミカルを指向することによる付加価値の引きあげであり，脂肪酸誘導体の開発に関心が寄せられた。この路線は少量多品種化を意味するものであった。

脂肪酸誘導体は多々あるが，中でも脂肪酸エステル，脂肪アミン，脂肪アマイド，金属石鹸，界面活性剤等があげられる。脂肪酸エステルには大手企業のほとんどが進出しており，プラスチック配合剤，化粧品原料，可塑剤用及び中間原料として生産される。脂肪アミンは年間生産量そのものはきわだって大きい数字ではないが，界面活性剤，石油添加剤あるいは化粧品の需要に応じている。脂肪アマイドは用途のひろがりがいっそう期待される誘導体

であって，プラスチック等各種工業用用途が開発され，底堅い需要を反映して，手堅い生産量を維持してきた。金属石鹸は生産量で脂肪酸誘導品でのトップをゆくもので，プラスチック配合剤を主に，製紙用，塗料用，医薬品用，化粧品用，グリース用等に用いられている。

このほか，脂肪酸からは不飽和アルコール，シュガーエステル等の新しい誘導品が開発されている。

脂肪酸の生産能力とその稼動率は別表 (p. 15) に示す通りであるが，脂肪酸プラントの課題は一次工程でのプラント規模の大型化であり，その方法として，スクラップ・アンド・ビルドが進行中であり，旧プラントを廃棄して協業による大型化を図るケース，企業単独で既存プラントを廃棄して効率的な新プラントを建設するケースなど，技術的合理化とスケールメリットを指向する動きが見られる。昭和55年の生産能力は拡大とともに，コストダウンがいっそう進むものと推定されている。

## 52年の時点における脂肪酸の長中期展望

脂肪酸が油脂部門において重要度を増すにつれて，脂肪酸のもつ幾多の課題を総合的に展望しておく必要があり，その問題解明によって，関連企業あるいは関与者たちにはっきりとした問題意識を提起することとなる。工業会は日本化学工業協会の委託により，その作業を行い，昭和52年4月に報告をまとめている。要旨は簡潔であるが，その含蓄するところは多面的で，その時点における価値ある展望といえよう。

### 脂肪酸の長中期展望

52. 4

日本石鹸洗剤工業会

1. 緒　言

脂肪酸工業は，硬化油工業，石鹸工業とともに発展した産業で，戦前は石鹸原料，ろうそくにその大部分が向けられていた。しかし，戦後は，石鹸に代る合成洗剤の登場に示されるように，従来の需要分野の少なからぬ部分を，新たに出現した石油化学系製品によって置換えられるという事態に当面した。このような中にあって，業界自身による界面活性剤等の誘導体事業の積極的開発育成と，ゴム工業，安定剤工業，塗料工業等脂肪酸需要業界の発展とによって，それなりの成長を遂げてきたというのが，わが国脂肪酸工業のこれまでの経緯である。

戦前における近海産魚油への依存に代って，戦後，米国牛脂および南方産や

し油にその殆どを代替依存することになった脂肪酸工業は，これら天然油脂原料の相場の不安定によって悩まされ続けており，さらに世界的な食糧問題が抬頭してきた今日以降，食糧資源でもある油脂原料の工業用としての長期的な確保問題にも直面させられることになった。

昭和50年を転機とした低成長期を迎えて，前述の関連産業需要分野に対して，従来のような成長を期待できなくなった現在，欧米の脂肪酸工業との競合ならびに発展途上国の競争相手としての成長をあわせ考えると，原料をほぼ全面的に輸入にたよらざるを得ない，わが国脂肪酸工業の前途は容易ならぬものがあるというのが，業界共通の認識である。

2. 需要の推移

(1) 41～45年，46～50年の需要伸長率（平均）

41～45年　15%

46～50年　0%

46～50年の平均伸長率は0%となっている。これはこの間の需要が48年をピークにして，49～50年は大きく落込んだため，平均値としては横這いという結果になったが，51年は48年なみの回復となっている。

(2) 現在（51年）の需要構成

輸　出　8.7%

内　需　87.1%

輸　入　4.2%

(3) GNPの伸長率が6%として，51～55年，56～60年の伸長率予測

内　需　51年　127%（対前年実績）

52～60年　3～4%

51年の対前年比127%は，6年間最低の127,129トンの需給に対するもので，今後の伸長率の参考にはならない。

52年以降は関連産業需要の低成長を反映して3～4%増程度で伸長するものと推定する。（脂肪酸需要予測グラフ参照）

(4) 内需の主用途比率

石鹸15%，ゴム17%，安定剤22%，塗料15%，界面活性剤8%，その他23%

3. 供　給

(1) 現在（51年）の生産能力と稼動率

生産能力　24,700トン／月

稼動率　57%

脂肪酸は油脂を分解した後，さらに精製工程として蒸留，分別を行ない，需要家の望む規格を提供するオーダーメイド製品で，精製工程では2～3回の蒸留，分別をくり返すこともある。従って稼動率75%がフル稼動(100%)になる。

(2)　現在，判明している新増設計画

なし

(3)　業界稼動率が75%に到達を予想される時期

伸長率　4%の場合　59年

3%の場合　62年

(4)　マクロ的に見た場合の供給サイドのネック

①　原　料……脂肪酸原料は主として牛脂，やし油で，そのほとんどを輸入に依存している。従って，常に相場の変動に左右されるために供給面に不安定感を与えている。また，今後の食用油脂不足問題により，工業用油脂への圧迫が深刻化することが予想される。

②　環　境……廃棄物処理，防災，保安，安全衛生面では現在特に問題はないが，公害防止処理施設に対する費用がコストを押しあげている点は，現在，将来とも変わらない。

4.　コストと価格

脂肪酸はコストに占める原料油脂費用が極めて高く，付加価値の低い製品である。これは，戦後原料を全面的に輸入に依存するようになったためで，以来技術水準の向上，合理化努力にも拘わらず低収益を余儀なくされている。従って，現在も原料費の上昇分も修正できず，総費用込みの価格体系造りまで至っていない。

5.　業界状況

前項に述べた如く低収益産業のため，十分な設備能力を保有しているので，過去10年間において新規企業の参画はみられなかった。

6.　研究開発

脂肪酸工業は過去，今後を含めて分解，蒸留，分別するもので，本質的にみて革新的な技術は期待できない。一時期において合成脂肪酸と取り組んだものの，結局成果は得られなかった。

今後は，脂肪酸誘導体としての研究開発の促進を図るべきと考える。

7.　国際競争力における問題点

技術面からみた競争力は十分あるが，輸出面では東南アジア向けが多いため，先進国間との競争は激化しており，輸入原料がコストに占める割合の高いわが国製品は不利な立場におかれている。この際，やし系油脂の輸入関税撤廃などの検討もなされるべきであろう。

以　上

**脂肪酸の需給統計資料**　（単位：トン，%）

| 年　次 | 生産量 | 前年比 | 輸入量 | 輸出量 | 需給量 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和 40 年 | 65,556 | | 2,552 | 1,103 | 67,005 | |
| 41 年 | 73,745 | 112.5 | 4,194 | 1,239 | 76,700 | 114.5 |
| 42 年 | 93,202 | 126.4 | 6,349 | 1,280 | 98,271 | 128.1 |
| 43 年 | 102,580 | 110.1 | 6,547 | 2,153 | 106,974 | 108.9 |
| 44 年 | 118,052 | 115.1 | 7,767 | 5,314 | 120,505 | 112.6 |
| 45 年 | 132,989 | 112.7 | 10,179 | 8,997 | 134,171 | 111.3 |
| 46 年 | 139,212 | 104.7 | 9,877 | 7,282 | 141,807 | 105.7 |
| 47 年 | 149,649 | 107.5 | 8,064 | 12,124 | 145,589 | 102.8 |
| 48 年 | 173,421 | 115.9 | 13,834 | 13,677 | 173,578 | 119.2 |
| 49 年 | 145,548 | 83.9 | 7,886 | 20,559 | 132,875 | 76.6 |
| 50 年 | 140,245 | 96.3 | 2,987 | 16,103 | 127,129 | 95.7 |
| 51 年 | 168,298 | 119.0 | 6,714 | 14,106 | 160,906 | 126.6 |

**脂肪酸の需要予測**（指数40年＝100）

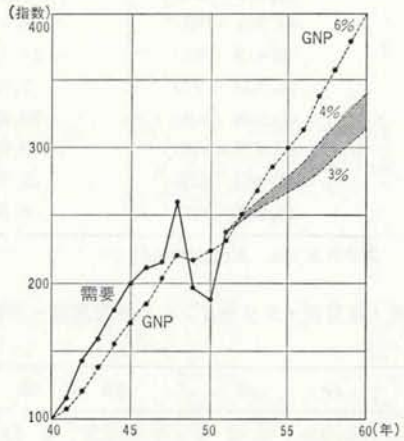


**脂肪酸の長中期展望委員会委員**

昭和52年2月

瀬田安正（旭電化工業株式会社　化成品事業本部工業薬品部長），林信郎(花王石鹸株式会社　化学品本部化学品営業部長)，小林昭夫（新日本理化株式会社　営業本部長)，郡仁次郎（日本油脂株式会社　総合企画部次長)，後藤俊一（ミヨシ油脂株式会社　油化事業部次長)

# 第4節 グリセリンについて

## グリセリンの生産推移

グリセリンは石鹸製造の際の鹸化廃液，あるいは脂肪酸の分解時に生ずる甘水を原料として生産され，合成グリセリンは石油系のプロピレンから合成される。グリセリンは広範囲の用途を持ち，中でも塗料，樹脂の需要が圧倒的で，ついで歯磨，たばこ，火薬，医薬品，化粧品等が主要な用途にあげられる。

**グリセリンの生産量と輸出量の推移**　（単位：トン　カッコ内前年比）

| | 生産量 | 輸出量 |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 33,261 (152) | 8,298 (614) |
| 47年 | 41,372 (124) | 12,222 (147) |
| 48年 | 44,301 (107) | 8,002 ( 66) |
| 49年 | 40,412 ( 91) | 14,030 (175) |
| 50年 | 36,934 ( 91) | 7,892 ( 56) |
| 51年 | 40,338 (109) | 10,857 (138) |
| 52年 | 40,415 (100) | 9,675 ( 89) |
| 53年 | 41,462 (103) | 12,562 (130) |
| 54年 | 44,221 (107) | 6,920 ( 55) |

（資料：通産省化学工業統計調査室，大蔵省関税局）

**油脂製品（硬化油・脂肪酸・グリセリン）の生産能力・稼動率推移**

（生産力：トン　稼動率：%）

| | 硬化油 | | 脂肪酸 | | グリセリン | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 生産能力 | 稼動率 | 生産能力 | 稼動率 | 生産能力 | 稼動率 |
| 昭和46年年平均 | 25,970 | 71.7 | 20,272 | 57.2 | 4,827 | 57.4 |
| 47年年平均 | 29,292 | 68.2 | 20,785 | 60.0 | 5,305 | 65.0 |
| 48年年平均 | 30,772 | 73.0 | 20,692 | 69.8 | 5,383 | 68.6 |
| 49年年平均 | 31,170 | 61.9 | 23,815 | 50.9 | 5,408 | 62.3 |
| 50年年平均 | 31,588 | 50.3 | 24,529 | 47.6 | 4,898 | 62.8 |
| 51年年平均 | 31,942 | 53.4 | 24,707 | 56.8 | 4,833 | 69.6 |
| 52年年平均 | 37,547 | 53.6 | 24,525 | 56.6 | 4,832 | 69.7 |
| 53年年平均 | 38,170 | 57.6 | 23,977 | 60.6 | 4,566 | 75.7 |
| 54年年平均 | 34,300 | 68.5 | 22,980 | 69.0 | 4,592 | 80.2 |

（注）・硬化油は食用硬化油，工業硬化油を対象とする。
・脂肪酸は分解脂肪酸(直分，硬分)を対象とし，精製脂肪酸は含まない。
・グリセリンは精製で，合成グリセリンを含む。
（資料：通産省化学工業統計調査室）

グリセリンは生産量の増加とともに，輸出への努力がなされ，グリセリン輸入国から輸出国に転じたのは46年からであった。輸出には主として合成グリセリンが向けられた。グリセリンはもともと国際商品の性格を持ち，絶えず国際価格の影響を受けるので，需給のバランスを保つためには供給余力を持つ必要があり，一方，市場安定のためには国内需要の拡大を計るとともに輸出市場開拓が望まれたのである。

## 第5節　油脂調査団の派遣

油脂原料の確保，未利用油脂の開発，油脂生産国の事情把握と関係強化は業界にとって重要課題となり，工業会は通産省の補助を受け，あるいは業界の負担によって，最近10年の間に数次にわたって工業用油脂を対象とする調査団を海外へ派遣した。調査団のメンバーは工業会会員会社の専門家によって構成され，実施に当たっては通産省当局，関連業界の協力支援があり，各調査団は調査報告書をまとめ，その結果を報告している。これらの調査団は昭和45年の第4次米国牛脂産業視察団派遣につづくものである。

なお，昭和49年にはフィリピンのコプラ・やし油市場調査をジェトロに依頼した。同時に，アメリカ牛脂の市場調査も依頼した。

### 昭和50年工業用油脂調査団

主としてパーム油，やし油を対象として，工業用油脂調査団は昭和50年9月22日～10月11日にかけて派遣され，マレーシア，インドネシア，フィリピンを訪問，関係国当局，現地業界と懇談を持ち，工業用を目的とした油脂事情を調査した。従来，あまり関心を持たれなかった工業用を目的とした調査であったので，産地側も日本の工業用需要に積極的な関心を持つなど，予想以上の新しい意義を持つ視察であった。調査団は10月29日，業界に調査報告を行い，つづいて12月に詳細な調査報告書を発表した。

主な訪問地及び訪問先は次の通りである。

**主な訪問地**

クアラルンプール，ペナン，メダン，パラパット，ベラワン，ジャカルタ，シンガポール，マニラ，タバオ，セブ等

**主な訪問先**

マレーシア：マレーシア第一次産業省，連邦土地開発局，連邦工業局，パーム

油生産者協会（MPOPA），その他現地企業，工場等

インドネシア：インドネシア国営農園公社農園総局，同メダン支所，現地農園，搾油工場，港湾施設等

フィリピン：フィリピン商業者，フィリピンココナツ局（PCA），同研究所，フィリピンココナツ局連合，その他現地企業等

（注）上記訪問先リストには日本政府，民間企業等の出先機関名は省略した。以下同じ。

団長　村井孝一（新日本理化社長），副団長　小山田盛方（日本油脂常務取締役），団員　阪本義雄（阪本薬品工業社長），渋谷健介（ニッサン石鹸技術部長），井上享（ミヨシ油脂工業品営業課長），太田幸雄（牛乳石鹸共進社主任研究員），高野亮蔵（豊年リーバ原料課長代理），辻谷実（日本石鹸洗剤工業会業務課長），斎藤利雄（川研ファインケミカル専務），関口一（ライオン油脂総合企画部長），栗野文治郎（資生堂工場技師長）

**（報告要旨）**

報告書は129ページにわたり，詳細に調査結果を記述報告したものである。第1部総論（調査の目的，各国の概要，各国の特産油に対する姿勢，将来の問題点），第2部各論（マレーシア，シンガポール，インドネシア，フィリピン各国の国内事情，油脂産業事情等），第3部訪問所見，第4部参考資料，その他からなり，調査団が用意した質問項目に対する当該国政府，流通，研究所，農園，工場等からの回答のまとめ，入手した資料による整理総括，訪問所見等が詳細に記述されている。なお，訪問先各国が栽培技術の向上，新品種の育成等に積極的に意欲を燃やし，先進各国の適切な協力があるならば安定した成長には十分の可能性があろう，と報告している。

また，パーム油，やし油等の工業用原料油脂の買付促進を図り，資源の確保に資するとともに，貿易の拡大等の経済協力の重要性を指摘して，協力発展への期待を述べている。

## 昭和51年中南米油脂資源開発調査団

工業用油脂の新資源開発の緊要性から，前年に引きつづき実施されたもので，アンチョビー油(ペルー)，ババス油(ブラジル)，ホホバ油（メキシコ・アメリカ）等について，生産（栽培も）状況，用途別消費，輸出とその問題点をテーマとした派遣であった。これらの油脂は新しい原料として注目されたもので，アンチョビー油は片口いわしの油など魚油資源として，ババス油は東南アジア地域のやし油やパーム核油と組成の近似から，ホホバ油はまっこう鯨油と組成の近似から，それぞれ有用性が期待されての調査団派遣であった。

調査団は51年11月7日～12月6日にかけて派遣され，その結果をまとめ52年2月に調査報告書を発表した。

主な訪問地及び訪問先は次の通りである。

**主な訪問地**

リマ，カヤオ，サンパウロ，リオ・デ・ジャネイロ，レシフェ，フォルタレーザ，テレジニア，サンルイス，ブラジリア，メキシコシティ，エルモーション，ツーソン，フェニックス，ロスアンゼルス，ホノルル

**主な訪問先**

ペルー：漁業省，魚粉・魚油生産公社，水産物検定公社，海洋研究所，魚粉・魚油販売公社，油脂工場（COPSA 社）等

ブラジル：ペルナンブコ州政府商工局，東北ブラジル開発庁，ピアウイ経済開発公社，現地企業（PHEBO 社，EIT 社，AGRIMA 社，AOGC 社）

メキシコ：エヒード開発供給公社，乾燥地開発委員会，ソノーラ実験農場

アメリカ：アリゾナ州立大学乾燥地域研究所，サンカルロス・ホホバ自生地，カリフォルニア大学及び同大学実験農場

団長　巽幸雄（第一工業製薬資材部次長），副団長　小林和人（横浜油脂工業開発室部長），団員　秋葉一（川研ファインケミカル資材課長），上原大洋（新日本理化主任研究員），後藤俊一（ミヨシ油脂油脂化成品工業品部次長），坂上義郎（日本石鹸洗剤工業会業務課長），渡辺邦明（花王石鹸仕入部員），牛山富行（牛乳石鹸共進社綜合研究所員），奥田隆弥（資生堂技術開発課員），斉藤政博（日本油脂尼崎工場製造部油脂課長），尾崎礼巳（ライオン油脂総合企画部員）

**（報告要旨）**

報告書は118ページにわたり，詳細に調査結果を記述報告したものである。第1部アンチョビー油（ペルー）（国内事情，政策，技術開係，需給，流通，将来の見通し，訪問所見，参考資料等），第2部パパス油（ブラジル）（国内事情，パパスやしの現状，開発方針，技術面の現状と課題，需給，流通，結論，訪問所見，参考資料等），第3部ホホバ油（メキシコ・アメリカ）（国内情勢，ホホバの概説，政策，技術，需給，流通，結論，訪問所見，参考資料），その他からなり，調査団が用意した質問項目に対する当該国の回答をまとめ，各種資料による各国の油脂事情を詳細に報告している。

総括としてはアンチョビー油，パパス油，ホホバ油のいずれも，いま直ちにわが国の工業用油脂原料として買付ける状態にはなく，増産あるいは開発のための期間が必要であるとし，日本の技術，資金を積極的に開発に投入することが期待されており，これらの一次産品を安定的に有利に使用するためには，生産されたものを単に輸入するだけでなく，この要望に沿った積極的な接触，連係の保持が望ましいとしている。

## 昭和52年米国牛脂調査団

海外油脂原料調査の一環として行われたもので，48年の牛脂輸出停止等の波乱の後だけに，重要な意味をもつ派遣であった。昭和52年6月11日～7月1日にかけて行われ，牛脂事情を視察するとともに，わが国にとって関心の深い品質に関する脱色性，ＰＥ混入，タイター低下等の問題を提起し，わが国の要望を伝えた。この調査結果をまとめ「米国牛脂調査団報告書」として発表した。

主な訪問地及び訪問先は次の通りである。

**主な訪問地**

シアトル，タコマ，サンフランシスコ，ロスアンゼルス，ラスベガス，ツーソン，ノガレス，ダラス，ニューオーリンズ，ワシントン，ニューヨーク，バッファロー，フィラデルフィア，シカゴ，ホノルル

**主な訪問先**

米国農務省海外農業局，同東部研究所，NRA 本部，シアトル牛脂輸出組合，タルメックス輸出組合，シアトル港湾局，シアトル地方関係業者その他タロー関係会社等

団長　大岩本忠(資生堂東京工場長)，副団長　森田和男(ニッサン石鹸専務取締役)，幹事　森田豊太郎(横浜油脂工業専務取締役)，団員　河原義治(花王石鹸副主任研究員)，藤井利一(牛乳石鹸共進社工場部油脂課長)，井ノ口修(新日本理化資材部長)，進藤信一(日本油脂尼崎工場長)，小林敏一(プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム購買本部資材課長)，影山浩(ミヨシ油脂神戸工場資材課長)，根津允雄(ライオン油脂東京工場長)，石橋信之(日本石鹸洗剤工業会常任理事)，坂田覚(ＮＡＲ東京所長代理)

**(報告要旨)**

報告書は66ページにわたり，詳細に調査結果を記述報告したものである。報告は部門別にまとめられ，総括が添えられている。部門はタンクターミナル（利用状況，取扱品種及び管理状態，タンクターミナルでの牛脂処理，訪問先その他)，サーベイヤー（タンクローリー及び牛脂輸送機器のクリーニング法，検量，サンプリング方法，訪問先その他)，ブローカー(役割，規模，組織，牛脂価格の決め方，牛脂の価格動向及び植物油脂との関係，品質問題でポリエチレン含有量，脱色性，タイター，遊離脂肪酸等に関して商社からの具体的指示状況，その他)，レンダラー（原料の集荷について，年産状況について，取引状況について，品質について，その他)，フィードロット（Red Rock Feeding Co., Arizona Feed Co., 等の状況，その他)，農務省東部研究所（訪問記録質疑要旨)，農務省海外農業局（訪問記録，質疑要旨)，NRA 本部（NRA の歴史と発展，牛脂価格と

その対策，競合油脂対策，公害対策，牛脂品質と供給，牛脂の誘導体開発，その他）を報告している。

総括として，近年の米国牛脂エキストラファンシーの品質低下の原因はどこにあるのか，どうすればよいかを探索し，それらの点をある程度あきらかにすることができたとし，米国牛脂の動向の予測は困難であるが，今後，着目すべき留意点については知ることができたと，それらのポイントを提起している。

## 昭和54年東南アジア脂肪酸・グリセリン市場調査団

油脂加工工業に意欲を強めている東南アジア地区の脂肪酸・グリセリン事情を調査するため，東南アジア脂肪酸・グリセリン市場調査団は昭和54年10月7日～16日にかけて派遣された。シンガポール，インドネシア，マレーシア，台湾を訪問，主として現地業界と懇談を持ち，研究所，工場，農園等を視察し，現況および将来性についての調査結果を昭和54年12月，調査報告書にまとめ発表した。

主な訪問地及び訪問先は次の通りである。

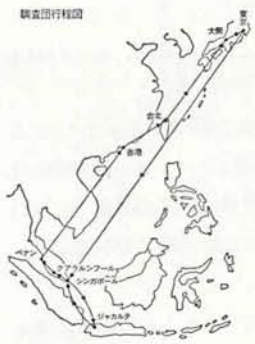


**主な訪問地**

シンガポール，ジャカルタ，クアラルンプール，ペナン，台北等

**主な訪問先**

シンガポール現地企業（Glychem Singapore 社，Greeff Chemicals社），インドネシア Union Chemical 社，マレーシア国立ゴム研究所，現地企業（P.T. Cisadane Raya Chemicals 社，Palmco Holdings 社），台湾現地企業（幸福兄弟企業，南僑化学工業），その他

団長　阪本義雄（阪本薬品工業社長），団員　酒井良治（旭電化工業工薬販売部長）三好章夫（花王石鹸化学品第四事業部長），井後晴雄（新日本理化東京営業所長），林静三郎（日本油脂油化事業部長），川瀬正男（ミヨシ油脂油脂化成品事業部営業部長），森　昭（ライオン油脂常務取締役ケミカル事業本部長），石橋信之（日本石鹸洗剤工業会常務理事）

**（報告要旨）**

報告書は14ページにまとめられており，訪問地，訪問先事情が簡潔に紹介されている。東南アジア及びわが国の市場安定と繁栄を目指すには，幾多の困難な事態に遭遇することもあろうが，現状を踏まえて努力することが重要であろうと指摘している。報告書は行動経過の報告にはじまり，脂肪酸製造各社状況として，Glychem Singapore Pte, Ltd., P. T. Cisadane Raya Chemicals, Palmco Holdings……Acidchem (Malaysia) Sun. Bhd., 幸福兄弟企業股份有限公司，南僑化学工業股份有限公司等について，その現状と将来の計画を報告している。

## 昭和54年やし油・コプラ調査団

重要な油脂資源であるやし油とコプラの産出国事情をひろく知るため，やし油・コプラ調査団は昭和54年10月８日～10月27日にかけて派遣され，スリランカ，パプア・ニューギニア，ミクロネシアを訪問，関係国当局，現地業界と懇談を持ち，政府方針，栽培，生産事情を調査した。これらの国々へは初めての調査団であり，訪問国との相互理解を深めるとともに，今後の交流促進のための貴重な資料を得，その調査結果をまとめ昭和54年12月に調査報告書を発表した。

主な訪問地及び訪問先は次の通りである。

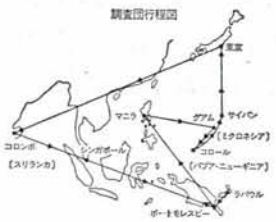


**主な訪問地**

コロンボ，ラバウル，ポートモレスビー，コロール，サイパン等

**主な訪問先**

スリランカ：ココナッツ産業大臣，プランテーション産業大臣，コロンボ商工会議所，ココナッツ販売委員会，その他現地企業等

パプア・ニューギニア：第一次産業省，コプラ販売委員会，その他現地企業等

ミクロネシア：国連信託統治本庁資源局，資源開発局農業試験場，地区行政支庁，コロール市，U.M.D.A.その他現地企業等，

団長　赤染義一(新日本理化研究所長)，団員　高山秀夫(川研ファインケミカル資材課長)，豆谷治(牛乳石鹸共進社資材部副部長)，砂原正行(ミヨシ油脂油脂化成品営業部次長)，坂上義郎(日本石鹸洗剤工業会業務課長)，半田進(花王石鹸仕入部部長付)，佐藤忍(資生堂購買三課長)，清野卓(日本油脂尼崎工場製造部長)

**(報告要旨)**

報告書は99ページにわたり，詳細に調査結果を記述報告したものである。フィリピンを中心とした従来のコプラ・やし油産出国のほか，これらの発展途上国への経済協力のためにも，買付促進を図る必要があるとの観点から地誌的要素を含めて詳述されている。第1部総論（調査の目的，調査結果の概要，コプラ・やし油の製造，コプラ，やし油の需給)，第2部スリランカ(序論，プランテーション，コプラ・やし油，やし関連産業，海外企業との関連，その他)，第3部パプア・ニューギニア（概況，プランテーション，コプラ，やし油，港湾設備，海外企業との関連，その他)，第4部ミクロネシア（序論，プランテーション，コプラ，やし油，やし関連産業，海外企業との関係，その他)

以上，各国の事情の相違点を指摘するとともに，それぞれに適合した対応の必要性を述べ，貴重な油脂資源の活用を強調している。

# 第6節 油脂をめぐる諸問題とその対策

## 工業会に油脂懇談会を設立

原料油脂をめぐる問題は次第に重要性を増して来ていたので，これに関する意見交換の場を設ける必要性を認めた工業会は，昭和52年3月に油脂懇談会を発足させている。その設立主旨は油脂事情を率直に反映したものであった。

**油脂懇談会設立主旨**

原料油脂の大部分を輸入に依存している油脂加工業界としては，油脂の安定供給の確保のため利用油脂の多品種化，および輸入地域の拡大は今後とも推進せねばならない事情にある。

しかし，従来は，豊富な米国牛脂の供給があり，また，やし油は国内搾油ものに依存して来た次第である。

しかるところ，豪州牛脂の供給増大，フィリピン，インドネシア等原産国に於けるコプラに代るやし油或いは精製油輸出奨励策，加えて，マレーシアを中心とするパーム油の顕著な世界的供給増大，反面，鯨油，抹香鯨油，魚油等水産油脂の供給減少等，近年，油脂供給には大きな変化が生じている。

これに伴って当然，当業界には関税問題や代替油脂問題や未利用油脂資源開発問題および油脂企業の現地進出問題等が従来にも増して切実な問題となって来ている。

一方，脂肪酸，食用加工脂需要は今後とも増大傾向にあり，上記の如き原料諸問題対策について，工業会として意見交換の場を持ち，ひいては，方策に関する意見をまとめておく必要があると考えられる。　　以　上

**油脂懇談会会員名簿**（52.3.）

会　長　小林　宏
副会長　村井孝一

| | | |
|---|---|---|
| 小平　祐 | 旭電化工業株式会社 | 取締役資材部長 |
| 岩佐一郎 | 花王石鹸株式会社 | 研究開発本部本部付部長 |
| 宮崎楢義 | 牛乳石鹸共進社株式会社 | 取締役社長 |
| 押田潔志 | 共栄社油脂化学工業株式会社 | 取締役社長 |
| 阪本義雄 | 阪本薬品工業株式会社 | 取締役社長 |
| 百武　忍 | 株式会社資生堂 | 常務取締役 |
| 武田圓實 | 摂津製油株式会社 | 常務取締役 |

| | | |
|---|---|---|
| 久板　勉 | 第一工業製薬株式会社 | 取締役資材部長 |
| 野中市松 | ニッサン石鹸株式会社 | 取締役社長 |
| 稲葉恵一 | 日本油脂株式会社 | 常務取締役 |
| 井上文男 | 日本リーバ・インダストリーズ㈱ | 事業開発部長兼総務部長 |
| 中野　隆 | 皆様石鹸株式会社 | 取締役社長 |
| 藤井　明 | ミヨシ油脂株式会社 | 専務取締役 |
| 磯田圭二 | 横浜油脂工業株式会社 | 取締役社長 |
| 金子　博 | ライオン油脂株式会社 | 購買部長 |

## ホホバ栽培のプランテーション

昭和53年6月8日，油脂懇談会はイスラエルのChaim Forgacs教授よりホホバ栽培について説明を受け，懇談した。イスラエル大使館の要請によって催されたものであった。

1. イスラエルの農業の現状について
2. イスラエルにおけるホホバ栽培の現状と将来

これは油脂原料の多角化を望むわが国の油脂業界の方針とも合致するものであり，まっこう鯨の捕獲規制に伴う代替油脂としてホホバ油の価値が強調された。

## 油脂開発をめぐって

輸入原料油脂には関税が課せられており，これが油脂製品の原価を押しあげ，対外競争力を弱めるところから，関税の減免は油脂関係業界の切実な要望であった。

工業会からはこの10年間にも，昭和45年につづいて数次にわたって，当局に熱心な陳情が行われた。46年8月，47年11月，49年8月，50年12月に，それぞれ陳情書が大蔵省，通産省，農林省の関係当局に提出された。

しかし，関係当局より理解は示されたものの，国内産業育成の立場からの見解が示され，減免は実現されていない。

46油発第25号
昭和46年8月17日

大蔵省　関税局　長殿
〃　関税局企画課長殿
通産省　通商局　長殿
〃　通商局通商関税課長殿

通産省　化学工業局長殿殿
〃　化学工業局化政課長殿
〃　化学工業局化学第二課長殿
農林省　農林経済局食品油脂課長殿
〃　農林経済局国際部貿易関税課長殿

日本油脂工業会
会長　宮崎　寅四郎

**輸入原料油脂及び香料の関税減免に関する陳情**

製品の貿易及び資本の自由化は完了

石けん．硬化油．脂肪酸．グリセリンは，貿易の自由化に際しては昭和38年までにすべて自由化され，さらに資本取引の自由化に際しては，昭和45年9月の第3次自由化において第1類自由化業種となっております。

加えて，昭和46年8月の特恵関税供与により，油脂資源の豊富な南方諸国からの石けんの輸入は無税扱いとなり，当油脂加工工業は熾烈な国際経済競争に突入するに至りました。

原料油脂の輸入依存と製品原価に占める割合は大きい。

わが国の油脂加工業界は，国内油脂資源が乏しいため，殆んどの原料油脂を輸入に依存せざるを得ない環境におかれております。

その上，油脂加工製品は原料油脂の原価に占める割合が大きく，附加価値が少ないため，原料油脂価格の企業競争に及ぼす影響は決定的なものがあります。

現在，油脂加工製品に占める原料油脂及び香料の製造原価割合は石けんで60％，硬化油80％，脂肪酸82％と実に高い率であり，原料油脂を国際価格水準で入手することは当業界にとって必須条件であります。

以上述べました如く，激化する国際自由競争の渦中にあって，原料油脂の大部分を輸入に依存するわが油脂加工業界が世界巨大油脂資本と対抗することが必須の競争条件の一つと考えられます。よって，下記の原料油脂及び香料の関税減免を強く要望する次第であります。

なお，国産の原料油脂及び香料との競合については，魚油香料の増産が期待できない現状から，その国内農水産業に及ぼす影響は極めて軽微であると認識しており，ぜひこの関税減免の実現をお願い申し上げます。

記

| 品　名 | 現行税率 | 減免希望税率 |
|---|---|---|
| （原料油脂） | | |
| 牛脂 | 2.5% | 無　税 |
| パーム油 | 8% | 無　税 |
| やし油 | 10%又は10円/kg | 4%（従価のみに改正） |
| パーム核油 | 8% | 4%（従価税のみに改正） |
| 魚油 | 10%又は6円/kg | 無　税 |
| （天然香料） | | |
| ゲラニウム油 | 5% | 無　税 |
| ラベンダー油 | 5% | 無　税 |
| パチュリ油 | 5% | 無　税 |
| ペチペル油 | 5% | 無　税 |
| 芳油 | 5% | 無　税 |
| ジャスミン油 | 10% | 5% |
| ローズ油 | 10% | 5% |
| （合成香料） | | |
| キシレンムスク | 12.5% | 6.5% |
| アンブレッドムスク | 12.5% | 6.5% |
| リナロール | 12.5% | 6.5% |
| シトロネロール | 12.5% | 6.5% |
| フェニルエチルアルコール | 12.5% | 6.5% |
| ロジノール | 12.5% | 6.5% |
| ゲラニオール | 12.5% | 9.5% |
| ネロール | 12.5% | 6.5% |
| ベンジルアルコール | 12.5% | 6.5% |
| ターピネオール | 12.5% | 6.5% |
| ボルネオール | 12.5% | 6.5% |
| シトラール | 12.5% | 6.5% |
| フェニルアセトアルデヒド | 12.5% | 6.5% |
| シクラメンアルデヒド | 12.5% | 6.5% |
| バニリン | 12.5% | 6.5% |
| ヨノン | 12.5% | 6.5% |
| リナリールアセテート | 12.5% | 6.5% |
| （調合香料） | 12.5% | 6.5% |

陳情書には上記の減免希望税率につづいて，"関税減免"の理由として油脂事情を付記し，当局に善処を求めている。

（注）昭和47年11月，49年8月，50年12月に行われた陳情書の文言は省略する。

## パーム油研究会

油脂資源開発の一環として，パーム油研究会が催されたのは，昭和51年12月17日であった。油脂の新しい原料が如何に重視されているか，その一端を示してもいる。農林省食品流通局の呼びかけによるものであった。

**パーム油研究会の開催趣旨**

農林省食品流通局

51. 12. 17

近年，パーム油は，マレーシア，インドネシア等熱帯地域国の増産政策の進展により，生産量が著しく増加し，世界の油脂貿易量に占める比重も年々高まっており，この傾向は今後も引き続くものと見込まれる。

我が国では，油脂原料の殆んどを輸入に依存しているので，生産の安定度が高く，食品用，工業用に多様な用途を持つパーム油は油脂供給の安定ソースとして将来とも重要な役割を果すものと考えられるが，一方，パーム油は他の油脂原料と異り，油かすの生産を伴わないため，その輸入の増加は我が国の油脂及び油かすの供給構造の変革を迫るものと考えられる。

このようなパーム油需要の将来的展望とそれをめぐる油脂原料及び製品の供給構造の変化を踏まえ，油脂及び油かすの安定的供給対策の検討を行うため，業界関係者及び学識経験者の参集を得てパーム油問題研究会を開催するものとする。

以　上

**パーム油研究会メンバー名簿**　（アイウエオ順）

足利知已（国際協力事業団農林業計画調査部長），岩佐一郎（花王石鹸開発部長），大洞重二（味の素原糧部長），小平祐（旭電化資材部長），佐久間春美（油糧輸出入協議会専務理事），佐久間政義（新日本理化監査役），佐藤達郎（日本石鹸洗剤工業会専務理事），志村光雄（糖価安定事業団理事），中川正義（座長）（東京穀物取引所専務理事），馬場二葉（日本マーガリン工業会副会長），東森宏（日本油脂協会専務理事），平林義男（日本貿易振興会農水産部長），藤村晃三（日本油脂資材部長），溝口徹（丸紅穀物油脂部油脂課長），村沢滋（三菱商事穀物油脂部長），山口惇（日清製油油糧部長）（以上16名）

杉山克已（農林省食品流通局長），生出正也（農林省食品流通局食品油脂課長）

## 牛脂の備蓄輸入問題

昭和47年の緊急課題としてとりあげられた問題に，牛脂の備蓄輸入があった。当時，次第に手持ち量が増大していた外貨を減らすため，政府は重要物資の輸入を促進し，備蓄する方針を打ち出し，海外投資とも組み合わせて，

対外経済関係調整特別措置法案を国会に提案し，その実現を図ったのであった。この法案は5月26日閣議決定となり，国会に提案されて6月9日には衆議院本会議で趣旨説明が行われる予定となっていたが，政党間の意見の調整がつかず，流案となった。

これより先，47年5月に牛脂が輸入備蓄の対象に組み込まれることとなって以来，緊急課題として通産省当局と工業会との間には十数次にわたって意見の交換が行われた。牛脂の備蓄は原料確保の上で有意義のことであり，その構想は実施期間を49年3月までとし，財政投融資資金を輸出入銀行を通じて貸付け，政府の一般会計からも輸出入銀行の金利差損を補塡して低利融資とし，また為替リスクも政府負担とするものであったので，業界は直ちに対応し，真剣に検討した。

しかし，牛脂の備蓄に当たっては，価格変動，備蓄中の品質劣化，備蓄用タンクの建設，金利負担等の諸問題があり，業界としては慎重を要する課題であった。

法案は流案となったものの，牛脂備蓄は引き続き検討が行われ，その結果，工業会がまとめた希望条件は次の通りである。

1. 外貨で借り外貨で返済すること
2. 返済は最長8年を希望
3. 海外（米国）の輸出港に建設する備蓄用タンク等の建設費も貸付け対象にしてほしい
4. 価格変動防止のため通常買付に少量上乗せし，最終期間までに所定の備蓄を行う
5. 輸出入銀行の資金借入れは参加会社が個々に行う

これらは，47年7月24日に当局へ申し入れたのであったが，備蓄量について，当局は常時一定量を保持すべしとする見解を持ち，ついに合意を得られないまま，同年8月15日にこの問題についての話し合いは打ち切られることとなった。

### 脂肪酸，硬化油，グリセリン　製造業　雇用調整給付金の支給対象業種に指定される（昭和50年）

雇用調整給付金制度は昭和49年12月25日に成立した雇用保険法に基づく不況失業対策で，企業が一定規模以上の一時帰休を実施し，休業手当を支払った場合，その支払い額の一定限度の1/3（中小企業2/3）を国で補助する制度

であるが，50年2月27日に労働省は46業種を追加指定し，3月1日から実施することを決定した。この追加指定で，対象となった業種は85業種，対象労働者は721万人となり，全産業の労働者のうち31%が支給の対象範囲となった。脂肪酸，硬化油，グリセリン製造業がその対象業種となったのは，49年10月～12月の実績及び49年12月の実績が指定基準を満たしていたからであった。

## 企業の現地進出

油脂加工工業の関連企業が現地企業との合弁会社を設立，現地における油脂資源の栽培，搾油等の事業を行い，油脂原料の確保や産出国経済への寄与等を図るケースが次第に増加した。これらの多くは油脂原料を手がけている商社との提携の下に行われている。

ASEAN 諸国への油脂関連企業による進出状況（昭和50年）

| 進出企業名 | 会　社　名 | 進出国 | 進出形態 | 事業内容 | 稼動時期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日本油脂<br>丸　紅 | マレーシア・インターナショナル・パームオイル・インダストリーズ | マレーシア | 合弁事業 | パーム油の精製・分別<br>食用油脂製品の製造 | 1975. 10 |
| 不二製油<br>伊藤忠商事 | パームオイル・プロダクツ・マレーシア | マレーシア | 合弁事業 | パーム油の精製・分別 | 1976. 3 |
| 不二製油<br>伊藤忠商事 | サザン・アイランド・オイルミル・コーポレーション | フィリピン | 合弁事業 | コプラ搾油 | 1976. 7 |
| 新日本理化<br>トーメン | プロトン・ケミカル・インダストリーズ | フィリピン | 合弁事業 | やし油メチルエステル<br>グリセリン製造 | 1977. 1 |
| 旭電化<br>三井物産 | フェルダ・オイル・プロダクツ | マレーシア | 合弁事業 | パーム油の精製・分別<br>食用工業用加工品の製造 | 1977. 9 |
| 花王石鹸<br>日清製油<br>鐘淵化学<br>三菱商事 | マレーシア・ベジタブルオイル・リファイナリー | マレーシア | 合弁事業 | パーム油の精製・分別 | 1977. 8 |
| 花王石鹸 | ピリピナス花王 | フィリピン | 合弁事業 | やし油メチルエステル製造 | 1979. 4 |

※このほか、商社による進出企業が数社ある。

# 第2章
# 最近10年の石鹸工業

この時期においては，化粧石鹸が主流を占め，洗たく用石鹸はすでにその地位を合成洗剤に譲っていた。石鹸はもともと生活必需品であり，生活文化財の性格も持っているので，生活レベルの向上に伴って化粧石鹸はゆるぎない需要をつかんでいた。しかし，化粧石鹸の最近10年の推移は需要が飽和に近づいていたことから，伸び率に鈍化の傾向が見え，時には逆転を示した年次もあった。それに石鹸原料である油脂の高騰もあって，石鹸工業は消費の促進と，硬直し勝ちな低価格からの脱脚が重要課題となっていた。経済の高度成長にもかかわらず，石鹸工業は地味であった。

生産技術はすでに十分に進歩していたので，当面の技術問題としては，他分野における技術革新を導入し，生産効率を高め，また品質のレベルアップを図ることに向けられた。いわば，石鹸生産技術はハード的にはほぼ完成に近く，関心はもっぱらマーチャンダイジングのソフト面に向けられ，ファイン・ケミカルの一分野として，また，トイレタリーの感覚的分野においての進歩に重点がおかれた。総合すれば，48年～49年の石油ショック時の混乱を除き，化粧石鹸は比較的安定した生産を維持して来たといえるであろう。

しかし，恒常的ともいえる原料油脂の供給不安，価格変動，原料高と製品安，国内物価に対する割安感など，解決を要する問題が多く，必ずしも平穏とはいい切れないものもあったが，これらにたくみに適応しつつ，悪条件を弾力的に吸収して，生産を維持して来た企業努力は注目さるべきであろう。

また，再販問題，公正競争規約等，生産と流通にまたがる諸問題に一つの結論が生まれたのもこの時期であり，資本自由化に直面して，その対策に努めたのもこの時期である。さらに，広報活動や消費者問題もますます重要度をまして来た。これらは石鹸，洗剤等の共通課題でもあるところから，別章を設けて詳述することとする。

洗たく用石鹸は合成洗剤の急成長によって生産が激減していたが，最近になって，合成洗剤問題にからんで見直しが行われ，各メーカーには関係当局や消費者団体等から生産要請が相つぎ，新しい動きが見られた。

**化粧石鹸小売価格（東京）**
（年平均）

| | 小売価格（円/1個） |
|---|---|
| 昭和46年 | 30 |
| 47 | 30 |
| 48 | 31 |
| 49 | 72 |
| 50 | 78 |
| 51 | 76 |
| 52 | 76 |
| 53 | 76 |
| 54 | 75 |

（資料：総理府統計局）

# 第1節 化粧石鹸の生産推移

まず，化粧石鹸の最近10年間の生産実績を見よう。

**化粧石鹸の生産推移**　（単位：数量トン　金額千円　カッコ内は前年比）

| | 生産量 | 生産金額 |
|---|---|---|
| 昭和46年（1971） | 94,952（ 98） | 31,444,132（105） |
| 47年（1972） | 97,740（103） | 33,023,758（105） |
| 48年（1973） | 101,540（104） | 37,415,147（113） |
| 49年（1974） | 104,383（103） | 57,223,005（153） |
| 50年（1975） | 75,352（ 72） | 45,164,118（ 79） |
| 51年（1976） | 96,031（127） | 58,137,135（129） |
| 52年（1977） | 97,949（102） | 58,315,294（100） |
| 53年（1978） | 103,940（106） | 62,967,424（108） |
| 54年（1979） | 109,478（105） | 66,164,662（105） |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

**石鹸の生産能力，稼動率推移**

（単位：能力トン　稼動率%）

| | 生産能力 | 稼動率 |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 27,545 | 43.5 |
| 47 | 25,912 | 46.5 |
| 48 | 23,768 | 57.1 |
| 49 | 23,860 | 55.1 |
| 50 | 23,020 | 44.2 |
| 51 | 23,275 | 52.7 |
| 52 | 22,900 | 54.8 |
| 53 | 22,868 | 56.9 |
| 54 | 23,296 | 62.4 |

・石鹸全品種を対象にしている。
（資料：通産省化学工業統計調査室）

# 第2節 転機に立つ

昭和45年から47年にかけての化粧石鹸に関する諸指標は，生産数量の足踏み，価格の微騰を示している。石鹸の生産コストを左右するものの一つは牛脂であるが，一応は平坦であったといえるものの，それぞれの時点では，石鹸企業を悩ませてもいた。45年から46年半ばにかけての牛脂価格の堅調は，

化粧石鹸の採算を悪化させ，46年に起きたアメリカ労働事情（港湾スト）による牛脂供給不安などは一時的ながら石鹸企業をひやりとさせた。しかし，それを超える大きな事象としては，円レートの変更があった。ニクソン・ショックと呼ばれるアメリカ政府の金，ドルの交換停止等の緊急経済政策によって，46年12月に円の新基準レートは360円から308円へと移り，経済は新しい時代に入った。これは輸入品の価格抑制には効果があったが，半面，輸出企業には打撃をあたえ，国内経済の不況を生んだ。

（単位：円/MT）

| | 牛脂 | やし油 |
|---|---|---|
| 45年1月 | 74,000 | 140,000 |
| 46年1月 | 83,000 | 125,000 |
| 47年1月 | 60,000 | 76,000 |

この間の石鹸原料油脂の価格推移は左欄の通りである。

かくの如く起伏はあったものの，やがて牛脂は安定に向かい，やし油もまた次第に価格を下げていった。円の新基準レートは石鹸工業には好条件であったといえる。国内経済は不況といわれたものの，国民総生産は伸びつづけており，消費者物価は上げ歩調をやめず，賃金も上昇をつづけていた。家計費支出の中での化粧石鹸支出は次のようであった。

昭和45年　614円
　46年　642円
　47年　647円　（総理府統計局家計調査による1世帯当たり支出金額）

この数値は生産統計の数値の動きと合致しており，一般的な消費生活の中で，価格的にも数量的にも化粧石鹸の水準が低レベルに膠着していることを示している。

こうした事情を踏まえて，石鹸メーカーは化粧石鹸のレベルアップを唱えつづけて来たのであるが，統計にあらわれた数値では依然として，化粧石鹸は横ばい状態を示していた。この間，石鹸企業が生産コスト切下げに払った努力は大きいものがあった。技術革新が生んだ諸技術をどしどしとり入れ，生産の効率化と品質向上に努めた。そこへ次第に迫って来たのは資本自由化である。

資本自由化については別章で詳述するが，化粧石鹸メーカーは資本の進出を緊張して迎えた。企業相互の競合をつづけながら，外国石鹸に対する備えを固めなければならなかった。その直接的対策としては品質のレベルアップであり，嗜好的要素をもった化粧石鹸としての付加価値の向上であった。

化粧石鹸分野における新製品が持つ意味で特徴的な点は，品質の向上（たとえばマイルド化）は表面に立つことが少なく，キャラクターの進歩あるいは変化が強調された。化粧石鹸の持つ物理化学的属性は直接的に視覚に訴えるものでなく，しかも，日本の石鹸生産技術はすでに高度に達していたの

で，香りのキャラクターが重視されたのであり，香料メーカーの積極的な協力もあって，新しい感覚の製品を生んだ。化粧石鹸はここで新たな国際競争力を持った。

資本自由化に伴い，石鹸が自由化品目に組み入れられたのは，第三次自由化（昭和45年）においてであり，これに基づいて豊年リーバ社（ユニ・リバー社の進出会社）が化粧石鹸への進出を表明したのは46年1月であった。これについては，前著「油脂工業史」に記述されている通りである。豊年リーバ社が新たに国産（委託生産）による化粧石鹸の発売を発表したのは49年9月であった。戦後における外資による国産石鹸第1号である。またP＆Gサンホーム社が国産による化粧石鹸を発売したのは51年3月であり，かくして著名な外国石鹸が2ブランド国産化されたのであった。上記2社とも国産化とともに，輸入石鹸も並行的に販売したので，国産，輸入併売の形で，日本市場に進出を図ったのである。石鹸工業にとって新たなる時代への刺激剤となったのは確かである。

## 第3節　48年パニックと石鹸原料

### 油脂の異常高騰

化粧石鹸に激動が走ったのは昭和48年であった。原料の異常高騰と供給不安は石鹸が統制解除された25年以来の変動であって，石鹸業界としてはショックであったが，合成洗剤にくらべれば耳目を引かず，社会的には短期間の現象として過ぎ去った。しかし，これを機に化粧石鹸の価格変化が起きたことなど，石鹸業界に大きな影響をあたえた。

昭和48年に入るや原料油脂のやし油が高騰しはじめ，つづいて牛脂もまた高騰に転じ，ともに急テンポで値をとばし，石鹸生産を脅かしはじめた。原料油脂の高騰は世界的原因であって，油脂原料生産国における農産物の不作が起因となって，石鹸原料油脂に波及したのである。それは47年（1972）のソ連，中国，インド，オーストラリア，フィリピン等の特産農産物の不作によるもので，48年夏（1973.7.5）にはアメリカ政府が農産物の輸出規制を発表し，その中に石鹸の主力原料である牛脂が含まれていたことから，やし油の高騰と相まって，石鹸工業にとって重大問題となったのである。別項にしるすように油脂工業は直接的に強い影響を受けたので，業界の重大問題とし

**牛脂・やし油価格**

（単位：円/トン）

| | 牛　脂 | やし油 |
|---|---|---|
| 48年 1月 | 72,000 | 83,000 |
| 2月 | 76,000 | 105,000 |
| 3月 | 80,000 | 95,000 |
| 4月 | 92,000 | 115,000 |
| 5月 | 105,000 | 135,000 |
| 6月 | 120,000 | 140,000 |
| 7月 | 135,000 | 170,000 |
| 8月 | 165,000 | 195,000 |
| 9月 | 120,000 | 180,000 |
| 10月 | 120,000 | 185,000 |
| 11月 | 130,000 | 270,000 |
| 12月 | 150,000 | 350,000 |
| 49年 1月 | 140,000 | 400,000 |
| 2月 | 160,000 | 420,000 |
| 3月 | 175,000 | 480,000 |
| 4月 | 180,000 | 500,000 |

＊ このあとは徐々に下降し49年12月には牛脂11万円やし油25万円になった。

て情報の収集に努めるとともに，アメリカ政府には各機関を通じて早期の輸出解禁を積極的に要望した。

アメリカ政府の牛脂輸出規制が解除されたのは9月であった。かくして，高騰していた牛脂価格も若干修正され，値下がりしはじめたが，それも12月には反騰に転じた。一方，やし油は有史以来ともいえる大高騰をつづけていたので，その先行きも楽観を許さないものがあり，業界は深刻な事態に直面した。

48年から49年にかけての牛脂及びやし油の価格推移は左欄の通りである。

47年の牛脂がほぼ6万円台，やし油もまたほぼ7万円台であったことと対比するとき，おどろくべき暴騰であった。石鹸は当然のことながら，採算割れに直面した。

## 石油ショックがからみ混乱へ

油脂高騰で石鹸業界が苦しんでいるところへ，OPECによる石油価格引上げが追い打ちをかけるように迫った。石油ショックと消費市場の混乱，洗剤パニックについては合成洗剤の章で記述するが，消費者の不安はひろがり，48年10月～12月にかけて化粧石鹸へも消費者の買い急ぎが殺到し，30円台の化粧石鹸は店頭で品枯れ状態を生ずるに至った。

この時，石鹸業界は48年の年初以来の原料油脂の異常高騰による採算割れの苦境に立ちながらも，生産量を落とすことなく，需要に応えていた。その時の生産高は前年比で，

9月　98%　　10月　99%　　11月　111%　　12月　108%

であった。異常需要に急拠生産を強化したことがうかがわれる。しかし，生産増だけでは消費者の買い急ぎに対応できなかった。メーカーも卸業者も在庫を払い出すことで，辛うじて需要に対応していたのである。

この間の事情をさらに敷衍すると，化粧石鹸に対する異常需要は洗剤のそれとくらべると穏やかであり，絶対的不足感は生じなかったが，心理的な動揺のためとはいえ，店頭からぞくぞくと購買されてゆく状況はまさしく異常であり，小売店は顧客の需要に応じるため，仕入れ確保に懸命であり，これを受けて卸業者も在庫の払い出しに努めるとともに，メーカーへは供給確保を求めたので，荷動きは緊張を高めた。これによって，メーカーの一部にはストック品払出しの機会を得てメリットを生むケースもあったが，石鹸はいわゆる30円ものが標準品として膠着していたので，生産そのものは高値原料

を使っての生産増であり，出血生産であった。

**消費者の化粧石鹸購入状況**（全国平均）　（1世帯当たり　単位：円）

| | 48年11月 | 48年12月 | 49年1月 | 49年2月 |
|---|---|---|---|---|
| 金　額 | 134 | 199 | 89 | 35 |
| 前年同月 | 42 | 128 | 55 | 30 |

（資料：総理府家計調査）

**化粧石鹸の在庫状況**　（単位：トン）

| | 48年11月 | 48年12月 | 49年1月 | 49年2月 |
|---|---|---|---|---|
| 数　量 | 2,499 | 1,381 | 1,752 | 4,000 |
| 前年同月 | 8,689 | 5,019 | 7,088 | 9,978 |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

## 混乱のあとの諸問題

石鹸に対する仮需要は比較的短期間に終息に向かったが，石油値上がりに伴う諸物価の高騰傾向は止まず，政府は49年3月にあらためてきびしい物価対策を打ち出し，指定品目の値上げ事前了承の措置がとられた。これについては別項（洗剤の項）にもしるすが，化粧石鹸は指定品目に含まれていなかったものの，通産省当局の意向によって指定品に準じて事前了承を受けるよう行政指導が行われた。

化粧石鹸はこれより先，公正取引委員会の方針（昭和48年8月29日）によって，再販の適用から除外されることが打ち出されており，48年10月19日付公示によって，49年9月1日から実施されることが決定されていた。こうした情勢をうけて，石鹸メーカーには再販取り下げの動きが起きていたが，これを踏まえて，49年2月13日に通産省当局は大手メーカーに対して，とくに再販取り下げ後の価格改訂の自粛の要望があり，事実上，化粧石鹸も洗剤と同様に，事前了承の行政指導を受けることとなった。しかし，仮需要が終息後の石鹸市場は沈滞そのものであった。その理由は種々推測されたが，要するに買い急がれた化粧石鹸が消費者の家庭在庫となり，日常の消費が購買につながらず，店頭の品の動きが沈滞したのであった。

生産は採算割れながら進捗していたから，在庫量も消費者の買い気減退を反映して次第にふえ，49年7月には前年比が逆転し，さらに在庫量をふやしていった。この時期における化粧石鹸の生産量は48年は前年比104，49年は103であった。

原料高製品安に苦しむ石鹸メーカーの苦境を訴える要望書が，日本石鹸洗

剤工業会から通産省に提出されたのは，49年3月18日であった。業界の苦境を訴え，原料価格に見合う製品価格への是正を要望したのである。さらに4月と7月には経団連首脳に再度にわたって協力を求めるなど，苦境打開のための動きが熱心に，あわただしく行われた。この時の工業会からの要望は別項の通りであり，石鹸業界が置かれた苦境とその背景が述べられている。

こうした中で化粧石鹸の需要期である49年の中元期を迎えた。この時，百貨店協会宛に工業会より「各種の協賛を従来通りの条件ではお引受けかねるので……」と，会員会社の意向を代表した申入れがなされている。これらは，異常事態下の業界事情を如実に語るものであろう。

価格抑制措置は49年9月に入って次第に解除措置がとられ，自制を要望されつつも自主的判断にゆだねられた。化粧石鹸はここでようやく自主価格を回復した。この前後の化粧石鹸の小売価格（東京）は左欄の通りである。

価格調査の対象ブランドの小売価格は長らく1個30円であったが，48年11月に原料油脂価格の高騰から価格改定が行われ，35円となり，ついで12月には40円となり，49年に引き継がれた。49年に入って，3月に対象ブランドが変更され，価格も変化した。ここではじめて70円台となったのであるが，対象ブランドの変更は留意される必要がある。

**化粧石鹸小売価格（東京）**
昭和49年1月～9月

| | |
|---|---|
| 1月* | 45円 |
| 2月 | 47円 |
| 3月** | 76円 |
| 4月 | 75円 |
| 5月 | 76円 |
| 6月 | 77円 |
| 7月 | 77円 |
| 8月 | 78円 |
| 9月 | 78円 |

* ミツワせっけん（浴用）標準重量（約80g）
** 牛乳石鹸カウブランド赤箱，標準重量（86g）

昭和49年3月18日

通商産業省基礎産業局
局　長　　飯塚史郎　殿
総務課長　　平松守彦　殿
化学製品課長　赤羽信久　殿

日本石鹸洗剤工業会
会長　村田　勉

化粧石けん工業のおかれている現在の極めて
困難な立場を早急に解消するための要望

業界は物価安定に協力を続けている。

国民の保健衛生に欠くことの出来ぬ生活必需物資である化粧石けんの安定供給については，当業界は長年にわたりその実績を示しており，更に現時の如き経済動乱の折には自から特に心すべきこととし，一面所謂「国民感情」という点もわきまえて行動し，もって政府ご当局の諸施策にも協力致している次第であります。

原料価格の急上昇に重大な関心がある。

しかしながら原料，副資材，包装材料等の高騰は重大な関心事になっております。

特に殆んど全量輸入に依存している主原料の動植物油脂の価格が，昨年年初来世界的に価格急上昇を続けており，且つ世界需給事情からみて，今後とも高水準価格で推移するものと国内専門家，ＦＡＯおよび米国農務省等もみております。

業界は困難な立場に置かれている。

そのため，生活物資の量および価格の安定供給に全力を尽しております当業界もさすがに，当今では諸原料高騰分の企業内吸収も限度に達し，企業経営の基礎がゆさぶられる極めて困難な立場に置かれるに至った次第であります。

ご当局の早急の善処を望む。

よって，われわれが合理的な価格体系のもとに，一定の見通しをもって，健全経営が営めますよう下記事情をご考慮下され，早急に現在の緊急事態に対し善処下さるようお願い申し上げます。

記

1. われわれの問題は昨年の米国大豆等農産物の輸出禁止に端を発するものであって，今回の石油パニック以前から発生しているものである。
2. 化粧石けん製造業の採算は悪化しており，現在多くの企業が赤字経営に落ち入った。
3. 化粧石けんメーカーには中小企業専業者が多いが，これに与える打撃が最も大きい。
4. 現状が続く場合，国内化粧石けん産業が萎縮し，高い輸入石けんが増加する結果を招来するおそれがある。
5. 当業界は従前より自由かつ激甚な競争が行われており，市場価格については自動調整力が十分作用しておる。

このことは，この十数年間の総理府統計局の化粧石けん消費者物価指数が示している。

以　上

添付資料

1. 牛脂価格図表
2. コプラおよびやし油価格図表
3. 化粧石けん等消費者物価指数　　（略）

## 第4節 定着した薬用石鹸

### 独自の市場を形成

殺菌薬配合の薬用石鹸は医薬部外品であり，その主要な効能効果をヒフの殺菌消毒，ニキビ・アセモ等の予防，体臭・汗臭の除去において，特有の市場を獲得し，成長して来た石鹸である。呼称としては通常，薬用石鹸の名称が

用いられ，時には殺菌石鹸とも呼ばれ，とくに体臭・汗臭の除去を強調したものにあっては，デオドラント石鹸の呼称が好んで用いられている。石鹸生地に殺菌薬を配合したものをいい，陽イオン活性剤である逆性石鹸とは異なるものである。

昭和28年に従来のものとは異なる新しいタイプの薬用石鹸が発売されて以来の経緯は「油脂工業史」に記述されている通りであり，46年には固有の市場を形成していた。ここ10年の生産推移は次の通りである。

**薬用石鹸の生産推移**　（単位：数量kg　金額千円　カッコ内は前年比）

| | 生産量 | 生産金額 |
|---|---|---|
| 昭和47年 | 7,067,045（—） | 4,202,449（—） |
| 48年 | 7,220,422（102） | 4,314,507（103） |
| 49年 | 8,071,757（112） | 6,029,123（140） |
| 50年 | 5,724,880（71） | 4,297,479（71） |
| 51年 | 7,364,026（129） | 6,708,975（156） |
| 52年 | 7,477,757（102） | 6,231,763（93） |
| 53年 | 6,547,471（88） | 6,112,714（98） |
| 54年 | 5,613,714（86） | 5,828,198（95） |

（資料：厚生省薬務局）

薬用石鹸にはベビー・ソープも含まれており，成人から乳幼児を含む広範な需要層をつかみ，安定した市場に育ったのであって，大手石鹸メーカーのほとんどすべてが薬用石鹸，もしくはデオドラント石鹸を持ち，積極的な広告，販売促進活動を行い，新しい時代の石鹸として，新鮮なイメージで市場を形成していたのである。

46年以降の新規参入はインプルーブトを除いて，ほとんどなく，すでに獲得したイメージを守りながら，シェア確保，新需要層開拓に努めていた。それは市場がすでに成熟していることを示すものであろう。薬用石鹸のジャンルの中でも訴求点は二つに分かれており，ポピュラーな薬用石鹸として殺菌効果に重点をおくもの，デオドラント効果に重点をおいてデオドラント石鹸と標榜するものとがあった。

## 薬用石鹸と規制

薬用石鹸には殺菌薬が配合されているところから，厚生省の指導はきわめて慎重であり，効能効果についても慎重な規制が行われた。昭和45年5月の通知（厚生省薬務局長より各都道府県知事宛）によってビチオノールの配合が禁止された。効能効果も従来（昭和36年12月5日薬発第489号），「湿疹，

そばかす，ただれ，にきび，皮脂漏，皮ふ炎，日やけ，ふけ」を効能効果の対象にしていたが，今回の通知によって，この中から「かぶれ，ただれ（湿疹及び皮ふ炎）」が除かれ，次の注意表示をすることになった。

(1) 湿疹，皮ふ炎（かぶれ，ただれ）等の皮ふ障害があるときには，悪化させるおそれがあるので使用しないこと。

(2) かぶれたり，刺激を感じたときには，使用を中止すること。

28年以来使用されている殺菌薬ヘキサクロロフェンは「油脂工業史」にも記述されているように，G—11（商品名）の名によってひろく知られた殺菌薬であって，各種の製品に使われていたが，1972年＊フランスにおいてパウダーに多量のヘキサクロロフェンを配合する誤配合が起き，多数の乳児に障害をあたえる事件が起きた。そのためアメリカのＦＤＡ等が禁止措置をとり，厚生省も配合率を抑制する等の規制措置をとり，つづいて安全性の高い物質への転換を求めたのであった。

## 第5節 洗たく用石鹸の動向

粉末洗たく用石鹸の生産は昭和34年に99,365トンを記録したのを機に，合成洗剤とは対照的に急減を示し，後，固定した需要に支えられながら漸減の状態で推移して来た。しかしこれも，46年の14,403トン（34年の14.5％）を底に漸増傾向に変わり，固定した需要を基盤に次第に回復を示した。生産の絶対量としては大きいものではないが，原料高の圧迫はあるものの堅調の生産をつづけた。石鹸は生分解性が良好とされ，かつリンを含有しないところから，合成洗剤反対運動をつづける一部消費者団体の推奨もあり，需要の減少がとまり，微増ながら増加に転じ，55年にはさらに増加のテンポを早めている。

その生産推移は別表の通りであり，49年の著減は石油供給不安に伴って生じた洗剤パニックの影響（家庭手持量増）によるものと見られ，その反動として50年は37％の著増をしている。その後は6％から8％の増加を示し，漸増の足どりを見せている。

55年現在，合成洗剤メーカーの大半が洗たく用石鹸の生産を行っており，原料値上がりの不安はあるものの，その供給力は確保されており，需要に対して円滑な供給が確保されている。

また，固形洗たく用石鹸は年々減少をつづけ，46年には18,994トンと粉末洗たく石鹸を上回わる生産を示したものの53年には10,806トンと減少し，粉

末洗たく用石鹸の約40%となった。しかし，固形洗たく石鹸は固有の特長をもち，需要者への供給は確保されており，年々の生産減にもかかわらず，円滑に供給されている。

洗たく用石鹸は合成洗剤の反対運動あるいは規制措置とからんで見直し運動が行われているが，これについては合成洗剤の項で併せて記述することとする。

**粉末洗たく用石鹸の生産推移**

（単位：数量トン　金額千円　カッコ内は前年比）

| | 数　量 | 金　額 |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 14,403（ 94） | 1,147,412（101） |
| 47年 | 14,984（104） | 1,230,334（107） |
| 48年 | 20,670（138） | 1,832,727（149） |
| 49年 | 15,605（ 75） | 1,974,156（108） |
| 50年 | 21,425（137） | 3,543,918（180） |
| 51年 | 23,233（108） | 3,761,646（106） |
| 52年 | 24,652（106） | 4,292,210（114） |
| 53年 | 26,507（108） | 4,546,223（106） |
| 54年 | 33,329（126） | 5,655,604（124） |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

## 第6節　石鹸の輸出入動向

**輸出**　石鹸の輸出はわずかながら，固形洗たく用石鹸を中心に行われていたが，仕向け地の仕入れ状況が浮動的であり，不安定な輸出がつづいた。47年の石鹸輸出は873トンであったが，48年は3,042トンと著増している。これは固形洗たく用石鹸の輸出が47年は236トンであったのに対し，48年は1,201トンと5倍の増加を示したためであり，49年が97トンと激減すれば，翌50年はその15倍に増加し，52年に1,597トンを記録すれば，翌53年は前年比9.9%に激減するなど浮動がつづいた。

**輸入**　輸入にあっては化粧石鹸が大半を占め，53年の実績では石鹸輸入量の77%が化粧石鹸であった。貿易及び資本自由化により，また国民所得増加に伴い，輸入量が増加したのであって，外資が進出した49年には化粧石鹸の輸入は7,891トンに達した。化粧石鹸は石鹸全輸入量の77.5%であり，仕入先はイタリア3,097トン（主としてCAMAY）(30%)，イギリス2,020トン（主としてLUX）(20%)，フランス1,318トン（13%）等が中心であった。越えて51年には再び7,681トンを記録した。この時の化粧石鹸の輸入量は全石鹸

輸入量の92%を占めた。仕入先はイギリス3,325トン（43%），ドイツ連邦1,942トン(25%)，イタリア520トン，フィリピン429トン，フランス300トン等があり，単価的にはフランスが優位であった。53年の化粧石鹸の輸入量は4,917トンで，全石鹸輸入量の74%であり，仕入先はイギリス3,516トン（72%），アメリカ460トン，フランス367トンであった。

輸入石鹸のうち，一般向け化粧石鹸は外資が国内生産を開始するに伴い減少したが，輸入石鹸に対する国内需要には根強いものがあり，とくに贈答用としてフレグランス石鹸にはなおも強い需要が見込まれ，この傾向は今後もつづくものと見られている。

**石鹸の輸入推移**　（単位：kg　カッコ内は前年比）

| | 化粧石鹸 | 石鹸合計 |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 2,330,105（ 85） | 2,439,797（ 84） |
| 47年 | 3,101,569（133） | 3,226,025（132） |
| 48年 | 4,701,670（152） | 6,444,663（200） |
| 49年 | 7,891,201（168） | 10,170,391（158） |
| 50年 | 4,702,243（ 60） | 5,939,931（ 58） |
| 51年 | 7,681,084（163） | 8,368,391（141） |
| 52年 | 3,728,514（ 49） | 4,146,050（ 50） |
| 53年 | 4,917,180（132） | 6,388,033（154） |
| 54年 | 5,429,034（110） | 6,908,419（108） |

（資料：大蔵省関税局資料）

## 第7節　石鹸に関連するその他の主な動き

最近10年の石鹸工業の推移については，上記の各節で記述したが，このほか，重要事項としては化粧石けん公正競争規約の制定，再販売価格維持契約制度，家庭用品品質表示法の石鹸（台所用，洗たく用）への適用，JIS制定問題，原料油脂の供給確保対策等，石鹸工業としてきわめて重要な問題について，業界をあげて検討された。すでに記述した事項もあり，また別章でとくに記述する事項もあるが，その他の主な事項については，この節にとりまとめて記述することとする。

### 石鹸と広告活動

石鹸の広告活動は，贈答期の化粧石鹸広告を中心に，大企業によって活発に行われたが，合成洗剤，シャンプー等の他品種との相対的量でいえば，石

鹸の広告活動は比較的抑制されたものであった。集中的にキャンペーンが組まれる贈答期には，大手企業，中堅企業が参加し，さらに外資系石鹸も加わって，印象的な広告活動を毎期展開した。

石鹸メーカーと呼ばれて来た大手企業は，近年は洗剤にウエートを置くところが多く，洗剤を持たぬ企業にあっても，シャンプー，リンス等のヘア製品，あるいは化粧品を持ち，その広告活動に多くの力を投入していたので，石鹸広告は次第に短期集中型となった。

広告媒体はテレビをトップに新聞，雑誌，ラジオ，交通広告が用いられ，テレビ番組の提供も1社単独提供よりも共同提供のケースが多くなり，スポット利用が強まる傾向を示した。石鹸の広告活動が贈答期重視型になったとはいえ，この時期における石鹸広告は多彩であり，贈答需要の促進だけでなく石鹸のイメージアップにも大いに寄与し，効率のよい広告活動を展開していたのである。

薬用石鹸の広告で，デオドラントが強調されたのも，社会のニーズに対応したものといえるであろう。また，一時期ほとんど見られなかった洗たく用石鹸の広告も54年には次第にその量を増していた。環境問題にからみ，各地で洗たく用石鹸の見直し運動が行われていることの反映といえるであろう。

なお，各企業ごとの具体的な広告活動については近年における企業の大型化，投入広告量の増大，媒体の多様化を伴っているので，各企業の記録にゆだね，本著においては，上記のように，その概要の記述にとどめることとする。また，企業の広報活動，あるいは工業会，全日本石鹸協会が行った広報活動については，別章に記述する。

## 贈答品市場と化粧石鹸

化粧石鹸は中元，歳暮期の贈答品として人気を集め，大きな市場を形成しているところから，毎期の景況は石鹸メーカーにとって重要事項となっていた。しかし，この実勢を数値的に把握することは困難であり，石鹸業界全体として“好調”，“やや低調”等の評価で表されるにとどまっている。

贈答期の売行きは石鹸メーカーの業績に大きくひびくので，贈答品市場対策はつねに熱心につづけられて来た。それは贈答嗜好に適合した商品開発と販売促進策であり，商品開発は単品としてのキャラクターの創造を生み，セットものの開発を促進し，品質的に，また感覚的に，化粧石鹸のレベルアップに寄与するものでもあった。

販売促進の手法は，まず，シーズン開幕に当たって各メーカーの贈答用製品発表会が行われる。各系列の問屋(代理店)を集めて行われるもので，数十年の恒例となっている。これに加えて問屋が行う展示会も近年，その規模を拡大しつつある。問屋が大型化するにつれて，いっそう盛んになったもので，小売店，百貨店，量販店を集めて行うが，問屋の扱い商品の多角化に伴い，他品種も同時に展示されているが，贈答用石鹸のウエートは圧倒的に高い。化粧石鹸の贈答品扱いは小売店，百貨店が主流であり，数十年の実績が積み重ねられているが，百貨店のウエートは年々高まっており，さらにここ数年の間に，量販店の贈答品市場への参入が強まり，急速に扱い量をふやしているのも，新しい傾向である。百貨店が贈答品市場で優位に立っているのは，その好イメージと配送サービスの充実にあったが，52年からは配送サービスを1,000円以上の商品に限定するようになった。このため，比較的低価格贈答品に組み入れられていた一部の化粧石鹸も下限を押しあげられ，贈答用化粧石鹸の平均価格を押しあげることとなった。

化粧石鹸の贈答品市場での地位は高く，現在でも，百貨店の売上げベスト5，もしくはベスト10の中に必ずランクされている。年々の伸び率も百貨店では10～20%の伸びと発表しており，依然として人気商品となっているが，近年は食料品への人気が強まり，その影響もあって，シェアを下げているのも，石鹸メーカーの関心事であり，石鹸メーカーの共通の課題として贈答品市場対策がクローズアップされるのであった。54年現在，百貨店（都市型，大手）での化粧石鹸贈答品のプライスゾーンは1,500円～2,500円が中心となっており，また，石鹸の種類としては化粧石鹸（浴用石鹸）を主体に，透明石鹸，デオドラント石鹸，フレグランス石鹸，石鹸・シャンプー等のセットものが用意され，それぞれの需要に応えている。

この中で，フレグランス石鹸の伸びが注目されはじめている。高価格輸入石鹸が主であり，国内石鹸メーカーもまた意欲を見せ，さらに化粧品メーカーの参入も相つぎ，新しい動きとして，その将来に関心が持たれている。

## 包装の適正化について

包装の適正化を望む声が強まったのは，包装が装飾性を追うあまり，その機能を逸脱して過度にわたるケースが出るようになったからであり，社会的批判も次第に高まった。化粧石鹸についての包装基準作成は，工業会（市場開発委員会）が公正取引委員会と連絡をとりつつ進めた。昭和47年5月19日

に開かれた公正取引委員会における連絡会には工業会からコンパクト化された現物が提示されるなど，消費者団体代表，大型小売店代表等をまじえた会合で，相互の理解を深める措置がとられている。通産省繊維雑貨局にも47年5月には商業包装適正化推進委員会が設けられ，石鹸業界からも委員が参加する等，基準作成の動きは活発化するのであった。

こうした中で，贈答品販売のウエートの多い百貨店が具体的方針を打ち出し，石鹸業界も積極的に協力した。百貨店協会の対象となるのは石鹸贈答箱及び洗剤の贈答容器等であり，これらの贈答容器においてはもともと，本来の目的から過度に逸脱したものはほとんどなく，この方針に対しては資源愛護，破棄燃焼の際に有害物質を出す材料を使用せぬことを目的に協力している。昭和48年5月に提示された日本百貨店協会の方針は，包装（パッケージング）について百貨店が主体性をもっている商品の適正化を図ったもので，他の商品については，メーカー・取引先の積極的な協力を求めたものである。

### 適正包装と公正競争規約

化粧石鹸の包装の適正化については，石鹸業界内部でも種々検討されて来て，それぞれ実施されて来たことは，上記でも触れた通りであるが，公正競争規約の制定に伴い，昭和52年2月にその規則として定められた。公正競争規約については別章を設けたので，詳細については第8章にゆだねるが，石鹸の包装基準が公的に定められたのははじめてのことであり，その持つ意義には大きいものがあった。

### 石鹸にも品質表示法の適用

家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規程によって，洗たく用石鹸がその適用を受けることとなり，昭和52年4月1日から実施された。家庭用品品質表示法は37年に「家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り，一般消費者の利益を保護することを目的とする」として制定されたものであり，合成洗剤は38年10月1日より施行された「表示の標準」によって表示内容が定められ，51年10月8日の告示によって，さらに新たな表示内容が定められた。その改正点の一つに，合成洗剤と粉石鹸との区別を明確にする必要が含まれており，石鹸にも品質表示法を適用することで，それに応えたのであった。

注目される点は，洗たく用石鹸の場合には性能上，界面活性剤が配合され

る場合もあるところから3種の分類がされたことであり，また「使用上の注意」の表示が義務づけられた点である。

**石けんの区分と文字**

| 区分 | | 文字 |
|---|---|---|
| 台所用に供されるもの | | 台所用石けん |
| 洗たく用に供されるもの | 純石けん分が50パーセント以上であり、かつ、純石けん以外の界面活性剤が3パーセント未満のもの | 洗たく用石けん |
| | 界面活性剤が50パーセント以上のもの（前項中欄に掲げるものを除く。） | 洗たく用複合石けん |
| | 前2項中欄に掲げる区分以外のもの | 石けん系洗たく剤 |

**洗たく用石けん表示例**

| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | |
|---|---|
| 品名 | 洗たく用石けん |
| 成分 | 界面活性剤（51%）<br>脂肪酸系（陰イオン）<br>炭酸塩<br>蛍光剤配合・漂白剤配合・酵素配合 |
| 液性 | 弱アルカリ性 |
| 用途 | 麻・木綿・化学繊維用 |
| 正味量 | 3kg |
| 標準使用量 | 水30ℓに対し60g<br>（200mℓのコップで約2/5） |
| 使用上の注意<br>●幼児のシャボン玉遊びやいたずらに注意し、手の届くところに置かないでください。<br>●荒れ性の方や、長時間お使いになる場合、また石けんをブラシにつけて洗う時は、炊事用手袋をご使用ください。<br>●使用後は手をよく水で洗い、クリームなどでのお手入れをおすすめします。<br>●万一飲みこんだ場合は、水を飲ませるなどの処置をしてください。<br>●上記用途以外に使わないでください。 | |
| ○○○株式会社<br>〒000 ○○○○○○○○○○○○○○○<br>でんわ（○○○）○○○○ | |

## 石鹸 JIS 改正を検討

石鹸の JIS 改正の問題は長期にわたって懸案として検討されて来た。すでに，昭和48年4月には工業会において打合会が持たれているが，石鹸が単なる化学製品ではないので，化粧石鹸を含めて，石鹸関係の JIS を一本化するとなると，種々のむずかしい問題があり，JIS 改正は容易に結論を得がたい課題であった。

石鹸工業の現状から見るとき，化粧石鹸の例でいえば，その品質は JIS をはるかに上まわるものがあり，JIS 表示ひとつをとってみても，JIS 表示を必要としないほどブランドイメージが高く，需要者の信頼をかち得ているの

であった。JIS 認定工場はあっても，JIS 表示製品はほとんどない状況で推移して来たのである。

一方，合成洗剤等の洗浄剤の JIS 改正は進捗しており，それとの関連もあって，粉石鹸の JIS 改正が課題となるのであるが，昭和51年6月30日付で工業技術院繊維化学規格課から工業会に粉末洗たく用石鹸の JIS 原案作成の委託があり，工業会では粉石けん JIS 専門委員会を設置，粉末洗たく用石けん JIS K 3303の改正を検討し，とくに洗浄力について実験を重ね，審議した。

その結果，成分，規格値等については成案を得て，52年2月15日に答申した。洗浄力試験方法についても一つの具体案を得たが，なお検討を要するとして日本油化学協会へも審議検討を依頼したのであった。これについては53年6月に日本油化学協会より“洗浄力試験方法として採用可能”との回答を受け，洗浄力試験をとり入れた JIS 改正の可能性が強まったのである。

さらに，粉末洗たく用石けん JIS K 3303の改正に関連して，工業技術院からは石けん関係 JIS 一本化の要請があり，これを受けて，粉末洗たく用石けん以外の化粧石けん，固形洗たく用石けん，石けん試験方法の JIS についても全般的見直しを行うこととなり，工業会内に石けん JIS 専門委員会が設けられ，54年2月から発足している。

## 薬事法の改正

昭和54年10月1日法律第56号で薬事法の一部改正が公布され，55年9月30日施行された。今回の改正は「品質，有効性及び安全性を確保すること」をとくに重視したもので，化粧品にあっては成分表示，製造記号の表示，使用上の注意表示等が義務づけられた。

## 米国石鹸市場調査団

日本石鹸洗剤工業会のメンバー各社からなるアメリカ石鹸市場調査団は昭和51年8月31日～9月21日にかけて，アメリカ石鹸市場を調査のため，渡米した。テーマは「低成長経済下における米国石鹸業界」のセールスプロモーション，新製品開発，プライベートブランドとナショナルブランドの実態，宣伝・パッケージデザインのあり方等で米国牛脂協会，米国農務省，米国石鹸洗剤会協等の協力を得て，多くの情報を収集し，52年2月に報告書を発表した。

**主な訪問地**

サンフランシスコ，デンバー，シカゴ，ニューヨーク，ワシントン，ロスアンゼルス，ホノルル

**主な訪問先**

1. 団体，官庁関係

   N. R. A. (National Renderers Association, Inc.)，　S. D. A. (The Soap and Detergent Association)，　U. S. D. A. (United State Department of Agriculture)

2. 石鹸会社

   Duveen Soap Corporation (New York)，　Colgate-Palmolive Co. (New York)，Los Angeles Soap Co. (Los Angeles)

3. 牛脂工場

   Royal Tallow & Soap Co. (San Francisco)，　Denver Recycling Co. (Denver)，Monfort Packing Co. (Denver)，　Darling-Delaware Company, Inc. (Chicago)，Baker Commodities, Co. (Los Angeles)

4. 販売店関係

   Bayhill Shopping Center, Petrinis (San Francisco)，East Ridge Shopping Center (San Francisco)，Wallgreen Drug Store (Denver)，Food Store "a & P" Since 1927 (Niagara)，Shoppers Drug Mart (Niagara)
   Water Tower Place Shopping Center (Chicago)
   (Marshall & Field, Lord & Taylor)
   Woolworth Drug Store (Chicago)，　Montgomery Ward　(Chicago)，
   Sear's Roebuck (Chicago)，Wood Field Shopping Center (Chicago)
   (Sear's Roebuck, J. C. Penney, Lord & Taylor, Marshall & Field)
   Jewel Tea Companies Inc. (Chicago)，O. S. C. O. Drug Store (Chicago)，Macyo Department Store (New York)，　Dumont Drug Corporation (New York)，Safeway Distribution Center (Washington)，Albertsons Inc. (Los Angeles)，　Safeway Stores (Los Angeles)，　The Broadway (Los Angeles)，Drug Store (Lasvegas)，Daiei V. S. A., Inc. (Honolulu)

団長　工業会副会長　石野正雄(資生堂常務取締役)，副団長　工業会専務理事　佐藤達郎(日本石鹸洗剤工業会)，団員　中川徹三(花王石鹸家庭品本部開発一部長)，小木明孝(鐘紡化粧品総部業務部操業第二課長)，城　啓(カネヨ石鹸常務取締役)，吉田敏幸(川研ファインケミカル取締役)，古谷正吉(牛乳石鹸共進社取締役)，戸田良也(牛乳石鹸共進社西販売部副部長)，堀田博(資生堂セールス部バスボン販売課主任)，中野隆(皆様石鹸取締役社長)，今岡正臣(ライオン油脂商品企画部商品企画一課長)

**（報告要旨）**

報告はアメリカにおける石鹸生産の推移，コンプレクションソープとデオドラントソープとのシェア推移を紹介し，デオドラントソープのシェアが漸減しつつある点を指摘するとともに，高級石鹸市場が欧州製品に占められていることと，新製品開発に各メーカーとも力を注いでいることを報告している。販売促進や宣伝については，クーポン販売の増加，テレビ媒体使用が90％といわれ，電波料の値上がりのため寡占化の進行が見られること，中小メーカーは雑誌を活用していることなど，最近の傾向を報告している。

牛脂についても詳細な報告がなされており，長期的な生産量価格の予測は困難としながらも，農務省の牛脂担当官の見解として，"増産される見込である"ことを報告，また，国内消費の頭打ちから輸出にドライブがかかるであろうと報告している。

また，化粧石鹸及び衣料用合成洗剤，シャンプー，リンス，コンデショナー等の試買結果について，詳細なデータが添付されている。

## 日本石鹸洗剤工業会訪中団

中国政府の招きを受けて，中国の石けん，合成洗剤工業の視察と友好交流を図るため，日本石鹸洗剤工業会は昭和55年6月6日～19日にかけ訪中団を派遣した。北京，天津，上海，杭州を訪問，中国政府の歓迎と熱心な協力を受けて8工場を視察し，数次にわたる会議を持ち，経営管理や技術について真摯に意見を交換した。今回の中国訪問は日中両国の関係者の相互理解を深めるとともに，将来の協力のいとぐちを開くものとなるであろう。

主な訪問先は次の通りである。

北京日用化学一廠，北京日用化学二廠，天津市香皂廠，天津合成化学廠，天津市合成洗滌剤廠，上海工業展覧館，上海合成洗滌剤廠，上海製皂廠，杭州製皂廠，その他。

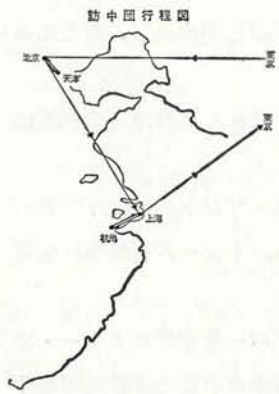


団長　宮崎楢義（日本石鹸洗剤工業会副会長牛乳石鹸共進社社長），副団長　植松重次郎（ライオン相談役），団員　佐藤達郎（日本石鹸洗剤工業会専務理事），瀬村武彦（花王石鹸九州工場工場長），吉田敏幸（川研ファインケミカル取締役業務本部次長），金森基雄（牛乳石鹸共進社本社工場部副部長），三宮正彦（資生堂常務），森井勇（新日本理化京都工場工場長），野中市松（ニッサン石鹸社長），森田豊太郎（横浜油脂工業専務）

**（報告要旨）**

中華人民共和国との国交が復活してからはじめての石けん・洗剤業界を代表する訪中団であり，意義深いものがあった。中国政府軽工業部の好意と日本国際貿

易促進協会の尽力によって実現したのである。梁霊光軽工業部長（大臣）主催による歓迎晩餐会が催され，また中国側の希望によって，数回にわたる会議が行われた。会議には軽工業部局長をはじめ，上海，杭州，北京，天津，瀋陽，等の各工場の技術責任者が出席，中国の石けん，合成洗剤の現況の説明及び多くの技術的質問があり，日本側からは生産管理や生産技術，研究成果について説明し，質問にそれぞれ答えた。また，工場見学に際しては現場見学の後，必ずミーティングがもたれ，先方の要請で所見を率直に述べるとともに，将来の展望についても互に語り合う機会を得たことは幸であった。中国の石けん・洗剤工業は20年程度の遅れがあるとの印象を受けたが，今後の中国の石けん，合成洗剤の消費量は次第に増大し，生産も拡充されるであろう。しかし，巨大プラントを新しく建設するのではなく，既存工場の改修・増設によって，需要に対応するものと見られる。

今回の訪中団派遣を契機として，日中両国の石けん・洗剤業界の友好がいっそう深まり，提携が促進されることを期待する。

## 石鹸洗剤企業の主な業態変化

石鹸洗剤メーカーで，ここ10年間に行われた合併，提携，譲渡，あるいは企業整理の主たるものは，次の如くである。時代の推移に対応したものとして受けとめられた。

昭和46年2月，鐘淵化学からその石鹸部門が鐘淵紡績に譲渡され，これによって，3月にカネボウ石鹸販売株式会社が設立され，製造部門はミヨシ油脂と鐘淵紡績との提携によってカネボウ石鹸製造株式会社が設立された。

昭和47年11月，日本サンホームとアメリカのプロクター・アンド・ギャンブル社との提携によるプロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社が設立された。

昭和49年11月，日本油脂の石鹸部門とシスター石鹸とが提携し，新たにニッサン石鹸株式会社として発足した。

昭和50年3月，ミツワ石鹸株式会社は会社整理手続きを東京地方裁判所に申請した。

昭和50年10月，プロクター・アンド・ギャンブル・サンホームはミツワ石鹸の富士工場とミツワ石鹸のブランド（ミツワ石鹸，ミューズ石鹸等）を買収した。

主な事項は以上の如くであり，このうち，ユニリバー社やプロクター・アンド・ギャンブル社の日本進出については，資本自由化の章で詳細に記述す

る通りである。

ミツワ石鹸株式会社の会社整理申請は明治以来の有名ブランドであるミツワ石鹸の発売元であった企業（旧社名・丸見屋）なだけに，社会的にも深い印象をもって受けとめられた。

なお，石鹸洗剤メーカーのうち，この間に増資を積極的に行う社もあり，業態の拡大その他の変化も見られたが，それらについては省略する。

# 第3章
# 最近10年の合成洗剤工業

## 第1節 概　　況

合成洗剤工業は若い歴史にもかかわらず，生活必需品として年生産額1,900億円（昭和54年）を超える規模に達し，その急速な成長と普及ぶりは瞠目に値するものがあった。ここ10年間の生産推移を見ると，40年代に入ってからの急伸長を受け入れつつ，堅実な足どりで伸び，49年にはピークに達した。洗剤の生産を促したものは，洗剤のもつ使用上の多くの利点が浸透したことと，高度成長に伴う生活水準の向上であり，生産面においては，各メーカーの積極的な技術開発と生産性向上であった。生活必需品である特性を重視した消費者ニーズへの対応も需要を促進し，高水準の生産を促した。家庭用合成洗剤の生産量指数は42年を100とするとき，49年には実に175を記録している。

同時に，ここ10年の洗剤工業は波乱に富んだものであった。48年末から49年初頭にかけて突然襲来した石油ショック（産油国の供給制限と石油価格高騰）に基づく洗剤パニックは，いまだかつてない激烈な需給バランスの崩壊であった。社会的パニックの様相も呈し，政府及び各方面，洗剤関係業界の緊急措置によって深刻な事態は短期的現象にとどまり，やがて沈静するのであったが，この間洗剤業界はいわれなき誹謗，不当なる扱いを受けたりもした。洗剤パニックによる爪跡は深く，洗剤業界，流通業界にきびしい影響を残した。49年に新記録を樹てた家庭用合成洗剤の生産量も翌50年には激減し，前年比71%にすぎなかった。ようやく回復したのは53年であり，ここではじめて49年の生産量に近づいた。

合成洗剤の生産技術の進歩は多くの成果をあげた。各種界面活性剤の応用技術の開発も意欲的に進められ，洗浄効率の向上は洗剤の標準使用量の低減化をもたらした。50年には新たに衣料用液体洗剤が発売されている。

一部学者によって提起され，社会的運動としてひろげられた問題に洗剤の安全性とくに催奇形性説があり，論議を呼んだが，厚生省合同研究報告が出され，催奇形性説は政府見解として否定された。しかし，洗剤反対運動は引

きつづき行われ，とくに環境汚染がとりあげられ，54年には琵琶湖富栄養化防止条例が滋賀県で制定された。洗剤の安全性は政府見解が出されたにもかかわらず依然として尾を引き，さらに衣料用粉末合成洗剤に含まれるりんによる水質汚濁問題等もあって，洗剤をめぐる情勢にはきびしいものがつづいている。

洗剤の公正競争規約制定作業も進み，JIS 改定，家庭用品品質表示法の改正も行われた。49年9月には再販指定が廃止された。資本自由化は洗剤業界にとっても重大案件であったが，遂に実現し，47年には多国籍企業の日本進出があり，日本企業との合弁会社が生まれるなど，資本自由化をめぐってあわただしく，緊張した動きがつづいた。

洗剤は衣料用洗剤が中心であるが，台所用洗剤にはとくに伸びが見られ，住宅用洗剤とともに，それぞれの需要に応えた。洗剤は輸出輸入とも少量であり，特記すべきことはなかった。

総括すれば，合成洗剤工業にとってこの10年は，まさしく波乱の時であった。

## 第2節 合成洗剤の生産推移

家庭用合成洗剤のここ10年の生産推移を見よう。生産量でも生産金額でも家庭用合成洗剤は圧倒的であり，合成洗剤が日常生活にひろくとり入れられていることを如実に語っている。

**家庭用合成洗剤の生産推移**

上欄 生産量（単位：トン）　下欄 生産金額（単位：千円）　カッコ内 前年比

| | 粉　末 | 液　体 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和46年(1971) | 481,192(123)<br>— | 164,978(124)<br>— | 1,110(1609)<br>— | 647,280(103)<br>73,396,324(101) |
| 昭和47年(1972) | 516,438(107)<br>— | 186,615(11.3)<br>— | 770( 69 )<br>— | 703,823(109)<br>80,131,638(109) |
| 昭和48年(1973) | 575,982(112)<br>61,856,472( — ) | 188,087(101)<br>24,237,021( — ) | 1,114(145 )<br>156,087( — ) | 765,183(109)<br>86,249,580(108) |
| 昭和49年(1974) | 624,223(108)<br>94,350,564(153) | 207,028(110)<br>35,898,122(148) | 160( 14 )<br>38,927( 25 ) | 831,411(109)<br>130,287,613(151) |
| 昭和50年(1975) | 408,696( 65 )<br>73,031,066( 77 ) | 182,901( 88 )<br>36,202,675(101) | 124( 78 )<br>46,705(120 ) | 591,721( 71)<br>109,280,446( 84) |
| 昭和51年(1976) | 450,299(110)<br>89,830,484(120) | 228,327(125)<br>49,927,633(138) | 203(164 )<br>85,710(184 ) | 678,829(115)<br>139,843,827(128) |
| 昭和52年(1977) | 474,409(105)<br>95,824,342(107) | 244,708(107)<br>55,925,039(112) | 120( 59 )<br>36,553( 43 ) | 719,237(106)<br>151,785,934(109) |
| 昭和53年(1978) | 531,573(112)<br>102,333,834(107) | 291,237(116)<br>68,502,452(122) | ——<br>—— | 822,810(109)<br>170,836,286(113) |
| 昭和54年(1979) | 608,637(115)<br>116,760,817(114) | 324,592(112)<br>74,915,817(109) | | 933,229(114)<br>191,676,636(112) |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

最近10年の生産推移は上記の通りであり，石油ショック時の影響が如何にも大きく，また液体洗剤の伸びのいちじるしさが注目される。粉末洗剤はほとんどが衣料用と見てよいであろう。液体洗剤は台所用を中心に，住宅用，さらに50年代には衣料用が加わり，強い伸びを示したのである。

**出荷単価推移**

（単位：円/kg　カッコ内は前年比）

| | 鉱油系 | |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 116 (104) | |
| 47年 | 116 (100) | |
| | 粉末 | 液体 |
| 48年 | 108 ( —) | 129 ( —) |
| 49年 | 151 (140) | 176 (137) |
| 50年 | 179 (119) | 198 (113) |
| 51年 | 200 (111) | 219 (111) |
| 52年 | 202 (101) | 229 (105) |
| 53年 | 193 ( 96) | 236 (103) |
| 54～ | 193 (100) | 231 ( 98) |

（資料：通産省化学工業統計調査室）
＊48年より区分が変更される。

48年から49年にかけて起きた石油ショックの影響が強く出ており，ここで単価の基準が大きく変わったことを示している。

次に生産能力と稼動率から，その推移を見ると，石油ショック時を節目にした動きが見られる。

**家庭用合成洗剤の1人当たり1年間の消費量**

| | |
|---|---|
| 昭和46年 | 6.16 |
| 47年 | 6.54 |
| 48年 | 7.01 |
| 49年 | 7.55 |
| 50年 | 5.30 |
| 51年 | 5.99 |
| 52年 | 6.26 |
| 53年 | 7.12 |
| 54年 | 8.02 |

（資料：通産省化学工業統計調査室，大蔵省関税局，総理府統計局）

**家庭用合成洗剤の生産能力と稼動率**

| | 生産能力（トン） | 稼動率（%） |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 69,302 | 77.8 |
| 47年 | 77,018 | 76.2 |
| 48年 | 86,577 | 73.6 |
| 49年 | 91,187 | 76.0 |
| 50年 | 91,854 | 53.9 |
| 51年 | 92,332 | 61.2 |
| 52年 | 93,747 | 63.9 |
| 53年 | 91,336 | 75.1 |
| 54年 | 94,019 | 82.7 |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

# 第3節 衣料用合成洗剤について—I

**（昭和46年～48年：洗剤パニック以前）**

家庭用合成洗剤の主流は衣料用合成洗剤であり，最近10年の動きを，その前半について見れば，経済の高度成長とともに消費も意欲的に伸び，年々生産量を増していた。生産能力の拡充も前記のデータの如く，46～49年へと積極的に進められている。衣料用合成洗剤の主原料はアルキルベンゼンスルホン酸塩であるが，この時期においては従来のハード型（ABS）からソフト型（LASその他）への転換が完了していた。これは水質問題（排水の泡だち）に関連して，分解性の良いソフト型への転換が重視され，昭和42年の当局による行政指導もあって，洗剤業界が積極的に対応したのであった。

合成洗剤工業にあっては，洗剤の生産技術の改善が進められている。その指向するところは，洗浄力の強化が第一義に置かれているが，生産プロセスの進歩によるコストダウン，量産技術の効果的運用等であり，企業は生産及び流通の合理化に積極的な姿勢を示した。その背景にあるものは，経済の高度成長に伴う人件費及び流通経費の増加であった。また，洗剤の市中価格の膠着があり，時には混乱があったので，企業にとってコストダウンはまさしく重要課題であった。合成洗剤は再販指定製品になっており，安定した市場環境にあるべきはずのものであったが，競争の激化，流通市場に変化があり，価格は乱れやすく，各メーカーとも価格維持に腐心したのであった。一方，消費者の生活水準は向上をつづけており，洗剤業界も消費者ニーズに敏感に対応する必要があった。

わが国の洗剤技術はすでにハイ・レベルに達しており，市場も成熟期に入っているところから，生産面においては比較的平穏に推移していた。新製品としては46年に洗浄力の変化をカラーチェンジで示す製品，48年に酸素系漂白剤配合の製品が発売されている。また，香りのキャラクターを強調する新製品，無りんを標榜する無りん洗剤なども発売された。時代への積極的な対応であり，折から重要課題として，洗剤業界が直面している外資進出への市場対策でもあった。47年進出を果たした外資系からは，48年に“水の温度差に関係なく洗浄力を発揮する”ことをセリングポイントとする新製品が発売されている。

かくして，洗剤の競争はいっそう激化し，新製品を中心とする宣伝も活発化し，販売促進も積極化していった。

**全国の家庭における洗剤の支出金額**

（1カ月当たり平均）

（単位：円）

| | 洗たく用洗剤 | |
|---|---|---|
| | 1世帯当たり | 1人当たり |
| 昭和46年 | 158 | 40 |
| 47年 | 167 | 42.6 |
| 48年 | 220 | 56.3 |
| 49年 | 177 | 45 |
| 50年 | 219 | 56 |
| 51年 | 244 | 64 |
| 52年 | 270 | 71 |
| 53年 | 284 | 74 |
| 54年 | 299 | 78 |
| | 台所用洗剤 | |
| | 1世帯当たり | 1人当たり |
| 昭和46年 | 80 | 20.1 |
| 47年 | 89 | 22.7 |
| 48年 | 96 | 24.6 |
| 49年 | 115 | 29 |
| 50年 | 128 | 33 |
| 51年 | 137 | 36 |
| 52年 | 145 | 38 |
| 53年 | 148 | 39 |
| 54年 | 154 | 41 |

（資料：総理府統計局家計調査報告）

一方，経済の不況ムードは45年の景況が46年も継続されており，各企業ともその対処に努めていたが，47～48年にはこの不況感も次第にやわらぎ，ふたたび景気は上げ歩調となった。消費者物価指数，卸売物価指数も騰勢を強め，48年にはそのテンポをはやめて，過熱化の兆しを見せていた。この時における衣料用合成洗剤市場は小売価格の乱れがやまず，原料コストの上昇による採算悪化の状況にあった。しかし，生産ベースは前年比10％を超える量を維持し，需要に応えていた。

48年後半に，石油の供給不安を軸に，モノ不足感が起き，消費物資の供給混乱が生じた。次に述べる洗剤パニックである。ここで，洗剤をめぐる環境は一挙に混乱に陥ったのである。

## 第4節　洗剤パニックの経過とその波紋

石油供給不安に端を発した石油ショックを受けて，昭和48年11月から洗剤市場には大混乱が起き，約3カ月つづいた。それは洗剤業界にとって大きな試練であったと同時に，多くの教訓を残した。

一般経済情勢としては48年はじめより物価の上昇がつづき，48年5月は前年比10％を超え，それはじりじりと上げ幅をふやしつづけ，国民に物価先高感を抱かせていたところ，10月6日，第4次中東戦争が勃発したのである。これを契機にして，OAPEC（アラブ石油輸出機構）が生産制限を行い，これと前後して，OPEC（石油輸出機構）が原油公示価格の引き上げを発表したことから，石油供給不安は一挙にふくらんだのであった。

消費者の“もの不足パニック”が顕在化したのは，48年10月29日，近畿地区（千里のスーパーマーケット）において“トイレットペーパーがなくなる”の流言がとび，驚いた消費者が店頭に殺到したことからはじまり，それがまたたく間に伝播して周辺地区をまき込み，一挙に関西一円に拡大したことであった。政府及び関係業界は緊急出荷によって対応し，事態は一応沈静するかに見えたが，それは局地的沈静化にとどまり，次第に全国的規模へと拡大して行った。

消費者の“もの不足感”はトイレットペーパー騒ぎから，衣料用洗剤等の日用品へと波及し，なかんずく，洗剤の買い急ぎ買い溜めは熱気を帯び，店頭の洗剤はたちまち売り切れ，追加増送がつづけられたが，焼石に水の観があり，不安は不安を呼んだ。当局及び関係企業，関係団体の努力にもかかわ

らず，この混乱状態（洗剤パニック）がようやく平静をとり戻したのは49年2月であった。その間の推移を追うと次の如くである。

48.10. 6　第4次中東戦争はじまる。
48.10.16　OPEC 6カ国による原油公示価格大幅値上げ決定。
48.10.17　OAPEC 石油供給削減決定。
48.10.29　関西地区でトイレットペーパーの買い急ぎ，買い溜め起こる。翌日，周辺地区にひろがる。
48.10.31　トイレットペーパーの買い急ぎ，新聞によって報道される。不安感と買い急ぎ，関西全域にひろがる。パニック状態になる。
48.11. 2　通産次官談話発表。消費者の冷静な対処を呼びかける。トイレットペーパーの緊急増産，緊急出荷の行政指導行われる。
48.11. 5　買い急ぎ，買い溜め，洗剤・砂糖・灯油等にも波及，パニック状態を示す。
48.11. 6　通産省の要請に基づき，近畿地方において洗剤の緊急出荷行われる。局地的ながら，洗剤の買い急ぎに一部沈静化が見える。
48.11. 8　政府「合成洗剤の品不足はあり得ない」と見解を発表。
48.11上旬　洗剤パニックに対処するため，工業会と通産当局，関係企業，関係団体との間で，連日，密接な連絡打合せが行われ，対応策を講ずる。
48.11.16　政府は「石油緊急対策要綱」を閣議決定し，一般産業は11月19日以降概ね10%の削減を受けることとなった。また，消費節約運動のため，全国民的な運動を展開する等の措置を決定。
内閣に，内閣総理大臣を本部長とする緊急石油対策推進本部が設置される。
48.11.19　通産省より工業会へ具体策につき協力要請がある。
48.11.20　通産省基礎産業局長は工業会首脳及び大手洗剤メーカー首脳を招き事情説明を受け，対策懇談を行う。また，この日の会議の結果，大手5社（花王石鹸，日本油脂，プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム，ミヨシ油脂，ライオン油脂）の10～12月の粉末洗剤の生産，前年同期比22%増が決まり，当日夜，通産省より新聞発表される。
消費者団体，消費者の自重を促す声明を発表。
48.11.21　大手5社による135万箱の洗剤の緊急出荷を東京地区で行う計画が決まり通産省より発表。
48.11.22　各新聞が洗剤の大量緊急出荷を大きく報道。
48.11.24　経済企画庁は洗剤の需給状態をまとめ“洗剤などの品不足はない”と発表。
48.11.28　工業会と消費者5団体との“物価高騰ともの不足に関する懇談会”開催。

48.12. 1　工業会は通産省当局へ増産達成のための資材確保を要請。

48.12.12　資材確保と価格上昇抑止に関し，工業会は通産省当局をまじえ，日本化学工業協会，及び日本石油化学工業会の代表者に協力を要請。

48.12.22　日本ソーダ工業会へか性ソーダとソーダ灰の優先確保を要請。

48.12.27　通産省基礎産業局長と工業会及び大手5社首脳，年末年始増産の件を懇談。

自民党の国民生活安定緊急対策本部長（長谷川四郎代議士）と懇談。出席者，工業会首脳，通産省基礎産業局長，企画庁担当官，公正取引委員会担当官，主婦連（副会長ほか）。増産事情の説明。

48.12.28　5社資材部長と通産省化学製品課は年末年始増産の件を協議。

49. 1. 7　内田通産大臣代理，洗剤市場，工場等を視察。

49. 1. 9　内田通産大臣代理と業界首脳との懇談。事態打開のため1月の生産7万トン台を目標に努力要請があり，重油・電力を確保することが提案され，1月，2月で問題を解決したいと表明される。メーカーよりは原材料確保を要請し，それぞれ努力することが約束される。

49. 1.11　7万トンベース洗剤生産，具体案成る。

49. 1.12　中小13社増産手配完了。

49. 1.14　合成洗剤が買占め売惜しみ防止法の対象物資となる。

以上の如き経過の後，洗剤の生産は拡大し，消費者の買い急ぎもやみ，2月初旬には店頭に洗剤が潤沢に置かれるようになった。しかし，これを契機としていくつかの問題が生じた。その一つは価格問題であり，他の一つは洗剤パニックの原因追究の論議である。前者は洗剤業界に深刻な影響をもたらし，後者はいわれなき非難をまじえて，洗剤業界批判がつづいた。

なお，49年1月末に通産省当局より衣料用合成洗剤の社会福祉施設への特別販売についての実施依頼があり，2月初旬から実施された。また，洗剤の小分け販売も，当局の要請があり，チェーンストア協会，セルフサービス協会，ボランタリーチェン協会と協力して実施された。

## 洗剤等の価格問題について

洗剤の価格問題は49年3月16日の閣議了解となった物価安定対策によって，価格引上げは主務省の事前了承を必要とすることとなったが，それに至る間にも重要問題として，洗剤業界は政府，産業界，あるいは東京都等と懇談を重ねている。

49. 1.21　標準価格の件で通産省資料調査。

49. 1.22　標準価格の件で日本石鹸洗剤工業会の正副会長，大手メーカー首脳，

工業会専務理事が経済企画庁長官に陳情。

49. 1.23　工業会正副会長，専務理事が標準価格の件で通産省基礎産業局長を訪問。

49. 1.25　標準価格の件で，正副会長，大手メーカー首脳，中小メーカー代表者が通産省基礎産業局長に招集される。

49. 2. 4　政府と産業界の物価問題懇談会に工業会より村田会長出席。

49. 2. 6　東京都議会，物価対策等対策特別委員会に，工業会，全鹸連，花王，ライオン，チェーンストア協会等が参考人として呼ばれる。

49. 2.13　通産省基礎産業局長より，再販指定取り下げ後の，化粧石鹸，化粧品メーカーの値上げ自粛の要望がある。

49. 2.14　通産省基礎産業局長より，洗剤の値上げ自粛の要望がある。

49. 2.19～21　通産省へ，それぞれの企業より自粛の回答。

49. 2.19　経団連の値上げ等自粛問題の推進に関する懇談会に，工業会より村田会長，佐藤専務理事出席。

**洗剤パニック沈静後の経過**

49. 2.27　第72回国会・衆議院予算委員会における物価問題の審議に，民間から参考人として7氏が出席，洗剤業界からは花王石鹸㈱社長丸田芳郎氏が出席，議員の質疑に答える。

49. 3.16　政府は国民生活安定緊急対策本部決定の「石油価格の改訂と物価安定対策の強化について」を閣議了解。合成洗剤は価格引上げについて事前了解を必要とする物資に指定される。（注，化粧石鹸は対象品目にならなかったが，事実上，同様の行政指導を受けた）

49. 3　東京都物価局「家庭用（衣料）合成洗剤調査報告」発表。

49. 3.27　東京都知事美濃部亮吉氏より日本石鹸洗剤工業会長に“物資の安定供給並びに価格の引上げについて格別の配慮を強く要請する”として，企業が資料提出について全面的に協力するよう指導願いたいとの申入れがある。

※この申入れに対し，工業会村田会長は4月4日回答し，また，東京都物価局作成の「家庭用（衣料）合成洗剤調査報告」の誤りを指摘

※上記の都報告書については花王石鹸株式会社より誹謗であるとして裁判所に提訴が行われ(49. 5.16)，第1審においてその主張が認められ，勝訴（54. 3.12)

49. 4. 3　2月27日の衆議院に引続き行われた参議院予算委員会において，洗剤業界からはライオン油脂㈱社長小林宏氏，花王石鹸㈱社長丸田芳郎氏が参考人として出席，質疑に答える。この日，出席した参考人は18氏であった。

49. 4.11　日本石鹸洗剤工業会は経済団体連合会と懇談，洗剤，石鹸の価格凍結

**家計調査報告**（総理府統計局）**から見た洗濯用粉末合成洗剤の購入金額**
（カッコ内は前年同月比）

| | 全国平均 |
|---|---|
| 48年10月 | 199(122) |
| 11月 | 523(342) |
| 12月 | 416(181) |
| 49年1月 | 309(241) |
| 2月 | 148(109) |
| 3月 | 153(106) |
| 4月 | 150( 92) |

解除についての協力要請。

49. 5　日本石鹸洗剤工業会は洗剤パニックを総括して「洗剤の店頭品不足問題をふりかえって――その実態について――」を発表。

49. 7. 3　経団連の新会長土光敏夫氏に業界代表（日本石鹸洗剤会長ほか）より石鹸洗剤業界事情を説明。とくに価格凍結解除について尽力を要請。

49. 7.19　通産省基礎産業局より日本石鹸洗剤工業会長に，衣料用合成洗剤の価格改訂（平均13.7%の値上げ）につき了承の通知，留意事項につき要望あり。

49. 9. 1　化粧石鹸及び家庭用合成洗剤の再販制度が廃止される。

49. 9.20　合成洗剤，値上げ事前了承の対象から外される。
通産大臣より洗剤メーカーに対し“値上げ抑制について”の通達が出され，政府方針への協力要請。

49.10. 1　国民生活白書（昭和49年度版）発行される。洗剤パニックを扱う記事をのせる。

以上の如く，合成洗剤の供給が順調になったあとも，洗剤の価格，洗剤パニック時の混乱の原因等をめぐって，論議がつづいていた。なお，50年1月～2月の合成洗剤の生産が49年12月の50%程度に急減した結果，3月28日に合成洗剤は石けんとともに雇用調整給付金の支給対象業種に指定された。

次に48年10月から49年6月にわたる生産，出荷，在庫を見ると次の通りであり，洗剤企業に向けられた非難がいわれなきことであるのがわかる。

**粉末合成洗剤の生産・出荷・在庫の推移**　（単位：トン）

| | 生　産 | 出　荷 | 在　庫 |
|---|---|---|---|
| 48年10月 | 53,987 | 56,693 | 20,033 |
| 11月 | 55,865 | 65,104 | 10,794 |
| 12月 | 46,751 | 49,762 | 7,783 |
| 49年1月 | 47,188 | 50,502 | 4,452 |
| 2月 | 53,806 | 52,477 | 5,780 |
| 3月 | 52,266 | 43,666 | 14,373 |
| 4月 | 51,109 | 46,211 | 19,263 |
| 5月 | 53,544 | 55,755 | 17,037 |
| 6月 | 58,901 | 57,225 | 18,707 |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

## 第5節 衣料用合成洗剤について—II

**（昭和48年～55年：洗剤パニック以後）**

激動のあとには沈静が来る。このリズムを現実に示すかのように，昭和48～49年の洗剤パニックのあと，洗剤業界は沈滞の時期を迎えた。そして，それを耐え凌ぎ，克服して，新しい発展へと展開していった。

この時期，洗剤業界が当面していた問題点は数多くあるが，衣料用洗剤を主にしてその課題をあげると，常時の課題である性能・品質の向上（主として洗浄力）のほか，

・市場の安定化
・原料の確保
・省エネルギー時代への対応
・低りん化問題
・洗剤の安全性問題

等であり，JIS の改訂，公正競争規約，品質表示の制定等があった。これらは合成洗剤全体の問題であるが，主として衣料用洗剤に関連が深い問題であった。重要事項については別章もしくは別項でさらに詳述するが，それらの概要をも含めて，洗剤パニック以後の衣料用洗剤をめぐる洗剤業界の推移は次の如くであった。

洗剤パニックが終息したあと，洗剤業界は深刻な需要不振と採算悪化に見舞われている。粉末洗剤（主として衣料用）にあっては，50年は前年比65％に低落し，この需要減は洗剤パニック時の買い置きの影響であり，それに節約ムードの浸透，適正量計量使用，洗たく液の有効使用（同じ洗たく液による2度，3度洗い）の結果とも見られ，洗剤市況は低迷をつづけた。原料価格は石油ショック後，約2倍以上になっていたが，製品価格は1倍半にも達しておらず，これへの対応が企業の課題となった。企業は合理化に積極的であった。そのため生産面での合理化は促進され，省エネルギーをはじめ省力化が進められ，流通費，包装費等において，経費低減のための努力が払われた。

洗剤の需要は50年を底として，ゆるやかながら回復に向かい，51年は前年比10％増，52年5％増，53年12％増，54年14％増となり，家庭用合成洗剤全体の生産量は93万トン台と49年の生産量を上回った。

この間，50年7月にコンパクト化された高濃度洗剤が開発され，省エネル

ギー時代の新製品として注目され，53年からは通産統計にも粉末洗剤の項に高濃度品と普通品の区分が取り入れられた。

また，低りん化の問題が重要課題であった。粉末洗剤のビルダーとして用いられるトリポリりん酸塩は，洗浄効果を高めるとともに，粉末洗剤の固結防止効果をもつ物質として重要なものであるが，りん酸塩が閉鎖水域の富栄養化をもたらす原因の一つとされて，その規制が注目されはじめた。衣料用合成洗剤のJISは47年8月に制定されているが，この時点のりん規定は$P_2O_5$として8～20%で，20%を上限としていたが，この見直しが課題となり，洗剤の品質を落とすことなく配合割合を低減する方向で検討が加えられたのであった。しかし，トリポリりん酸塩に代わる適当なビルダーが発見されていない時点で，トリポリりん酸塩を排除することは，洗剤の洗浄作用をいちじるしく低下させるところから，容易でない課題でもあり，各メーカーともその研究を深めた。工業会もまた「洗剤ビルダー専門委員会」を48年9月に発足させた。その後，洗剤業界は自主規制としてりん酸塩の配合率引き下げを図り，50年1月1日からは上限を15%に，51年1月1日からは上限を12%に，54年1月1日からは10%以下にすることとなり，低りん化が急速に進められている。これは閉鎖水域の富栄養化防止に，洗剤業界が積極的に対処したことを示すものであった。また，代替ビルダーとして，ゼオライトが提案され，55年には新たに無りん洗剤が発売されるに至った。この経緯については，さらに別項に記述する。

洗剤の主要原料である界面活性剤（LAS, AS, AES, AOS 等）に関する安全性について，政府見解が数次にわたって発表されたが，それにもかかわらず，洗剤の安全性に関する論議がつづき，消費者運動とも連係しての洗剤反対運動（洗剤追放運動）が引きつづきひろがった。また，一部の学者から催奇形性が発表され，社会的に衝撃をあたえたが，厚生省合同研究によって51年3月に“催奇形性なし”と報告され，否定された。52年11月には国会で洗剤の安全性が論議され，時の総理大臣から安全性について“問題なし”との答弁がなされた。これらについても，別項にさらに詳しく記述する。

上記の如く，合成洗剤をめぐる社会的環境はきびしいものがあり，洗剤業界はこの対応に従来にもまして積極的であった。各企業は広報部門を充実させ，消費者窓口も拡充し，社会的コミュニケーションが進められた。同時に，工業会の広報活動が精力的に行われたのも，この期間におけるいちじるしい動きといえよう。

衣料用洗剤だけの問題ではないが，洗剤市場の流通にかかわる問題で，洗剤業界は多くの問題に直面し，その解決に取り組むのであるが，流通問題のもっとも大きな問題として取りあげられたのは，安売り問題であった。安売りによる市場混乱の原因がどこにあるかについても論議がわかれたが，メーカー，卸店，スーパー等をまき込んでの論議が52年に激しく行われた。

こうした困難な問題に出会いながらも，衣料用合成洗剤の生産は50年を底にして上昇に転じ，衣料用液体洗剤が新たに発売（50年）され，それを含めて，家庭用合成洗剤は生産をふやした。54年から55年にかけては原油価格の引き上げがあり，第二次石油ショックとして日本経済は重大なエネルギー問題に直面することとなり，洗剤工業もまたその影響を深刻に受けることとなった。

外には洗剤追放運動があり，内には原材料の高騰と供給不安を持ちながら，合成洗剤，わけても衣料用合成洗剤はますます社会的注目をひくのであるが，この間にあって洗剤の新製品開発は進められ，54年には新たに酵素洗剤，55年には無りん洗剤が発売されるなど，新しい動きを示した。

## 第6節　高濃度洗剤の開発

高濃度洗剤の思想はかねてからあったものであるが，本格的な発売は石油ショック後のエネルギー節約に対応するものであった。原油価格の高騰，供給量の削減を受けて，エネルギー節約は国家的課題となった。石油ショックの産業界や消費生活への影響は大きいものがあったが，それでも各界の努力によって徐々に克服され，当初予想されたような激しい影響は緩和され，危機は突破されて，経済は徐々に上向き傾向に転ずると信じられるに至った。しかし，エネルギー節約の重要性はますます強まり，消費者の消費動向も引締めの傾向が強く，日常消費物資にも低価格指向が見られた。こうした社会的環境の中から生まれたのが高濃度洗剤である。

高濃度洗剤は50年7月，花王石鹸から発売されたのにつづき，50年11月にはライオン油脂，P&Gサンホーム，51年2月にはニッサン石鹸，さらに各社がつぎつぎに発売した。高濃度洗剤は新しい衣料用洗剤として，新時代を画するかもしれないと期待された。高濃度洗剤の特長は従来型の洗剤が水30ℓに対し標準使用量40g（約140mℓ）であるのに対し，標準使用量を半減させて25g（約70mℓ）に切り下げたことである。この新しい洗剤は発売当時は，濃

縮洗剤，濃縮小型化洗剤，コンパクト洗剤，濃厚洗剤等の呼称が用いられ（後に“高濃度洗剤”に統一される），単位量当たりの洗浄力の強さが強調され，そのメリットとしてエネルギー節約，物資節約を主に，消費者の便利さ，生産及び流通上のメリット，価格低減のメリット等があげられ，積極的にＰＲされた。また，高濃度洗剤を生み出した生産技術の進歩が注目された。

※53年１月から，産業統計の家庭用合成洗剤の衣料用（粉末）の区分が変更され，“高濃度品”と“普通品”に区分されるようになった。（従来は“鉱油系”，“高級アルコール等”，“その他”であった。）

※高濃度洗剤の新発売明細は新製品一覧表（p.280～p.289）参照のこと。

## 第７節　52年の時点における合成洗剤の長中期展望（工業会報告）

合成洗剤をめぐる諸問題は関連するところが広く，かつ深いものがあるが，日本化学工業協会の委嘱により，工業会では52年の時点で，その長中期展望として，問題点及び現況，推移等をまとめ，報告した。

**合成洗剤の長中期展望**　　52．4

日本石鹸洗剤工業会

1．緒　　言

合成洗剤は，第一次世界大戦中ドイツにおいて食料と共通する油脂原料を必要とする石鹸が不足したため，石炭，石油など鉱物資源を原料とする新しい洗剤を開発したことに始まる。戦後，アメリカが石油資源を利用する石油系合成洗剤の大量生産に成功した結果，急速な勢いで普及するに至った。

日本においても戦前，高級アルコール系の合成洗剤が主として繊維工業向けに製造されていたが，30年頃から本格的な家庭用合成洗剤が市販されるようになり，電気洗濯機の普及と歩調を合わせ各家庭に浸透して，現在の合成洗剤時代が出現した。

市販の合成洗剤は，衣料用，台所用，住宅用のように幅広い用途をもつもので，その需要は47年頃までは順調に伸びてきた。48年の石油危機直後，仮需要が現われて49年は83万５千トンとこれまでの最高に達したが，その後仮需要をもたらした洗剤パニックの反動による使用量の節約などにより，50年は59万３千トンと大きく落ちこみ，51年にようやく47年なみの67万８千トンに戻っている。

この間，新しい商品形態として50年に従来の半分の使用量ですむコンパクト化衣料用合成洗剤が，51年には液体衣料用合成洗剤が発売され，合成洗剤の新しい市場パターンが形成されつつある。これらは又，省資源・省エネルギーという国

家的な意味を持つものである。

注）本文では，家庭用合成洗剤の数値を合成洗剤として取扱っている。

2. 需要の推移

(1) 41～45年，46～50年の需要伸長率（平均）

41～45年　14%

46～50年　0%

46～49年の平均伸長率は7%であったが，50年は大きく落ちこんで前年比71%となった。51年は14%の伸長率を示したものの，数量はようやく47年並みにとどまっている。

(2) 現在（51年）の需要構成

| | |
|---|---|
| 輸　出 | 0.7% |
| 内　需 | 98.7% |
| 輸　入 | 0.6% |

(3) GNPの伸長率が6%であるとして，51～55年，56～60年の伸長率予測

内　需　51年　14%（対前年実績）

52～60年　3～5%

51年の対前年比14%は過去6年間の最低であった50年の需給量59万3千トンに対するもので，今後の伸長率の参考にはならない。しかし，数量そのものは最近の需給パターンに節約による使用減が一段落したようにみられるところから，今後は，この51年需給高67万8千トンがベースになって，世帯増加率3%を若干上回る程度で伸長するものと推定する。（合成洗剤需要予測グラフ参照）

3. 供　給

(1) 現在（51年）の生産能力と稼動率

生産能力　92,000トン/月

稼動率　61%

合成洗剤の製造には，硫酸化工程，乾燥工程，充塡工程などがあり，その設備で多数の品種サイズの品を生産する。それぞれの工程の切り換えなどを考慮すると稼動率75%が概ねフル稼動（100%）に当たる。

(2) 現在（51年）判明している新増設計画

な　し

(3) 業界稼動率が75%に到達を予想される時期

56～58年

(4) マクロ的に見た場合の供給サイドのネック

① 原　料……アルキルベンゼン，合成高級アルコールなど石油系原料品の価格上昇

繊維の生産量減退に伴う合成芒硝への切り換えによる価

格上昇。

② 環境・立地……他の化学工業と同様，規制への対応が重荷になるが，特に工場排水の泡，乾燥塔排気ミストについて付近住民への配慮が必要となる。技術的には解決可能。

③ 流　　通……製品の単位容積が大きく，かさ高で，製品流通段階の配送・保管に要する倉庫用地の確保困難。

④ ユーティリティ……製品乾燥用の良質燃料（軽・灯油）及び工業用水の取得困難。

4. コストと価格

業界の標準的コストと価格の関係……石油危機以前と現状の比較

| | | 49年 | 51年 |
|---|---|---|---|
| コスト | 変動費 | 42 | 73 |
| | 固定費 | 20 | 27 |
| | 計 | 62 | 100 |
| 変動費の中に占める石油系原燃料費のウェイト | | 16 | 26 |
| 価格 | | 68 | 100 |

コスト合計は，51年を100として46年は62であり，価格は同じ51年100に対し46年68で，価格の上昇率はコスト上昇率以下に抑えられている。

変動費の中に占める石油系の原料費＋燃料費のウェイトは46年の16%から51年26%と高くなってきている。

5. 業界状況

業界の企業数は約60社で，内上位5社の集中度は78%（49年）であるが，多国籍企業の新規参入もあり，5社間の競争関係は激烈である。

6. 研究開発

(1) 過去10年間における主要な新技術

① ソフト化……河川における微生物分解性のよい原料のソフトアルキルベンゼンへの全面切り換え，ならびに分解性のよい高級アルコール系及びアルファオレフィン系原料の使用拡大。

② 低りん化……洗濯用合成洗剤のビルダー（性能向上剤）のひとつであるりん酸塩の低減。

③ コンパクト化……配合技術の進歩による従来の半分の量ですむコンパクトタイプ洗剤の開発。

④ 液 体 化……基本的にはコンパクト化と同一の考え方による特長ある新タイプ洗濯用洗剤の開発。

⑤ 連続硫酸化

(2)　今後10年間に予想される新技術

①　新ビルダーの開発

②　省資源・省エネルギー型洗剤の普及

③　自動倉庫化の普及

7.　国際競争力における問題点

①　主要原材料が国際価格に比べて高くなる傾向。

②　巨大多国籍企業の国内市場参入による競争激化とその影響。

③　製品の性質上，商品輸出は不可能のため，特色ある技術をもっての海外の現地生産が必要。

8.　流通における問題点

①　競争の激化……生産業者（メーカー）のみならず，卸，小売業者も競争が激しく，今後の採算上に問題が多い。
公正な競争秩序の確立が望まれる。

②　流通段階の合理化……製品は家庭の日用必需品であり，容積に比して価格が安いため，広範囲に流通段階での合理化が重要になる。

9.　消費者問題

消費者に正しい商品知識を伝達し，理解を深めるため，業界では，従来から洗濯講習会を開催するほか，最近は人体安全性，環境問題に関する合成洗剤の正しい認識について，パンフレットの配布，技術者派遣などを強力に推進している。ともすれば，誤解に基づく問題が起きやすいので，こうした情報提供活動と共に公共的な報道機関への働きかけなどが今後，さらに重要になる。

以　上

**合成洗剤の需給統計資料**

(単位：トン，%)

| 年　次 | 生産量 | 前年比 | 輸入量 | 輸出量 | 需給量 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭40年 | 334,035 | | 70 | 7,072 | 327,033 | |
| 41 | 400,991 | 120.0 | 268 | 7,896 | 393,363 | 120.2 |
| 42 | 476,009 | 118.7 | 203 | 7,737 | 468,475 | 119.1 |
| 43 | 516,251 | 108.4 | 214 | 9,632 | 506,833 | 108.1 |
| 44 | 575,543 | 111.4 | 1,368 | 9,786 | 567,125 | 111.8 |
| 45 | 626,288 | 108.8 | 4,394 | 9,921 | 620,761 | 109.4 |
| 46 | 647,280 | 103.3 | 1,607 | 10,161 | 638,726 | 102.8 |
| 47 | 703,823 | 108.7 | 3,365 | 5,272 | 701,916 | 109.8 |
| 48 | 765,183 | 108.7 | 5,174 | 4,332 | 766,025 | 109.1 |
| 49 | 831,411 | 108.6 | 8,318 | 4,516 | 835,213 | 109.0 |
| 50 | 591,721 | 71.2 | 4,400 | 2,795 | 593,326 | 71.0 |
| 51 | 678,829 | 114.7 | 3,773 | 4,848 | 677,754 | 114.2 |

合成洗剤需要予測(指数40年＝100)

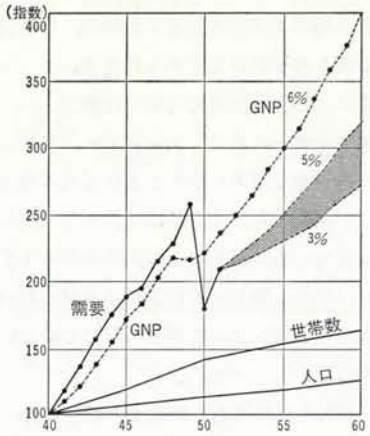


**合成洗剤の長中期展望委員会委員**（昭和52年2月）

渡辺正太郎（花王石鹸株式会社家庭品本部企画部長），渡辺義郎（ライオン油脂株式会社マーケティング部長）

## 第8節 市場安定問題をめぐって

市場の成熟は競争の激化を生みやすい。高度成長を背景にしたライフスタイルの変化があり，加えて生産技術の進歩があり，新製品を生む土壌は十分に発達していた。これに対し，流通業界は新製品を歓迎するとともに，従来品の扱いについて困惑の色を示した。メーカー側と流通業界との間にはしばしば懇談が行われて来ていたが，それについての卸売業界の意見が文書で表明されたのは，昭和52年5月であった。その時交わされた全国石鹸洗剤化粧品歯磨雑貨卸商組合連合会長と日本石鹸洗剤工業会長との間の書簡は，その事情の一端をつぶさに語るものである。

**石鹸洗剤メーカーに対する取引改善のお願いについて**

昭和52年5月18日

日本石鹸洗剤工業会
会長　沼田　明　殿

全国石鹸洗剤化粧品歯磨
雑貨卸商組合連合会
会長　伊藤　彌太郎

貴会益々御清祥の段心からお慶び申上げます。

偖過日開催致しました全卸連常任理事会に於て提案されました議題につき3月28日の正副会長会議にて審議致しました結果，石鹸洗剤関係につきまして貴工業会にお願い致し度き件下記の如く申入れます。

1.　新製品発売による製品陳腐化対策の推進

近来石鹸洗剤メーカーに於て，シャンプー，リンス等新製品が次々と発売され販売促進に大いに貢献しておりますことは感謝に堪えません。

然る所新製品が発売されても旧品は依然として廃品にされず品種の増大による在庫過大に苦しんでいるのが卸業者の実態であります。本来同品種の商品で新製品が発売されれば旧品は廃品とされるのが本当と思います。

徒らに品種を増やし過大在庫に苦しめることのない様商品陳腐化対策を強化して頂きますようお願い申上げます。

2.　メーカーとの取引に於て月一回締切り要望の件

現在メーカーの締切りがまちまちであり月2回締切り或いは月3回締切り等が実施されておりますが吾々卸業者は小売店に対し月2回，3回締切りを行うことは不可能であります。現行の如き締切りを以って取引を続けて参りますれば当然立替え資金も多くなり金融的に行詰る卸業者が増えて来るのは当然と云えましょう。現在のメーカーの取引慣行は高度成長経済の時そのままであり現在の低成長期にはそれなりの改善が必要と思います。

就きましては今後の取引に於ては月一回締切りを実行願い度くご要望申上げます。

3.　乱売対策強化の件

乱売対策についてはあらゆる会合に於て話題となり種々な対策をたてて市場安定に努力しておりますが仲々思う様な成果があがらず相変らず市場価格の不安定に呻吟しておるのが実情であります。

就きましてはメーカー各位に於かれましても市場価格の安定に一層のご配慮を頂き，製・配・販・共に適正利潤の確保が出来ます様ご協力を賜りますよう願い上げます。

**取引改善についての全卸連への回答**

52石洗発第48号
昭和52年6月29日

全国石鹸洗剤化粧品雑貨
雑貨卸商組合連合会
会長　伊藤　彌太郎　殿

日本石鹸洗剤工業会
会長　沼田　　明

拝啓　貴会益々御隆昌のことと大慶に存じ上げます。

さて，貴方よりお申出のありました石鹸，洗剤の取引改善についての，貴方と

の去る5月19日の懇談会の結果につきましては，5月度当方理事会に詳細に報告致し，出来るだけご要望にそってご協力致すことに相成りました。

乱売防止については，まず，石鹸，洗剤，シャンプー，リンスの市場実態を具体的に把握すべく，公正取引委員会の了承を得て，廉売チラシの全国的調査を，公正取引協議会で，7月より行うことに致しております。

ご提案のありました再販売価格維持制度の活用については全く同感であります。

また，同じく貴方よりご提案のありました返品防止対策についても，ご協議申し上げ度く存じております。

以上，お申越の件に関する貴方とのご懇談後の，当方の対処等につきご通報申上げます。

公正にして秩序ある取引慣行の確立につきましては当方と致しましても，十分力を尽し度い所存でございますので，よろしく尚一層のご協力をお願い申上げます。

## 市場価格に関する花王石鹸㈱からの書簡，並びにライオン油脂㈱からの書簡

取引改善について全卸連と工業会との書面交換で，業界関係者の関心が高まる中で，主として衣料用合成洗剤の市場価格の安定を要望する書簡が52年7月19日付で花王石鹸㈱より社長名で工業会会長に送られ，強い印象をあたえた。

昭和52年7月19日

日本石鹸洗剤工業会
会長　沼田　明　殿

花王石鹸株式会社
取締役社長　丸田芳郎

最近における衣料用合成洗剤の価格の乱れは，流通業界に重大な影響を与えており，全卸連より貴工業会に対し現状の開陳と市場価格安定による適正利潤の確保について協力を要請されたことはご存じの通りであります。

申すまでもなく，日本の伝統的な商習慣は，米国流の完全売り切り制と異り，メーカーが卸業・小売業と連帯感をもって，共存共栄のため努力することにあります。

貴工業会員であるプロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム社がこの日本の商習慣を無視し，少しでも販売量を伸ばしたい小売業の商売心理を巧みに利用して，同社商品をオトリ商品化させ，その結果として市場シェアーの拡大を計るやり方は，誠に遺憾であります。

このような取引の結果プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム社は創立以来僅か4年間で約200億円強の巨額な損失を累積し，このたびその補填と今後の事業継続のための資金を調達する目的で，親会社であり巨大な多国籍企業である米国プロクター・アンド・ギャンブル社の出資によって資本金を120億円増額して240億円にするため外資導入申請をした旨，6月末の諸新聞は報道しております。

これは巨大な多国籍企業のプロクター・アンド・ギャンブル社が日本での損失をアメリカ本国での巨額な利益で吸収して節税をはかりながら，日本においては一切の事業に係る税金を納めることなく，日本での市場シェアーの強引な拡大を計っていることの証左に他ならないのであります。しかも台所用洗剤等の新規発売を計画しており，洗剤のみならず他の分野においても激しい販売攻勢は今後も終りなく続けるものと見ております。

弊社は，外国資本の進出が消費生活の向上と業界発展のため，日本の商習慣を尊重した公正な競争の上で，行われるなら，大いに歓迎するものであります。

私個人としましてもプロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム社に対する忠告として「日本は単一民族で構成されており，メーカー，卸業，小売業がお互いに相寄り添って共存共栄を計るのが日本の商習慣である。又それを尊重することによって成功する。」と再三申し上げてまいりました。

今日まで弊社は，日本の合成洗剤業界並びに卸業，小売業の秩序ある発展を念願して，市場の安定化に努めてまいりましたが，自由主義経済の下では既に限界にきており，長期的観点から日本の業界と消費者利益を守るため，倫理性なき多国籍企業の行動に正面から対抗せざるを得ない事態となっております。

不幸にしてこのような事態に突入しますと，市場が一層混乱し，貴工業会の加盟各社ならびに卸業，小売業の各位に多大の犠牲と不測の事態が起ることも予想されます。しかし，この混乱は多国籍企業の子会社であるプロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム社の日本の商習慣を無視した販売攻勢によって引き起こされたものであることをここに明記いたしたく，十分ご理解頂くようお願い申上げます。

この書簡は各方面の関心と論議を呼んだ。当事者として指摘されたP＆Gサンホーム株式会社は，「ルールに則って行動しているのであり，当社は市場を混乱させていない」との見解を表明した。また，大手洗剤メーカーであるライオン油脂株式会社の動きも注目されたのであるが，ライオン油脂㈱から意見が工業会長に送られたのは，約2カ月後であった。

洗剤業界，流通業界を通じて一致している意見は，「適正価格による市場の安定」であった。

**市場安定に関するライオン油脂(株)書翰**

昭和52年9月16日

日本石鹸洗剤工業会
会長　沼田　明　殿

ライオン油脂株式会社
代表取締役社長　小林　宏

最近，我が国の合成洗剤市場におけるP＆Gサンホーム㈱の参入の在り方について花王石鹸㈱丸田社長は「倫理性なき経営姿勢」と厳しく批判し「おとり的販売戦術に真向から対決も辞せず」との意向を表明した書簡を日本石鹸洗剤工業会に提出し，関連業界に大きな波紋を投げかけました。

当社はこの問題について重大な関心を持ちながら今日まで敢て沈黙を守り冷静に対処して参りましたのは問題の徒らな拡大が業界全体をして取返しのつかぬ混乱に陥しいらしめることになると憂慮したからに他ならないのであります。

然しながら，問題が業界内にとどまらず各方面に相当な反響を呼ぶに至っておりますので，この際当社のこの問題に対する姿勢と考え方を明らかにしておきたいと思います。

当社はかねてよりP＆Gサンホーム㈱に対しては，市場価格安定に対する努力を要請し，問題の書簡以後は花王石鹸㈱に対して価格によるP＆Gサンホーム㈱との対決なきよう自重を直接或いは日本石鹸洗剤工業会を通じて要請を続けて参りました。

花王石鹸・P＆Gサンホーム両社が価格競争による対決を実行に移すとすればその影響は業界全体を泥沼の中にのめりこませ，その結果として，洗剤業界が外部からの信頼を失い計り知れぬ損失を生ずることは論を俟たぬところであります。

洗剤は現行価格を維持し得たとしても収益性に富んだ商品とは言い難く，まして価格競争の結果更に価格が引き下ることとなればこれによって特に中小企業や流通に携る卸店・小売店の利益を奪い，多大の不安と混乱を与えるだけでなく，品質の低下も憂慮され消費者に対しても多大の迷惑をかけることとなるのは必定であります。

洗剤が流通各段階において，顧客誘引手段として或は他商品販売の為の道具として不当なる安値で提供販売されることは業界全体の問題として見過し得ぬところであり，更に又メーカー自身が，かりそめにも自らの商品をおとり商品として提供し，そのことによってシェアーの拡大・商圏の拡張をはかるが如きことがあっては公正なる競争とは言い難く業界の秩序が根本から失われることは明白であります。

洗剤業界をとりまく環境はリン酸塩問題を始めとして，業界が力を合せて前向きに取り組み，社会的責任を果さなければならぬ問題をいくつか抱えております。

この度の花王石鹸㈱の書簡が契機となってP＆Gサンホーム㈱が，我が業界に本当にとけこんで正常なる営業活動を行うならば「雨降って地固まる」の例えの通り，公正なる競争の下に業界の安定をはかり得ることになろうかと思うのであります。

日本におけるトップメーカーをもって任ずる花王石鹸㈱と世界最大の洗剤メーカーP＆Gを親会社に持つP＆Gサンホーム㈱は夫々の企業にふさわしく正々堂々のマーケティング戦略によるフェアなる競争によって業界の健全なる発展の為に寄与されんことを両社首脳の冷静にして賢明なる良識に訴えたいと思います。

「良い商品を適正価格で安定供給する」ことが我々の社会的責任であることを改めて強調しておきたいと思います。　以　上

## 三団体から「独禁法違反事実申告書」提出される

52年6月に工業会会長より全卸連会長に宛てた回答書の中で述べられている「チラシ収集」は，7月1日から毎月1日～月末を単位として実行され，継続して実施された。チラシ収集が不当廉売防止についての立証に必要であるとの認識が深まり，53年も引きつづき行われたが，53年6月～9月の実績に基づき，53年11月には三団体から「独禁法違反事実申告書」が公正取引委員会に提出され受理された。独禁法違反事実申告書の全文は次の通りである。

昭和53年11月27日

公正取引委員会委員長
橋口　収　殿

日本石鹸洗剤工業会
会長　沼田　明
日本石鹸洗剤工業組合
理事長　野中市松
全国石鹸洗剤化粧品歯磨
雑貨卸商組合連合会
会長　伊藤彌太郎

**独禁法違反事実申告書**

衣料用洗剤の小売価格は現在非常に乱れている状態にあります。

これは一部業者の不当な廉売とみられる小売価格が引き金となっているものと思われます。このため，私共業界は大変困惑しております。

このような市場の実態を知るため，われわれ，日本石鹸洗剤工業会，日本石鹸洗剤工業組合，全国石鹸洗剤化粧品歯磨雑貨卸商組合連合会では，ここ数か月間に市中に出回っている量販店のチラシ広告のうち洗剤の廉売広告のでているもの398枚を収集しました。

そのうち衣料用洗剤でメーカーの希望小売価格600～790円を大きく下回り500円を割るものが148品にも及んでいます。(資料1及び2)しかも，このチラシ広告は6月から9月までの4か月間という短期間に集められたものであり，全国で発行されたものの一部であります。

これ等の廉売小売価格は，明らかに生産者販売価格を下回っておるものと思料されます。

こうした市場の状況に影響されて，当然，生産者販売価格の引下げ要求，引いては，市場混乱が招来されております。また中小企業製品は大手メーカー製品の価格より一般に100～150円を下回る価格帯にありますが，この価格帯にも大きな影響を及ぼし，そのため洗剤専業者の多い中小企業の中には，赤字決算，事業の縮小，廃止及び消費者に迷惑を及ぼす品質の劣下等好ましからざる事態に至っており，大きな問題となっています。

一方卸店で通常営業経費が普通12%かかりますが，量販店の乱売にともなって値引き要求や協賛金の要請等もあり，衣料用洗剤の販売ではそれのねん出も困難な状態にあります。また量販店周辺の小売店の方々も，洗剤の不当と思われるような廉売のチラシ広告等により，価格の乱れや売上げの減少等大変な迷惑をこうむっていると思われます。

このような量販店の小売価格は，業界常識からみて，独占禁止法第19条に基づく不公正な取引方法の第5号に該当すると思料されますので，同法第45条第1項により報告させていただきます。

以上の報告に基づき，ご調査のうえ適切な措置をおとり下さるようお願い申し上げます。

添付資料

1. チラシ価格　500円以下のブランド名，件数等
2. チラシ価格　500円以下の衣料用粉末洗剤一覧表（略）

添付資料 1.

チラシ価格　500円以下ブランド名，件数等

販売期間　昭和53年6月～9月

粉末合成洗剤　2.65kg カートン入　小売価格500円以下のものの件数

| メーカー | ブランド名 | 件数 | チラシ上の小売価格 | 希望小売価格下限 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム | チアー | 58 | 498～378円 | 790円 | |
| | アルコカラー | 28 | 498～398 | 680 | |
| | モノゲンオール | 18 | 498～380 | 700 | |
| | ニュープラス | 2 | 488～457 | ― | |
| | 計 | 106 | | | |
| ライオン油脂 | スパーク | 6 | 498～475 | 700 | |
| | ブルーダイヤ | 5 | 498～358 | 700 | |
| | ダッシュ | 2 | 498 | 700 | |
| | 計 | 13 | | | |
| 花王石鹸 | 新ザブ | 1 | 475 | 600 | 高濃度品 1.66kg入 |
| | 新ニューピーズ | 2 | 480～475 | 600 | 高濃度品 1.66kg入 |
| | 計 | 3 | | | |

| メーカー名 | ブランド名 | 件数 | チラシ上の小売価格 | 希望小売価格下限 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ニッサン石鹸 | ニッサンラブ | 3 | 398～395[円] | 600[円] | |
| | ニッサンホワイト | 2 | 385～378 | 600 | |
| | 計 | 5 | | | |
| 奈良油脂 | うず潮 | 9 | 398～285 | — | |
| 第一石鹸 | ニューアポロ | 6 | 398～298 | — | |
| ミヨシ油脂 | ジャンプ | 5 | 398～348 | 700 | |
| 資生堂 | 新サンラブ | 1 | 340 | 540 | 高濃度品 1.66kg入 |
| 合計 | | 148 | | | |

## 第9節　合成洗剤の品質表示

合成洗剤の品質表示は昭和37年に制定された「家庭用品品質表示法」とそれに基づく「雑貨工業用品品質表示規程」によって公的に定められている。商品にはメーカーの自主的表記による商品情報が記載されているが，それとは別に公的に表示を定め，品質表示の適正化と一般消費者の利益を保護する表示を義務づけたものであり，38年10月1日以来実施されて来ている。その後，46年，48年，51年と数次にわたって改正され，表示適用品目の拡大，表示内容の詳細化が行われた。現時点でもっとも新しいものは，昭和51年10月8日告示された通商産業省告示第436号（昭和52年10月1日実施）である。また，台所用洗剤については食品衛生法による規制もあり，48年の改正に盛り込まれているが，それらについては台所用洗剤の項（第11節）で詳細にしるす。

通商産業省告示第436号（昭和51年10月8日）に定められた表示内容は，品名，成分，液性，用途，正味量，標準使用量，使用上の注意，それに会社名，住所，電話番号等の記載が義務づけられている。合成洗剤は品質表示法では石けん，洗浄剤とともに「合成洗剤，洗たく用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤」とし指定適用されており，合成洗剤の性格は「脂肪酸ナトリウム，脂肪酸カリウム等の脂肪酸塩以外の界面活性剤を主体として，界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り，その主たる洗剤の作用が界面活性によるものをいう」と規定され，表示指定の各事項については，それぞれに定義が示された。

なお，洗たく用の洗剤にあっては次の3種類に区分された。

・洗たく用合成洗剤　界面活性剤が15%以上であり，かつ，純石けん分が3%未満のもの

・洗たく用複合合成洗剤　界面活性剤が15%以上であり，かつ純石けん分が3%以上のもの

・合成洗剤系洗たく剤　界面活性剤が15%未満のもの

表示例として，洗たく用合成洗剤の例を示すと次の通りである。

| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | |
|---|---|
| 品　名 | 洗たく用合成洗剤 |
| 成　分 | 界面活性剤（20%）<br>直鎖アルキルベンゼン系・高級アルコール系・アルファオレフィン系・脂肪酸系・ノルマルパラフィン系<br>リン酸塩（$P_2O_5$として12%）<br>硫酸塩・炭酸塩・けい酸塩<br>蛍光剤配合・漂白剤配合・酵素配合 |
| 液　性 | 弱アルカリ性 |
| 用　途 | 麻・木綿・化学繊維用 |
| 正味量 | 2.65kg |
| 標準使用量 | 水30ℓに対し40g<br>（200mlのコップで約7分目） |
| 使用上の注意<br>●幼児のシャボン玉遊びやいたずらに注意し，手の届くところに置かないでください。<br>●荒れ性の方や長時間お使いになる場合，また洗剤をブラシにつけて洗う時は炊事用手袋をご使用ください。<br>●使用後は手をよく水で洗い，クリームなどでのお手入れをおすすめします。<br>●万一飲みこんだ場合は水を飲ませるなどの処置をしてください。<br>●上記用途以外に使わないでください。 | |
| ○○○株式会社<br>〒000 ○○○○○○○○○○○○○○○<br>でんわ（○○○）○○○○○ | |

また，「成分」に表示される界面活性剤の系別と，そこに含まれる3種類，及び洗浄補助剤の区分と種類は次の通りである。

| | 系別を示す文字 | 種類の名称を示す文字 |
|---|---|---|
| 陰イオン系 | 脂肪酸系（陰イオン） | 脂肪酸塩・アルファスルホ脂肪酸エステル |
| | 直鎖アルキルベンゼン系 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩 |
| | 高級アルコール系（陰イオン） | アルキル硫酸エステル塩・アルキルエーテル硫酸エステル塩 |
| | アルファオレフィン系 | アルファオレフィンスルホン酸塩 |
| | ノルマルパラフィン系 | アルキルスルホン酸塩 |
| 非イオン系 | 脂肪酸系（非イオン） | しょ糖脂肪酸エステル・ソルビタン脂肪酸エステル・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル・ポリオキシエチレン脂肪酸エステル |
| | 高級アルコール系（非イオン） | ポリオキシエチレンアルキルエーテル |
| | アルキルフェノール系 | ポリオキシエチレンアルキルフェノールエーテル |
| 両性イオン系 | アミノ酸系 | アルキルアミノ脂肪酸塩 |
| | ベタイン系 | アルキルベタイン |

| 洗浄補助剤の区分 | 洗浄補助剤の種類 |
|---|---|
| 無機化合物 | 炭酸塩・けい酸塩・硫酸塩 |
| 有機化合物 | エチルアルコール・尿素 |

住宅用又は家具用合成洗剤の表示例は次の通りである。

**住宅用又は家具用合成洗剤**

| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | |
|---|---|
| 品　　名 | 住宅用又は家具用合成洗剤 |
| 成　　分 | 界面活性剤（8%）高級アルコール系（非イオン）<br>りん酸塩（$P_2O_5$として3%）<br>ブチルカルビトール |
| 液　　性 | アルカリ性 |
| 用　　途 | 住　宅　用 |
| 正 味 料 | 500mℓ |
| 標準使用量 | 水1ℓに対して5mℓ(キャップ約½)，原液で使う場合100mℓに対してキャップに約½（2mℓ） |
| 使用上の注意<br>●幼児のシャボン玉遊びや、いたずらに注意し、手の届くところに置かないで下さい。<br>●お使いになる時は、炊事用手袋をご使用下さい。<br>●使用後は手をよく水で洗い、クリーム等でのお手入れをおすすめします。<br>●上記用途以外に使わないで下さい。<br>●容器を強く持ってキャップを開けると、原液がとび出すことがありますので、ご注意下さい。<br>●万一、飲みこんだ場合は、水を飲ませる等の処置をし、原液が眼に入ったり皮膚についた場合は、水でじゅうぶん洗い流し、いずれの場合も医師に相談して下さい。 | |
| 会社名<br>住　　所<br>電話番号 | |

なお，台所用合成洗剤の品質表示については，食品衛生法の規制もからむので，その制定経緯等をまとめて，別項に記述する。

## 第10節 合成洗剤と JIS 規格

JIS 規格は工業製品の品質を規定し，標準品質を持つ製品の供給を確保しようとするもので，JIS 規格制定も工業標準化事業の一環として進められている。合成洗剤の JIS は昭和47年に台所用合成洗剤が JIS K 3370，衣料用合成洗剤が JIS K 3371 として制定された。その後，48年6月には台所用合成洗剤の品質の項目に生分解度が加えられるなどの改正が行われ，さらに52年12月には衣料用合成洗剤に洗浄力試験法とりん酸塩規制が取り入れられた。また非イオン界面活性剤について新しい生分解試験法が制定されたのに伴い，52年の改正に当たっては衣料用合成洗剤にも生分解の項目が追加された。また，合成洗剤に JIS マークを表示する制度が適用になり，52年1月19日に告示されている。

52年12月の JIS 改正によって従来，$P_2O_5$として8～20%とされていたりん酸塩が，12%以下と上限規制に変更された点や，洗浄力試験法が取り入れられた点が注目される。これについては別項の“合成洗剤とりんをめぐって”の中で，その経緯を述べた。こうした一連の改正は国民生活の向上や，良好

な自然環境や社会環境の確保，あるいは省エネルギー促進等についての寄与を図るために行われたもので，いままでにない制定であった。

**台所用合成洗剤　JIS K 3370-1979**

**Synthetic Detergents for Kitchen**

1. 適用範囲　この規格は，野菜，くだ物，食器などの洗浄に使用する台所用合成洗剤（以下，合成洗剤という）について規定する。

注　自動さら洗い機用洗剤及び脂肪酸系洗剤は除く。

備考　この規格の中で（ ）を付けて示してある単位及び数値は，国際単位系（SI）によるものであって，参考として併記したものである。

2. 品質　合成洗剤は，液状，粉状又は粒状で，4.によって試験し，次の規定に適合しなければならない。

| 項　目 | 規格値 |
|---|---|
| 界面活性剤相当分 | 15%以上 |
| pH（25℃） | 6.0～8.0 |
| けい光増白剤 | 検出してはならない |
| メチルアルコール | 1 g 中 1 mg以下 |
| ひ　素(As) | 0.05ppm 以下 |
| 重金属(Pbとして) | 1.0 ppm 以下 |
| 生分解度 | 90%以上 |
| 洗 浄 力 | 指標洗剤と同等以上 |

備考　1．pH，ひ素及び重金属は，濃度6.7g/lの値である。
2．着色料及び香料は，食品衛生法施行規則別表第2に掲げるもの並びに次に掲げる着色料以外の化学的合成品を含むものであってはならない。
インダントレンブルーRS，ウールグリーンBS，キノリンイエロー，パテントブルーV

**衣料用合成洗剤　JIS K 3371-1976**

**Synthetic Detergents for Home Laundering**

| 種類 / 項目 | 弱アルカリ性 第1種 | 弱アルカリ性 第2種 | 中性 |
|---|---|---|---|
| 水分(加熱減量法) | 16% 以下 | 16% 以下 | 16% 以下 |
| pH(25℃) | 9.0～10.6 | 9.0～10.6 | 6.0～8.0 |
| 界面活性剤相当分 | 15－30% | 7－14% | 15－30% |
| 表面張力(25℃) | 40dyn／cm(40mN /m)以下 | 40dyn／cm(40mN /m)以下 | 40dyn／cm(40mN /m)以下 |
| けい酸塩($SiO_2$として) | 2% 以上 | 2% 以上 | —— |
| 生分解度 | 90% 以上 | 90% 以上 | 90% 以上 |
| 全りん酸塩($P_2O_5$として) | 12% 以下 | 12% 以下 | 6% 以下 |
| 洗 浄 力 | 指標洗剤と同等以上 | 指標洗剤と同等以上 | —— |

備考 1．pH，表面張力及び洗浄力の試験濃度は，供試洗剤の標準使用濃度（g/l）とする。
2．界面活性剤相当分は，標準使用濃度が40 g/30 l の場合の洗剤中の含量を示すものであるが，洗剤によっては標準使用濃度が異なる場合もあるので，弱アルカリ性洗剤については，それぞれの洗剤の標準使用濃度における界面活性剤相当分（換算値）＊として，第1種は200～400mg/l，第2種は93－187mg/l でなければならない。
3．全りん酸塩は，標準使用濃度が40 g/30 l の場合の洗剤中の含量を示すものであるが，洗剤によっては標準使用濃度が異なる場合もあるので，弱アルカリ性洗剤については，それぞれの洗剤の標準使用濃度における全りん酸塩が$P_2O_5$（換算値）＊として160mg/l 以下でなければならない。（注）換算値の算出法（略）

## 第11節 台所用合成洗剤について

台所用合成洗剤（台所用中性洗剤）が開発されて以来，すぐれた家庭用品として迎え入れられ，需要はひろがり，家庭生活や環境衛生への寄与は大きなものがあった。最近10年の生産推移は洗剤パニックの後遺症である昭和50年の一時的減少は別として，総合的には安定した需要に支えられて，順調につづけられた。この間，ライフスタイルの変化に対応しつつ界面活性剤の進歩，商品化技術の進歩によって，新製品が開発され，品質の向上が進められた。

台所用洗剤に用いられる界面活性剤は LAS もしくは高級アルコール系が主であるが，その後，政府当局より消費者の要求に応えるため，脂肪酸系台所用合成洗剤（脂肪酸エステル）の商品化が要請された。これを受けて48年8月には大手洗剤メーカー2社から家庭用の脂肪酸系台所用洗剤が発売された。これより先，48年3月には薬品メーカーから安全性を標榜してショ糖脂肪酸エステルを主成分とする台所用洗剤が発売されている。また，別に台所用石鹸として，固型，液状の石鹸が発売されるなど，脂肪酸系洗剤をめぐる動きは一時期，急に活発化した。加えて，48年11月には食品衛生法の改正に基づく告示がなされるに当たり，厚生省からは“消費者の選択を可能ならしめるため，販売店頭に必ず二種類の洗剤を陳列するよう”との勧奨も出された。しかし，結果的には持続した需要は起こらなかった。

洗剤メーカーは合成洗剤の安全性について，確信を披瀝する一方，こうした要請に応えるのであったが，台所用洗剤をめぐる社会情勢にはきびしいものがあり，多くの課題が次々に起こり，その対応には慌しいものがあった。洗剤メーカー各社は台所用洗剤に対し積極的なＰＲ姿勢をとり，テレビ広告を中心に広告活動が活発に行われた。特長のある新製品が発売され（新製品一覧表参照）洗浄力と手アレ防止，肌をいためないことを強調して消費者に訴えた。

台所用洗剤への消費者の態度は，安全性論議が高まった一時期に短期間低迷したこともあったが，洗剤パニック後遺症が解消した51年からは増加を見せ，54年には21万7千トンの生産を記録し，過去最高を示した。

※洗剤の安全性の問題等，台所用洗剤に関連する諸問題については第6章でさらに記述する。

**台所用洗剤小売価格**

**（東京）**

（単位：1本当たり円）

| | 年平均 |
|---|---|
| 昭和46年① | 91 |
| 47年 | 90 |
| 48年 | 90 |
| 49年 | 110 |
| 50年② | 128 |
| 51年 | 132 |
| 52年 | 137 |
| 53年 | 137 |
| 54年 | 136 |

（資料：総理府統計局）

＊ ①野菜食器洗い用中性洗剤，液状「ライポンF(380cc)」
②脂肪酸系を除く。「ライポンF」「ママレモン」または「ファミリー」(380ml)

台所用合成洗剤の生産・出荷推移　（単位：トン　千円　カッコ内は前年比）

| | 生産量 | 出荷量 | 出荷金額 |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 156,544 (116) | 152,725 ( —) | 22,790,025 ( —) |
| 47年 | 178,637 (114) | 172,549 (113) | 25,454,279 (112) |
| 48年 | 172,504 ( 97) | 173,762 (101) | 27,853,435 (109) |
| 49年 | 175,225 (102) | 166,347 ( 96) | 32,610,834 (117) |
| 50年 | 153,041 ( 87) | 154,133 ( 93) | 31,147,870 ( 96) |
| 51年 | 191,529 (125) | 186,083 (121) | 38,778,382 (124) |
| 52年 | 193,606 (101) | 194,240 (104) | 38,652,020 (100) |
| 53年 | 192,343 ( 99) | 194,605 (100) | 38,567,629 (100) |
| 54年 | 217,540 (113) | 215,746 (111) | 43,669,475 (111) |

（資料：通産省化学製品課，通産省化学工業統計調査室）

## 第12節　台所用合成洗剤の品質表示

食品衛生法の改正（昭和47年6月12日付）に基づき，食品，添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）の一部が改正され，新たに飲食器，野菜及び果実の洗浄剤の規格基準が定められ，昭和48年4月28日に告示され，48年11月1日から施行された。洗浄剤についての規格基準は次の通りである(告示抜粋)。

**第5　洗浄剤**

A　洗浄剤（もっぱら飲食器の洗浄の用に供されることが目的とされているものを除く。以下この項において同じ。）の成分規格

1. 洗浄剤（固型石けんを除く。以下この目において同じ。）は，つぎの試験法による試験（洗浄剤であって液状のもの以外のものについては，(3)メチルアルコールを除く。）に適合しなければならない。この場合において，試験に用いる水は，蒸留水とする。

(1)　ヒ　素（試験法　略）

(2)　重金属（試験法　略）

(3)　メチルアルコール（試験法　略）

(4)　液　性

新たに煮沸し冷却した水を用いて(1)と同様に操作して得た試料溶液のpH は，ガラス電極 pH 計測定するとき，脂肪酸系洗浄剤にあっては6.0～10.5，脂肪酸系洗浄剤以外の洗浄剤にあっては6.0～8.0でなければならない。

2. 洗浄剤は，酵素または漂白作用を有する成分を含むものであってはならない。

3. 洗浄剤は，食品衛生法施行規則別表第2に掲げる香料以外の化学的合成品たる香料を含むものであってはならない。

4. 洗浄剤は，食品衛生法施行規則別表第2に掲げる着色料ならびにつぎに掲げる着色料以外の化学的合成品たる着色料を含むものであってはならない。

インダントレンブルーRS（N・N・ジヒドロ・1・2・1・2・アントラキノア・ン・アジン）

ウールグリーンBS（4・4・ビス〔ジメチルアミノ〕・ジフェニルメチレン・〔2・ナフトール・3・6・ジスルホン酸-ナトリウム〕）

キノリンイエロー（2・〔2・キノリル〕・1・3・インダンジオン・ジスルホン酸二ナトリウム）

パテントブルーV（m・ヒドロキシ・テトラエチル・ジアミノトリフェニル・カルビノール・ジスルホン酸カルシウム）

5. 洗浄剤であってアニオン系界面活性剤を含むものにあっては，その生分解度は85%以上でなければならない。

B　洗浄剤の使用基準

1. 脂肪酸系洗浄剤にあっては界面活性剤の濃度が0.5%以下，脂肪酸系洗浄剤以外の洗浄剤（もっぱら飲食器の洗浄の用に供されることが目的とされているものおよび固型石けんを除く。）にあっては界面活性剤の濃度が0.1%以下となるようにして使用しなければならない。

2. 洗浄剤（もっぱら飲食器の洗浄の用に供されることが目的とされているものを除く。以下この目において同じ。）の使用に際しては，野菜または果実が5分間以上洗浄剤に浸せきされないようにしなければならない。

3. 野菜もしくは果実または飲食器は，洗浄剤を使用して洗浄した後飲用適の水ですすがなければならない。この場合において，流水を用いる場合にあっては，野菜または果実については30秒間以上，飲食器については5秒間以上流水ですすぎ，ため水を用いる場合にあってはため水をかえて2回以上すすがなければならない。

この告示に際して，厚生省環境衛生局食品化学課から別途の発表（昭和48年4月25日付）が行われ，1設定の経緯，2規格基準の内容の説明に加えて次のような見解が示された。

**3. その他関係機関への要請**

(1) 通産省へ洗浄剤の表示について

イ　非脂肪酸系洗浄剤で手荒れする人に対しては，脂肪酸系洗浄剤への切り替えをすすめる旨の表示を行なう。

ロ　脂肪酸系洗浄剤には「脂肪酸系」の表示を行なう。

ハ　使用基準に合う使用方法を行なう。

(2)　洗剤業界への指導事項

イ　消費者の選択を可能ならしめるため販売店頭に必ず二種類の洗剤を陳列するようにさせるとともにポスターなどで消費者への周知をはかる。

ロ　テレビ等の広告を通じ正しい使用方法についての啓もうを積極的に行なわせる。

**4.　今後必要な研究**

昭和37年科学技術庁特別研究促進調整費により行なった中性洗剤に関する広範囲な調査研究をもとに，食品衛生調査会において検討した結果「中性洗剤を野菜，果実，食器などの洗浄に使用することは，洗浄の目的をはなはだしく逸脱しない限り，人の健康をそこなうおそれがない」旨答申が出された。

しかし，本調査研究以後，三重大学三上教授による皮ふ吸収による胎児に及ぼす影響等新たな観点からの報告があるので，今後皮ふ吸収による胎児への影響，皮ふ障害等を中心に中性洗剤の安全性確保のため研究を実施する方針である。

以　上

これを受けて家庭用品品質表示法が改正されることとなり，昭和48年5月21日付で家庭用品品質表示審議会に諮問され，48年7月2日に通産省から改正告示（通商産業省告示第325号）がなされ，48年11月1日から施行された。

さらに，これらを受けて，日本石鹸洗剤工業会は表示例を次のようにまとめた（48年7月）。

（非脂肪酸系の場合の例示）

| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | |
|---|---|
| 品　　名 | 合成洗剤 |
| (注1) 成　　分 | 陰イオン系「鉱油系」又は「高級アルコール系」 |
| 種　　類 | 中　性 |
| 用　　途 | 食器、野菜、果物洗い用 |
| 正味量 | ○○ ml |
| 標準使用量 | 水1ℓに対し△△ ml |
| 使用上の注意<br>○野菜、果物を洗う時は、5分以上つけたままにしないでください。<br>○すすぎは、水をとりかえて2回以上、流水でしたら食器は5秒以上、野菜、果物は30秒以上すすいでください。<br>○長時間お使いになる方や、荒れ性の方には炊事手袋のご使用やクリームなどでのお手入れをおすすめします。<br>○とくに手の荒れる方は、脂肪酸系洗剤をお試しください。<br>○幼児のシャボン玉遊びや、いたずらに注意し手の届かないところに置いてください。<br>○万一、飲みこんだ場合は、水を飲ませる、吐かせるなどの処置をしてください。 | |
| 社名、マーク、所在地、でんわ番号 | |

(注1) 陰イオン系について例示してある。

注) マーク、でんわ番号は、法では規制されていないが表示することが望ましい（以下同じ）

（脂肪酸系の場合――高級脂肪酸エステル系及び高級脂肪酸塩との混合系の例示）

| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | |
|---|---|
| 品　　名 | 合 成 洗 剤 |
| 成　　分 | 非イオン系「脂肪酸系」（シュ糖脂肪酸エステル）1例として表示 |
| 種　　類 | 中　性 |
| 用　　途 | 食器・野菜・果物洗い用 |
| 正 味 量 | ○○ml |
| 標準使用量 | 水1ℓに対し△△ml |
| 使用上の注意<br>○野菜・果物を洗う時は、5分以上つけたままにしないでください。<br>○すすぎは、水をとりかえて2回以上、流水でしたら食器は5秒以上、野菜・果物は30秒以上すすいでください。<br>○長時間お使いになる方や、荒れ性の方には炊事手袋のご使用やクリームなどのお手入れをおすすめします。<br>○幼児のシャボン玉遊びや、いたずらに注意し手の届かないところに置いてください。<br>○万一、飲みこんだ場合は、水を飲ませる、吐かせるなどの処置をしてください。 | |
| 社名、マーク、所在地、でんわ番号 | |

※脂肪酸系洗剤の表ラベルには，脂肪酸系洗剤であることがはっきり認められるよう，12ポ以上の活字で「脂肪酸系」の文字を明示する。

（脂肪酸系の場合――石けん）自主規制例示

| 品　　名 | 石 け ん |
|---|---|
| 成　　分 | 陰イオン系「脂肪酸系」 |
| 種　　類 | 弱アルカリ性 |
| 用　　途 | 食器、野菜、果物洗い用 |
| 正 味 量 | ○○ml |
| 標準使用量 | 水1ℓに対し△△ml |
| 使用上の注意 | |
| ○野菜、果物を洗う時は、5分以上つけたままにしないでください。<br>○すすぎは、水をとりかえて2回以上、流水でしたら食器は5秒以上、野菜、果物は30秒以上すすいでください。<br>○長時間お使いになる方や、荒れ性の方には炊事手袋のご使用やクリームなどでのお手入れをおすすめします。<br>○幼児のシャボン玉遊びや、いたずらに注意し手の届かないところに置いてください。<br>○万一、飲みこんだ場合は、水を飲ませる、吐かせるなどの処置をしてください。 | |
| 社名、マーク、所在地、でんわ番号 | |

さらに，台所用洗剤の表示は昭和51年10月8日付で告示された家庭用品品質表示法の改正（通商産業省告示第436号）によって，新しい表示法が制定され，いっそう詳細になった。新しい表示法による表示例は次の如くである。

台所用合成洗剤

| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | |
|---|---|
| 品　　名 | 台所用合成洗剤 |
| 成　　分 | 界面活性剤(20%)、高級アルコール系（陰イオン、非イオン）アルキルエーテル硫酸エステル塩、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、エチルアルコール、尿素 |
| 液　　性 | 中　性 |
| 用　　途 | 野菜・果物用、食器用、調理器具用 |
| 正 味 量 | 380mℓ |
| 標準使用量 | 水1ℓに対して1.5mℓ（料理用小さじ1杯は約5mℓ） |

使用上の注意
- 幼児のシャボン玉遊びや、いたずらに注意し、手の届くところに置かないで下さい。
- 荒れ性の方や長時間お使いになる場合、又、原液をスポンジに含ませてお使いになる時は、炊事用手袋をご使用下さい。
- 使用後は手をよく水で洗い、クリーム等でのお手入れをおすすめします。
- 万一飲みこんだ場合は、水を飲ませる等の処置をして下さい。
- 野菜・果物を洗う時は、5分以上つけたままにしないで下さい。
- 流水の場合、食器及び調理器具は5秒以上、野菜・果物は30秒以上、ため水の場合は水をかえて2回以上すすいで下さい。
- 特に手が荒れる方は、脂肪酸系洗剤をお試し下さい。

会社名
住　所
電話番号

## 第13節 住宅・家具用合成洗剤について

住宅・家具用合成洗剤はもっぱら住宅，設備器機，家具等に付着したよごれの洗浄剤として生まれたもので，その特性は住宅用素材である合成樹脂，ガラス，木材，塗装材等に適応されており，その効果的洗浄力と使用の容易さから，生活の多様化とともに需要を増した。

住まいのよごれは，でんぷん質，蛋白質，油脂類，石油系よごれ，手あか，ドロ，煤，金属粉，サビ等と多様であり，さらにこれらの混合物（固体と油類との混合物等），あるいは油脂の重合，樹脂化したものなど，落ちにくい汚れが多く，衣料や食器等のよごれと性質を異にし，住宅・家具用洗剤は独特の洗浄力を必要とした。そのため洗剤の配合には多くの創意が取り入れられ，各種の製品が発売されている。

住宅・家具用洗剤の主成分は多くの場合 LAS で，これにりん酸塩が配合され洗浄力が強化されている。液体洗剤であるが台所用洗剤と異なる点であり，さらにアンモニア，有機溶剤等を配合したものなど，よごれに対応した配合上の工夫がなされているのが特長となっている。汎用タイプのものは多くの場合濃厚液で，用途に応じて希釈して用いられる。ガラス用のもの，家具用に特定されていてつや出し兼用のもの，カーペット用のものなども開発

されており，これらはスプレータイプ，エアゾールタイプのものなどが多く，製品の多様化がいちじるしい。

住宅・家具用洗剤の需要は経済の高度成長を背景に，個人住宅，公営住宅の増加，マンション等の近代的建築のブーム，あるいはビル建築等，建築の拡大に伴ってますます増加した。また，インテリアにおいても合成樹脂系素材が多く用いられ，生活様式も住宅・家具用洗剤を必要とするものへと変わりつつあり，需要の増加はさらに期待されている。住宅・家具用洗剤は洗剤の用途をひろげただけでなく，快適な住まいづくりへの寄与も大きく，その価値を高めたといえよう。

**住宅・家具用洗剤の生産推移**　（単位：トン　千円　カッコ内は前年比）

| | 生産量 | 出荷量 | 出荷金額 |
|---|---|---|---|
| 昭和53年 | 54,090（—） | 54,159（—） | 16,430,990（—） |
| 54年 | 61,004（113） | 60,461（112） | 17,529,907（107） |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

※住宅・家具用合成洗剤の生産出荷統計は53年よりまとめられたので，それ以前の年度のものは資料が公表されていない。

## 第14節　資料—洗剤パニック時における関係諸文書

昭和48年～49年に起きた洗剤パニック時とそれに関連する諸問題についての官庁文書，工業会文書をここに一括して収録する。

48石洗発第63号
昭和48年12月1日

通商産業省基礎産業局
局長　飯塚　史郎　殿

日本石鹸洗剤工業会
会長　村田　勉

**家庭用洗剤，石けんの製造に要する電力，重油および諸資材の優先確保と価格安定に関するお願い**

今般，近畿圏および首都圏における洗剤の小売店頭品不足に対する緊急対策として，ご当局のご指導に副って応急出荷を行ないました。それにより近畿圏は一応鎮静し，首都圏においても次第に旧に復しつつあります。

本件につきましては，去る11月20日貴官のご要請により，当工業会および業界大手5社首脳がご懇談申し上げた折，5社の本年10～12月供給量187,000トン（前年同期比22%増）とすることとし，また49年1～3月の供給量については本年10

～12月並みの供給に努力することと相成りました。

その折，上記供給計画を達成するため，貴官よりそれに要するエネルギーおよび諸資材については洗剤，石けんは民生物資であるがゆえに，特に優先確保するというご確約を頂きました次第ですが，ご高承の如き石油危機の急激な深刻化に伴ない，電力，重油およびアルキルベンゼン，トリポリりん酸ソーダ，か性ソーダ，芒硝等の原料ならびに包装資材の大幅供給削減（例，12月1日より重油30%以上，アルキルベンゼン20%，か性ソーダ20%）と11月に遡及する大幅な価格引上げがそれらの納入業者より申し入れられております。

このような事態に対し，現在各企業および工業会として鋭意打開に努めておりますが，情勢は極めて厳しくこのまま推移すれば今後の洗剤，石けんは上記の供給量確保は勿論のこと，平常時の生産を大幅に下回ることは明らかでありその結果市場における品不足現象が再燃する恐れがあります。

なお，諸原料の暴騰が洗剤，石けん価格に及ぼす影響は附加価値の少ない商品であるだけに極めて大なるものがあります。

つきましては，このような深刻な情勢下におかれました当業界に対しましてエネルギー源をはじめ原料，諸資材の優先確保と価格安定に格段のご高配を賜りますよう，特にお願い申し上げます。　　以　上

48物指二第6号
昭和49年3月27日

日本石鹸洗剤工業会
　会長　村　田　　勉　殿

東京都知事　美濃部　亮　吉

**要　請　書**

昨年11月以来，本年2月までの長期にわたる「洗剤不足」は，都民生活に深刻な不安をもたらし，大きな社会問題となった。

東京都では，この事態を重視し，かつ東京都議会からの調査要請をも踏まえて，いわゆる「もの不足」の原因を究明するため，「東京都緊急生活防衛条例」に基づき，生産から消費者に至る各段階にわたり，物の流れを重点に調査を実施した。

調査結果等については，別紙「家庭用（衣料）合成洗剤調査報告」のとおりであるが，この調査を通じいくつかの問題点が明らかになった。

よって，貴工業会におかれても，調査報告書に示された問題点の改善に努め，今後，企業の社会的責任に立脚し，再びかかる事態が起らないよう，物資の安定供給並びに価格の引き下げについて特段の配慮を講ずるよう強く要請する。

関係企業，団体等に対しても，これらの趣旨に沿って，適切な指導を行ない，業界一体となって対処されることを切望する。

なお，本件調査に当り，東京都緊急生活防衛条例に基づき，企業側に書面による資料提出を求めたところ，一部協力が得られなかったことは，甚だ遺憾とするところである。今後，資料提出についても全面的に協力するよう併せて指導ねがいたい。　　以　上

**家庭用（衣料）合成洗剤調査報告**（抜粋）

東京都物価局
昭和49年3月

Ⅰ　調査の目的

昭和48年11月，突然起きた家庭用(衣料)合成洗剤の「もの不足」は本年2月初旬までの長期に亙った。

この洗剤不足が何故起ったのか，メーカー，卸し問屋，小売店，消費者の各段階ごとに調査し，その原因を明らかにする。

Ⅱ　調査の概要

1　調査の着眼点

(1)　製品の生産，出荷段階等において，意識的な制限，操作が行われた事実がなかったかどうか。

(2)　もの不足に便乗して，不当に価格を引き上げた等の事実がなかったかどうか。

2　調査の根拠

東京都緊急生活防衛条例，第4条による調査

3　調査期間

昭和49年2月25日～昭和49年3月19日

4　調査対象

(1)　日本石鹸洗剤工業会（所在地：中央区日本橋3―13―11）

(2)　メーカー段階

花王石鹸株式会社（所在地：中央区日本橋馬喰町1―7―18）

ライオン油脂株式会社（所在地：墨田区横網1―2―22）

(3)　卸し問屋段階

5卸し店

(4)　小売店段階

15店舗 ┬ スーパー　5店
　　 ├ 薬　局　4店
　　 └ 雑貨店　6店

(5)　消費者段階

面接調査　91人

5　資料提出についての協力依頼

東京都緊急生活防衛条例第6条に基づき，メーカー側に書面により，資料提出を求めたところ

(1) 製品に占める原価構成については，「製品の組成を公表することはできない。」及び「企業秘密に属するので提出できない。」等の理由で，協力が得られなかった。

(2) その他については，資料提出の協力が得られた。

Ⅲ　調査の結果（※印の注は原文のまま）

メーカーにおける生産，出荷段階から消費者の購入段階に至るまで物の流れを重点に調査した。

—その結果—

1　業界全体の生産，出荷状況について

ア　生産，出荷状況について精査検討すると，48年夏場から秋口にかけての生産，出荷量の伸び率が非常に小さく，特に7月の生産量においては47年を下回るという，過去に例のない異常な状態が見受けられる。

※（7頁〔図—4〕参照のこと）

イ　生産から消費の段階まで，物が流れるのに約1カ月近い期間がかかる。（出荷から消費者の手に渡るまで約24日位）

とすれば，9月頃から「物」の出廻りが悪くなるのは当然の結果であったと思われる。

2　東京都内向出荷状況について

ア　都内出荷については，A，B2社を調べた限りでは出荷割合が予想外に落ち込んでおり，「洗剤不足」が起きた直前の10月までの出荷割合をみると，昭和47年の14.5%から昭和48年は13.7%と大幅な減少となっている。

※（9頁〔表—3〕参照のこと）……略

イ　企業側では「都内の消費量は飽和状態にあり，出荷割合は下回る傾向にある。しかし，絶対量は増えているはずだ。」と説明している。たしかに都内の出荷割合は当局の推定によっても，年々下回ることとなるがその下げ幅が大き過ぎていたところに問題があったものと思われる。※（10頁〔表—4〕参照のこと）……略

ウ　また，絶対量が増えているという企業側の説明であるが，1月から10月までの期間をみれば，昭和47年は46年に対し3,704t増え昭和48年は47年に対し3,739tと，たしかに増えている。しかし洗濯機台数の増加，人口の増加，その他の需要増加を考えた場合，これだけでは十分な安定供給が図られていたとは思えない。

3　問屋，小売店から消費者まで

ア　問屋，小売店における合成洗剤の入荷状況をみると，7，8月を境に入荷量が著しく減少している。

しかも，量販店であるスーパーに較べ，零細な雑貨店に対する入荷が1月においても余り改善されていない。これらの傾向からして，この時期において，問屋等の選別出荷の煽りを受けたものと思われる。

※(13頁参照のこと)……略

イ　洗剤不足は「消費者の買いだめ」が原因であったという意見も一部にある。

しかし，消費者の一部に予備として買い込んだ人がいたことは事実であるとしても，いずれも「洗剤不足」が騒がれてから，あわてて買ったという人達であり，その量も少なく，これをもって洗剤不足の原因になったという意見は認めがたい。

本件の調査結果を総合的に判断すると，「洗剤不足」が起った第一の原因は，やはり業界等による生産制限出荷操作にあったのではないかと疑がわざるを得ない。

また，これを別の角度から解釈したとしても企業側における「消費者への配慮」に欠けていた点が消費者の不安を増幅させる結果となったのではないだろうか。

いずれにしても今後，第二，第三の洗剤不足が起らないことを願って調査報告の終結としたい。

図—4　生産量の推移

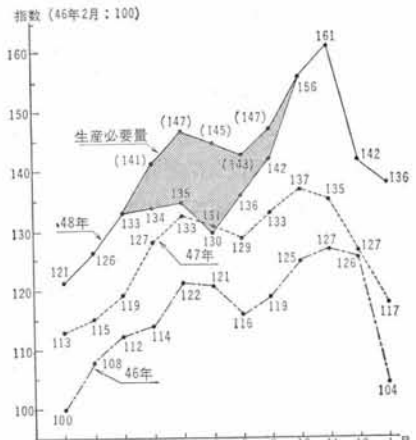


(注)網版(つぶし)の部分…生産については，5月—9月までを，出荷については4月～8月までを過去の傾向線に前年同期の伸び率等を増減調整したものである。

〔表—1〕を生産，出荷に区分し，グラフに置き換えると次の〔図—4〕及び〔図—5〕となる。

当局において，過去の傾向からみた不足量を試算してみると〔表—2〕のとおりとなる。

**表2　試算による不足量**

| 区　分 | 生産量 | 出荷量 |
|---|---|---|
| 48年4月 | —t | 571 t |
| 5月 | 3,076 | 4,067 |
| 6月 | 5,750 | △4,973 |
| 7月 | 6,843 | 4,765 |
| 8月 | 3,318 | 5,758 |
| 9月 | 2,482 | — |
| 計 | 21,469 | 10,188 |

1. 生産量……推計により { 粉末　15,758,246kg / 液体　5,710,754kg
   粉末分を洗剤大箱（2.65 kg 入り）に換算すると
   約　5,946,508箱となる。
2. 出荷量……推計により { 粉末　7,477,992kg / 液体　2,710,008kg
   粉末分を洗剤大箱（2.65 kg 入り）に換算すると
   約　2,821,884箱となる。

**図5　出荷量の推移**

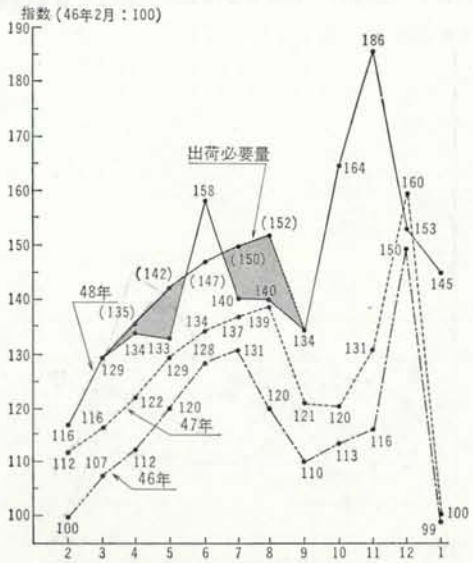

かくの如き東京都知事の申し入れに対し，日本石鹸洗剤工業会は直ちに書面で回答した。東京都の要望書が論拠とした生産量等の数字のとり方の誤謬を指摘し，非難のいわれなき点を強調したものである。

49石洗発第36号
昭和49年4月4日

東京都知事
美濃部　亮吉　殿

日本石鹸洗剤工業会
会長　村田　勉

**家庭用(衣料)合成洗剤に関する貴要請書に対するご回答**

昭和49年3月27日付（48物指二第6号）家庭用(衣料)合成洗剤に関する貴方の当方に対する要請書を拝誦致しました。

昨年の11月から本年2月中旬頃まで東京都においてみられた「洗剤不足」についてはそれが生活必需物資でありますだけに，われわれ生産者も特にこれを重視してかかる事態の早急の解決に業界あげて全力を尽しました。

即ち，生産，出荷の増大に可能な限りの力を致し需要充足に力を致す一方，保護世帯や福祉施設への特配等ご当局の施策にも積極的協力を致した次第であります。もともと，われわれ洗剤という生活必需物資を扱う業界と致しましては，安定供給をモットーとし，これを実践致してまいりました。

このことは国の統計の示す通りであります。

**別表1（生産）　粉末家庭用合成洗剤生産量の推移**

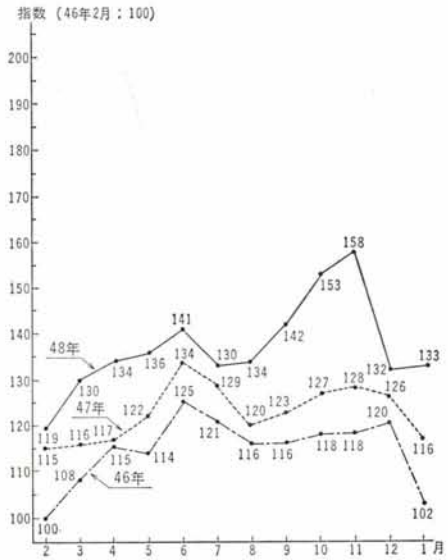

われわれは，今後ともこの立場を堅持しご要請のありました企業の社会的責任を十分果してゆく所存であります。

このことに関連して，次のことを是非ご了解願いたいと存じます。

今回のご調査の中に「本件の調査結果を総合的に判断すると「洗剤不足」が起った第一の原因は，やはり業界等による生産制限，出荷操作にあったのではないかと疑がわざるを得ない」とありますが若しそれが当工業会に対してのご指摘ならば，それは当を得てないことでありまして，われわれ業界で談合などして意識的に生産や出荷の調整などを行った事実は全くないことを申し上げなければなりません。

われわれは，今後とも洗剤の安定供給を心がけ都政に協力して，よりよい都民の生活の実現に微力ながら協力させて頂く所存でありますので，都におかれても当方の意図するところおよび業界の実体をよく把握致され行政指導下されるよう特にお願い申し上げます。

なお，貴物価局作成の「家庭用（衣料）合成洗剤調査報告」の〔図―4〕および〔図―5〕の生産必要量と出荷必要量の図表には衣料用洗剤の調査にも拘らず，台所用洗剤（48年5～10月間に前年生産より各月減少した）が含まれております。

それで，今回のご調査対象となっている衣料用洗剤のみについてみますと，添付致しました別表1.(生産)，別表2(出荷)に示す如く，ご指摘のありました「48年夏場から秋口にかけての生産，出荷量の伸び率が非常に小さく，特に7月の生産量においては47年を下回るという過去に例のない異常な状態が見受けられる」

**別表2（出荷）　粉末家庭用合成洗剤出荷量の推移**

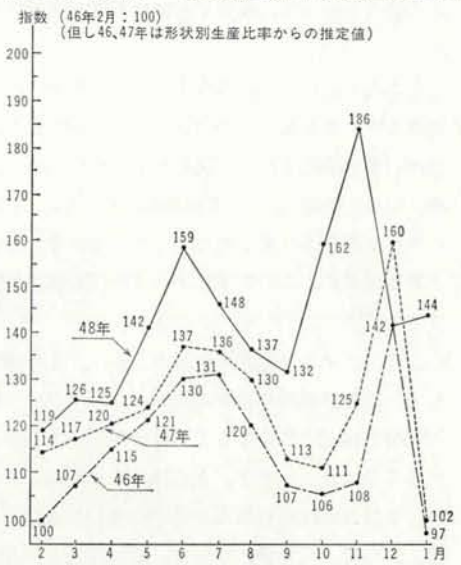

というようなことになりません。この点は重要なことなので申し添えさせて頂きます。

以　上

49石洗発第62号
昭和49年7月3日

社団法人 経済団体連合会
会長　土光　敏夫　殿

日本石鹸洗剤工業会
会長　三輪　善雄

**衣料用粉末洗剤価格凍結解除について**

洗剤の価格は，昨年末まで17年間にわたって一度も値上げをしておりません。この間，洗剤原料である化学品類は一昨年まで価格が安定しておりましたが，昨年春頃から徐々に上昇してまいりました。洗剤業界は，これらの原料価格の上昇と人件費，経費の増加を企業努力により吸収してまいりましたが，殆んど利益の得られない状態で推移してきました。

昨年末の石油危機をきっかけに，洗剤原料は急に60～70％と，過去に例をみない大幅な値上りを示しました。当時，メーカー出し値に占める原材料費の割合は60％前後でしたから，約35％以上の値上げをしないと採算が合わないという事態に至りました。

しかしながら，当時は洗剤不足騒ぎの最中であり，また政府は物価抑制政策を打ち出している折から，洗剤業界は政府施策に協力して，昨年末から今年1月にかけて小売価格を差当たり20％の値上げに止め，残り15％については洗剤不足騒ぎの解消を待って，本年4月頃に再度価格改訂をいたすべく準備しておりました。

ところが，政府は，突然4月16日の閣議で，洗剤を基礎資材生活関連物資，所謂値上げの事前届出品目（53品目）の中に含めたため，第2次価格改訂が行なわれないまま凍結されて，現在に至っております。従って，市場流通の大部分を占めている2.65kg箱入小売価格600円洗剤は，1箱当り35円から40円の赤字を各メーカーが背負う結果となりました。それぞれ製品内容の違い，従って原価の違いがありますが，この赤字はメーカー出し値390円から420円に対し，約10％にも当ります。

こうした赤字を抱えているところへ，3月18日以降の石油製品の値上げに関連して，洗剤原料のアルキルベンゼン，トリポリ燐酸ソーダ，芒硝などが，7月から20％前後値上りすることがほぼ確定いたしました。（別表参照）。これが実施されることになりますと，2.65kg入り洗剤1箱当り40円から45円の赤字が追加され，7月以降は原料値上り分だけで，合計75円から85円の赤字となってしまいます。さらに，人件費，電力代，輸送費などの諸経費のコスト上昇分まで加えます

と，90円前後の赤字となります。これはメーカー出し値に対して約22%となり，企業としては生産を継続することは不可能な大幅な赤字となります。

今後，生活必需品である洗剤の安定供給のためには，最低利潤4%（税引後で2%）を見込んで，7月以降洗剤価格を25%乃至30%の値上げすることが，絶対に必要であります。

一方，以上のような不採算価格のままの価格凍結下にあっては，大手メーカー製品が価格の下支えとなって，中小メーカーの製品が殆んど売れない現状であります。このため，中小メーカーの経営は極度に圧迫され，非常な苦境に陥っております。

洗剤は，国民が毎日消費する生活必需物資でありますから，安定供給することを強く求められている商品であります。

然るに，現在の如く洗剤価格が長期に亘って，凍結されているとメーカーの生産意欲が減退するばかりでなく，ひいては生産をあきらめざるを得ないメーカーも生れてくることを懸念するものであります。

以上，洗剤業界がおかれている現状をご認識下されて一日も早く洗剤の価格凍結解除の閣議了承が得られるよう，ご尽力を頂きたくお願いいたします。

以　上

（別表）

| | 48/1 (A) | 49/6 (B) | 49/7以降見込(C) | C/A | C/B |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円/kg | 円/kg | 円/kg | % | % |
| アルケンリポリ | 78 | 125 | 162 | 208 | 130 |
| 芒硝 | 65 | 111 | 136 | 209 | 123 |
| 2号珪曹 | 17 | 26 | 30 | 176 | 115 |
| | 12 | 23 | 27 | 225 | 117 |

49基局第402号
昭和49年7月19日

日本石鹸洗剤工業会
会長　三輪善雄　殿

通商産業省基礎産業局
局長　矢野俊比古

**衣料用合成洗剤の価格改訂について**

今般，衣料用合成洗剤については，物価抑制が強く要請されている折にもかかわらず，諸般の状況を勘案して止むを得ず価格改訂を行なうことを了承することとしたが，品不足が起きた過去の経緯にかんがみ，価格改訂に際しては，下記の

事項を厳守するよう命により要請します。

記

(1)　需給に混乱が生ずることがないよう，増産，出荷の促進に努めるとともに，地域的な需給等にも十分留意するものとする。

(2)　流通段階において便乗的な値上げが行われることがないよう，現に流通段階にある在庫については旧価格で販売が行われるよう関係流通業者を指導するとともに，新価格のものについてはその旨の表示が行われる等消費者において旧価格のものとの識別が可能な措置を講ずるものとする。

(3)　(2)の表示の方法として新価格品である旨のシールを貼付する場合には，いやしくも旧価格品にシール貼付されることのないようシールの管理体制を確立するものとする。

(4)　次の事項について報告するものとする。

①　値上げを実施した時期及びその額

②　(2)及び(3)により講じた措置の内容及びその実施の状況

以　上

### 合成洗剤・アルミ地金・セメントの価格引き上げを指導

（通産省）

政府は7月19日の閣議で，中曾根通産大臣から報告のあったアルミ地金，セメント，衣料用合成洗剤3品目の価格引上げを了承した。この3品目は今年の3月に物価安定対策の強化策としていずれも値上げ事前了承制対象品目に指定されている。

当省は値上げ認可にあたって各社からの値上げ申請を慎重に検討した結果，アルミ地金は値上げ率平均17.2%，セメントは平均17.4%，衣料用合成洗剤は平均13.7%に抑えて認可し，値上げ実施時期はそれぞれ7月20日以降出荷分から適用となった。

〈衣料用合成洗剤〉

1.　価格指導の内容

(1)　値上げ幅

| | 現行メーカー仕切価格（加重平均） | 値上げ限度額（加重平均） | 値上げ率（加重平均） |
|---|---|---|---|
| 600円もの(2.65kg箱入り) | 486円 | 76円 | 15.6% |
| 700円もの(2.65kg箱入り) | 593円 | 61円 | 10.3% |
| 平　　均 | 518円 | 71円 | 13.7% |

(2)　値上げの実施時期

7月20日以降出荷分から適用する。

2. なお，5社（花王，日油，P＆G，ミヨシ，ライオン）に対しては，需給に混乱を生じないよう増産，出荷に努めるよう指示した。

また，新価格品については，消費者が判別できるよう価格改訂品である旨のシール等の表示をさせることとし，旧価格品が新価格で販売されることのないよう，各通産局を通じて監視することとしている。　　以　上

49産第7358号
昭和49年9月20日

（洗剤メーカー）殿

通商産業大臣　中曾根 康 弘

**値上げの抑制について**

政府におきましては，物価対策の一環として，本年3月中旬来，一定範囲の物資について，企業において製品価格の引き上げを行われる場合は事前に当省の了承を得られることとする措置を講じてまいりました。これに基づき，貴社に対しても，さきに本年3月16日付け49産第1813号をもって本措置の実施に関し格別のご協力を要請してきた次第でありますが，今回これら物資のうち，合成洗剤につきましては，本措置に基づく値上げ事前了承後の価格及び需給の動向等にかんがみ，9月20日をもって本措置の対象から除外することとしましたので，この旨通知いたします。

なお，物価の状況は，政府の総需要抑制策の浸透等により現在のところ鎮静化に向っておりますが，政府としては今後とも物価の安定を最重要課題として取り組んでいく方針であります。ついては，上記製品につき本措置の対象物資から除外された後も，貴社におかれては物価安定という政府の変らない方針に協力され，これら製品の再値上げの回避についてできる限りの努力を払われるよう要請するものであります。　　以　上

49産第6514号
昭和49年8月19日

（量販店社長）　殿

通商産業大臣　中曾根　康 弘

**生活関連物資の値上げ抑制について**

政府におきましては，物価対策の一環として本年3月中旬以来百貨店及びスーパーにおける生活関連物資の販売について，原則として小売価格の引上げを行わないこと，やむをえず値上げしようとする場合には事前に当省の了承を得ること等の値上げ抑制措置を講じ，貴社に対しても，さきに本年3月16日付け49産第1812号をもって本措置の実施に関し格別の御協力を要請してきた次第であります。

最近の物価の状況は，貴社を始めとする関係者の御努力や総需要抑制策の浸透

等により現在のところ鎮静化に向っておりますが，政府としては，今後とも物価の安定を最重要課題として取り組む方針であり，去る8月9日の閣議においても，本措置につき「自主的措置に切り替えの上，引きつづき実施する」こととされました。

つきましては，貴社におかれても，本年9月1日以降も引き続き，日用雑貨，軽衣料，食料品等の生活関連物資からできるだけ幅広く価格安定協力品目を選定し，値上げの自粛等その販売価格の低位安定に協力されるよう要請します。また，この措置の内容につき，一般消費者に十分周知徹底されるようあわせてお願いします。

なお，これに伴い49産第1812号は，本年8月31日をもって廃止します。

以　上

# 第4章
# 関連製品の開発
## —ヘア製品・洗たく仕上剤—

界面活性剤の進歩を中心に，油脂や洗剤の関連製品は開発が多角的に行われ，その分野を拡大した。その中にあって，きわだって印象的なのはシャンプー・リンスを中心とするヘア製品の発展である。これらは日常必需品であるとともに，感覚的商品の面を持ち，嗜好的選択も加わるところから，この商品化は多彩であり，石鹸や洗剤のような基礎的製品とは異なった新しい展開を見せるのであった。こうした進展は新しいライフスタイルの進行と，経済の好調，個人所得の増加等による消費意欲の持続によるものであり，各企業もこれに対応して積極的に製品開発，市場開発に努めたので，ヘア製品をめぐる環境は明るいものがあった。

また，洗たく仕上剤にも新しい展開が見られた。

## 第1節 シャンプー

ヘア製品の中心をなすものとして，まずシャンプーがあげられる。シャンプーは昭和30年代に基材を石鹸から界面活性剤に転換して以来，新しい路線を歩み，成長した。その商品性格は洗浄剤であるとともに，いわゆる化粧品的性格を併せ持ち，洗浄機能とともに感覚的要素が求められ，さらに髪の美しさを保つためのヘアケア意識が導入されて，多様化が促進された。生産量，出荷金額推移は次の通りであるが，注目されるのは企業数（生産報告企業）が48年に38社から71社へと急増したことであり，また，54年には92社と増加している。

シャンプーは薬事法で定める“化粧品”の中に含まれる。同じく洗浄剤である化粧石鹸が“化粧品”に含まれるのと同一ケースである。シャンプーの用途は洗髪であって，その点からはすべてが同一目的で製造されるのであるが，商品キャラクターや販売手法等のちがいから，市場慣習としては日用品タイプ（トイレタリー）と化粧品タイプ（コスメチックス）とに分けて，受

シャンプーの生産推移（報告企業数）　（単位：トン　千円　カッコ内は前年比）

| | 生産量 | 報告企業数 | 出荷金額 |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 44,666（109） | 38 | 20,196,626（139） |
| 47年 | 55,293（124） | 38 | 24,717,961（122） |
| 48年 | 58,822（106） | 71 | 30,811,417（125） |
| 49年 | 62,663（107） | 77 | 34,305,297（111） |
| 50年 | 55,540（ 89） | 76 | 40,519,994（118） |
| 51年 | 64,124（115） | 76 | 44,941,359（111） |
| 52年 | 66,897（104） | 77 | 49,011,758（109） |
| 53年 | 70,917（106） | 76 | 56,106,504（114） |
| 54年 | 76,636（108） | 92 | 59,079,286（105） |

※　ボディシャンプーを含む。
（資料：通産省化学製品課調査）

けとめられており，前者は比較的普及品で価格設定されており，後者は前者より高価格であって，販売姿勢にも化粧品イメージが強い。生産数量でいえば，前者が圧倒的に多く，それを生産するメーカーも石鹸洗剤メーカーや，化粧石鹸を生産する大手化粧品メーカー（日本石鹸洗剤工業会会員社）が中心であり，生産量の大部分をこれらの社がまかなっている。

最近10年間のシャンプーの生産推移は上記の如く，一時期のマイナス成長を除けば，伸びつづけて来た。それを支えて来たものは，シャンプーへの理解の深まりと，新しいライフスタイルに触発された消費意欲である。それには医学専門家による啓蒙や美容家による推奨，各メーカーの積極的な広告活動や広報活動，それに加えてシャンプーの品質向上と多様化が寄与したといえよう。“よいシャンプーは髪をいためない”，“ヘアケアが大切”との認識が浸透し，シャンプーへの需要をひろげた。それはリンスやトリートメント等の需要をも促進したのであるが，シャンプーにおいてもヘアケアにつながる多くのキャラクターを生んだ。

シャンプーのほとんどが液状となったのは，最近十数年の傾向であり，液状シャンプーの基材としてはアルキル硫酸塩，アルキルエーテル硫酸塩が主として用いられ，両性界面活性剤も用いられた。また，性状の調整や差別化の強化のために多くの添加剤が用いられた。増泡剤のアルカノールアミド，アミンオキサドや，髪を保護しあるいは感触を向上させる油脂，高級アルコールエステル，ラノリン誘導体やプロティン誘導体，スクアランなど，シャンプーに用いられる添加剤はますます多様化するのであった。セリングポイントも単なる洗浄効果は自明のこととして扱われ，重点はヘアケア，仕上が

りの美しさに向けられ，強調された。

昭和46年代はプロティンが導入されて，プロティンシャンプーを生み，つづいてクリームシャンプーが強調され，あるいはトニックシャンプー，その他，新しいキャラクターのシャンプーが発売された。一般的な汎用シャンプーのほか，効用を強調する細分化が強まり，ヘアケア，感触，フレグランスを強調するもの等，価格帯もひろがり，高価格シャンプーも発売されて，それぞれの特徴でユーザーを獲得した。多くのネーミングが生まれたのも最近の特徴である。

価格を51年の時点でいえば，汎用シャンプーとしては220㎖200円クラスが主流をなし，この上位クラスの200㎖300円クラスのシャンプーとで，市場を構成し，これに細分化した特徴を強調するシャンプーが加わり，活発な広告，販促活動が行われたのであった。シャンプーが単純でなく，リンスとのペアで商品化されたのも，一般的傾向であり，ヘアケア意識が急速に進み，定着しているのを示している。

55年の時点においては新製品の参入意欲が強く，シャンプー市場はリンスとともに弾力性のある市場環境にあるといえるであろう。

**シャンプー小売価格**
（東京）
（単位：1本当たり円）

| | 年平均 |
|---|---|
| 昭和46年 (1) | 93 |
| 47年 | 93 |
| 48年 | 92 |
| 49年 | 114 |
| 50年 | 124 |
| 51年 (2) | 127 |
| 52年 | 176 |
| 53年 | 184 |
| 54年 | 184 |

（資料：総理府統計局）
(1) 「カオーフェザーシャンプー」又は「エメロンシャンプー」(200*ml*)。
(2) 液状（ポリ容器入）「エメロンクリームシャンプー」(220*ml*)。

## 第2節 薬用シャンプー

医薬部外品である薬用シャンプーは主として，デオドラント効果を求めるもの，フケ，カユミどめ効果を求めるものが発売された。ともに，殺菌剤を配合したもので，昭和40年代後半から50年代にかけて市場性を得たものは，殺菌剤配合のデオドラントシャンプーと，フケ，カユミどめ効果がとくにす

**薬用シャンプーの生産推移**　（単位：*l*．千円　カッコ内は前年比）

| | 生産量 | 生産金額 |
|---|---|---|
| 昭和47年 | 7,956,232（—） | 4,867,493（—） |
| 48年 | 10,801,133（136） | 6,145,662（126） |
| 49年 | 8,889,929（82） | 5,433,569（89） |
| 50年 | 8,018,475（90） | 4,485,234（83） |
| 51年 | 10,195,715（127） | 5,903,925（131） |
| 52年 | 9,779,370（96） | 6,190,285（105） |
| 53年 | 11,986,895（126） | 6,732,765（109） |
| 54年 | 14,869,084（124） | 7,435,699（110） |

（資料：厚生省薬務局経済課）

ぐれているとされるZ-pt（ジンクピリジニウム—1—チオール—N—オキサイド）を配合したフケ，カユミどめシャンプーであった。

配合物質については，安全性がとくに求められるところから，その選択は厳格なチェックを必要とするが，多くの殺菌剤の中から選ばれたもののみが使用され，薬用シャンプーの安全性はいちじるしく高められた。

## 第3節　ボディシャンプー

全身を洗うシャンプーとして，ボディシャンプーが生まれたのは昭和48年であった。液体シャンプーの生産技術の進歩を踏まえて，毛髪だけでなく，全身を洗えるというメリットには期待されるものがあった。添加剤の進歩はヒフの潤滑剤の添加を可能にし，起泡力も満足できる製品を得て発売されたものである。

社会的背景としては，ヤング層を中心としたレジャーブームが起こり，浴室にシャワーがとり入れられて，イージーな入浴法としてもてはやされたので，これに対応した新しいトイレタリーとして，ボディシャンプーが注目されたのである。

積極的な宣伝販売促進活動によって話題を呼び，男性用を指向するもの，女性用を指向するものなど，それぞれのマーケティング手法にも，新しい市場開拓らしい雰囲気があった。しかし，発売時に話題になったものの，当初の期待ほどには市場性は持ち得なかった。だが，業界には生活様式の変化からボディシャンプーへの期待は持続され，54年には参入メーカーをふやしており，注目されている。

**ボディシャンプーの生産推移**　（単位：トン　カッコ内前年比）

| | 生　産　量 | 報告企業数 |
|---|---|---|
| 昭和48年 | 723（—） | 5 |
| 49年 | 181（25） | 7 |
| 50年 | 59（33） | 8 |
| 51年 | 253（429） | 8 |
| 52年 | 144（57） | 7 |
| 53年 | 192（133） | 5 |
| 54年 | 434（226） | 13 |

（資料：通産省化学製品課調査）

## 第4節　シャンプーの輸出入動向

シャンプーの輸入は次第に増加し，昭和51年には601,705kg，5億5420万円に達した。主たる輸入先は第1位アメリカ79.5%，第2位ドイツ連邦4.8%であった。しかし，シャンプーの輸入量は浮動を伴い，51年を頂点に漸減に転じている。

なお，輸入とは別に，外資系シャンプーの日本での生産も行われた。それらのシャンプーは外国品ムードで販売され，コンディショニングタイプのシャンプーを主に，価格も中級あるいは1,000円以上の高価格シャンプーとして市場に進出した。毛髪のタイプ別に商品性格を設定したのも，外資系シャンプーが先べんをつけたものである。昭和54年現在，外資系シャンプーメーカーは数社あり，それぞれの販売戦略によって，一般市場販売，美容院経由や訪問販売など，あるいは業務用等に進出を図っている。

輸出はおもに香港，シンガポール等向けであるが，その数量は大きいものではない。

シャンプーの輸入推移　（単位：トン　千円　カッコ内は前年比）

| | 輸入数量 | 輸入金額 |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 153（ 60） | 71,092（ 62） |
| 47年 | 361（236） | 166,554（234） |
| 48年 | 399（111） | 180,757（109） |
| 49年 | 600（150） | 337,958（187） |
| 50年 | 478（ 80） | 311,315（ 92） |
| 51年 | 602（126） | 554,206（178） |
| 52年 | 632（105） | 390,459（ 70） |
| 53年 | 396（ 63） | 176,286（ 45） |
| 54年 | 938（237） | 425,569（241） |

（資料：大蔵省関税局）

## 第5節　リンス

リンス（ヘア・リンス）の伸長はめざましいものがあった。とくに昭和47～48年の伸びはいちじるしく，ヘアケア意識の浸透度のひろがりを示し，リンス普及率は90%といわれるほどになった。リンスは弱酸性のカチオン活性剤で吸着性がすぐれ，シャンプー後の毛髪の表面状態をよくし，好ましい効

果をあげるところから，ヘアケア意識に目覚めた消費者に受け入れられ，需要をひろげたのである。

カチオン活性剤のリンスは洗髪後の髪になめらかな感触をあたえ，櫛の通りをよくし，毛髪に光沢をあたえるなどのすぐれた効果があり，それに加えて，商品化技術の進歩もあって，商品価値を高めていた。

リンスが家庭用のポピュラーな商品として販売されるようになったのは，30年代末から40年代のはじめにかけてであり，それをきっかけにぞくぞくと参入がつづき，特長のある品揃いが進んだ。リンスにおいてもシャンプーと同じように添加剤や生産技術の開発が進み，多様化が見られた。使用法も湯に溶かして使うタイプが先行していたが，51年には髪に直接つけて使用するダイレクトタイプが発売され，また，髪質による差別化をしたリンスも発売されている。価格帯は200円クラスのポピュラーなものが主流になっていたが，次第にグレードをあげて，ポピュラーなものでも200～300円のゾーンに移り，それ以上の価格のものも発売された。高価格リンスとしては1,000円を超えるものも発売されている。

なお，リンスの統計がまとめられるようになったのは46年である。

リンスにつづいて，トリートメントが商品化され，ヘアケアはいっそう進んだ。トリートメントにはシャンプーする前に毛髪に栄養分をすり込ませるタイプ（プレ・トリートメント）と，シャンプー後に髪に栄養分を吸着させるタイプ（アフター・トリートメント）の2種類が発売された。シャンプー，リンス，トリートメントと，ヘアケアの製品はそれ以前には考えられなかったほど行き届いたものとなった。

**リンスの生産推移**　（単位：トン　千円　カッコ内前年比）

| | 生産量 | 報告企業数 | 出荷金額 |
|---|---|---|---|
| 昭和46年 | 12,767（—） | 31 | 9,277,293（—） |
| 47年 | 20,151（158） | 29 | 12,907,768（139） |
| 48年 | 24,542（122） | 55 | 17,331,301（134） |
| 49年 | 25,976（106） | 57 | 18,012,175（104） |
| 50年 | 30,942（119） | 60 | 23,901,765（133） |
| 51年 | 37,081（120） | 65 | 27,287,286（114） |
| 52年 | 34,019（92） | 65 | 28,375,394（104） |
| 53年 | 39,138（115） | 64 | 35,054,555（124） |
| 54年 | 44,316（113） | 78 | 38,059,031（109） |

（資料：通産省化学製品課調査）

## 第6節 漂白剤と柔軟剤

漂白剤が衣料の漂白剤として用いられるようになって久しいが，清潔で美しい生活のために，白いシャツ，ワイシャツ，ブラウス等の漂白に繁用されている。各洗剤メーカーから発売されている製品で，もっともポピュラーな製品の主成分は次亜塩素酸ナトリウムで，製品の中にはこれに陰イオン活性剤を配合したものもある。過炭酸ナトリウム，過硼酸ナトリウムを主成分とするものも発売された。

一般に漂白剤は除菌作用があるところから，漂白のほかに，衣料の汗臭除去に用いられるケースもあり，ひろく家庭に普及して，定着した需要を得ている。漂白剤の用途には台所用もあり，これを指向してキッチンの名称を冠した製品も生まれているが，多くは限定されておらず，随時に多目的に使用されるのを通例としている。台所用にあってはふきん，まな板，食器等の除菌・漂白・除臭等がその用途としてあげられている。

過炭酸ナトリウムを主成分とする漂白剤が発売されているが，この成分の漂白剤は染色を褪色させるおそれが少ないところから，“色柄ものがあざやかになる”ことをセリングポイントとしている。衣料用及び台所用がそれぞれ発売された。漂白剤の生産量は50年頃より伸びが目立ち，54年の生産量は10万トンに迫るものと推定されている。

漂白剤は家庭用品品質表示法の指定商品となり，昭和55年4月1日から施行された。これに伴い，表示例が工業会でまとめられた。漂白剤の区分と種類は次の通りである。

| 主たる成分の区分 | 成分の系列を示す文字 | 成分の種類の名称を示す文字 |
|---|---|---|
| 酸化剤 | 塩素系 | 次亜塩素酸ナトリウム<br>ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム |
| | 酸素系 | 過炭酸ナトリウム<br>過ほう酸ナトリウム |
| 還元剤 | 還元系 | ハイドロサルファイト |

漂白剤の表示についてとくに強調されている点は，りん酸塩についての表示と含有率，けい光剤配合について等の外，使用対象となるものと，ならな

いものを具体的に表示する点，使用上の注意等である。繊維については繊維別，加工，付属品等に対する使用の可否，あるいは，繊維の変質や変色を生じないか等の試し方，樹脂加工品の黄変例に対してはその復元方法なども表示することとなっている。

柔軟剤は主として化学繊維の普及に伴って，帯電防止剤として発売された陽イオン活性剤製品である。衣料の帯電を防止し，洗いあがりの衣料の肌ざわりをソフトにする効果があり，通常ソフターと呼ばれる。多くのメーカーが社名もしくはブランド名をソフターに冠して商品名としている。

柔軟剤は，女性のおしゃれ着，おしゃれ下着，あるいは乳幼児の肌着等に用いられ，化学繊維，合成繊維が衣料に多く用いられるに伴い，用途をひろげている。

**漂白剤の表示例**

（塩素系　衣料用）

<table>
<tr><td colspan="4">家庭用品品質表示法に基づく表示</td></tr>
<tr><td colspan="4">●品名／漂白剤 ●成分／次亜塩素酸ナトリウム（塩素系） ●液性／アルカリ性 ●正味量／600mℓ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">使用方法</td><td>用途</td><td colspan="2">衣料用</td></tr>
<tr><td></td><td>（洗たくのときに）<br>●白物の黄ばみ・黒ずみの漂白<br>●赤ちゃんの肌着，おむつの漂白と除菌・除臭</td><td>（しみ抜きに）<br>●白物についたコーヒー，紅茶，緑茶，インク，血液，果物や草の汁，調味料，汗によるしみの漂白</td></tr>
<tr><td>標準使用量</td><td>●洗たく機（水30ℓ）なら70mℓ（200mℓのコップで約$\frac{1}{3}$杯）<br>タライ（水5ℓ）なら12mℓ（キャップ約1杯）</td><td>●2ℓの水に20mℓ（キャップ約1杯半）</td></tr>
<tr><td>使い方</td><td>●洗たく用洗剤といっしょに入れて洗います。</td><td>●30分ぐらい（汚れのひどいときは少し長めに）浸したあと水ですすぎます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使えるもの<br>●白物のせんい製品（木綿，麻，ポリエステル，アクリル，レーヨン，キュプラ）<br>●プラスチック製品<br>使えないもの<br>●毛，絹，ナイロン，アセテート及びポリウレタンのせんい製品<br>●色物・柄物のせんい製品<br>●一部の樹脂加工されたせんい製品<br>●金属製の容器，用具，ボタン，バックル</td></tr>
<tr><td colspan="3">●試し方……目立たない部分に濃いめの液をつけ，5分ほどおいて黄変するものには使わないでください。<br>●樹脂加工されたせんい製品が黄変した場合は，市販の還元系漂白剤で元に戻ります。<br>●冷水よりも温水の方が早く効果が出ます。<br>●せんい自体が変質して黄ばんだものは，漂白剤でも元に戻りません。</td></tr>
<tr><td>使用上の注意</td><td colspan="3">●幼児の手が届く所に置かないでください。<br>●熱湯では使わないでください。<br>●炊事用等の手袋をご使用ください。<br>●液が皮ふについたときは，水で洗い流してください。<br>●万一飲みこんだときは，すぐ吐かせ，牛乳か生卵を飲ませてください。目に入ったときは，すぐ水で10－15分間洗い流してください。どちらの場合もすぐ処置したうえ，医師にみてもらってください。<br>●酸性のトイレ用洗浄剤，浴室用洗剤，消臭剤等と混合しないでください。<br>●容器を強くもってキャップを開けると原液がとび出す恐れがあります。<br>●直射日光を避け，高温の所に置かないでください。</td></tr>
<tr><td colspan="4">会社名　　住所　　電話</td></tr>
</table>

（酸素系　衣料用）

| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | | | |
|---|---|---|---|
| ●品名／漂白剤　●成分／過炭酸ナトリウム（酸素系）　●液性／弱アルカリ性　●正味量／250g | | | |
| 使用方法 | 用途 | 衣料用 | |
| | | （洗たくのときに）<br>●黄ばみ・黒ずみの漂白<br>●赤ちゃんの肌着、おむつの漂白と除菌・除臭 | （しみ抜きに）<br>●コーヒー、紅茶、緑茶、血液、果物や草の汁、調味料、汗によるしみの漂白 |
| | 標準使用量 | ●30ℓの水に10g（キャップ約3杯） | ●2ℓの水に10g（キャップ約3杯） |
| | 使い方 | ●洗たく用洗剤といっしょに入れて洗います。 | ●よく溶かし、30分ぐらい（汚れのひどいときは少し長めに）浸したあと水ですすぎます。 |
| | 使えるもの | ●白物、色物、柄物のせんい製品（木綿、麻、化学せんい）<br>●プラスチック製品 | |
| | 使えないもの | ●毛、絹のせんい製品<br>●水や洗たく用洗剤で色が出るもの<br>●含金属染料で染めたもの<br>●金属性の容器、用具、ボタン、バックル | |
| | ●試し方……湯に溶かした漂いめの液を目立たない部分につけて5分ほどおき、変色するものや、白布をあててもんで色が移るものには使わないでください。<br>●冷水よりも温水の方が早く効果が出ます。<br>●せんい自体が変質して黄ばんだものは、漂白剤でも元に戻りません。 | | |
| 使用上の注意 | ●幼児の手が届く所に置かないでください。<br>●熱湯では使わないでください。<br>●粉が皮ふについたときは、水で洗い流してください。<br>●万一飲みこんだときは、すぐ吐かせ、牛乳か生卵を飲ませてください。目に入ったときはすぐ水でじゅうぶん洗い流してください。どちらの場合もすぐ処置したうえ、医師にみてもらってください。<br>●直射日光を避け、高温の所に置かないでください。 | | |
| 会社名　住所　電話 | | | |

（還元系　衣料用）

| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | | |
|---|---|---|
| ●品名／漂白剤<br>●成分／ハイドロサルファイト（還元系），りん酸塩（$P_2O_5$として2%），硫酸塩，炭酸塩，けい光剤配合<br>●液性／中性<br>●正味量／14g | | |
| 使用方法 | | 衣料用 |
| | 用途 | ●しみ抜き（インク，血液，鉄サビの漂白）<br>●鉄分による黄変の復元<br>●一部の樹脂加工品の塩素系漂白剤による黄変の復元<br>●黄ばみ・黒ずみの漂白 |
| | 標準使用量 | 5ℓの湯（約40℃）に14g（1袋） |
| | 使い方 | ●よく溶かし，30分ぐらい（汚れのひどいときは少し長めに）浸したあと水ですすぎます。 |
| | 使えるもの | ●白物のせんい製品 |
| | 使えないもの | ●色物・柄物のせんい製品 |
| 使用上の注意 | ●幼児の手が届く所に置かないでください。<br>●熱湯では使わないでください。<br>●万一飲みこんだときは，すぐ吐かせ，牛乳か生卵を飲ませてください。目に入ったときはすぐ水で洗い流してください。どちらの場合もすぐ処置したうえ，医師にみてもらってください。<br>●直射日光を避け，高温の所に置かないでください。 | |
| 会社名　住所　電話 | | |

# 第5章
# 資本自由化をめぐる諸問題

## 第1節 資本自由化の実施

日本経済の急成長は国民の旺盛な消費購買力を生み，しかも，それが持続しているところから，一般消費財についても，この有望市場を目ざす外国資本は資本自由化を強く求めてくるのであった。こうした国際情勢を反映して，政府も順次，資本自由化を実施する方針を決め，昭和42年7月の第1次につづき，44年3月には第2次資本自由化を実施し，45年9月1日には第3次実施へと拡大した。これによって，油脂，石鹸，洗剤等の業種は第3次資本自由化対象業種として組み入れられた。かくして，この業界は国際資本の影響を直接受けることとなったのである。

資本自由化に対して，石鹸洗剤業界はかねてからその早期実施には反対姿勢をとっていた。わが国の業界が持つ諸条件が強力な国際的資本に対抗するには十分には強固でないとする観点からの主張であり，資本自由化の実施に直面して高度の緊張を示したのであった。それはそれなりの理由があったのであって，この分野においては世界市場において縦横に活躍している多国籍企業が存在し，その進出した地域において巨大な資本力を駆使して当該国の同種産業を圧倒することが知られており，資本自由化が実施されて，これらの多国籍企業が日本に進出して来た場合，深刻な影響が予測されるところから，石鹸洗剤業界は深く憂慮するのであった。

資本自由化への対応策については，工業会を中心にして進められ，工業会内に外資対策委員会（委員長吉田晋作・旭電化専務）を45年7月に設けるとともに，通産省当局，経済団体等との連絡を密にして，協議を進めた。その対策の一つが公正競争規約の制定であった。また各企業においても企業体質の強化，生産コストの低減，運営の合理化，流通機構の整備，あるいは技術の向上等，多面的な対策が進められた。

資本自由化は第1類(50%)，第2類(100%)とに区分され，油脂，石鹸，洗剤等は第1類自由化業種に指定された。なお，第1類に指定された関連業

種は次の通りである。

脂肪酸・硬化油またはグリセリン製造業，石鹸または合成洗剤製造業，界面活性剤製造業，洗浄剤または・みがき用剤製造業，化粧品・歯みがきまたはその他の化粧品調整品製造業

以上のほか，関連製造業としては次の業種が第1類自由化業種に指定された。それは香水製造業，塗料製造業，印刷インキ製造業，ろうそく製造業，ソーダ製造業，植物油脂製造業等であり，そのほか自由化業種に該当する製造業の製品を扱う卸売業，単独総合小売店，単独専門小売店（自由化業種に該当する製造業の製品を扱うもの）も同時に組み入れられた。

資本自由化の実施に伴い，いくばくもなくして，化粧石鹸においてはリーバ・プラザース社の日本法人である豊年リーバ株式会社が石鹸業における参入を申請，つづいて47年にはプロクター・アンド・ギャンブル社が石鹸洗剤業に参入を申請した。それぞれ著名な多国籍企業であり，石鹸洗剤業界は強い緊張をもってこれを迎えた。

## 第2節 化粧石鹸への外資の進出とその対応

昭和45年末に豊年リーバ株式会社より化粧石鹸（ラックス等）の国内生産の申請が提出されたことによって，資本自由化後における外国資本の進出が現実のものとなって現れた。これより先，多国籍企業であるプロクター・アンド・ギャンブル社が提携を求めて行動していると伝えられていただけに，いよいよ強力外資の進出として重視された。

これに対し，日本油脂工業会では理事会のほか，特設された外資対策委員会が衝に当たり，通産省当局の諮問に答えた。資本自由化が45年9月に実施されている条件下で，豊年リーバ社の問題が論議を呼んだのは，豊年リーバ社のその時の資本構成が70：30となっており，外資優位の形になっていたからである。これは資本自由化第1類に属する石鹸製造業の50：50の原則から逸脱するものであったから，石鹸業界はきびしい態度でこれに対した。

通産省の諮問に対し，日本油脂工業会は46年2月15日付の回答で“反対意見”を表明したが，通産省はさらに再諮問を行った。これに対しては工業会は慎重に審議の上“要望を付しての同意”を46年6月30日付で回答し，つづいて7月9日にはさらに具体的要望を表明して，通産省当局の善処を望んだ。

日本油脂工業会の回答及び要望書は次の通りである。

昭和46年2月15日

通商産業省化学工業局長殿
〃　化学工業局化政課長殿
〃　〃　化学第二課長殿
〃　企業局長殿
〃　企業局外資課長殿

日本油脂工業会
会長　宮崎寅四郎

**豊年リーバ株式会社の化粧石鹸の製造，販売に関する意見**

外資問題は業界に重大な影響を与えますので，首題の件について当工業会はこれを重大視し，外資対策委員会及び市場開発委員会にて慎重に検討の上，臨時理事会を開催して協議致しました結果，以下の如き反対意見を申しのべます。

化粧石鹸製造業に関する資本取引の自由化については，昭和44年3月の第2次自由化時期において外国資本より，合成洗剤製造業と共に，自由化を強く望まれたものでありますが，ユニリーバ社，プロクターギャンブル社，コルゲート社等の巨大外国資本の進出は，マスコミ商品であり，また中小企業も多いため国内業界に重大な影響を与える恐れがあるものとして業界あげての反対に会い，ご当局もそれぞれ認めて延期されたいきさつがあります。

その後業界及び各企業は，世界経済の自由化に対処して対策をおし進め，自由化に備えつつあります。

昨年9月の第3次自由化に際しては，なお巨大外資に対して問題のある業界ではありますが，内外の資本比率50：50，且つ同業種であることを条件とする第1類自由化業種ならば，現下の国際経済情勢下では止むを得ぬものとしこれを了承するとともに，更に自由化態勢の整備を急ぐことになった次第であります。

しかるに，今回自由化後の第1次申請として，化粧石鹸製造業の資本取引の自由化条件である資本比率50：50及び同業種のいずれにも反する条件のもとに，マーガリン製造業者である豊年リーバ株式会社より化粧石鹸の製造販売申請がなされた次第ですが，これが認可されることとなると，前記の如く第1類自由化業種として，企業体質の強化及び流通秩序の確立等自由化対策を推進しつつある当業界の自由化対策スケジュールを乱しメーカー及び流通業者の混乱を招く恐れがあり，また折角定められたこの業種の資本自由化の原則的条件を業界も否認することになりますので絶対に容認出来るものではありません。ここに強固な反対意向を表明いたします。

何卒ご当局におかれましては業界の実情並びに自由化に対する態度とその準備状況等もご賢察の上本件につき善処下さるよう特にお願い申し上げます。

以　上

## 豊年リーバ社の件に関する通産省への要望書

46油発第19号
昭和46年6月30日

通商産業省化学工業局
化学第二課長　丸田　幸栄　殿

日本油脂工業会
会長　宮崎　寅四郎

豊年リーバ社の化粧石けん製造販売に関する件

首題の件に関しご当局よりご提示のありました，豊年リーバ社と日本の石けんメーカーとで合弁会社を設立し，当該新会社とユニリーバ社と技術援助契約を締結し，当該新会社より製造を委託された日本の石けんメーカーが化粧石けんを製造，豊年リーバ社がその化粧石けんを販売するという案については，当工業会外資対策委員会および理事会にて慎重に検討致しました。

その結果，ご当局の豊年リーバ社のわが国化粧石けん業界進出により混乱を招くことのないよう十分行政指導を行なうというご言明や，現在のわが国経済の国際自由化情況を考慮致しまして，次の二点につき特に要望を付してご当局のご提案に同意致すことに相成りましたのでご回答申し上げます。

1. ご提案では合弁会社の資本比率は豊年リーバ社70，日本の石けんメーカー30となっていますが，これを出来るだけ50：50の線に近づけるよう希望致します。

   なお，この点については，去る6月7日の当工業会と豊年リーバ社との会談の折，豊年リーバ社としてはマジョリティは保ちたいが70：30の比率には必ずしも固執しない旨意見表明をしていますことを付言致します。

2. 豊年リーバ社のわが国石けん市場進出については急激なシェアー拡張策等のため石けん市場が混乱することなどのないようご当局におかれましても十分業界の意向を反映した行政指導を行なわれるよう要望致します。

以上の通りご回答申し上げましたが，わが国石けん産業資本自由化の初めてのケースでもありますし，今後のことも十分ご考慮いただきましてこれがわが国石けん企業の発展を損なうことなくスムースに自由化が行なわれるようご当局におかれても宜しくご指導いただきたく重ねて御願い申し上げます。

46油発第21号
昭和46年7月9日

通商産業省化学工業局
化学第二課長　丸田　幸栄　殿

日本油脂工業会
会長　宮崎　寅四郎

豊年リーバ株式会社（以下豊年リーバ社と略称）と日本の石けん製造業者（以下石けん製造業者と略称）が新たに合弁会社（以下新社と略称）を作り，化粧石けん業界に進出する件につきまして通産ご当局が行政指導を行なわれます際に業界の実情をご斟酌の上，是非下記要望事項を御取り上げいただきたく御願い申し上げます。

記

1. 新社の認可条件に組み入れられたき事項

(1) 新社が事業範囲を拡大する場合には主務大臣の認可をうけるものとする。

(2) 新社は，日本の化粧石けん業界の商慣習を重んじ，業界に重大な影響を与えるような行為を行なわないものとする。

(3) 新社の増資に当たっては，主務大臣の認可を受けるものとする。

(4) 新社は自ら生産を行なわず，当該日本の石けん製造業者に限りユニリーバ社と締結した技術援助契約のサブライセンスを与えて生産を委託するものとする。ただし止むを得ざる事情により上記以外の石けん製造業者に生産委託を行なう際は，業界と協議し，その諒承を得るものとする。

(5) 新社は，資本の移動については主務大臣の認可を受けるものとする。

(6) 新社の取締役の人数割合は，現在の豊年リーバ社の日本側4人，外資側3人の割合以上に，外資側の取締役員をふやさないものとする。監査役は，日本側，外資側同数又は，外資側同数以下とする。

(7) 代表取締役社長は，日本人役員の中から選出する。

(8) 新社が自ら生産を行なう場合には，主務大臣の認可を受けるものとする。

2. 新社及び豊年リーバ社が通産当局へ提出する念書の内容について希望する事項

(1) 新社は業界の秩序を乱すが如き行為を行なわない。特に中小企業と競合する商品を市場に出さないよう配慮する。

(2) 新社は日本油脂工業会に加入し，業界協調につとめるものとする。

(3) 新社は業界の公正競争規約を遵守する。

(4) 新社の業界における生産量（含輸入量）は次の通りとする。

イ．生産量（含輸入量）

| | | |
|---|---|---|
| 昭和47年（暦年） | | 2,000トン |
| 48年 | 〃 | 2,300トン |
| 49年 | 〃 | 2,700トン |
| 50年 | 〃 | 3,300トン |
| 51年 | 〃 | 4,000トン |

ロ．昭和52年以降については別途業界と協定する。

(5) 通産当局の認可事項及び本念書を内容とした協定書を新社，豊年リーバ社及び日本油脂工業会の三者間で締結するものとする。

以上，本件につき要望申し上げますが，今後の合弁に関する許認可については本件を前例とされることなく，新たに十分業界の実情と意向をご斟酌の上でご決定賜わりますよう，御願い申し上げます。

以　上

これらの要望には若干の修正が加えられて，通産当局の方針が打ち出され，結局，46年8月30日にはその方針に諒承の回答が日本油脂工業会よりなされて，結着を見たのであった。

生産量は初年度2,500トン，第2，第3年度はその前年度の4％増，第4，第5年度はそれぞれ前年度の7％増と決まった。

豊年リーバ株式会社とミツワ石鹸株式会社との間に70：30の比率で合弁会社（日本化粧石鹸株式会社）が設立され，この合弁会社がミツワ石鹸株式会社に化粧石鹸の生産委託を行うシステムがとられることとなった。

## 化粧石鹸の外資問題に関するアンケート調査

上記の如き，豊年リーバ社の化粧石鹸業界進出についての合意が得られる前，通産省当局へ第2次回答を行うに当たって，日本油脂工業会は会員会社26社を対象に外資問題に関するアンケート調査を行っている。46年5月25日現在で，回答数は17であった。

質問は13項目であって，外資自由化への危惧，期待，関係法の改正に関する意見を求める項目が含まれていた。

・外資自由化100％について　　反対　16社
　　消極的賛成（条件付）　1社

・外資の何が危惧されるか，また何に期待しますか　　危惧される　17社
　膨大な資本力，資金力による市場撹乱と過当競争の激化，企業支配，原料における優位性が危惧点としてあげられ，期待される点としては，技術力，合理的経営技術をそれぞれ1社があげている。

・対外資行政指導について望むこと
　認可条件の明確化，外国企業の乗っ取りを防止するための諸法律等が望まれている。

・石けん，洗剤業界への外資参加について基本的にはどう考えるか。
　50％限度内が望ましい　　10社
　自由化はやむを得ない（将来を含めて）　　7社

外資自由化に一歩踏み出した46年5月の時点での石鹸業界の雰囲気をあら

わすものである。

## 第3節 プロクター・アンド・ギャンブル社の進出とその対応

資本自由化と前後して，多国籍企業として世界的に名を馳せていたプロクター・アンド・ギャンブル社（P＆G社）が，わが国に進出するであろうとは，各方面で早くから予測されていた。P＆G社はアメリカ，シンシナティに本社を置き，世界各国に進出し，とくに西ドイツに進出した際に行った果敢なマーケティングは世界を瞠目させていた。化粧石鹸（キャメイ）や洗剤（タイド等）で著名で，50：50の自由化の下でどのような形で，いつ，その進出が具体化するかが注目されていた。この間，同社首脳部の来日が相つぎ，日本企業各社との接触がつづけられ，その結果，日本サンホーム株式会社と合弁会社設立の合意ができ，47年（1972）3月22日にP＆G本社において，letter of intent を交換したとの発表がなされ，次いで通産省に申請が出された。通産省より関連業界への諮問があり，これを受けて，化粧石鹸については日本油脂工業会，洗剤については日本家庭用合成洗剤工業会が，昭和47年8月15日付でそれぞれ"原則として賛成"と付帯の要望をつけて答申した。かくして，47年12月1日，プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社が発足した。豊年リーバ社につづく外資進出第2陣であった。

資本金20億円，資本構成比率はP＆G社50，日本サンホーム株式会社45，伊藤忠商事株式会社5の割合であった。

昭和47年8月15日付で日本油脂工業会より提出された答申内容は次の通りである。

昭和47年8月15日

通商産業省化学工業局
局長　斎藤　太一　殿

日本油脂工業会
会長　村田　勉

**プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社設立に関しての要望書**

プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社の設立に関し7月31日にご当局より提示ご説明のありました同社の「設立の概要」について8月11日の

当工業会臨時理事会において慎重に検討致しました結果，原則として同社の設立には賛成致します。

つきましては通産ご当局におかれては，特に下記要望事項をお取上げいただき，業界の実情をご斟酌の上，わが国石けん業界に混乱をきたすことのなきよう，適切な行政指導を賜わりたく，特にお願い申し上げます。

記

1. 新会社の営業品目は「設立の概要3」に記載通りの品目とし，家庭用に限るものとすること。
2. 新会社は業界の商慣習を重んじ，業界に重大な影響を与えるような行為を行なわないものとすること。
3. 新会社は日本油脂工業会に加入し，業界協調につとめると共に，業界の公正競争規約を遵守すること。
4. 「設立概要」の需要表中同社提示の数量は新会社の営業品目それぞれの総供給量であることを確認し，この数量には輸入量を含むものとすること。なお同需給表は昭和47年から同49年までの3カ年のシェアを固定することとなっているが，昭和47年は実質的には現時点でも既に8カ月を経過しているので昭和50年までの計画を示され，その3カ年とされたい。
5. 化粧石けんの昭和49年の総供給量（含輸入量）は豊年リーバ株式会社の初年度と同量の2,500トンとされたい。
6. プロクターギャンブル株式会社のIVORY石けんは主として化粧石けんに使用されるので化粧石けんであることを確認されたい。
7. 以上の事項について日本サンホーム株式会社，伊藤忠商事株式会社およびP&G社より通商産業省ご当局に念書が提出されること。

以　上

また，新会社の設立概要や申請に添付された資料（一部）は次の通りである。

**プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム設立の概要**

47. 7. 31
化学第二課

1. 新会社の商号
   プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社
2. 新会社の資本構成
   資本金　20億円　　日本サンホーム　45%
   　　伊藤忠商事　　5%
   　　P&G　　50%
3. 新会社の営業品目
   家庭用の石けん，洗剤，クリーナー，クレンザー，洗濯用漂白剤，洗濯糊，

繊維柔軟剤，洗浄添加剤，並びに化粧及び浴用石けん，シャンプー，ヘアリンス。

4. 役員構成

| | | | |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 12名 | サンホーム | 5名 |
| | | 伊藤忠 | 1名 |
| | | P&G | 6名 |
| 代表取締役 | | 日本側，社長，専務 | |
| | | P&G　副社長，常務のうち1名 | |
| 監査役 | | 各々1名ずつ | |

5. 主な契約の内容

(1) P&Gとしては，新会社に対し現在所有し，かつ将来所有する製造および販売に関する商標，特許，その他，処方，資料ならびに know-how をライセンスする。

(2) サンホームとしては，新会社の生産の一部門として現在サンホームが，100% 所有しているミツワ化成の株式を新会社に売渡す。新会社に対しサンホームの家庭用部門資産を売渡し営業を譲渡する。

(3) 第一工業製薬，旭電化としては，サンホームが従来利用していたのと同じ生産源として，生産を受託すると共にその商標，特許権の内，現在サンホームの使用しているものについて使用権，実施権を与える。

かくして，プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社は47年11月22日に設立され，資本金20億円（P&G50%，日本サンホーム45%，伊藤忠5%），社長圓城佳逸氏，副社長 E. H. シャット氏，専務三浦隆彦氏で設立され，48年1月1日から営業を開始した。その後，49年8月13日に30億円に増資が行われ，50年12月にはさらに60億円と倍額増資され，出資比率はP&G75%，日本側25%となり，役員構成も変わり，社長に副社長J. W. ネデール氏が就任，会長に社長圓城佳逸氏が就任した。51年8月にはさらに資本金120億円と倍額増資が行われ，出資比率はP&G90.42%，日本側9.68%となり，越えて52年8月には資本金 240 億円へと再び倍額増資が行われた。この時点で日本側の持株はすべてP&G社に譲渡され，合弁設立後5年にしてプロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社は 100 %外資の企業となった。

なお，同社は昭和50年10月には同年3月に会社整理に入ったミツワ石鹸株式会社が所有する富士工場並びにブランド（ミツワ石鹸，ミューズ石鹸）を買収取得した。

## 第4節 第4次資本自由化実施される

石鹸洗剤等が指定業種になった第3次資本自由化につづいて第4次資本自由化が昭和46年8月4日から実施された。この時，従来ポジティブリスト方式であった業種指定がネガティブリスト方式へと切換えられたのが，大きな転換であった。また，第2種（100%）自由化業種として特掲されるもののほかは，すべて第1種（50%）自由化業種になり，新たに個別審査業種が設けられ，7業種が指定された。これによって自由化比率は全体で94%（製造業については98%）に達した。

第2種(100%）自由化業種に指定されたものの中には，洗浄剤またはみがき用剤製造業（石けん，合成洗剤以外の洗浄剤，みがき用剤，つや出し剤およびその関連製品を製造する事業）の中から，洗浄剤（石けん，合成洗剤でないもの）製造業等8業種，グリース製造業が指定されている。

**資本自由化の経過**

| | 第1類（50%）業種 | 第2類（100%）業種 | 個別審査業種 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 第1次(昭和42.6) | 33（20） | 17（10） | — | 50（30） |
| 第2次(昭和44.3) | 160(128) | 44（25） | — | 204(153) |
| 第3次(昭和45.9) | 453(377) | 77（54） | — | 530(431) |
| 第4次(昭和46.8) | | 228(158) | 7（5） | — |

（注）　カッコ内の数は通産省所管業種数

# 第6章
# 合成洗剤をめぐる諸問題

## はじめに

合成洗剤の安全性と水質汚濁をめぐる論議は，くりかえし提起された。安全性については数次にわたる政府見解が「洗浄の目的をはなはだしく逸脱しない限り，人の健康をそこなうおそれはない」と明らかにしているにもかかわらず，安全性に対する反対意見は執ように主張され，洗剤追放運動は全国的に組織されて，常に論議がおこされていた。それはテレビ等のマスメディアを通じてのほか，婦人団体の集会，新聞への投書，幾多の出版物等で行われ，著名な小説家による小説にも扱われるなど，社会的ひろがりを持った反対運動となっていた。

環境汚濁，水質汚濁の問題は上水道原水の水質悪化，閉鎖水域の富栄養化問題としてクローズアップされ，洗剤への指弾はつづけられた。これらは社会的問題として報道され，国会においても取りあげられた。

こうした事態に対して，洗剤業界は積極的に対応し，安全性の確認，内外の研究情報の収集，諸情報の広報，あるいは使用上の注意を強化する等，多くの努力を行った。また，洗剤に配合されるりん酸塩についても，自主規制を行って低りん化を進めている。

しかし，こうした施策にもかかわらず，洗剤業界は洗剤の安全性や環境汚濁について多くの非難を受け，時にはいわれなき誹謗をも受けるのであった。

合成洗剤の安全性についての論議は昭和37年にはじまる。その後の経過を最近10年を主として時系列的に列記すると，おおよそ次の通りである。

**合成洗剤の安全性問題の主な経緯**

昭和37年1月

都立衛生研究所柳沢文正部長，国立東京医科歯科大学医学部柳沢文徳教授の両氏は新聞紙上に「石油系合成洗剤は，我々の実験では無害でない。したがって，家庭での使用は充分注意しなければならない」と発表した。

昭和44年6月

県立三重大学医学部三上美樹教授により「マウス胚の発育に及ぼす洗剤の影響について」が第9回日本先天異常学会で講演発表された。これは多量経口投与したハツカネズミから口がい裂などの奇形仔が生まれたというものであった。

昭和47年6月

第68国会で，合成洗剤の安全性について討議され，厚生省環境衛生局長より「疑問発生に従い，その都度内外の試験研究機関，文献などを照合し，安全性の確認をしてきている」と答弁された。

昭和47年10月

日本公衆衛生学会において，英国ハンチングドン研究所 Roberts により「数種の陰イオン系界面活性剤および市販台所用洗剤の経口投与により，ラット，マウス，ウサギに対して催奇形性は認められなかった」と発表された。

昭和48年4月

日本解剖学会で三上教授がマウス催奇形性などを発表した。

昭和48年5月

東京都衛生局は「中性洗剤を野菜，果物の洗浄に使用することについて」通知で，中性洗剤を使用することを推奨する必要はないとの見解を発表した。一連の研究の中で LAS に催奇形性のないことを確認した。

昭和48年7月

日本先天異常学会（第13回）で，三上教授が ABS 系中性洗剤の妊娠マウス皮膚塗布による催奇形性発表。業界側は追加討議発表で反論した。また，京都大(医)谷村助教授が皮下注射投与でも催奇形性なしと追加討論で発表した。

昭和48年9月

科学技術庁は「昭和48年度特別研究促進調整費による合成洗剤に関する特別研究」の実施を決定し，三上教授を含む研究班が編成された。

昭和48年11月

日本食品衛生学会において，英国ハンチングドン研究所 Palmer により「LAS の催奇形性胎仔毒性試験」で，皮膚塗布による催奇形性がないという結果が発表された。

昭和48年12月

飯森らの「皮膚塗布による洗剤の妊娠マウスへの影響」，桝田らの「妊娠マウスに皮膚塗布された LAS の胎仔に及ぼす影響について」の論文が学術誌に発表された。

昭和49年12月

大阪府衛生部が，LAS 系台所用合成洗剤による妊娠マウスの催奇形性試験(皮膚塗布）の結果で，催奇形性は認められないと発表した。

英国ハンチングドン研究所 Palmer らにより，合成洗剤の催奇形性試験に関する3編の論文が“Toxicology”誌に発表された。

昭和51年2月

順天堂大学千葉博士らにより，LAS の催奇形性研究論文（マウスへの皮膚塗布）2報が発表された。

昭和51年3月

厚生省，合成洗剤の催奇形性に関する合同研究結果を発表。三上教授を含む独立した四つの研究者の一致した結果として「合成洗剤に催奇形性は認められなかった」という班長（京都大学医学部西村教授）の見解が発表された。

昭和51年11月

日本薬理学会において，都衛生研平賀博士らにより，LAS の長期投与マウスおよびラットにおける細胞遺伝学的研究ならびに優性致死試験結果で影響のないことが発表された。

昭和52年5月

大阪府公害健康調査専門委員会議中性洗剤小委員会は，マウスを使った経口投与催奇形性試験，骨髄細胞の染色体異常，微生物に対する突然変異性試験の結果をもとに，「市販 LAS 系台所用洗剤に催奇形性，染色体異常，突然変異誘発性がいずれも認められなかった」と発表した。

## 第1節 国家プロジェクトによる合成洗剤に関する研究成果報告

昭和48年に三重大学三上美樹教授によって報告された「合成洗剤による催奇形性」説は重要な問題として深刻に受けとめられた。また，洗剤による皮膚障害も大きな関心が持たれているところから，これをも含めて，昭和48年9月には国家的プロジェクトとして研究班が組織され，「昭和48年度特別研究促進調整費による合成洗剤に関する特別研究」が科学技術庁で決定，発足した。また，厚生省による「洗浄剤安全対策検討費による慢性毒性及び催奇形性試験研究」が行われた。その結果は昭和51年3月，厚生省より「合成洗剤の催奇形性に関する合同研究結果」として報告され，催奇形性は否定された。つづいて昭和53年10月には全研究項目に関する研究成果報告が，厚生省の試験研究成果をも含めて発表された。その報告書に述べられている「研究計画の概要」の全文並びに「研究成果の概要」中の「総括」は次の通りである。

### I　研究計画の概要

#### 1. 研究の趣旨

合成洗剤の人体に与える影響に関しては，昭和37年頃洗剤が食品に残留し，これを摂取することによる毒性の有無が問題となり一般消費者に大きな不安を与え

た。

当時の合成洗剤の主成分はハード型のABS（アルキルベンゼンスルホン酸ソーダ）であったが，人の慢性毒性，下水道水の浄化能力の低下等食品衛生上，環境衛生上の問題を提起し，国会でも衆議院科学技術振興対策特別委員会においてABSの毒性問題を科学的に解明し，対策を早急に実施するよう決議がなされた。

この決議に基づき，科学技術庁は厚生省，労働省等の協力を得て，昭和37年度特別研究促進調整費により，「合成洗剤特別研究」を実施し，ABSの経口投与による毒性，食品への滲透，製造工場における障害，上・下水道への影響等について総合的な試験研究を行った。この研究の結果等をもとに，かねて合成洗剤を野菜，果実等の洗浄に使用することについて厚生大臣から諮問をうけていた食品衛生調査会は，合成洗剤の使用について「洗浄の目的から甚だしく逸脱しない限り人の健康を害う恐れがない」旨の答申を行い，この答申に基づき厚生省は，一般消費者，洗剤の製造，販売業界等に対し，食品衛生上から指導した。

一方，合成洗剤による上・下水道等への汚染問題については，微生物によって分解し難いハード型ABSから分解性の高いソフト型のものを製造するよう通産省より指導が行われた。

以上のようにハード型の合成洗剤に関する問題については，一応の対応策がとられてきたが，その後LAS(ソフト型ABS)をはじめ，AES（高級アルコールのエーテルサルフェート），AOS（アルファオレフィンサルホネート）等の新製品が登場し，台所用合成洗剤の質的転換がなされ，使用量は年々増加してきている。

しかし，このような合成洗剤の質的転換と使用量の増加に伴って，科学的に解明されていない皮膚障害の問題が新たに惹起されるに至った。即ち，三重大学三上教授の動物実験による合成洗剤の皮膚吸収による生体への影響が発表されて以来，第71国会においても再び合成洗剤の問題が活発な論議を呼んだ。

このような状況から，合成洗剤の問題に早急に対処すべく厚生省が中心となって，関係省庁から成る洗剤に関する連絡会議が設けられ，検討した結果台所用合成洗剤のうち，LAS，AES，AOSを成分とする洗剤について，経皮吸収による生体影響の問題，皮膚障害の問題，洗剤の洗浄効果および残留性の問題を解明する必要があるとの結論に達した。本研究は，こうした合成洗剤に関する情勢をふまえて実施したものである。

なお，経皮慢性毒性の研究については，当初より厚生省において49年度以降もひき続き研究を行うこととしていたものであり，また経皮吸収による催奇形性の研究については，48年度に実施した研究の報告は，研究委員会で種々の疑問が提起されたため，49年度に厚生省が再度研究を実施したものである。（この催奇形性の再研究の成果については，51年3月に厚生省より発表されている。）

## 2. 研究の概要

(1) 経皮吸収による生体影響に関する研究

台所用洗剤として使用されている LAS, AES および AOS の3種の合成洗剤成分についてラット，マウスおよびウサギ等の実験動物を用い，皮膚からの吸収による慢性毒性と次世代に与える影響ならびに体内における代謝に関する研究を行った。

ア．慢性毒性に関する研究

洗剤を濃度別に実験動物に塗布して，皮膚からの吸収による臓器，生体に及ぼす毒性に関する研究を行った。

イ．催奇形性に関する研究

皮膚から吸収された洗剤が胎盤を通過して胎仔へ影響を及ぼすという研究報告が出される等新たに洗剤の催奇形性が問題とされているので，洗剤を濃度別に実験動物に塗布して催奇形性の有無を研究した。

ウ．代謝に関する研究

洗剤を通常の使用濃度，使用方法で用いた場合の皮膚からの吸収量，吸収速度，体内での変化および排泄の過程のメカニズムを解明するため，ラット，マウス，ウサギ等を用いて研究し，洗剤の種類，動物の種類間の差を明らかにして，洗剤の体内代謝によるヒトへの影響を研究した。

(2)　皮膚障害に関する研究

厚生省が昭和46年度に病院の外来患者を対象に，各種日用品の皮膚への影響に関する調査を行った結果，皮膚障害の原因として洗剤が多いとの傾向にあったが，さらに障害の程度等について詳細に調査し，皮膚障害の実態を把握するとともに洗剤の種類，濃度，接触時間等の違いにより，皮膚障害がどのように異なるかを解明するため，ヒトの皮膚への塗布試験を行った。

さらに，実験動物の皮膚および粘膜への刺激性および皮膚感作についての研究を行った。

(3)　洗剤の洗浄効果および残留性に関する研究

(1)および(2)の研究で，洗剤の種類，濃度等により生体に対する障害が明らかになってくるが，洗剤をどの程度の濃度，洗浄時間等で使用するのが安全かを解明するため，野菜，果菜，果実，食器等の付着物，たとえば残留農薬，病原性細菌等に対する洗剤の濃度別，洗浄時間別の洗浄効果および洗剤そのものの残留性に関し次のような研究を行った。

ア．残留農薬に対する洗浄効果の研究

野菜，果菜，果実から主なものを数種ずつを選び，有機リン剤，有機塩素剤，カーバメート剤等の農薬が洗剤の種類，濃度，洗浄時間等によってどの程度洗浄されるかを研究した。

イ．細菌に対する洗浄効果の研究

アと同一の種類の野菜，果実等を用い，大腸菌，枯草菌に対する洗浄効果を，洗剤の濃度別，洗浄時間別に研究した。

ウ．洗剤の残留性に関する研究

アと同一の種類の野菜，果実等のほか食器を加えて，洗浄後の洗剤そのものの残留性について研究を行った。

### 3. 研究の分担および経費

| 研究項目 | 担当機関 | 48年度予算額 |
|---|---|---|
| | | (千円) |
| 合成洗剤に関する特別研究 | | |
| 1. 経皮吸収による生体影響に関する研究 | | 13,525 |
| (1) 慢性毒性に関する研究 | 厚生省環境衛生局(研究班に委託) | 5,136 |
| (2) 催奇形性に関する研究 | 厚生省環境衛生局(研究班に委託) | 4,693 |
| (3) 代謝に関する研究 | 厚生省国立衛生試験所 | 2,040 |
| | 労働省労働衛生研究所 | 1,263 |
| 2. 皮膚障害に関する研究 | | 6,316 |
| (1) 皮膚障害の実態調査 | 厚生省環境衛生局（(社)日本食品衛生協会に委託) | 953 |
| (2) 動物の皮膚・粘膜刺激性および皮膚感作に関する研究 | 厚生省国立衛生試験所 | 1,776 |
| | 厚生省環境衛生局(研究班に委託) | 2,251 |
| (3) ヒトの皮膚塗布試験 | 厚生省環境衛生局(研究班に委託) | 1,336 |
| 3. 洗剤の洗浄効果および残留性に関する研究 | | 8,027 |
| (1) 残留農薬に対する洗浄効果の研究 | 科学技術庁研究調整局（(財)残留農薬研究所に委託) | 5,069 |
| (2) 細菌に対する洗浄効果の研究 | 科学技術庁研究調整局（(社)北里研究所に委託) | 716 |
| (3) 洗剤の残留性に関する研究 | 厚生省国立衛生試験所 | 2,242 |
| 4. 総合的推進 | 科学技術庁研究調整局 | — |
| 合計 | | 27,868 |

(注) 経皮吸収による生体影響に関する研究の経費には，本プロジェクトの研究委員会開催経費393千円が含まれている。

### 4. 研究委員会

プロジェクトリーダー　西村秀雄(京都大学医学部教授)，富沢摂夫(北里大学薬学部教授)，沢野十蔵(広島大学医学部教授)，三上美樹(三重大学医学部教授)，高瀬吉雄(信州大学医学部教授)，笹川正二(慈恵会医科大学教授)，石原勝(東邦大学医学部助教授)，小谷新太郎(順天堂大学医学部教授)，谷口繁(大阪市立衛生研究所研究主幹)，池田良雄(厚生省国立衛生試験所毒性部長)，山羽力(厚生省国立衛生試験所医化学部長)，谷村顕雄(厚生省国立衛生試験所添加物部長)，加野晴三郎(厚生省国立衛生試験所大阪支所細菌薬理部長)，長谷川弘道(労働省労働

衛生研究所職業病部主任研究官)，後藤真康(残留農薬研究所化学部長)，俣野修身(残留農薬研究所化学第一研究室長)，佐野敬元(北里研究所研究部長)

(注)　所属・職名は研究発足当時のものである。

## Ⅱ　研究成果の概要

### 1.　総括

プロジェクトリーダー　西村　秀雄

本研究班は，台所用洗剤として使用されている，AOS（α-オレフィンスルホン酸ナトリウム)，LAS(直鎖型アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム)及び AES(高級アルコールエーテルサルフェート)の3成分について，それらの経皮吸収による生体影響，皮膚障害並びに洗浄効果及び残留性についての研究を実施した。

合成洗剤の経皮吸収による生体影響については，実験動物を用いた慢性毒性試験では LAS 10%投与群だけに皮膚症状（発赤・硬化等）を認めた，ほかは皮膚の障害を認めなかった。また，三成分に起因すると思われる致死的作用は認められず，体重増加，飼料摂取量，その他病理組織学的所見等諸検査においても異常は認められなかった。催奇形性試験では，AOS, AES について奇形の誘発は認めなかったが，三上等（三重大学）が実施した LAS について，胎仔の早期死亡，奇形等の誘発が報告された。しかし，この中間報告には，種々の疑問がもたれたため再度四機関（広島大学，名古屋大学環境医学研究所，三重大学，京都大学）による合同平行実験を実施した結果，LAS の皮膚塗布が，奇形の誘発などその他の異常を呈したとの成績は得られなかった。ちなみに LAS を成分とする合成洗剤については，他に実施された内外の多数の諸研究においても，催奇形性は否定されている。

放射性同位元素で標識した，各洗剤成分の体内への吸収及び主要臓器への分布などについて検討を行った結果，経皮による吸収率は0.1～0.6%程度で，特に蓄積性の高い臓器はなく，比較的速やかに代謝を受け，主として尿中から排泄されることが分った。

合成洗剤の皮膚障害については，アンケートによる実態調査，動物を用いた皮膚粘膜刺激性及び皮膚感作性試験並びにヒトの皮膚塗布試験により検討した。アンケート調査では約30%の人が，皮膚障害を起したと回答し，「手足が冷え症の人」，「アレルギー体質と考えている人」等，他に皮膚感受性の強い人ほど，皮膚障害を起し易い結果を得た。動物による皮膚一次刺激性，感作性試験では原液塗布及び皮下投与においてのみ刺激性がみられたが，皮膚光毒性，感作性は認められない。眼粘膜刺激性についても滴下後洗浄により著しく緩和され，LAS 及び AOS が AES より強い刺激性を示し，パッチテストでも同様の結果が得られ，概して「mildly irritating」の範ちゅうに入ると判断される。

また，人に対してのパッチテストの結果，4%濃度では LAS, AOS, AES の順に刺激作用が高かったが，0.4%以下では三成分の間の有意差は認めなかった。

合成洗剤の洗浄効果及び残留性についても検討した。果実，野菜に散布した各種農薬に対する洗浄効果については，農薬と作物の種類によっては差があったが，一定濃度以上では，その効果は洗剤の種類に差を見なかった。

菌に対する洗浄効果についてこれまでの多数の研究報告では洗浄効果が認められているが，今回北里研究所において実施された菌に対する洗浄効果は，洗剤と水道水の間に著明な差はみなかった。野菜，食器に対する洗剤の残留に関する試験で，或る一定の洗浄条件下において実施した結果では野菜の場合は5～10ppm，果菜では 2～5 ppm，食器では 1 ppm 以下であるとの成績を得ている。

## 第2節 合成洗剤の安全性・水質汚濁に関する国会議員の質問書と内閣総理大臣の答弁書

洗剤の安全性については，国会においても数回にわたって取りあげられたが，その中で昭和48年，昭和52年，昭和54年に，国会議員から衆議院議長，参議院議長にそれぞれ質問主意書が提出され，内閣総理大臣からその都度，答弁書が出されている。

昭和48年7月23日付で峯山昭範参議院議員から河野謙三参議院議長に「合成洗剤による健康被害及び環境汚染等に関する質問主意書」が提出され，48年7月31日付で三木武夫内閣総理大臣代理が答弁書でこれに答えている。

ついで，昭和52年10月26日付で島本虎三衆議院議員から保利茂衆議院議長に「合成洗剤の安全性等に関する質問主意書」が提出され，52年11月11日付で福田赳夫内閣総理大臣が答弁書でこれに答えている。

昭和54年4月19日付で島本虎三衆議院議員から灘尾弘吉衆議院議長にふたたび「合成洗剤の安全性等に関する質問主意書」が提出された。昭和52年に提出した同一題目の質問書に対する政府の答弁書を受理しているが，あらためて質問するとして提出されたもので，これには昭和54年6月1日付で大平正芳内閣総理大臣が答弁書で答えている。

ここでは内閣総理大臣の3回にわたる答弁書中，もっとも新しい答弁書である大平正芳内閣総理大臣の答弁全文を収録することとする。なお，スペースの都合上，質問書は要旨のみにとどめた。

**合成洗剤の安全性等に関する質問主意書と答弁書**

質問書　提出者　衆議院議員　島本虎三　　提出月日　昭和54年4月19日

答弁書　提出者　内閣総理大臣　大平正芳　　提出月日　昭和54年6月1日

**質問**　1.　合成洗剤の毒性に関する調査研究の評価について

1. 柳沢文徳，柳沢文正，三上美樹氏らの文献について（合成洗剤の安全性ついにて）。2. (1)渡仲三氏他の論文について（肝障害について）。(2)三上美樹氏他の報告書について（催奇形性について）。(3)小林勇氏他の論文について（バクテリアの変型について）。(4)小林勇氏他の論文について（人間の精子変型について）。(5)小林勇氏他の論文について（血液中の赤血球細胞膜の溶解作用について）。①東映の教育映画について。②柳沢文正氏の著作について。(6)柳沢文正氏の著作について（コレステロールについて）。(7)柳沢文正氏の著作について（腸壁からの吸収について）。(8)坂本陽氏他の論文について（川崎病について）。(9)富山新一，石川貞二氏の論文について（魚に対する作用について）。(10)門奈仁之氏の著作について（皮膚浸透性について）。(11)牧野好夫氏他の論文について（おむつかぶれについて）。

**答弁　1について**

1.　合成洗剤の安全性については，内外で行われた急性毒性，慢性毒性等各種の毒性に関する試験の成績，使用実態等に基づき総合的に評価している。

合成洗剤の安全性に関しては多数の研究成果が発表されており，御指摘の著作等における急性毒性及び慢性毒性に関するデータのみから合成洗剤の人体に対する有害性を導くことはできない。

2.(1)　肝障害が発現しないことの根拠は，「昭和48年度特別研究促進調整費等による合成洗剤に関する研究成果報告書」（試験内容は，ラット，ウサギを用いた慢性毒性試験である。）等である。

(2)　昭和50年に実施されたLASの催奇形性に関する研究は，京都大学等4大学の研究者で研究班を組織し，実験条件を統一して，それぞれ実験を行い，その結果を班員が集まって検討し，その結論を班長が取りまとめた合同研究である。

胎仔(じ)末梢(しょう)血液中に白血病細胞を確認したとされている実験については，学術報告において一般に必要とされる最低限度の実験条件の記載がなく，またその検体の投与方法は合成洗剤を皮下投与したものであり，通常の合成洗剤の使用方法と著しくかい離しているので，合成洗剤の人体に対する有害性を判定する上において適切なものとは考えられない。

(3)　化学物質の人体に対する毒性の評価は，人体への曝(ばく)露条件を考慮して行われた一般毒性，特殊毒性等の動物実験（原則としてほ乳動物を用いる）の結果に基づき，その使用実態を勘案し，行われるものである。

合成洗剤の人体に対する毒性については，既にほ乳動物による実験によってその安全性が確認されており，御指摘の論文における微生物に対する作用は，人体に対する毒性の評価の指標としての意味を有しない。

(4)　(3)に述べたほ乳動物による実験によって既に合成洗剤の安全性は確認されており，御指摘の論文における精子に対する致死作用は人体に対する毒性の評価とは無関係と考えている。

また，御指摘の皮膚塗布試験においては，精子に対する有害性を判断するために必要な実験条件等の記載がなく，評価をすることはできない。

(5)①　御指摘の映画においては，合成洗剤による赤血球の溶解作用を判断するために必要な実験条件が示されていないため，評価をすることはできない。

②　御指摘の著作の関係部分に記載されているデータから，御指摘のような警告が得られるとは考えられない。

(6)　「昭和37年度特別研究促進調整費中性洗剤特別研究報告」，「昭和48年度特別研究促進調整費等による合成洗剤に関する研究成果報告書」等においては，ABS 等によるコレステロール値の上昇作用は認められていない。

なお，御指摘に係る柳沢文徳氏ほかの実験結果は学会における口頭報告の概要を記載したものであり，また，モジャエフ氏ほかの論文はいわゆる合成界面活性剤についての総説であり，いずれも実験条件等の詳細な内容が明らかでなく，評価をすることはできない。

(7)　高濃度下での化学物質の吸収促進は必ずしも低濃度下での吸収を証明するものではないものと考える。

なお，医薬品に界面活性剤を添加するのは，薬物を溶液中に均等に混合する等によって製剤中の有効成分の分散又は放出を調整するための溶解補助剤又は乳化剤等とし用いるためであって，吸収促進剤としての添加を認めたものではない。

(8)　川崎病の原因については学界の意見が分かれており，いまだ定説がない。

政府は，昭和45年度から研究班を組織し，原因の究明と治療法の確立，特にいわゆる川崎病突然死の予防と治療に関して積極的に取り組んできており，今後とも，専門学者等の協力を得ながら，研究の推進に努めてまいりたい。

なお，調査研究班の調査研究結果では，ウイルス説，リケッチァ説その他の説についても確証を得るデータを得るに至っていない。

(9)　御指摘の論文でも指摘されているように，実験上，合成洗剤による卵稚仔の発育及びえら呼吸機能に対する阻害作用等が知られているので，自然界における影響についても調査研究を行うこととしている。

(10)　食品衛生の観点から洗浄剤の品質を確保し，その適正な使用を確保するため，営業者等を対象としてその成分規格及び使用基準を定めているものである。

(11)　乳児寄生菌性紅斑の発症要因については，一般には，おむつの交換が十分でない等のため，排尿，排便後の汚物が乳児の肛囲又は陰股部に付着するなど，不衛生かつカンジダ菌の増殖に好適な環境条件が作り出されることが同疾患の発症要因と考えられている。

御指摘の論文からは，合成洗剤が同疾患の発症要因であるとの結論が得ら

れるとは考えられない。

**質問　2.**　合成洗剤の安全性に関する厚生省の考え方について

1. 内外の実験結果の内容を明らかにされたい。2. すべての研究結果はいつ発表するか。

**答弁　2について**

1.　「内外の実験結果」とは，「昭和48年度特別研究促進調整費等による合成洗剤に関する研究成果報告書」等であり，「総合的判断」とは，一般毒性，特殊毒性，その他吸収，代謝等の実験結果に基づき，性差，個体差等を勘案して毒性を評価し，かつ，当該物質の使用の実態を勘案し，判断したことを指している。また，「通常の使用方法」は，食品衛生法に基づく洗浄剤の使用基準等に従った使用を想定してのものである。

2.　御指摘の合成洗剤に関する研究結果は，既に昭和53年10月，科学技術庁が公表している。

**質問　3.**　合成洗剤等の製造，販売，使用等の規制について

1. おむつかぶれについて。2. 安全性の再確認について。3. 台所用合成洗剤について。(1)野菜等への残留量と経口摂取について。(2)使用推奨について。(3)主婦の皮膚障害について。(4)皮膚障害のための所要措置について。(5)使用禁止について。4. 卵洗浄用洗剤について。5. シャンプーについて。(1)三上美樹，坂下氏らの研究について。(2)長期使用について。(3)毛髪の色への影響について。(4)乳幼児の頭髪への影響について。(5)答弁に用いられた実験結果について。6. リンスについて。7. 歯みがきについて。(1)味蕾細胞について。(2)安全性について。(3)添加禁止について。(4)答弁に用いられた実験結果について。8. 柔軟剤について。9. 増白剤，青味剤について。10. 蛍光剤について。(1)安全性について。(2)蛍光剤の残留について。(3)使用禁止について。11. フロンガスについて。12. 石けんと合成洗剤を同一設備で製造しているメーカーについて。13. 広告と表示について。

**答弁　3について**

1.　おむつかぶれの発症要因は，一般に，乳児の肛囲又は陰股部の不衛生に起因するものであり，合成洗剤に起因するものではないと考えられている。したがって，実態調査を行う考えはない。

2.　安全性の再確認が必要と認められた成分については，急性毒性，慢性毒性，皮膚刺激性等の毒性試験を行っている。

3.(1)　野菜若しくは果物又は飲食器への残留量は，通常の使用方法では微量であり，動物実験の結果等から誤飲等洗浄の目的を著しく逸脱した場合以外は，人体に対する安全性について問題はないと考えている。

(2)　台所用合成洗剤の使用を推奨しているという事実はないが，台所用合成洗剤は，生鮮野菜に付着する細菌の除去等の効果はあると考えている。

(3)　御指摘の著作に収載されているアンケートは，その集計方法等が明らかで

はないので，当該アンケートの結果について評価することはできない。

(4) 台所用合成洗剤については，家庭用品品質表示法に基づき，標準的な使用方法，使用上の注意等に関する具体的な表示を義務付けることにより，この表示に従って適切に使用されるよう努めているところである。

(5) 以上のことから，台所用合成洗剤については，使用禁止等の措置を講ずる考えはない。また，御質問のような補償を行う考えもない。

4. 1.について2(6)において述べたとおり，ABS 等によるコレステロール値の上昇作用は認められないことなどから，コレステロールが多量に吸収されるとは考えられないと判断したものである。

5.(1) シャンプーを使用しての洗髪の場合，通常，シャンプー原液は薄められ，短時間のうちに洗い流されるものである。

したがって，シャンプー原液を7日間塗布し続け，皮膚障害を観察した御指摘の実験報告をもって，シャンプーが通常の使用により皮膚障害を起こすものとは考えられない。

なお，同報告によれば，シャンプーの10倍希釈液を用いた実験では皮膚障害がなく，逆に発毛が促進されたとされている。

(2) シャンプーは，通常の使用において皮膚障害を生ずることはないと考えており，シャンプーの使用により脱毛の増加を招くとは考えられない。

(3) 御指摘の報告からは，シャンプーと赤毛との因果関係について評価することはできない。

なお，シャンプーにより赤毛に変わったとする事例は承知していない。

(4) 乳幼児の頭髪が以前に比べて細く，赤毛が増えているという事例は承知していない。

(5)及び7.(4) シャンプー及び歯みがきに配合される高級アルコール系界面活性剤の安全性に関する主な研究報告には，次のものがある。

(ア) Olson, K.J. et al.: J. Soc. Cosmetic Chemists, 13: 469—476, 1962

(イ) 大石真之ほか：東京衛研年報，25：669—675，1974

(ウ) Fogelson, S.J. et al.: Archives of Internal Medicine, 73: 212—216, 1944

(エ) Howes, D.: International Federation of Societies of Cosmetic Chemists Ⅷ th International Congress, B 8, 1974

6. リンスは，通常の使用においては，毛髪に短時間使用し直ちに洗い流すものであるので，皮膚刺激性並びに皮下浸透及び経口侵入による毒性については，問題ないと考えている。

7.(1) 歯みがきの使用後に感じることがある若干の味覚変化については，使用後，間もなく消失する一過性のものであり，問題となるものではない。

なお，御指摘の論文からは，歯みがき中の界面活性剤と味覚変化との関連

性を評価できない。

(2) 歯みがきの1回使用量に含まれる界面活性剤の分量は極めてわずかであり，かつ，通常，使用後開始後長くても3分間程度で，口腔中の歯みがきは水で洗口除去されるものである。

したがって，界面活性剤が口腔粘膜から吸収されることは，ほとんどないものと考えられるが，吸収されたとしても極めて微量であり，また，界面活性剤は，吸収されても排泄されやすく，蓄積性はないことが知られているので，安全性に問題はないと考えている。

(3) むし歯の予防のためには，歯及び口腔の汚れを除去することが基本とされているが，界面活性剤は，練歯みがき中に配合することにより歯及び口腔を清浄にする作用を有するので，練歯みがきへの界面活性剤の配合は理由のあることと考えている。

8. 柔軟剤は，繊維の柔軟性を保持するためのものであり，現在のところその安全性に問題はないと考えている。したがって，柔軟剤の使用等の規制を行う考えはない。

9. 合成洗剤の使用により，繊維に刺激性，アレルギー性その他の毒性が懸念される化学物質が吸着，残留するとの事例は承知していない。

増白剤，青味剤の安全性についても現在のところ問題はないと考えている。したがって，使用禁止等の措置を採ることは考えていない。

10. (1)から(3)まで

(1) 蛍光剤の洗剤への添加及び衣料品の加工処理への使用については，現在のところその安全性につき問題はなく，したがって，使用禁止等の措置を講ずる考えはない。

(2) 現在使用されている蛍光剤に発癌性は認められていない。

(3) ガーゼ及び脱脂綿並びに食品等への蛍光剤の使用については，それぞれ，医薬品の品質確保及び食品衛生の観点から規制が行われているものであり，また，乳幼児製品への蛍光剤の使用の抑制について行政指導を行ったのは，これらの製品については，蛍光剤による加工の必要性が認められないからである。

(4) 現在のところ，合成洗剤を使用して洗たくした後のふきん等に残留する蛍光剤によって人の健康に害が及ぶとは考えられない。

11. 御指摘のフロンガスに関する米国内の一部の学者の理論については，我が国を含め各国で調査研究が行われているが，その因果関係を含め結論を得るに至っていない。

また，御指摘の苦情については承知しているが，当該皮膚障害が，スプレー洗剤によるものとは考えられない。

したがって，現在のところスプレー洗剤の販売禁止の措置を講ずる考えはな

い。

12. 合成洗剤及び石けんの生産者は多数存在し，またその大部分を中小企業者が占めるため，正確なは握は困難であるが，現在までの調査では，石けんと合成洗剤を同一の設備で製造している企業は数社存在している。

13. 家庭用合成洗剤の表示に関する公正競争規約の設定については，公正取引委員会において，消費者等の意見を聴取しつつ，規約案を検討している段階であり，この規約案では，合成洗剤の品質，効能等に関する不適切な表示を禁止することとしている。

**質問　4.　その他について**

1. 合成洗剤の衣類への残留について。2. 食品衛生法の監視，指導について。3. 水道水の水質基準について。4. 学校教育について(1)～(4)(略)。5. 学校給食と合成洗剤使用について。6. 繊維加工処理と化学薬品，その安全性について。7. 食品，化粧品，医薬品への使用制限について。8. 赤潮発生について(1)～(5)(略)。9. 生活排水と農業被害について。10. 石けんへの代替とのその影響について(1)～(5)(略)。11. 家庭廃油の石けんへの利用について。12. 油脂原料資源確保について。

**答弁　4 について**

1.　合成洗剤が衣類に残留するかどうか及び残留の程度は，洗たくの方法により異なると考えられる。

2.　食品衛生法に基づく使用基準に従って合成洗剤を使用した場合，その野菜等への残留量は微量である。

　レストラン，食堂等の営業施設については，都道府県等の食品衛生監視員が，当該施設の衛生状態，食品の取扱い等について監視・指導を行っており，その際台所用合成洗剤の使用基準が遵守されているかどうかについても必要に応じ監視・指導を行っている。

3.　陰イオン界面活性剤に関する各種知見から，飲料水として毒性が問題となる陰イオン界面活性剤の濃度は，水道水の水質基準に定める濃度に比べはるかに高く，現行の水道水の水質基準の安全性は十分確認されている。

　その他の界面活性剤についても各種知見から特に問題はないと考えている。

4.(1)及び(2)　小学校の家庭科，中学校の技術・家庭科等で洗剤の種類，特徴，成分，用法等を指導することとしており，合成洗剤については使用する液の濃度，浸漬時間，すすぎの方法等に留意して使用するよう指導している。その際，合成洗剤の適切な使用が安全性の確保や環境の保全につながるものであることを理解させることとしている。

(3)　教科書では，洗剤の種類として合成洗剤と石けんの両者を挙げてその性質，用途，使用方法などを説明している。

(4)　学校教育では生活の実態に即した指導が必要であり，石けん及び合成洗剤のそれぞれについて指導するようにしている。

5. 学校給食における合成洗剤の使用については，適正に行うよう指導の徹底を図っており，これを著しく逸脱して使用した場合以外は，人体に対する安全性について問題はないと考えている。

また，給食調理作業に従事したために皮膚炎等が生じたことが明らかな場合は，関係法令の規定により所定の措置が行われる。

6. 御指摘の化学薬品は，接着剤，乳化剤とシャンプー等に広範に使用されている。

衣料品における化学薬品の残留量の実態については，商品の試買テスト，苦情処理テスト等によりその把握に努めているところである。

また，厚生省において，繊維の加工処理に際して使用する化学薬品については，事前にその安全性を確認した上で使用するよう従前から必要に応じ指導しているところであり，更に有害と判明した化学物質については，所要の規制を実施しているところである。

7. 医薬品，化粧品及び食品添加物については，その安全性について最新の学問水準に立脚した評価を行うよう努めているところであり，常に学問の進歩に対応した知見の収集とその評価検討を行い，その評価結果に基づき所要の対策を講じているものである。

医薬品及び化粧品に配合される界面活性剤については，従来から安全性が十分に確立されたものに限定して使用を認めているところである。界面活性剤は，広く諸外国においても，薬局方等に収載され，医薬品及び化粧品の配合成分として繁用されており，安全性について問題とされていない。

食品添加物として使用を認められている界面活性剤については，各種毒性試験等の結果が，我が国のみならず国際専門機関等においても評価されており，その安全性は確認されている。

なお，ＡＦ－２による被害は生じていない。

8.(1)及び(2) 合成洗剤中に含まれる燐酸塩は，合成洗剤の助剤として硬水を軟水化する等の機能を有する有用な成分の一つであるが，合成洗剤の洗浄力を低下させない範囲で極力燐酸塩の低減化を図るよう自主規制値の遵守を指導しているところであり，自主規制が開始された昭和50年以降に製造されたものについては，自主規制は十分遵守されていると承知している。

(3) 燐に係る調査については，昭和50年度から，瀬戸内海，伊勢湾等を対象水域として，排出源の実態，排出水の水質レベル，処理技術の実態，規制の効果等に関し，実施しているところである。

(4) 燐は赤潮発生条件の一つとされている富栄養化の要因物質の一つであるといわれているが，赤潮については，その発生機構が必ずしも十分解明されていないこともあり，その被害の救済に係る費用を特定の者に負担させることは考えていない。

(5)　これまで，合成洗剤に含まれる燐酸塩が海域の富栄養化の一要因といわれているが，御指摘の論文は，合成洗剤に含まれる LAS が一定の濃度（0.03～0.1 ppm）の範囲内で赤潮プランクトンの増殖を促進する作用があることを指摘したものである。

合成洗剤と赤潮の発生との関係については，今後とも調査研究を進める必要がある。

9.　御質問の場合を含め，生活排水等の都市汚水による農業被害を防止するためには，下水道又は地域し尿処理施設の整備促進等を図ることが肝要であると考える。

LAS による農業被害が生じているかどうかについては，他の汚染物質による窒素過多や土壌条件等の影響が大きいことから，判断を下すことは困難である。

稲の収量に及ぼす合成洗剤及び石けんの影響に関する御指摘の実験の結果については，この実験データのみから合成洗剤及び石けんの影響によるものと一がいに断定することは早計である。

このようなことから，直ちに合成洗剤の使用を規制することが必要であるとは考えていない。

10.(1) 石けんの排水が大量に環境中に排出された場合の分解性については明らかにされていない。

(2)　合成洗剤中の LAS，燐酸塩等による環境汚染の状況は，十分には解明されておらず，一方，合成洗剤に替わる石けんの大量使用が環境にいかなる影響を与えるかについても必ずしも明らかにされていない。

(3)　石けんの原料となる動植物油脂の供給には限界があり，今後ともその大幅な伸びは期待できず，また，自然条件に左右される等安定性を欠く面もある。

したがって，合成洗剤の原料である石油に比較し動植物油脂の方が原料供給面で安定的であるとはいえない。

(4)及び(5)　政府として特に粉石けんの使用を促進することは考えていないが，消費者が石けんを円滑に入手し得るよう石けんの需給状況についてはかねてから注意を払っているところである。

また，給湯式洗たく機は，通常の洗たく機と比較して高価となり，かつ，電力消費量も増加するという面も考慮する必要があり，特にその普及を促進することは考えていない。

11.　石けん原料としての家庭廃油の再資源化については，これを工業的規模で行う場合には，回収，精製等に多額の費用が必要となるため，極めて困難な状況にあると聞いている。

12.　動植物油脂が一般的に直ちに石けんの原料として使用されるものではない

が，現在，主として牛脂及びやし油は石けんの原料として使用されている。動植物油脂については，石けん原料用等工業向け用途も含め，その需要に見合った供給が行われているところであるが，今後とも，これら油脂原料の安定的確保に努めてまいる所存である。

右答弁する。

## 第3節　台所用洗剤をめぐって

台所用洗剤の安全性，手荒れについて，洗剤反対運動家から論議が提起されているさ中に，昭和48年5月，東京都衛生局及び東京都教育委員会教育長から野菜，果物の洗浄あるいは学校給食において，中性洗剤の必要がない旨の通達が出され，社会的にも報道されて大きな反響を呼んだ。その通達の趣旨は洗剤に対する誤認を招くおそれがあるとして，洗剤業界はこれを遺憾とし，強い関心を示した。

また，昭和49年10月には東京都の広報紙の一つである「かしこい消費者」において，洗剤をきわめて危険な物質であるかの如き誤認を与える記事を掲載したところから，洗剤業界は日本石鹸洗剤工業会会長並びに洗剤部会長名で東京都物価局長宛に抗議の申入れを行った。

このような事例は他の地方自治体でも起こりやすい傾向を示し，後に記述する環境（水質）汚濁ともからんで，洗剤非難があたかも正義であるかの風潮が起き，昭和54年～昭和55年にはいっそう強まる傾向を見せた。

48衛環食第207号
昭和48年5月28日

保健所長殿

衛生局長

**中性洗剤を野菜果物の洗浄に使用することについて**

このことについては，従来環食第283号（昭和37年11月30日）及び環食化第5022号（昭和40年5月13日）に基づいて取扱ってきたところであるが，近時度々中性洗剤についての調査研究が発表され各方面から問題を提起されている。今回国において中性洗剤の使用基準及び成分規格を公布した。都においてもこの対策として昭和47年6月プロジェクトチームを編成しそれぞれ各局が部門ごとに調査研究を担当してきたが，この程その結果の一部がまとまったので中性洗剤の使用法等について検討し今後下記により取扱うこととしたので営業者に対して食品の安全確保に遺憾のないよう指導されたい。

記

野菜果物の洗浄には次の理由により特に中性洗剤を使用することを推奨する必要がない。従って今後は野菜果物等の洗浄には十分な水洗をすることとし，必要に応じて塩素剤等による処理をし食品衛生上十分な効果をあげるよう指導すること。

1. 消化器系伝染病が著しく減少した。
2. 寄生虫卵保有者が著しく減少した。
3. 野菜果物の寄生虫卵附着が殆んど見られなくなった。
4. 農薬使用の規制が次第に整備され農薬附着の野菜果物が減少した。
5. 中性洗剤は野菜果物への浸透移行力が高い。
6. 化学的合成品の人体への侵入は可能なかぎりさけるべきである。

48教体給発第66号
昭和48年5月29日

区市町村教育委員会教育長殿
多摩教育事務所西多摩支所長殿
教育庁各出張所長殿
関係都立学校長殿

東京都教育委員会教育長
日向　義幸

**学校給食における中性洗剤の使用について**

このことについては，昭和47年5月11日付※47教体給発第64号でその取扱いを通知しましたが，今般関係各局等による「中性洗剤に関する調査研究」の結果が一部判明いたしました。

よって，これらの研究結果及び都衛生局の意見を参考に，生野菜及び果実の寄生虫卵，農薬による汚染が減少している現状にかんがみ中性洗剤を使用する必要性に乏しいとの判断のもとに，今後は野菜及び果実の洗浄については，十分水洗いし塩素剤で処理を行い，事故防止に万全を期することとしたので，この取扱い方よろしく指導願います。

なお，昭和48年5月29日付，48教体給発第77号学校給食における衛生管理についての1.食品の取級いについての衛生(7)(8)の事項については十分指導するようご配慮願います。

※（工業会注）通知の要旨

1. 学校給食における中性洗剤の使用にあたっては高級アルコール系のものを使いなさい。
2. 定められている濃度を守りなさい。
3. 中性洗剤の使用後はよく水洗いをしなさい。

4.　手の荒れる人は手袋等を使用しなさい。

以　上

## 第4節 合成洗剤とりんをめぐって

洗剤の配合物質の一つであるりんが，環境問題として注目されるようになったのは，人口の都市集中化，都市周辺部の開発によって，都市の河川や隣接する湖沼の水質悪化が急速に進み，目だちはじめてからである。

「世界に類例のないほどの日本経済の急速な成長が，完全雇用と所得，消費水準の大幅な上昇を達成した反面，深刻な環境破壊をもたらしたことも否定できない事実であった」と述べ，多くの提言をしている環境白書（昭和48年版）は，幾例かの水質汚濁をあげて，「こうした水質汚濁は，戦後，とくに昭和30年代以降の種々の経済発展計画に基づく急速な産業の進展によるところが大きく，さらに都市部においては，人口の急激な集中とこれに対応する下水道等の社会資本整備の立遅れに起因すると考えられる」との指摘を加えている。

水質汚濁の現れとしては，川あるいは下水処理場における泡だち，閉鎖水域における富栄養化が注目され，赤潮発生が年々増加するところから，その原因の一つを洗剤中のりんに結びつける意見も提起され，環境保全の問題として，りん酸塩配合率規制が検討されるようになった。

昭和48年に入って，環境庁はりん酸塩規制の方向を打ち出し，通産省もまた，りん酸塩の代替ビルダー研究の促進を期待するものであるが，当分の間それが期待できないので，低減の方向で検討を進めるとの意向を示し，洗剤業界もこれらの趨勢に対応するのであった。48年9月，工業会は「洗剤ビルダー専門委員会」を発足させている。そして，直ちに界面活性剤及びトリポリりん酸塩の割合量と洗浄力試験に着手している。

洗剤に配合されているトリポリりん酸塩は洗浄力の低下防止作用を期待してのことであり，硬水の軟水化，汚れの分散と懸濁，洗浄液のアルカリ度保持（PHコントロール），洗剤（粉末）のケーキング防止等，洗剤の効率を高める有用性を多く持つからであり，洗剤の重要ビルダーとして高い評価が与えられていたのである。洗剤の価値の中心は洗浄力であり，洗浄力を低下させるおそれのあるりんを低減することは，洗剤の品質低下につながるところから，JIS においてもりん酸塩の配合率を8～20%とし，下限を設定してい

た。

しかし，上記の如く環境問題が重要となったところから，通産省及び環境庁も業界の自主規制を望む意向を示し，洗剤業界もまた，減りん化への協力の立場から，自主規制によって減りん化を進める方針を打ち出している。昭和50年1月から衣料用合成洗剤のりん酸塩配合率を15%以下とし，自主規制で上限を JIS の 20% よりも 5 %減にすることを決定している（昭和49年10月）。これについてはさらに逓減することの当局要望もあって，51年1月からの実施を目途として12%とする方針が打ち出され，洗剤業界は積極的に減りん化を進めた。

昭和50年1月から　15%以下
昭和51年1月から　12%以下
昭和54年1月から　10%以下

さらに54年8月には，工業会会員の申合せとして「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく「りん削減のために講ずる基本的施策」に協力するため，昭和59年に生産される合成洗剤に含有されるりんの総量を54年の使用量以下とすること，合成洗剤のりん削減のための技術開発を積極的に推進し，その結果に基づいて，59年に生産される合成洗剤に含有されるりんの総量の削減及び自主規制の方法を検討することを取り決め，表明している。

## JIS 改訂と洗浄力試験

JIS の $P_2O_5$ の規定に関しては，やはり環境問題を重視した工業技術院から改訂方針が打ち出されて，昭和49年2月に工業技術院は日本石鹸洗剤工業会会長宛に，合成洗剤（衣料用）の洗浄力試験方法の検討を委託した。

工業会はこの時点で，分析専門委員会（合成洗剤試験方法（JIS K 3362）及び生分解試験方法（JIS K 3363）等の検討，立案担当），学術専門委員会（合成洗剤の生体安全性，水質汚濁性ほか環境衛生に関する諸問題の学術的な情報，調査，企画，実験ならびに報告を担当）を発足させている。

工業技術院の委託内容は次の通りである。

昭和49年2月14日

**合成洗剤の洗浄力試験方法工業標準原案作成の委託について**

上記について下記により工業標準原案を作成して下さい。

記

1.　委託事項

合成洗剤の洗浄力試験方法工業標準原案の作成

2. 原案作成の必要性

最近ビルダーとしての燐酸塩含有量を減少させる必要がおこり，これに対応して洗浄力を確保するためその評価方法を確立する必要が高まった。

以　上

工業会は49年4月8日，日本油化学協会に試験法の原案作成を依頼，同年11月15日に「洗浄力試験原案」の回答があり，これを受けて工業会は50年1月20日「洗浄力試験法専門委員会」を設置し，日本油化学協会原案について合同実験を実施し，JIS K 3371 改正原案を作成し，50年12月1日工業技術院に答申している。（なお，工業会の洗剤ビルダー専門委員会は第1次，第2次の洗浄力試験及び48年度合成洗剤（衣料用）生産高中に占める配合比率の異なる製品の生産比率調査（りん酸塩含有率25%以上と20%以上の生産比率）を行った後，その作業をJIS改訂に関する委員会にゆだねて，活動を閉じている）

工業会の洗浄力試験法専門委員会はその得た結果を「合成洗剤のりん酸塩含有量と洗浄力に関する研究」にまとめ，昭和51年7月報告している。報告書はその目的を「1.　現時点における必要りん酸塩量の明確化，2.　JIS K 3371洗浄力試験法（案）と長期着用試験との相関性」の2項目の解明であることをかかげ，「結論」を次のようにまとめている。

**結　論**

トリポリりん酸塩含有量を，25%，17%，10%及び0%とし（芒硝バランス），他の成分を一定とした4種類の洗剤を製造し，それぞれ，A. B. C及びD洗剤とし，1. 実験室における基礎実験　2. 着用実験による洗浄性の評価　3. 消費者テストを行った。

(1) 実験室に於ける基礎実験では，3種の人工汚染布，JIS K 3371（案）による衿垢洗浄力の他，カーボンブラック，ベンガラによる再汚染性，粉体物性及びわが国に於ける洗たく水の硬度例と，これを封鎖するに要する，トリポリりん酸塩量を求めた。

イ．人工皮脂汚垢，どろ汚垢及び衿汚垢に対する洗浄力についてはA. B. C. Dの4洗剤間にすべて有意差が認められ，トリポリりん酸塩含有量と洗浄力の間には，明確な差が認められた。

ロ．再汚染防止能についても，トリポリりん酸塩含有量と相関があり含有量の高いほど，再汚染防止能が優れていた。

ハ．粉体物性は，トリポリりん酸塩含有量の高いほど，優れていた。

ニ．わが国の洗たく水の全硬度をカルシウムイオンとして，$26.0\times10^{-3}g/l$ と

すると，要求されるトリポリりん酸塩含有量は，40g/30*l* 洗剤として18%と推定された。

従って，実験室に於ける基礎実験の範囲ではB洗剤（トリポリりん酸塩17%）以上が望ましい洗剤と判定された。

(2) 着用実験による洗浄性の評価は，4機関が4衣料種につき行った。各機関では，1衣料につき3名が12サイクルの着用を行った。各機関ごとの判定結果は，必ずしも一致していなかったが，傾向としては，トリポリりん酸塩含有量の高い洗剤が優位に評価された。

しかしながら，評価の一元化を目的として，全機関が全衣料について行った判定結果では，4洗剤間に完全な差が認められ，りん酸塩含有量の高いほど優位に評価され，B洗剤はA洗剤に劣るものの全般的にはAに近い挙動を示した。

この結果は，衿垢布による実験室結果と完全に一致していてJIS法による判定法は着用実験結果を，高い相関性をもって予測させるものであることを示唆した。

(3) 消費者テスト結果

5機関，計400名について，1洗剤100名の消費者テストを行った。

現行市販品に対する，各洗剤の満足度，不満足度を集計した結果，総合的には，A洗剤（トリポリりん酸塩25%）が，良好な評価を得た。

また，トリポリりん酸塩含有量が低下するにつれ，消費者の不満足度も急激に増大することを認めた。

(4) 結論

これら実験室からフィルドテストを通じて今回の実験結果を総括すると，洗剤の性能評価試験においては，多くの要因が複雑に交絡しているため，定量的な判断が困難であり，また，水質汚濁防止に協力する観点から，洗剤の性能と環境保全との調和を考慮した時，次のように，結論することができる。

イ．現時点における衣料用合成洗剤（粉末，粒状）標準使用量 40g/30*l* の場合のトリポリりん酸塩の含有量は少くとも，17%（B洗剤に相当）が必要である。

ロ．試験された条件下においては，JIS K-3371 の洗浄力試験法（案）は，長期着用実験と高度な相関性を示した。

## 第5節 水質汚濁防止の法制化と洗剤業界の対応

洗剤業界は自主規制による減りん化を進めて，環境問題への協力を実施していたが，その基本的立場は洗剤の本来の機能である洗浄力を極力維持しつつ，可及的にりん酸塩の配合率を下げることにあった。それは洗剤業界の技術的進歩を促した。しかし，洗剤が水質汚濁や富栄養化，赤潮発生等にどの程度に関与しているのか，閉鎖水域に流入するりん総量に対して，洗剤に含まれるりんの割合はどの程度かは解明されない部分があった。水質汚濁に関連して洗剤に向けられている非難は，果たして科学的に裏付けられているのか。富栄養化なかんずく赤潮発生の機構はどうなのか。これらの問題の解明も，減りん化と同時に重要となっていた。

政府及び行政当局も積極的になり，学界の研究も活発化し，洗剤業界もまたこの問題について積極的に行動した。

洗剤業界は水質問題に積極的な関心を持ち，その一環として昭和50年2月に工業会に「水に関する技術委員会」を設置した。この技術委員会は内外の下水処理施設についての調査や，官庁その他の研究所との折衝を主たる目的として設置されたものであり，委員会は年次報告「水質年報」をまとめ，1975年版を第1号として公刊している。

りんに関する社会的関心は深まる一方で，閉鎖水域における赤潮発生，とくに瀬戸内海における赤潮発生と漁業被害の増大から，その都度，洗剤に含まれるりん酸塩が富栄養化の発生源として問題視されたのはすでに記述した通りである。洗剤業界としては洗剤中のりんがどの程度に関与しているか，その寄与度について，一部の意見には“肯定しがたい”とした。

政府は46年6月に「水質汚濁防止法」を施行しているが，瀬戸内海の水質悪化を重視して，48年11月には「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を施行した。53年4月にはこの法律に基づく「瀬戸内海環境保全基本計画」を閣議決定している。その中で「目標達成のための基本的な施策」として，「水質汚濁の防止」の一環としての「富栄養化による被害の発生防止」をあげ，燐の負荷量について，その削減を図るため次の施策を総合的に講ずるとしている。

(イ) 産業排水については，脱燐の処理施設の整備又はその他の負荷量を軽減する措置を講ずるよう指導の強化に努める。

(ロ) 生活排水については，燐の負荷量の削減を図るため下水道の整備の促進を図

る。

(ハ)　魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。

(ニ)　洗剤中の燐の削減及び使用量の適正化に努めるほか，農業排水については，その負荷の適正化に努める。なお，燐についての調査研究を引き続き進めるものとする。

また，窒素については，「今後とも，水質の状況の把握，排水処理技術の開発等に関する調査研究を推進し，その結果に基づき，必要な措置につき検討するものとする」としている。

「瀬戸内海環境保全基本計画」は下水道等の整備についても次のようにその方針を示している。

**下水道等の整備の促進**

瀬戸内海の特性等にかんがみ，水質総量規制制度の実施，富栄養化対策の推進等汚濁負荷量の削減の見地から特に重要な役割を有する下水道につき重点的な投資を図ること等により引き続きその整備の促進に努めるものとする。また，所要の下水道の整備が行われるまでの間にあっては，し尿処理施設の整備を図るとともに，し尿浄化槽の設備及び管理の適正化につき指導の徹底等を図るものとする。

公的な環境保全規制としては，滋賀県が制定した「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（昭和54年10月17日滋賀県条例第37号）がある。これについては別項に詳細に記述した通りであるが，条例第3章は，「りんを含む家庭用合成洗剤の使用の禁止等」であり，使用と販売を排除しているのである。

**合成洗剤工業のりん酸塩消費量推移**

（単位：トン　46年＝100）

| | |
|---|---|
| 昭和 | |
| 46年 | 106,931（100） |
| 47年 | 105,502（ 99） |
| 48年 | 119,532（112） |
| 49年 | 127,813（120） |
| 50年 | 75,957（ 72） |
| 51年 | 71,957（ 67） |
| 52年 | 65,008（ 61） |
| 53年 | 53,052（ 50） |
| 54年 | 53,956（ 50） |

（資料：通産省化学工業統計調査室）

その後，昭和54年から55年にかけて，地方自治体の中には，公共施設における有りん洗剤の使用を制限するところが現れ，洗剤業界へは"無りん洗剤"の製造を求める要請がつづけられた。

こうした社会的背景下にあって，すでに有りん洗剤の規制に踏み切った滋賀県（琵琶湖地区）や，閉鎖水域である霞ケ浦，諏訪湖，瀬戸内海等の地域における洗たく石鹸，あるいは無りん洗剤に対する地元の要望もあって，洗たく石鹸の生産が増強されるとともに，洗剤メーカーにあっては無りん洗剤の開発が行われ，54～55年には各社からつぎつぎに無りん洗剤が発売された。これらの洗剤の配合には各社の技術が競われているが，りん酸塩の代替物質としてはゼオライトが用いられている。

ゼオライトはトリポリりん酸塩の代替物質として注目された物質で，珪酸

アルミニウムと酸素分子が結合されたもので，その洗浄に関する性能，安全性，環境への影響などの検討が進められ，りん酸塩の代替物質としてクローズアップされたのであった。その外，アメリカで開発された NTA（ニトリロトリ酢酸ナトリウム）や，クエン酸ナトリウム等が検討されていたが，前者は安全性について疑いが持たれ，後者は供給量に不安があり，それぞれの理由から実用化されていない。

また，界面活性剤 AES（アルコール・エトキシ・サルフェート），AOS（オレフィン・スルホネート），SFE（スルホ脂肪酸・メチルエステル）等はりん酸塩を削減しても，洗浄力を維持するとされ，その応用による無りん洗剤も開発され，発売された。

洗剤のりん配合率の自主規制の結果，洗剤用トリポリりん酸塩の出荷量は確実に減少した。

## 第6節　高濃度洗剤をめぐるりん自主規制の問題

洗剤に配合されているりん酸塩については，別項に記載したように，りん酸塩自主規制として昭和50年15%以下，昭和51年12%以下と申合せが持たれ決定されていたが，たまたま，その決定後間もなく，花王石鹸より発売された高濃度(小型化)洗剤（新ザブ）について，そのりん酸塩配合率が見かけ上自主規制の率を超えていることから，論議を呼んだ。

発売者である花王石鹸の見解は，新製品のりん酸塩配合率は自主規制率を超えているが，新製品の水30*l*当たりの使用量は25gであり，従来型の約半分で，実際使用量での換算値では自主規制率以下になるとするのであった。

※花王石鹸の新製品（高濃度（小型化）洗剤・新ザブ）のりん酸塩配合量は $P_2O_5$ 換算で17.4%であり，その1回（水30*l*当たり）の使用量は従来品の25/40であるから，当然，自主規制値よりも下であるとするのであった。

これに対し，業界の多くの意見は配合比率として規制したものであるから，小型化洗剤といえども，この配合比率に拘束されるとするのであった。このため，工業会では理事会のほか，特別会議（減りん問題に関する特別会議），特別小委員会（減りん問題特別小委員会）を設けて，50年7月から9月にかけて検討をつづけ，次の結論を得て，高濃度洗剤におけるりん酸塩配合問題についての工業会見解をまとめた。この見解は通産省，環境庁等の関係官庁や報道関係者へも表明された。

昭和50年9月22日
日本石鹸洗剤工業会

**衣料用洗剤に含まれる燐酸塩の自主規制について**

1. 衣料用洗剤に含まれる燐酸塩について定めた当工業会の自主規制は配合比率によるものである。
2. 花王石鹸株式会社は，今回の新製品によって工業会の自主規制に混乱を生じたことに遺憾の意を表した。
3. 工業会は，花王石鹸株式会社の省資源の努力を諒とするが，使用量規制の実効にはなお問題もあるので，工業会の基本理念を具現するための技術的努力をさらに継続し，できるだけ速かにその成果を再評価することに意見の一致をみた。
4. この機会に会員会社は生分解性のさらによい活性剤並びに燐酸塩にかわる物質の開発に一層の努力を重ねることを申合せた。　以　上

## 下水道整備計画と普及状態について

りんによる水質汚濁の原因については，わが国の下水道普及の立ち遅れが各方面から常に指摘されるのであるが，昭和46年を初年度とする第3次下水道整備5カ年計画は2,600億円の予算を投入して実施され，49年末において，市街地面積に対する普及率約26%を期待する計画であった。つづいて実施された第4次下水道整備5カ年計画は，7兆5,000億円の予算でスタートし，52年度には全国平均の下水道普及率26%(対総人口)，55年には40%にする計画で，つづいて第5次下水道整備5カ年計画(案)が策定されつつある。

**資料**

**都道府県別普及状況**　(昭和54年度末建設省調)

| 都道府県名 | 総人口普及率 | 都道府県名 | 総人口普及率 | 都道府県名 | 総人口普及率 | 都道府県名 | 総人口普及率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 35% | 東京 | 65% | 滋賀 | 5% | 香川 | 13% |
| 青森 | 10 | 神奈川 | 35 | 京都 | 39 | 愛媛 | 11 |
| 岩手 | 8 | 山梨 | 13 | 大阪 | 57 | 高知 | 4 |
| 宮城 | 22 | 新潟 | 7 | 兵庫 | 44 | 福岡 | 30 |
| 秋田 | 6 | 富山 | 18 | 奈良 | 13 | 佐賀 | 1 |
| 山形 | 12 | 石川 | 13 | 和歌山 | 2 | 長崎 | 16 |
| 福島 | 11 | 長野 | 11 | 鳥取 | 12 | 熊本 | 13 |
| 茨城 | 10 | 岐阜 | 21 | 島根 | — | 大分 | 10 |
| 栃木 | 11 | 静岡 | 15 | 岡山 | 16 | 宮崎 | 9 |
| 群馬 | 19 | 愛知 | 36 | 広島 | 20 | 鹿児島 | 14 |
| 埼玉 | 20 | 三重 | 8 | 山口 | 20 | 沖縄 | 32 |
| 千葉 | 20 | 福井 | 16 | 徳島 | 8 | 全国計 | 28 |

**諸外国との比較**

各国の下水道利用人口普及率（処理人口／総人口）　（建設省調）

| 国名 | 普及率 | 国名 | 普及率 |
|---|---|---|---|
| アイルランド (1961) | 50% | スウェーデン (1976) | 82% |
| アメリカ (1968) | 71 | チェコスロバキア (1963) | 51 |
| イギリス (1976) | 97 | 西ドイツ (1977) | 88 |
| イスラエル (1961) | 90 | ノルウェー (1964) | 67 |
| インド (1961) | 6 | フランス (1975) | 43 |
| オーストラリア (1963) | 59 | ユーゴスラビア (1961) | 15 |
| オーストリア (1973) | 53 | ルクセンブルグ (1960) | 78 |
| オランダ (1969) | 90 | フィンランド (1970) | 53 |
| カナダ (1971) | 40 | 日本 (1979) | 28 |
| スイス (1977) | 75 | | |

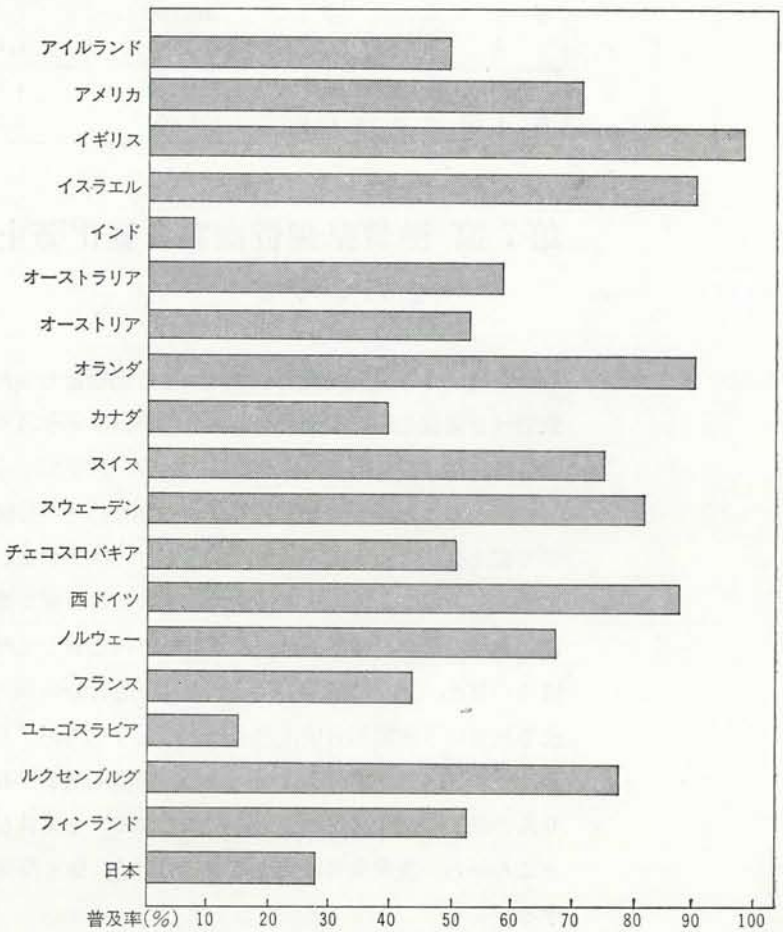

下水道整備5カ年計画事業費内訳　（単位：100万円）

| 区分 | 第3次 46～50年度 | 第4次 51～55年度 |
|---|---|---|
| 公共下水道 | 2,030,000 | 5,455,000 |
| 一般公共事業 | 1,157,470 | 3,276,400 |
| 地方単独事業 | 872,530 | 2,178,600 |
| 流域下水道 | 360,000 | 1,250,000 |
| 一般公共事業 | 324,000 | 1,162,500 |
| 地方単独事業 | 36,000 | 87,500 |
| 都市下水路 | 80,000 | 270,000 |
| 特定公共下水道 | 30,000 | 61,000 |
| 一般公共事業 | 25,530 | 44,600 |
| 地方単独事業 | 4,470 | 16,400 |
| 特定環境保全公共下水道 | — | 64,000 |
| 一般公共事業 | — | 48,000 |
| 地方単独事業 | — | 16,000 |
| 予備費 | 100,000 | 400,000 |
| 合計 | 2,600,000 | 7,500,000 |
| 一般公共事業計 | 1,587,000 | 4,801,500 |
| 地方単独事業計 | 913,000 | 2,298,500 |

## 第7節　滋賀県琵琶湖富栄養化防止条例をめぐって

県条例による洗剤規制として，大きな問題となったのは滋賀県が制定した琵琶湖富栄養化防止条例である。この条例は昭和54年10月16日に滋賀県議会で可決，10月17日に公布された。次いで，同年12月には昭和55年7月1日から施行することが規則によって決められた。その目的とするところは「琵琶湖の富栄養化の防止に関し，県，市町村，県民および事業者の責務を明らかにするとともに，排出水の排出規制その他の措置を講じることにより，琵琶湖の環境の保全を図ること」とされ，りんを含む家庭用合成洗剤の使用及び贈与の禁止，並びに罰則を伴う販売禁止を含む条例であった。その時点で発売されている家庭用合成洗剤のほとんどすべてが“有りん”であるところから，その影響は大きく，しかも合成洗剤排除を，“有りん家庭用合成洗剤のりんが湖水の富栄養化の主たる原因である”と見做しての論拠に立っているところから，洗剤業界は到底肯定しがたく，強く反発した。その経緯を要約する。

## 琵琶湖について

琵琶湖は日本最大の湖沼であると同時に，大阪，京都等の大都市に近く，近畿1,300万人の上水道用水として給水されており，また，淡水魚の魚獲も多く，琵琶湖は価値高き湖である。琵琶湖の水質の悪化が社会的な問題になったのは，昭和40年代からであって，京都の上水道においてカビ臭の発生が見られ，その原因が琵琶湖の藻の繁茂によるとされ，水質保全が注目されはじめたのである。

琵琶湖の富栄養化指標として，窒素，りん及び透明度に注目して見れば，その推移は次の通りである。

| | 全窒素（ppm） | | | 全りん（ppm） | | | 透明度（m） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 北湖 | 南湖 | 瀬田川 | 北湖 | 南湖 | 瀬田川 | 北湖 | 南湖 |
| 昭和44年 | — | 0.34 | 0.51 | — | — | — | 4.1 | 1.9 |
| 45年 | 0.19 | 0.45 | 0.47 | — | — | — | 5.8 | 1.9 |
| 46年 | 0.23 | 0.45 | 0.39 | 0.012 | 0.027 | 0.018 | 4.3 | 1.8 |
| 47年 | 0.23 | 0.48 | 0.36 | 0.010 | 0.031 | 0.016 | 4.2 | 2.0 |
| 48年 | 0.22 | 0.42 | 0.42 | 0.010 | 0.027 | 0.029 | 5.1 | 1.8 |
| 49年 | 0.24 | 0.47 | 0.35 | 0.010 | 0.023 | 0.012 | 5.5 | 2.2 |
| 50年 | 0.29 | 0.53 | 0.38 | 0.008 | 0.027 | 0.025 | 5.7 | 2.3 |
| 51年 | 0.29 | 0.46 | 0.41 | 0.011 | 0.025 | 0.019 | 5.7 | 2.5 |
| 52年 | 0.24 | 0.43 | 0.46 | 0.009 | 0.025 | 0.020 | 4.6 | 2.0 |
| 53年 | 0.28 | 0.46 | 0.50 | 0.009 | 0.035 | 0.032 | 4.2 | 1.7 |

（資料：琵琶湖水質調査報告書〈滋賀県〉より）

**（注）琵琶湖の諸元**

湖の表面積　681km²
　北湖　623km²
　南湖　58km²
湖の容積　27.6km³
　北湖 27.3km³
　南湖 0.29km³
湖岸線総延長 235.20km
流入河川
　野洲川など河川113本
流出河川
　瀬田川と琵琶湖疎水
流出量
　平均165トン/毎秒
　（52億トン/年）
　瀬田川　140トン/毎秒
　疎水　25トン/毎秒
受水流域面積 3,848km²
背後地人口　約95万人
透明度　最高12m
　北湖平均　6m
　南湖平均　2m
生息する生物
　約1,000種
（水質年報第2号（1976年版）より）

## 滋賀県における運動の推移

かかる中で，琵琶湖の富栄養化とくにりんの増加は合成洗剤に含まれるりんによるとされ，合成洗剤の安全性を問題視する反対運動もからめられ，琵琶湖周辺からの合成洗剤追放の主張が活発化したのである。

琵琶湖富栄養化防止条例についての滋賀県当局の動きを中心に，時系列的にしるすと次の通りである。

| | |
|---|---|
| 昭和45，46年 | 婦人団体が中心になって，合成洗剤に代えて粉石けんを使用する運動を開始。 |
| 昭和47年　5月 | 「琵琶湖環境保全対策」策定（合成洗剤使用節減運動の展開を決める） |
| 10月 | 国の琵琶湖総合開発計画（10カ年）スタート |
| 昭和48年 6. 16 | 経済企画庁国民生活局長あて「合成洗剤の安全性再点検について」要望 |

| | | |
|---|---|---|
| | 7月 | 環境庁および建設省あて「琵琶湖の水質汚濁防止対策について」合成洗剤中のリン含有量の規制と無害洗剤の研究開発を要請（環境庁および厚生省あて，49年6月，50年7月，51年7月，52年7月にも同上内容を要請） |
| | 11．8 | 合成洗剤から粉石けんへの転換を行政方針として各市町村長などに通達 |
| 昭和50年 | 3．25 | 県水質審議会に「窒素とリンの規制はいかにあるべきか」について諮問 |
| | 9．1 | 合成洗剤の使用自粛を各市町村長あてに通達 |
| | 9月 | 洗剤業界に，①石けんの生産・販売体制の確立　②無リン洗剤の早期実用化　③合成洗剤リン分の引下げの3項目を要望 |
| 昭和51年 | 2月 | 県民意識調査（87.7%が条例に協力と回答） |
| | 11月 | 大津生協，リンを含む合成洗剤の取扱いを中止 |
| 昭和52年 | 10月 | 大津市で「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会」の第4回全国集会 |
| | 11月 | 「プランクトン異常発生調査団」（団長・門田元京大農学部教授）に研究委嘱<br>「草津市合成洗剤対策市民運動協議会」が発足<br>「滋賀県合成洗剤対策委員会」（会長・小倉栄一郎滋賀大経済学部教授）を設置 |
| 昭和53年 | 1月 | 近畿各府県に対して，汚染防止総合対策について協力要請 |
| | 2月 | 県下全世帯にパンフレット「粉石けんの上手な使い方」配布 |
| | 3月 | アメリカにおける対策調査に職員派遣（3名） |
| | 4月 | 「琵琶湖総合開発100問」発行<br>粉石けんの使用転換を呼びかけるポスター（5,000枚）配布<br>県漁連，合成洗剤と粉石けんの交換運動始める |
| | 5月 | 滋賀県庁で「湖沼水質保全対策連絡会議」（滋賀・長野・茨城3県）の設立会議 |
| | 6月 | 県合成洗剤対策委が「粉石けんに使用転換を図る必要がある」と知事に提言<br>大津青年会議所が映画「合成洗剤はこわいぞ」製作<br>「琵琶湖を汚さない消費者の会」発足 |
| | 7月 | 「彦根市合成洗剤追放推進協議会」発足（18団体参加）<br>「粉石けん使用推進要綱」を作成，「合成洗剤の使用削減および粉石けんの使用推進について」各市町村長に通知<br>「第3回琵琶湖・淀川環境会議」開く（近畿6府県・京阪神3市の首長で構成。席上，知事が条例による合成洗剤規制の方針を表明） |
| | 8月 | 県内96団体によって，「びわ湖を守る粉石けん使用推進県民運動」県連絡会議が発足（その後119団体に） |
| | 11月 | 住民の意識をアンケート調査（粉石けん使用家庭32.3%〈合洗との併用含む〉）<br>粉石けん使用推進など消費生活に関する県民運動の啓発指導等を職務とする「消費者行政推進指導員」（1名）を生活環境部県民生活課に配置 |

知事名で京滋地区の百貨店6社に「滋賀県向けの歳暮贈答品には合成洗剤を使わないよう消費者を啓発指導してほしい」と協力要請

昭和54年　1月　県が委嘱した「プランクトン異常発生調査団」が中間報告

2月　アメリカ，ヨーロッパにおける対策調査職員を派遣
販売店対象に洗たく用洗剤販売の実態調査（合洗主体54.7%粉石けんとの併売24%）

3月　知事，初めて県議会で「9月議会に条例案を上程する」と公式に表明
県水質審議会が「窒素等に係る排水基準の設定に関する基本的な考え方」を中間報告

4月　「びわ湖を守る粉石けん使用奨励交付金」制度実施
県民アンケート調査（粉石けん使用家庭39.6%）
54年度県合成洗剤対策主要事業予算総額3,544万円

6月　「とりもどそう碧いびわ湖」をテーマに県下4地区で県主催の県民討論会（第1回　長浜市 6.9，　第2回　近江八幡市 6.16，　第3回　安曇川市　6.23，　第4回　大津市　6.30）
「プランクトン異常発生関係資料」発行
知事以下6名が日本石鹸洗剤工業会を訪問，条例制定の基本的考え方を説明し協力を要望

7月　「琵琶湖の環境保全」発行
上村環境庁長官が「条例化を支持する」意向表明
県生活環境部，県議会常任委に「窒素・リン規制の具体的施策」を報告
「琵琶湖の富栄養化を防止するための窒素，リン規制に関する見解」をまとめ，工業会会長あて協力を要請

8月　琵琶湖問題大阪シンポジウム（テーマ「大阪と琵琶湖」）
琵琶湖問題京都シンポジウム（テーマ「水と生活」）
知事，記者会見で条例案につき「家庭での使用禁止」の方針を発表

9月　県水質審議会が「窒素等に係る排水基準の設定について」5項目を知事に答申

9. 4　各団体から知事・県会議長あて陳情・要望が相次ぐ（滋賀環境会議，滋賀の自然と琵琶湖を守る市民の会，大津青年会議所，自治労ほか）

9月　琵琶湖の水といのちを守る合成洗剤追放県連絡会，地評が「締め出そう合成洗剤」の啓発ビラを県内に配布

9.14　9月県議会開会，条例案を県議会に提出

10. 9　常任委員会協議会で参考人から意見聴取（15団体）

10.16　県議会本会議が条例案を一部字句修正，挿入のほか，5項目にわたる付帯決議をつけて可決

10.17　「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」を公布（55年7月施行）

上記の推移に見るように，琵琶湖の富栄養化防止問題に関する滋賀県の動きは次第にエスカレートし，県条例の制定となったのであるが，"とり戻そう碧い琵琶湖"のスローガンの下に，富栄養化の原因を合成洗剤とする短絡的な思考で，行政力によって有りん洗剤を規制する政策に対し，洗剤業界は不当なる誹謗として受けとめたのであった。

滋賀県における洗剤追放運動の特徴は，洗剤追放運動(粉石けん使用運動)を唱える婦人団体を中心とする県民運動と，条例制定を企図する県行政当局とがドッキングした点にある。前者は徹底的に合成洗剤を排除し，粉石けんのみを認める発言をし，県民をリードした。一方，県当局は条例の範囲を逸脱しないことを配慮しながら，県民運動をリードした。たとえば，「条例の対象は有りん洗剤のみである」「洗剤だけを原因にしていないが出来ることからやらなければならない」等を唱えた。この両者のそれぞれの発言は相乗効果をあげた。

昭和50年9月に武村滋賀県知事は日本石鹸洗剤工業会へ申入れを行った。これに対し工業会会長は回答書を送り，洗剤業界の見解を述べている。

**滋賀県知事より合成洗剤に関する要望書**

本県では，琵琶湖の環境を保全するため，「琵琶湖環境保全対策」を策定し，これに基づいて諸事業の総合的な推進に積極的に取り組んでいるところでありますが，近時，琵琶湖の水質，とりわけ富栄養化が急速に進み，プランクトンの異常発生，水草類（オオカナダモなど）の広範囲にわたる繁茂など琵琶湖の環境は悪化してきています。

この水質悪化の一因として，りん酸塩を含む合成洗剤の排水があげられます。

本県では，合成洗剤の適量使用，脂肪酸ナトリウム（石けん）への転換使用の奨励について，県内市町村をはじめ，消費者団体等に対し指導するとともに，その協力方を要請してきたところであります。

貴会におかれましても，琵琶湖は流域1,300万人の生活用水であることの特殊性を十分認識され，下記の事項について格別の御配慮をお願いします。

記

1. 消費者が容易に脂肪酸系洗剤（石けん）を購入使用できるよう，生産および販売体制を確立されたい。
2. りん酸塩を含まず，かつ無害の洗剤を開発し，早期に実用化されたい。
3. 無害，無りん洗剤が実用化されるまでの間，合成洗剤に含まれるりん含有量を大幅に引下げられたい。

昭和50年9月

日本石鹸洗剤工業会
　会長　小林　　宏　殿

滋賀県知事　武村　正義

50石洗発第74号
昭和50年10月13日

滋賀県知事
　武村　正義　殿

日本石鹸洗剤工業会
　会長　小林　　宏

**合成洗剤に関するご要望書についてのお答え**

拝啓　時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，9月26日に貴職からの合成洗剤に関する「要望書」を貴県庁生活環境部長，中山正殿を通じ拝受いたしました。

中山部長殿より琵琶湖の水質汚濁状況についてご説明を承りますとともに当工業会の減りん方針等水質汚濁防止についてお話し申し上げました。

水質汚濁問題は，当業界の最も関心の深い問題であり，その解決に鋭意努力中であります。

貴要望書の内容につきましては，ご来会の節詳細にご説明申し上げ，内外の情報もご提供いたしましたが，下記の通り要旨をご回答申し上げます。

敬　具

記

1.について

消費者の石けん購入要望については選択購入意志を尊重して，業界は対処しております。

2.3.について

減りん方針の実施のみならず，各社とも一層の減りん或いはりん問題解決のための新洗剤の技術開発に努力しております。

以　上

昭和52年11月には滋賀県合成洗剤対策委員会が設けられ，20人の委員は学識者，消費者団体，婦人団体，農業・漁業関係者，商工関係者などから選ばれ，合成洗剤に関する対策について，業界関係者不在の中で，一方的に提言をまとめてしまった。その後，県指導の下に滋賀県における洗剤追放運動は強力かつ細部にわたって組織化が進められた。昭和53年8月に結成された「びわ湖を守る粉石けん使用推進県民運動」県連絡会議には婦人団体，消費者グループ，商工団体，石けん等の卸商組合，小売商組合，スーパー，百貨

店，農協，漁協，労働団体，合成洗剤追放運動団体，市町村が参加し，その参加団体数119（昭和54年10月）とされた。53年4月には「滋賀県合成洗剤対策自主活動促進事業補助金交付要綱」を施行して，公民館，自治会，各種団体等の活動に補助を行い，54年4月からは粉石けん使用者に「びわ湖を守る粉石けん使用奨励交付金交付要綱」を設けて奨励金を交付し，市町村に対しては「市町村および市町村連絡会議運営交付金制度」を発足させている。かくの如く県当局指導による洗剤追放運動が強行され，琵琶湖富栄養化防止条例制定へと進んだ。

## 洗剤業界，工業会の対応

洗剤業界は滋賀県のこれらの動きに対して，洗剤に関する誤認に基づくものが多いとして，昭和53年7月8日に日本石鹸洗剤工業会は沼田明会長より滋賀県知事宛に提言を行い，"清潔な暮らしに役立つ日常の必需品となっている合成洗剤"についての見解を述べ，誤認を解くことに努めている。

しかし，滋賀県における洗剤に対する排撃運動は前記の如く強まる一方であったため，さらに積極的な意見表明を必要とするのであった。

昭和54年に入って，琵琶湖富栄養化防止条例の制定が強行される情勢となったので，日本石鹸洗剤工業会は滋賀県知事及び滋賀県会議長に宛て，54年7月，つづいて9月に次の如き要望及び陳情を行った。

**滋賀県知事への提言**

53石洗発第30号
昭和53年7月8日

滋賀県知事
武村正義殿

日本石鹸洗剤工業会
会長　沼田　明

拝啓　時下益々ご健勝の段大慶に存じます。

さて，現在，清潔な暮らしに役立つ日常の必需品となっております合成洗剤に関しまして当工業会の見解を別紙の通りまとめましたので御高覧に供します。特段のご理解を賜りますよう特にご要望申し上げる次第です。

敬具

添付書類

1. 「合成洗剤と水質問題」に対する日本石鹸洗剤工業会の見解
2. 合成洗剤の安全性等に関する質問主意書と答弁書・全文

3.　合成洗剤の安全性に関する学術文献要旨集

以　上

添付書類—1

合成洗剤と水質問題

日本石鹸洗剤工業会

合成洗剤は国民の清潔維持のため，有益に使用されているが，使用後，河川・湖や海等に流入して，主として次のような社会的問題が生ずるといわれている。

Ⅰ　富栄養化について

Ⅱ　河川の発泡について

Ⅲ　魚類への影響について

Ⅳ　その他

上記Ⅰは合成洗剤中に配合されているりん酸塩に起因し，Ⅱ，Ⅲは界面活性剤に起因するといわれている。

上記各問題に関する当工業会の見解と，行政に対する要望は次の通りである。

なお，合成洗剤の実際使用上における安全性については，従来，いろいろ問題視されていたが，昭和52年11月11日付内閣総理大臣福田赳夫殿より衆議院議長保利茂殿宛に回答された「合成洗剤の安全性等に関する質問に対する答弁書」（昭和52年11月15日発行の官報号外）に見られるように安全性については再確認されておりますことを申し添えます。

**Ⅰ　富栄養化について**

1.　富栄養化の発生機構は必ずしも十分理解されていない。

(1)　富栄養化については，各種研究が行われているにもかかわらず，未だ，その発生機構は必ずしも十分に解明されているとはいえない。その発生機構は国家的レベルで早急に解明する必要がある。

(2)　富栄養化現象について，その原因となる物質の発生源が多種多様であることから，下水処理を含めた総合的対策を確立すべきである。

2.　衣料用合成洗剤にりん酸塩（トリポリりん酸塩）は不可欠。

衣料用合成洗剤は界面活性剤とりん酸塩等とでつくられている。

界面活性剤は主に油汚れ，りん酸塩は主に固体汚れ（ほこり等）の洗浄に効果があるが，両者の相乗効果により，洗剤の性能は向上される。

3.　合成洗剤中のりん酸塩は富栄養化の主たる要因ではない。

(1)　富栄養化物質として，窒素，りん等があげられているが，合成洗剤に係るものは主としてりんである。

(2)　りんについても，びわ湖に流入する全りん分のうち，合成洗剤からと推定されるものは約1割と考えられる。

4.　洗剤業界は合成洗剤中のりん酸塩の低減化を実施し，りん酸塩は著しく減少。

洗剤業界においては数年来合成洗剤の低りん化を進めており，合成洗剤に配合されているりん酸塩（トリポリりん酸ソーダ）の量は，昭和49年に12.8万tであったものが，昭和54年には6割程度に減少している。

5. 業界では合成洗剤中のトリポリりん酸塩の代替品の開発に努めている。

(1) トリポリりん酸塩の完全な代替品は現在迄のところ世界的に見出されていないが，西ドイツの研究開発が行われ，我が国でもこれについてテストを行っている。

(2) しかし安全性と環境への影響については，外国でも最終結論が得られていない。仮りに，この問題が解決しても，その機能上トリポリりん酸塩の全面的代替は困難である。

現在，我が国においてゼオライトの量産は実施されておらず，実用化はなお数年先になる見込みである。

6. 合成洗剤に代えて，石けんを使用する時には次のような問題点がある。

① 石けん原料である油脂資源の供給には限界がある。

② 石けんを使用する場合には逆に有機汚濁量が増加する。

(1) 合成洗剤を全て石けんに切替えた場合には新たに約50万tの原料油脂が必要となる。

(2) 現在，石けんの原料油脂として用いられるものは，ほとんどが牛脂とやし油である。

これらの世界生産量は約800万t，そのうち輸出量は約300万tと推定されている。現在日本の輸入量は約30万tであり，その約1/3（10万t）が石けんに使用されている。今後，更に石けん原料として輸入量を50万tも増加することは食料用との競合もあり，極めて困難である（表—1）。

表—1　牛脂，やし油の生産，輸出，輸入状況（単位：万トン）

| | 世界生産量 | | 世界輸出量 | | 日本輸入量 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 昭46年 | 昭51年 | 昭46年 | 昭51年 | 昭年43 | 昭51年 |
| 牛　脂 | 457 | 481 | 165 | 163 | 26 | 20 |
| やし油 | 251 | 331 | 132 | 169 | 8 | 10 |
| 合　計 | 708 | 812 | 297 | 332 | 34<br>(10) | 30<br>(10) |

（注）（ ）内は石けん向けの数量

(3) その他の植物油脂等は大部分が食料向けであり，食料用との競合や価格的にみて，石けん原料には不向である。

② 石けんを使用する場合は，合成洗剤に比べて，有機物含有量も使用量も多いため，排水中の有機物量が約3倍に増加し，逆に有機物汚濁が進むことになる。

7. 以上のように，合成洗剤中のりん酸塩は，富栄養化現象の主たる要因ではないが，富栄養化防止対策として，数年にわたって合成洗剤の低りん化を実施し，既に十分の効果をあげており，さらに努力を続けているところである。

今後は国家的レベルでプロジェクトチームを組み富栄養化発生機構の解明に努めるとともに，下水処理を含めた各種発生源に対する総合的対策を講ずるべきである。

また，合成洗剤から石けんへの全面的移行は，油脂原料が不足していること，有機物汚濁量が増加すること等から極めて困難であると考えられる。

**Ⅱ　河川の発泡について**

1. 洗剤のソフト化が完了した。

(1) 昭和40年頃までの洗剤主成分は難生分解性の ABS であり，一部の河川などで発泡問題を生じた。このため，業界では LAS を中心とした易生分解性洗剤への転換を実施し(ソフト化)，現在はすべて切換えが完了しており難生分解性の ABS は全く使用していない。

(2) 最近の東京都の発表によると，主な市販洗剤の生分解度は JIS 法で97～99%であり，ソフト化が完了していることを示している。

参考までに生分解度の JIS 規格は，90%以上となっている。

2. 河川中の MBAS 量は減少した。

(1) 環境庁調査（昭和50年12月環境庁企画調整局環境保健部発表）によると，河川水の MBAS 量は 0.00～0.08 平均 0.02ppm とのデータがある。

(2) 最も人口の密集している東京・多摩川の場合，BOD は経年的にみると横這い又は上昇を続けているが，MBAS は43年頃をピークに低下傾向を示している。(図—1参照)

図—1　多摩川における水質経年変化（東京都公害研究所）

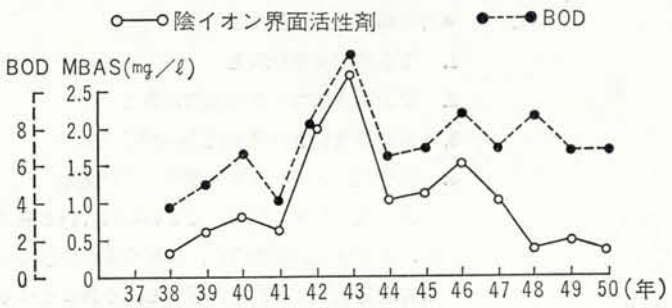


(3) 今後の下水道普及率の向上と相俟って河川中の MBAS 量は更に低下するものと思われる。

**Ⅲ　魚類への影響について**

1. 漁場水域における界面活性剤濃度は極めて低い。

各種物質の魚類への作用を表現する指標として使われる TLm 値(半数致死濃度)は，LAS の場合，淡水魚で約4 ppm，海水魚の場合約1 ppmとされている。しかし，実際の海や河川の漁場水域においては，MBAS（メチレンブルーと反応する物質）として，多くは0.01ppm 程度であり，TLm値より遙かに低い濃度で，問題はないと考えられる。

2. 実際の海や河川の水の界面活性剤濃度は MBAS 濃度より低い。

LAS などの界面活性剤の微量な濃度を表わすのに，MBAS 濃度という言葉がよく使われる。しかし，界面活性剤以外に，生体排泄物などの中には MBAS があるので，実際の環境における界面活性剤濃度は，MBAS の一部に過ぎない。

3. 界面活性剤は生分解によって魚類への作用が減少する。

(1) 現在，洗剤に使われている界面活性剤は容易に生分解されるものであり，海や河川に流出しても時間の経過につれ，すべて分解消失する。

(2) 界面活性剤は，分子の末端から分解をはじめるが，末端が分解するだけで魚類への悪影響はなくなる。

注）最近一部では，合成洗剤と石けんの魚類に対する作用を比較する目的で，魚の入った水槽に合成洗剤や石けんをその場で加える実験が行われている。その際，合成洗剤は石けんより少ない量で魚に影響が出るが，これをもって，合成洗剤の魚への作用は実際の環境でも強い旨を強調することは，前述の説明にもあるように当を得たものではない。

Ⅳ　その他

陰イオン系界面活性剤についての水道水の水質基準は，0.5ppm以下である。これは水道水の使用に当たり発泡しないことを要件として定められたものであり，この基準の安全性については十分に評価確認されている。なお，アメリカなども同様の基準である。

●行政に対する要望事項

1. 下水道普及率の向上
2. 閉鎖系水域での3次処理の普及
3. 富栄養化現象の発生機構の解明
4. 科学的，総合的な富栄養化対策の実施

富栄養化現象に関与するといわれている窒素とりんの人為発生源は，生活排水，畜産排水，肥料流出，養殖漁業の自家汚染等複雑多岐にわたるため，これらの各発生源の負荷量の解析と，それに基づく各発生源別の総合的施策の実施が必要である。

## 要　望　書

昭和54年7月

滋賀県知事
武村　正義　殿

日本石鹸洗剤工業会

日本石鹸洗剤工業会は，貴県が実施をご検討されている洗剤の販売を条例で禁止することに関して，別紙に示した基本的見解に基づき下記4項目を要望いたします。

記

1. 洗剤に対し不当な制限を意図する条項を“富栄養化防止条例”より削除していただきたきこと
2. 洗剤の流通，販売の自由を保証していただきたきこと
3. 消費者の商品（洗剤，石けん）選択の自由，使用の自由を保証していただきたきこと
4. びわ湖の富栄養化を防止するため，科学的調査研究の結果を尊重し，公平にして妥当な総合対策を早急に実施していただきたきこと

この要望書には「滋賀県の洗剤販売禁止条例に関する当工業会の見解」が添付された。

### 滋賀県の洗剤販売禁止条例に関する当工業会の見解

昭和54年7月

日本石鹸洗剤工業会

滋賀県は，びわ湖の水質を改善する目的で粉石けんの使用を強力に推奨してこられ，さらには洗剤の販売禁止等をも考慮しておられるが，この問題に対する日本石鹸洗剤工業会の見解を要約すれば次の通りである。

1. 洗剤のりん酸塩をゼロにしても認められるべき水質の改善は期待できない
2. 洗剤のりん酸塩をゼロにすると，県民生活上，多大の労力と家計支出の増大を招く

次に見解の詳細ついて述べる。

1. びわ湖の水質改善には総合対策が必要である

びわ湖は近畿一円，1,300万人の飲料水源として極めて重要であり，びわ湖の水質を改善し，美しい自然を維持しようとするならば，その総合的対策が必要であろう。

即ち，有害物質の湖水への流入を防止することは勿論のこと，有機物汚濁を防止するための工業排水，農畜産排水，家庭排水の処理施設，し尿処理施設，さらには富栄養化要因物質を除去するための下水高度処理施設，土地の利用，観光客対策など総合的対策を同時にすすめなければ水質改善には効果的である

とはいえない。

しかるに滋賀県の下水道（二次処理）の普及率は僅か4.1%（昭和54年3月現在）であり，し尿処理施設の不備等が見られるので総合対策の中でも特にこれらの改善に重点をおき，水質改善を進めるべきである。

2. 洗剤を禁止しても富栄養化はとまらない

富栄養化，特に人工的富栄養化は人間の諸活動に伴う廃棄物中の栄養物（有機物，窒素，りん，鉄，マンガンその他ミネラル，ビタミン，増殖促進物質等）が湖沼に入り，湖沼水の栄養過剰を招来することであるから，富栄養化防止のためにはこれら諸栄養素を大幅に減らすしか方法がない。

りんは富栄養化の一要因といわれているが，そのりんについてみるとびわ湖に流入する全りん中，洗剤由来のりんの負荷割合は約1割と推定されており，仮にその全量を削減しても，びわ湖の水質には認められるべき改善はみられないであろう。

その根拠は資料1（びわ湖における赤潮異常発生について），資料2（石けん，洗剤等による藻類増殖試験〔AGP〕），資料3（りん酸塩洗剤が禁止されている地域での湖水の水質の変化〔米国の例〕）に示す通りである。

3. 滋賀県が指導する「粉石けん使用推進」は科学的妥当性を欠いている

滋賀県は，さる昭和52年11月29日「滋賀県合成洗剤対策委員会」を設置し，翌年6月1日洗剤対策に関する提言をうけて，県は昭和53年7月15日，知事名で「合成洗剤の使用削減および粉石けんの使用推進について」を県内市町村長宛通知している。この中で

『環境面，安全性等からみて最も有効な洗たく用洗剤として粉石けん（「家庭用品品質表示法」による洗たく用石けんをいう。）への使用転換を推進するものである。』

の如くのべられており，粉石けん使用推進の論拠として，①環境面，②安全性の2つを挙げている。

然るに環境面については，洗剤を粉石けんに切換えてもびわ湖の水質が改善されるという証拠を滋賀県は示していない。一方，当工業会は，粉石んに切換わることによって認められるべき水質の改善は期待できないと考えている。（資料2）

また，安全性の問題については，昭和53年10月科学技術庁から発表された「合成洗剤に関する研究成果報告書」等に見られる如く問題のないことが明らかとなっている。

当工業会は石けんも洗剤もともにその使用をすすめているが，洗剤の使用を排除し粉石けんのみの使用推進を科学的裏付けもなく独断的に指導することに対し，強く反対するものである。

4. 洗剤の販売禁止は消費者に多大の不便をあたえる

洗剤の販売が禁止されれば高性能の洗剤を奪われ，既に滋賀県にみられる如く，粗悪な製品が販売されるから県民は日常の洗たくに多大の不便を強いられる。又，満足すべき洗たくを行なうため余分の労力や出費がかさむことになろう。資料4（消費者に与える影響）

一方，県外から使いなれた高性能の洗剤を購入することも考えられるので，そのために県民相互の不信感をうけることになり，明るく自由で健康的な県民生活を破壊することになる。

5. 洗剤の販売禁止は洗剤販売業者の正当な営業活動を阻害する

卸，小売及びスーパー等，洗剤販売業者は正当な営業活動を阻害され，大きな打撃を受ける。これは憲法に保証されている財産権と職業選択の自由を犯すことになり違憲である。

あとがき

りん酸塩を配合した洗剤は，低価格，高性能の点で国民生活とくに清潔な暮らしのために有益であり，洗剤のプラス面を見逃すことはできないであろう。

しかし，滋賀県がびわ湖をきれいに，という願いを達成しようとしていることもまた大切であり，この気持は当工業会といえども少しも変わりはない。このような背景から，昭和50年9月に滋賀県から出された3項目の要望，すなわち，石けんの販売，無りん洗剤の実用化をはじめりん含有量の大幅な引下げについて誠意をもって応えてきているところである。

今後とも効果的なびわ湖の水質保全に対しては，当工業会は滋賀県および 100 万人県民とともに真剣に考えて参りたい所存である。

条例案は54年9月，ついに県会に上程されたので，工業会は滋賀県議会議長に陳情書を提出した。

陳　情　書

昭和54年9月11日

滋賀県議会議長
大谷　元太郎　殿

陳情者
東京都中央区日本橋3—13—11
日本石鹸洗剤工業会
会長　小川　照次

（要　旨）

日本石鹸洗剤工業会は，表記条例案に対する意見書（別添）をまとめましたので，十分にご検討いただきたくお願いいたします。

また，貴議会において慎重にご審議いただきたくとともに，公聴会の開催を併せてお願い申し上げます。

（理　由）

表記条例案に対する意見書（別添）の内容は，次の三つの理由により構成されています。

(1) 滋賀県は条例化を進めるに当り，「県民意思の反映」を有力な根拠としている。

しかるに，滋賀県は県民に対し正しい情報提供義務を欠いた上，県の誘導により仮装の県民意思を作り出したものであり，条例推進の根拠とすることは不当である。

(2) 滋賀県は富栄養化防止に当って，総合的対策を講ずると述べているが，条例案による各排出源の規制においては公平さを欠き，刑罰における平等性に反するので，不当である。

(3) 公共の福祉を理由とする財産権ならびに職業選択の自由の規制にあたっては，厳密さと公正さが要求されるが，とりわけ科学的根拠が問題となる場合には，これらの客観的妥当性，合理性が求められなければならない。

しかるに，今回の条例化にはこれらの諸点が欠除しており，財産権ならびに職業選択の自由を規制することは不当である。

## 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例案（洗剤に関する条項）に反対する意見書

昭和54年9月11日

日本石鹸洗剤工業会

### 第1部　県民意思形成の問題点

滋賀県における「県民意思の反映」の発想は，県民に対し正しい情報提供義務を欠いた上，合理的な理由のないまま，仮装の県民意思を作り出したものといえる。

地方自治体の行政広報活動は，県民の知る権利に誠実に対応し，情報を偏向せず提供すべき義務があることは，判例のつとに明示するところである。現在の如き情報化社会の時代にあっては，特にこのことは強く要請される。

今回の合成洗剤の販売禁止を含む条例の上程までのいきさつにかかる正しい情報が，地方自治体として県民に伝達されたか，その正しい情報伝達の方法において妥当であったか，条例制定の基礎として県民意思が誤った情報操作のもとに形成されたのではないか，などの点が強く検討されなければならないのである。以下論拠となる事例をあげる。

(1) 住民運動に対する県の態度

武村知事は朝日新聞「わたしの言い分」（昭和54年7月9日夕刊）の中で，条例化の問題についてふれ，「……琵琶湖の水を心配する住民側から，私ども行政が突き上げられた結果の条例であることです。最初は革新系の労組婦人部

とか，健康問題を恐れた奥さん方の運動でした。それらが広がって漁協組合が死活問題だと洗剤追放運動を組織し，農協も全面的に取り組み，青年会議所，地域婦人団体，全県ほとんどの団体の運動になりました」と述べている。

すなわち，今回の条例化は県民運動から行政が突き上げられたことが強調されている。

しかしこれらの県民運動がいったいどのような情報に基づいて始まったのか，県民意思の形成が単なる偏向した情報によるものか，または情緒的な面からの活動なのかを検討するという啓発が必要であり，単に行政がつき上げられて行うという姿勢では著しく主体性に欠けたものであるといわなければならない。

(2)　情報操作による県民の意思形成

「洗剤に関するアンケート調査」（昭和53年11月実施）の「はじめに」の中では，次のようなプロセスがあったことが述べられている。

①　県では昭和53年6月に提出された滋賀県合成洗剤対策委員会の提言に基づき。

②　県民ひとり一人が協力できる運動として合成洗剤から粉石けんの使用を推進してきた。

③　この取組みは同年8月以降「びわ湖を守る粉石けん使用推進県民運動」として100余の団体が参加する一大運動となって多大の成果を上げている。

④　しかし，住民意識の実態が不明であるので，昭和53年11月にこのアンケート調査を実施した。

すなわち，単なる住民運動の時代から，①項の時点で県はこの運動に積極的に介入したことは明らかである。

ここで大切なのは，合成洗剤対策委員会の提言までのプロセスであり，それが現代の科学的知見に基づく公平な資料によったものであるか否かが問題であり，また運動推進にあたっては，いかなる情報を，何のために，どのような伝達手段を用いて行ってきたかについても吟味されなければならない。

いみじくも「はじめに」で自ら認めているように，アンケートの設問の仕方，回答の分析，回答以外にあらわれた県民の意思は，決して正しい情報によって形成されたとは考えられない憾みがある。

結論的にいえば，県は科学的根拠もさだかでない住民運動の拡がりを持ち運動論が先行した後，誤った情報操作による意思形成であると考えられる。

(3)　断定的情報の提供

「琵琶湖総合開発100問」（昭和53年4月1日，滋賀県）の第5章第9問（97ページ）において，「合成洗剤が琵琶湖をよごす原因といわれていますが本当ですか」という断定的な表現を用いている。

また，「洗剤に関するアンケート調査」（昭和53年11月実施）の調査項目中

の第3項で「合成洗剤がびわ湖の汚染原因の一つになっていることをご存知ですか」，同じく第4項で「今後粉石けんへの切換えに協力しようと思いますか」と誘導し，最後に第5項で「合成洗剤の使用を禁止すべきだという意見がありますが，このことについてどのように思いますか」と発問している。

これからはいずれも，ほぼ科学的因果関係に争いがないかの如き表現で示され，アンケートの発問自体もおのずから回答が予想できるような形でなされている。

このことは，地方自治体の住民に対する正しい情報提供義務に反するものといえよう。

### 第2部　規制の公平さに関する問題点

滋賀県は「琵琶湖の富栄養化を防止するための窒素，リン規制に関する見解」（昭和54年7月，滋賀県，1ページ）の中で，「琵琶湖の富栄養化を防止するため，早急に下水道の整備を促進しながらも，すべての発生源に対して総合的な窒素，リンの削減対策を講ずべきである」との県水質審議会の中間報告を受けて「琵琶湖の富栄養化防止に関する総合的な条例によって対処しようとするものである」と述べている。

しかるに「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（仮称）要項」（昭和54年9月5日，県生活環境部）をみると，窒素，リンの規制の程度は各排出源について不公平さが明らかであり，刑罰における平等性に反するものといえる。

(1)　昭和40年代の水質に戻すための原則

昭和40年代の水質に戻すための原則は，各排出分野ごとに昭和40年代の排出量まで規制することである。

しかるに洗剤中のリンは禁止措置がとられるので，これは昭和26年以前に戻す，つまり0にするという規制は極端に厳しいものであり，不当である。「窒素，リンの規制について」（昭和54年7月11日，県生活環境部40～41ページ）における窒素，リンの発生源別削減量から次表を作成したが，家庭排水におけるリン削減量が異常に厳しいことがわかる。

表　発生源別窒素，リン削減比

| | 昭和60年負荷比 | | 同削減比 | |
|---|---|---|---|---|
| | 窒素 | リン | 窒素 | リン |
| 家庭排水 | 2.2 | 4.7 | 9.4 | 24.3 |
| 工業排水 | 1.6 | 4.2 | 6.3 | 17.5 |
| 農畜産排水 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |

(2)　罰則規定における不平等

工場等の排出規制には排出基準を，農業肥料・家畜ふん尿については適正使用と適正処理を，さらに家庭雑排水については公共用水域に排出しないよう努

力目標を示している。

しかるに，リンを含んだ家庭用合成洗剤のみ，その使用，販売が禁止され，特に後者においては罰金刑が科せられることになっている。

これは刑罰における平等性に反するものといえる。

## 第3部　科学的問題点

(1)　琵琶湖の水質に関する滋賀県の見解

「琵琶湖の環境保全」（昭和54年7月，滋賀県，3ページ）によれば，琵琶湖の水質の現状について次のように述べている。

1)　ウログレナを優先種とするプランクトンの異常発生があった。

2)　藻類の異常繁茂に象徴されるように，琵琶湖の水質は富栄養化が確実に進行している。

3)　昭和52年以降は，水質汚濁も顕著となってきている。

以下，各矛盾点につき指摘する。

(2)　滋賀県見解の矛盾点

1)　ウログレナ“赤潮”について

滋賀県は琵琶湖の水質悪化の一つの現象としてウログレナ“赤潮”を挙げている。（前掲）

「琵琶湖の富栄養化を防止するための窒素，リン規制に関する見解」（昭和54年7月，滋賀県，1ページ）の中では，次のように赤潮と富栄養化があたかも関係あるかのように述べている。すなわち「琵琶湖の水質は昭和52年から3年続きで，いわゆる赤潮と呼ばれるプランクトン異常発生で象徴されるように，汚濁と富栄養化が確実に進行し……」と説明されている。

しかし，下記理由により，ウログレナ赤潮と富栄養化の関係は，現時点では認められず，それを関係づけることは科学的根拠に欠けると言わざるを得ない。

①　滋賀県が委嘱した京大門田教授を団長とするプランクトン異常発生調査団の中間報告（昭和54年1月31日）においてすら，栄養塩類とウログレナ“赤潮”との間に相関性は認められていない。

②　「プランクトン異常発生関係資料」（昭和54年6月15日，県生活環境部環境室，13ページ）によれば，「南北湖の水中における各化合形態の窒素，リンおよびケイ素の現存量と“赤潮”の発生との間には直接の相関関係は認められなかった」と記載されている。

③　琵琶湖問題大阪シンポジウム資料（昭和54年8月3日，大阪毎日国際サロン，8ページ）の中で，京大門田教授は，「湖水中でウログレナが増殖するためには，栄養塩類としてこの窒素やリンはむろん必須ではあるが……」と述べている。

このことは，生体であるウログレナの生存に栄養塩類の存在そのものが

必須であるのか，あるいは，栄養塩類がいわゆる富栄養化といわれる高濃度に存在することが必須なのか明確ではないが，門田教授は同シンポジウムの中で，（同資料，7ページ）「北湖の水にリンや窒素を添加してその濃度を高めてもウログレナの増殖は促進されない」と述べていることから前者を指しているものと考えられる。

以上により，ウログレナ“赤潮”と窒素，リンの間には，明らかな相関性は認められない。

2)　富栄養化について

「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例案（仮称）要項」（昭和54年9月5日，県生活環境部，2ページ）によれば，富栄養化の定義として「窒素またはリンを含む物質が閉鎖性水域に流入し，当該水域において植物プランクトンおよび水生植物が増殖繁茂することに伴ってその水質が累進的に悪化する現象をいうものとする」と記載されている。

しかし，富栄養化の原因を窒素とリンに限定して定義していることは，一方的な断定であり，科学的な裏付けを欠いている。しかも，滋賀県が昭和60年を目標に示した窒素，リンの削減量を「窒素，リンの規制について」（昭和54年7月11日，県生活環境部，36ページ）をみると，窒素25%，リンで50%と示されており，リンの削減に重点がおかれている。しかし，リンの削減に重点をおくことは下記の理由により妥当性を欠くものといえる。

①　水質の経年変化

「琵琶湖総合開発100問」（昭和53年4月1日，滋賀県，82ページ）によれば，窒素とリンの経年変化が図示されており，窒素の濃度は南北湖とも富栄養湖の領域にあり，またリンの濃度は南湖については富栄養湖の領域にあるが，北湖では貧栄養湖の領域であることがわかる。

②　制限因子について

「窒素，リンの規制について」（昭和54年7月11日，県生活環境部，25ページ）によれば，「現時点では琵琶湖の制限因子が何かをきめるのは困難と考えられた」と述べられている。

③　水質の実測値とシュミレーション予測値の矛盾

琵琶湖の窒素，リン濃度の実測値は「琵琶湖の環境保全」（昭和54年7月，滋賀県，9～10ページ）に示されており，一方，シュミレーションによる予測値は「窒素，リンの規制について」（昭和54年7月11日，県生活環境部，18ページ）に示されている。しかるに両者の数値は著しく相違しており，これを根拠に将来水質を予測することは問題であり，県はシュミレーションの妥当性を明らかにすべきである。

④　藻類増殖試験（AGP）

「滋賀県の洗剤販売禁止条例に関する当工業会の見解」（昭和54年7月，

日本石鹸洗剤工業会，7ページ）の資料2に示したように，下水が流入する条件下においては，藻類増殖能力について，洗剤の種類（リン酸塩の有無，あるいは石けん）による差異は認められなかった。

⑤　リン酸塩洗剤禁止の効果

「滋賀県の洗剤販売禁止条例に関する当工業会の見解」（昭和54年7月，日本石鹸洗剤工業会，9ページ）の資料3に示したようにアメリカの2州（New York 州，Indiana 州）において，リン酸塩洗剤が禁止されて5年経過しても水質の改善は認められなかった。

3)　水質汚濁について

武村知事は朝日新聞「わたしの言い分」（昭和54年7月9日，夕刊）の中で，「BOD とか COD といった一般的な汚濁指標で測ると，水質悪化は止まっております」と述べ，さらに「BOD は一時的に増えるそうですが，粉せっけんは洗剤とは違って一日で分解します。琵琶湖は酸素が多いので，有機物汚濁が増える心配はありません」とも述べている。

しかるに，下記に示した理由により，琵琶湖の水質の現状は，有機物汚濁や溶存酸素量について必ずしも楽観することはできず，また粉石けん使用による有機物汚濁の増加も一考を要するものといえる。

①　BOD，COD の悪化傾向

「琵琶湖の環境保全」（昭和54年7月，滋賀県，2ページ）によれば，昭和53年度の生活環境に係る項目の達成状況のうち，「COD，SS については未達成となっている」と述べられている。

一方，「昭和54年度県民討論会資料」（主催　滋賀県，13ページ）によると昭和41年以降琵琶湖の BOD は悪化していることが示されている。

また，県内河川の BOD（同資料，17ページ）についても，工場や家庭の汚れた水が多量に入ってくる河川では BOD 値が悪化していることが示されている。

②　湖水の溶存酸素

「窒素，リンの規制について」（昭和54年7月11日，県生活環境部，6ページ）によると，北湖の溶存酸素量は，表層においては90%以上を示しているが，底層については昭和30年代の53%から，昭和48年以降39%の如く悪化している。

③　下水道普及の重要性

「琵琶湖総合開発100問」（滋賀県，91ページ）によると「びわ湖の水質保全対策の中で最も期待されるのが，下水道の整備です」また「びわ湖の富栄養化対策には三次処理が望まれています」と述べられている。

一方，昭和54年3月における建設省調査による下水道普及率は全国平均で27%，滋賀県は僅かに5%に過ぎず，全国的に最も普及率の低い県の一

つである。

滋賀県は下水道普及の見通しについて具体的に明らかにしないまま条例化を急いでいるのが現状である。

④ 粉石けんの使用推進について

滋賀県における粉石けんの使用推進は滋賀県合成洗剤対策委員会の提言によって進められた。しかし，この対策委員会で工業会側の意見開陳の場を設けて貰うよう県に要望したがかたくなに拒否された。

県が粉石けんを推奨する理由の一つとして，先述のように有機物汚濁の増大が懸念されるが生分解性が良好なため問題がない旨を述べている。

しかし，石けんの生分解性は自然環境下に近い River Die-Away Test によると，その消滅には20日間程度を要し，また洗たく時の10倍稀釈濃度では溶存酸素を消費し，嫌気性分解が始まることが知られている。（油化学　24巻　451ページ）

さらに兵庫県合成洗剤対策委員会の知事提言によると，COD 削減に逆行することを懸念して，粉石けんへの全面切換えは行なわないとしている。

## 滋賀県議会総務企画環境常任委員会協議会で，日本石鹸洗剤工業会参考人が発言した。

滋賀県議会に上程された「琵琶湖富栄養化防止条例」案は，県議会の総務企画環境常任委員会に委託され，ここで審議がつづけられていたが，昭和54年10月９日，同常任委員会協議会が開催され，日本石鹸洗剤工業会の代表が出席，参考人として意見を述べた。この協議会には15団体から参考人が出て意見を述べているが，工業会代表は54年９月11日に表明した条例案に反対する意見書と基調を同じくして「洗剤に対する正しい理解」を求め，「県民の意志形成の問題点」「罰則つきの販売禁止」を指摘し，「科学的問題点」を述べ，「当工業会からの提案」を示した。そして，最後に，公聴会等の開催を求めている。

## 琵琶湖問題に対する工業会の広報活動

工業会の広報活動の中で，琵琶湖問題についてはとくに滋賀県民を特定して積極的な広報活動を行った。

洗剤業界が滋賀県の反洗剤運動に対してとった対応措置は公的な場における意見表明のほか，報道機関への見解発表，パンフレット，ちらし，新聞雑誌広告等による活動を含めて，異例といえるほどの積極的な姿勢で行われた。条例では“りんを含む家庭用合成洗剤”と記述されているが，滋賀県のキャ

ンペーンは“りん”を含むことを排除するとしながらも，合成洗剤そのものの排除をも意味するものであった。条例という法的規制によって水質汚濁の責めを負わされることの不当性を抗議するとともに，事態の成りゆきを重視した工業会は54年6月に，この問題専門の委員会（D委員会）を工業会に設置，発足させている。しかし，滋賀県当局の強行姿勢はますます強まるのであった。現実に規制の対象となり，その営業権を脅かされる滋賀県化粧品石鹸日用雑貨卸商組合は，県会議長に宛て「販売禁止条項」の削除を求めて請願を起こした。ほぼ時を同じうして，滋賀県知事（武村正義知事以下6名）が工業会を訪問，条例制定の基本的考え方を説明し，協力を要望している。しかし，一方において，洗剤反対キャンペーンが強烈にくりかえされている状況でもあり，滋賀県当局の発言を一方的見解と見做す洗剤業界側とは合意が得られるはずはなかった。

滋賀県は昭和54年6月に県内4カ所（湖北，湖東，湖西，湖南）で県民討論会を催し，気運の盛りあがりを図っているが，この内，6月30日に行われた湖南会場（大津市）にはたまたま出席していた工業会広報委員が発言をもとめ，洗剤業界の見解を重ねて表明しているが，この討論会はもともと洗剤追放をテーマとして設定された集会であったので，洗剤業界関係者が意見を述べる機会を得たというにとどまった。

地元の滋賀県では連日のように，環境汚濁問題がとりあげられ，また，しばしば全国的なニュースとしても報道され，緊張した状況下におかれていたが，昭和52年から北湖，南湖ともに琵琶湖赤潮（ウログレナ）が発生したので大々的に報道され，しかも，その原因が洗剤による富栄養化であるかの如く取りあげられ，洗剤追放ムードはいっそう強まったのであった。プランクトン異常発生調査団（団長，京大門田教授）が54年1月に行った中間報告で，窒素，りんなどの栄養塩類を琵琶湖赤潮（ウログレナ）発生との間には“明らかな相関性は認められない”とする見解も，赤潮報道ではほとんど無視されていた。

報道はまた，琵琶湖富栄養化防止条例をめぐる問題を，滋賀県当局対洗剤業界としてとられる傾向が見えはじめ，社会的関心がいっそう強まるのであったが，こうした中で朝日新聞は“わたしの言い分”としてこの問題を特集した。武村滋賀県知事の主張を54年7月9日に，佐川日本石鹸洗剤工業会理事の主張を54年7月16日に相ついで掲載し，それぞれの見解を述べる機会をつくった。

**広告キャンペーン内容**
第1回ダイレクトメール
8月24日～8月25日
第1回新聞広告
8月25日～8月27日
週刊誌広告
8月27日～9月13日発売
第1回新聞折込
8月30日
月刊誌広告
9月8日～9月10日発売
第2回ダイレクトメール
9月11日
第2回新聞広告
9月11日～9月12日
第2回新聞折込
9月14日

8月には日本石鹸洗剤工業会による広告キャンペーンが滋賀県地区で実施された。琵琶湖問題に対する洗剤業界の見解を滋賀県のひとびとに知ってもらうために行われたものである。

9月には工業会滋賀県事務所を大津市内に開設し，積極的に洗剤業界の見解表明に努めた。10月上旬には県知事に対し9項目にわたる公開質問状を提出，また，滋賀県化粧品石鹸洗剤日用雑貨卸商組合，同化粧品小売組合連合会も滋賀県議会議長宛に慎重審議を陳情，滋賀県商工会議所連合会も「公聴会開催，常任委員会の審査公開」等を求めて慎重審議を議長に陳情，10月には滋賀県下の日用品雑貨小売店1,228店の条例反対署名の陳情が県議会に提出されるなど，地元の業者も活発に意見を表明した。

「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」は先に記述したように，昭和54年10月16日に滋賀県議会で可決され，10月17日に滋賀県条例第37号として公布され，55年7月1日から施行された。

**資　料**

滋賀県条例第37号（昭和54年10月17日公布）

**滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（抜粋）**

第1章　総　　則

（目　的）

第1条　この条例は，琵琶湖の富栄養化の防止に関し，県，市町村，県民および事業者の責務を明らかにするとともに，排出水の排出規制その他の措置を講じることにより，琵琶湖の環境の保全を図ることを目的とする。

（定　義）

第2条　この条例において「琵琶湖」とは，河川法（昭和39年法律第167号）の規定の適用を受ける琵琶湖および淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域をいう。

2.　この条例において「富栄養化」とは，窒素またはりんを含む物質（以下「窒素・りん含有物」という。）が閉鎖性水域に流入し，当該水域において藻類その他の水生植物が増殖繁茂することに伴ってその水質が累進的に悪化する現象をいう。

3.　この条例において「指定施設」とは，工場または事業場に設置される施設のうち，窒素・りん含有物を含む汚水または廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で，規則で定めるものをいう。

4.　この条例において「公共用水域」とは，水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定するものをいう。

5.　この条例において「りんを含む家庭用合成洗剤」とは，家庭用品品質表

示法（昭和37年法律第104号）の規定の適用を受ける合成洗剤で，同法第3条の規定に基づく告示により，その成分としてりん酸塩を含有する旨の表示がされているものをいう。

第3章　りんを含む家庭用合成洗剤の使用の禁止等

（使用の禁止等）

第17条　何人も，県内（琵琶湖に流入しない河川の流域その他の地域で規則で定める区域を除く。以下この章において同じ。）において，りんを含む家庭用合成洗剤を使用してはならない。

2.　何人も，県内に住居または居所を有する者に対し，りんを含む家庭用合成洗剤を贈ってはならない。

（販売の禁止等）

第18条　物品の販売を業とする者その他いかなる名義をもってするを問わず対価を得て行う物品の供給を業とする者（以下「販売業者等」という。）は，県内において，りんを含む家庭用合成洗剤を販売し，または供給してはならない。ただし，その者の住所，氏名，りんを含む家庭用合成洗剤を購入し，またはその供給を受ける目的，その数量その他規則で定める事項を記載した書面により，りんを含む家庭用合成洗剤を県内において使用しない旨の申出をした者に販売し，または供給するときは，この限りでない。

2.　販売業者等は，前項ただし書の規定による申出をした者にりんを含む家庭用合成洗剤を販売し，または供給したときは，同項ただし書に規定する書面をその販売または供給の日から1年間保存しなければならない。

（指　示）

第19条　知事は，販売業者等が前条第1項の規定に違反して，りんを含む家庭用合成洗剤を販売し，または供給していると認めるときは，当該販売業者等から必要な事項について報告を求めるとともに，同項の規定の遵守について必要な指示をすることができる。

2.　知事は，販売業者等が前条第2項の規定による書面の保存をしていないときは，当該販売業者等から必要な事項について報告を求めるとともに，同項の規定による書面の保存について必要な指示をすることができる。

（措置命令）

第20条　知事は，前条第1項または第2項の規定による指示を受けた者がその指示に従わないで，りんを含む家庭用合成洗剤を販売し，または供給しているときは，当該販売業者等に対し，りんを含む家庭用合成洗剤の店頭からの撤去その他必要な措置を命ずることができる。

第5章　雑　　則

（立入調査）

第25条　知事は，この条例の施行に必要な限度において，その職員に，工場等も

しくは販売業者等の営業所，店舗，倉庫その他の場所に立ち入り，調査させ，または関係人から資料の提出もしくは説明を求めさせることができる。

2. 前項の規定により立入調査を行う者は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人に提示しなければならない。

3. 第1項の規定により立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章　罰　　則

（罰　則）

第29条　次の各号のいずれかに該当する者は，10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条，第16条第1項または第20条の規定による命令に違反した者

(2) 第15条第1項の規定に違反した者

第30条　次の各号のいずれかに該当する者は，5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条，第9条または第10条の規定による届出をせず，または虚偽の届出をした者

(2) 第12条第1項の規定に違反した者

(3) 第25条第1項の規定による調査を拒み，妨げ，もしくは忌避し，または同項の規定による資料の提出もしくは説明を拒んだ者

第31条　第13条または第14条第3項の規定による届出をせず，または虚偽の届出をした者は，3万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第32条　法人の代表者または法人もしくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人または人の業務に関し，前8条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

付　　則

この条例は，公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

**議第109号に対する付帯決議**

県は，本条例の施行に当たっては，県民の理解を基本に，次の諸点につき適切な措置を講じるべきである。

1. 本条例の第29条第1号中，第20条の規定による命令に違反した者に対する罰則の適用については，施行日より起算して1年間は特に慎重に対処すること。

2. 工場等の排水基準の設定および適用に当たっては，知事は，関係者の意見を聴くとともに，十分な理解のもとに対処すること。

3. 琵琶湖の水質回復を図るには，水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減することが重要であり，自然浄化機能の活用，非特定汚濁源等からの汚濁負荷をも含めた総合的な水質保全対策の確立を図ること。

4. 琵琶湖総合開発特別措置法の延長に当たっては，特に環境保全対策の強化充実を図るとともに，国および関係府県の財政援助措置が講じられるよう努めること。
5. 琵琶湖の水質保全のため，下水道整備事業の強力な推進を図ること。

**資　料**

**環境庁「昭和52年度化学性物質環境追跡調査結果」について**

環境庁が昭和52年10月，11月に全国10地域（北海道，新潟，東京湾，山梨，長野，伊勢湾，琵琶湖，大阪湾，瀬戸内海，福岡）の水域で ABS と LAS について調査した結果を昭和53年9月4日に発表した。

その結果はおおよそ次の如くであった。

1. 調査全地区の水質，底質から ABS は検出されなかった。
2. 水質から LAS が検出されたのは23調査地区51検体のうち3地区9検体のみであり，琵琶湖南湖，多摩川河口，東京湾をはじめとする他の20地区では LAS は検出されていない。
3. 底質から LAS が検出されたのは23調査地区51検体のうち11地区21検体である。

これについての工業会見解が発表されているが，それは次の如くである。

1. 難分解性の ABS でも時間の経過とともに環境水域で分解し，消失することを示している。
2. LAS の生分解が環境水域で速やかに進んでいることを裏付けている。
3. 底質から LAS が検出されたのは23調査地区のうち11地区21検体であるが，このうち，異常に高い濃度の LAS が3検体から検出されたが，これは局所的な特異な現象と推測される。これらの底質検体は腐敗臭を発し，嫌気状態のヘドロ化したものであり，こうした状態下では LAS も生分解は進みにくいと思われる。
4. 今回の調査報告は，化学物質の調査，検索ということ以上に我国における環境保全のために下水道普及等の総合的施策の必要性を訴えているものであろう。

## 第8節　その他の動き

### 技術部員制度の発足

工業会は昭和48年7月に日本石鹸洗剤工業会技術部員制度を設けることを決定，9月に発足させた。技術部員は工業会を代表し，集会，勉強会，懇談

会等に出席し，主として消費者を対象に石鹸，洗剤等につき技術上の見解を述べる役割を受持つのであったが，折から，合成洗剤の安全性が論議のマトとなっているところから，その活動は洗剤の安全性問題が中心となった。

48年発足時の技術部員及び48年，50年の派遣講師の活動状態は次の如くであった。

**技術部員の活動**
（派遣回数と聴講者数）

| | |
|---|---|
| 昭和48年8月～49年3月 | |
| 43回 | 5,065名 |
| 昭和49年4月～50年3月 | |
| 50回 | 1,934名 |
| 昭和50年4月～51年3月 | |
| 51回 | 6,324名 |
| 昭和51年4月～52年3月 | |
| 32回 | 2,451名 |
| 昭和52年4月～53年3月 | |
| 30回 | 1,908名 |
| 昭和53年4月～54年3月 | |
| 37回 | 2,224名 |

**技術部員**（会社50音順）

掛川貞夫（花王石鹸株式会社　花王生活科学研究所家事科学研究部長），坂田元三（花王石鹸株式会社　花王生活科学研究所研究所長付農学博士主任研究員），畦倉勇（花王石鹸株式会社　花王生活科学研究所西部家事研究室長），桐井日出雄（牛乳石鹸共進社株式会社　取締役　総合研究所長），百武忍（株式会社資生堂 取締役　東京工場長），亀昌治（日本油脂株式会社　家庭品事業部家庭品生産部長　工学博士），山地安夫（P＆Gサンホーム株式会社　研究所長　工学博士），岩本行信（ミツワ石鹸株式会社　研究所長），西田敦（ライオン油脂株式会社　広報部主任部員），吉田幸雄（ライオン油脂株式会社　家庭科学研究所副主任研究員），工業会担当者　近藤邦成（洗剤技術部長），園田恵三（油脂技術部長）

**資　料**

**水　質　年　報**

工業会の「水に関する技術委員会」による「水質年報」は，52年2月刊行の「水質年報第1号（1975年版）」を最初に，年次報告として公表されている。その主たるテーマと記載事項は次の通りである。

水質年報第1号（1975年版）洗剤と下水道（※第1号は「水質部会年報」といった）

●わが国の下水処理の現況　●下水の三次処理施設の訪問記録とわが国下水三次処理の概況　●「洗剤と水質」に関する業界の文献リスト　●富栄養化および合成洗剤のリン酸塩の問題　●海外における下水処理の概況　●付表：東京都内下水処理場における水質（MBAS）の経年変化，多摩川における水質（BOD，MBAS）の経年変化，わが国の下水三次処理におけるマスコミ報道

水質年報第2号（1976年版）洗剤と富栄養化問題—海外の状況と対策—

●水質関係欧米調査団報告　●海外文献6編　●全国主要都市上，下水関係水質データ　●琵琶湖の富栄養化について

水質年報第3号（1977年版）合成洗剤と水質問題

●合成洗剤と水質問題　●りん負荷率に関する文献2篇　閉鎖水域の洗剤りん負荷に関する考察（茂利晃）　瀬戸内海の洗剤りんの負荷解析（茂利晃）

●上下水道分析データ　●参考文献　「生分解過程における LAS の魚毒性」（大場健吉・杉山豊樹・三浦千明・森崎やよい），「陰イオン界面活性剤による備讃瀬戸海域汚染」（吉田博・竹下隆三），洗剤におけるりん酸塩代替物の開発

の現況（山地安夫）※その他，海外文献3編　●〈座談会〉水質保全と合成洗剤——その現況と問題点

水質年報第4号（1978年版）合成洗剤と水質問題

●合成洗剤と水質問題　●53年度中に発表した文献報告　環境庁の「昭和52年度化学性物質環境追跡調査の総括」の紹介と工業会見解　●主要都市の上下水道分析データ　●三次処理の近況　●参考文献　「洗剤排水」（大場健吉・増田光輝），「新合成洗剤用ビルダーゼオライトの現状」（免取捷二郎）瀬戸内海環境保全基本計画，「界面活性剤の迅速分析」（山中実），「TLm 値測定公定法（JIS K 0102）魚類による急性毒性試験」，外国文献3編

水質年報第5号（1979年版）合成洗剤と水質問題

●合成洗剤と水質問題　●昭和54年度に発表したクリーンエイジ　●主要都市の上水道分析データ　●参考文献　「洗剤の燐酸塩に関する西ドイツとわが国の現状」（浅井俊吉郎），「界面活性剤の環境問題とその処理対策」，「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩の魚への影響に関する研究」（飯森正秀・滝田八広），富栄養化対策について（環境庁），滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（滋賀県公報）

## 水質関係欧米調査団の派遣

昭和51年，水質関係欧米調査団が欧米8カ国に派遣された。富栄養化問題，洗剤中のりん酸塩問題を調査するため10月9日出発，10月31日に帰国した。

**主な訪問地**

ストックホルム，ケルン，デュッセルドルフ，チューリッヒ，パリ，アムステルダム，ブラッセル，ロンドン，ニューヨーク，ワシントン，コーパリス。

**主な訪問先**

Environment Protection Board, Institute For Vatten-Och Luft Vards-forskning, Vagnhärad Sewage Treatment Plant, Himmelfjärdens Sewage Treatment Plant, Nynashämn Sewage Treatment Plant, Emschergenos-senschaft, 富栄養化対策に関する会議（Hotel audioi），Henkel, Wetzikon, Sewage Treatment Plant, Hinwil Sewage Treatment Plant, その他 Hinwil, Schwyz, Zug 等の Treatment Plant, スイスにおける富栄養化ミーティング，スイス洗剤工業会，OECD, Ministere de la qualiti de la, Vie Secretariat de l'Etata l'Environment, Syndicat General des Fabricants de Savons, Detergents et Produits, Government Institute for Sewage-and Wastewater Treatment, Genie Sanitaire an ministere de la Sante, Publique et de la Famille Cite Administrative de L'Etat, Department of the Environment, Medmen-

ham Laboratory, 米国石鹸洗剤工業会, Department of Environmental conservation, Environmental Protection Agency, Corvallis Environmental Research Laboratory.

団長　近藤邦成(日本石鹸洗剤工業会理事洗剤技術部長)，団員　西田敦(ライオン油脂株式会社，広報部主任部員)，茂利晃(花王石鹸株式会社，環境庁管理部長付)，宮岡暢洋(プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社，研究開発部主任研究員)。

調査結果は「水質関係欧米調査報告」が「水質年報第2号(1976年版)」に収録され，また「欧米富栄養化・りん酸塩問題について」と要約された小冊子で報告された。その概要は次の如くまとめられている。

1. 各国とも富栄養化防止対策の基本を下水道の完備にあると考え，高度処理を推進しており，とくにスエーデン，スイスが進んでいる。
2. 洗剤中のりん酸塩を自主的に規制しているのはスエーデン($P_2O_5$ として17%以下)，ノルウェー（同13%以下)，フィンランド（同15%以下)。アメリカでは一部の州で法規制しており，4州で同20%以下，2州で0とし，カナダでは同5%以下と法律で規制している。
3. 洗剤中のりん酸塩は各国ともすぐれた性能向上剤と認めているが，代替物が開発されれば，過剰のりん酸塩のみ規制したいとしている。

さらに，りん酸塩の代替物の紹介，高度下水処理の状況，その費用，余剰汚泥について等を報告している。

## 環境保全研究調査団の派遣

昭和48年，産業公害対策研究チームが欧米へ派遣された。重要性を増しつつある公害問題につき，先進諸国の実情を視察し，わが国の公害対策に寄与するためで，9月1日出発，欧米7カ国を訪問，9月31日に帰国した。

**調査目的**

(イ)　合成洗剤の安全性及び合成洗剤の排水の汚染並びに処理等に関する研究視察

(ロ)　石鹸，油脂工場及び合洗工場の大気，排水公害対策の研究視察

主な訪問地及び訪問先は次の如くである。

**主な訪問地**

シンシナティ，バーリントン，セントルイス，ニューヨーク，ロンドン，ストックホルム，バーゼル，デュッセルドルフ，ハンブルグ，パリ。

**主な訪問先**

プロクター・アンド・ギャンブル社，Canada Centre for Inland Waters,

Monsanto Industrial Chemical Co. Newtown Creek Water Pollution Control Plant, 米国石鹸洗剤工業会, Good Housekeeping Institute, 英国石鹸洗剤工業会, Department of Environment, West Hertfordshire Main Drainage Authority, Water Pollution Research Laboratory, Shell Research Ltd., スエーデン石鹸洗剤工業会, Eolshäll Sewage Treatment Plant, Swedish Environment Protection Board, Ciba-Geigy Henkel & Cie CmbH, Sunlicht GmbH, 国際経済協力開発機構。

団長　山地安夫(P&Gサンホーム　研究所長), 団員　山本博司(旭電化　尾久工場有機製造部有機三課), 掛川貞夫(花王石鹸　花王生活科学研究所家事科学研究部長), 粟野文治郎(資生堂　東京工場技師長), 杵島誠一路(日本油脂　ニッサン洗剤研究課長), 関原英治(ライオン油脂　広報部長), 園田恵三(工業会　油脂技術部長)。

調査結果は49年3月, 79ページに及ぶ調査報告書にまとめられ報告された。報告書は調査内容として, 次の5項目にわたっている。

1. 人体安全性　2. 洗剤添加物の人体安全性　3. 洗剤と環境 (水質汚濁)
4. 洗剤工業の産業公害　5. パブリックリレーション及び工業会の活動

これらを総括して, 報告要旨は次の通り述べている。

**報告要旨**

1. 調査団が訪問したいずれの国も洗剤の使用による人体及び環境の安全性を重要視し, 科学的な研究を真剣に行なっている。洗剤会社は製品の安全性を保証する責任から入念な検討を続けており, これらの結果, 研究者や政府関係者の間では LAS をベースとする合成洗剤の安全性については完全に見解が一致していた。
2. 環境についてはいずれの国もソフト LAS への変換を数年前に完了しており, 現在は下水処理設備の効率化による排出水の向上に努めている。また, 生分解性については現在は非イオン活性剤の試験法確立に努めている。
3. 富栄養化については洗剤中のりんを除去して富栄養化の進行が止まったという事例はなかったが, 富栄養化は政治的, 社会的条件を含む複雑な問題であるため, 洗剤中のりんの規制, 代替品の利用, 下水の化学処理など種々の対策がそれぞれ各国のおかれた状況の下に実施されている。
4. わが国と同じく化学物質の毒性, 有毒性に関して各国とも法規制が行なわれており, また環境関係の規制もいろいろ施行されている。これらは今後次第に, 厳しさを増すと考えられるが, 人体及び環境に対する安全性について日本でわれわれが現在行なっていることは各国に比べて遅れてもいないし, また間違っていないという確信をもつことができた。

5. 調査団は日本の業界代表として各国から受入れられた。各国は互に協力，交流して問題の処理に当っているが，今回の訪問を契機として国際的協力交流に更に力を入れる必要があろう。

## カナダ・アメリカ水質問題調査団

工業会は水質問題を重視し，その調査研究を進めていたが，昭和55年6月にカナダのトロントで第10回国際水質汚濁研究協会（IAWPR）大会が行われるに際して，日本側からコーディネーターとして京都大学名誉教授岩井重久氏が出席することになり，水質汚濁研究調査団が編成されたので，その一員として3名からなる調査団を編成，参加した。調査団は大会に出席するとともに，カナダ，アメリカにおける水質問題に関連する事情を調査した。調査団の報告書は55年9月に発表された。

主な訪問地，訪問先は次の通りである。

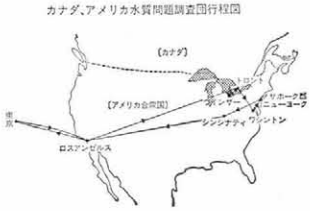


**主な訪問地**

トロント，ウィンザー，ワシントン，ニューヨーク，サホーク郡，シンシナティ

**主な訪問先**

第10回国際水質汚濁研究協会（IAWPR）大会，Ontario Centre Resource Recovery, The Waste Water Technology Centre, IJC (International Joint Commission Resional office) (Windsor)，オンタリオ州環境庁営，Duffin Creek Water Pollution Control Centre, EPA（連邦環境保護庁），SDA（米国石鹸洗剤工業会），ニューヨーク州環境庁支所，Soffolk Country Dept. of Health Services, P&G. Ivorydahle Technical Center, EPA. Research Centre.

団長　近藤邦成(日本石鹸洗剤工業会理事)，団員　浅井俊吉郎(花王石鹸　環境管理部次長)，西田敦(ライオン　消費者部副主席)。

**(報告要旨)**

報告書は調査内容を項目に分って報告し，結語で調査団の所見を報告している。カナダ，アメリカにおける(1)りん規制の経過と現状，(2)ゼオライトの現状，(3)NTA の現状，(4)IJC（カナダ，アメリカの水質に関する共同委員会）の活動状況，カナダ，アメリカにおける下水第三次処理の研究と実施状況，(5)サホーク郡における洗剤販売禁止後における失敗の経過と現況，並びに将来の見通しなどの事情を調査し，考察している。閉鎖性水域では第三次処理施設を重要視し，りん濃度を 0.5 mg/$l$ 以下にしようと努めていること，アメリカで洗剤中のりん酸塩配合量が10年前より半減（$P_2O_5$ として12.7%）にしていること，りん酸塩の代替品としてのゼオライトAは全然問題がないこと，NTA に関しては慎重を期していること等を報告している。

# 第７章
# 広報活動の展開

## 第１節 石鹸洗剤業界の広報活動

企業が社会や消費者との理解を深めるために行う広報活動は，年を追って重要度を高めて来た。こうした活動は従来，宣伝活動に包含されるケースが多かったのであるが，それでは補完し得ないことが認識され，企業に広報部門が設定されるようになり，各企業とくに大手企業において活発な広報活動が行われるようになった。また，業界全体に関連する事項については，それを総合した形で工業会を中心にして行われており，前著「油脂工業史」で述べているように，石鹸の広報活動は戦後の比較的早い時期から，清浄運動として実施されている。手洗い，入浴，洗たくをテーマにした石鹸ＰＲであり，ベーシックな広報活動として，規範的なものであった。

合成洗剤が新しい洗たく用洗剤として登場して以来，用途は台所用，住宅用へとひろがり，使い方の普及が緊要となり，さらに洗剤についての諸問題について，正しい知識を提供する必要が生まれ，日本家庭用合成洗剤工業会（昭和36年～昭和48年３月）がその衝に当たった。洗剤の広報活動の重要性は年を追って増す情勢にあった。

昭和48年に日本油脂工業会と日本家庭用合成洗剤工業会が合併して，日本石鹸洗剤工業会が発足するとともに広報活動も継承され，新たな組織によって行われた。日本石鹸洗剤工業会は石鹸部会，洗剤部会を設け，その中に常設の広報委員会を置いた。広報委員会の所管事項はそれぞれ次のように定められている。

1. 関係製品の需要開拓の広報活動に関する事項
2. 関係製品の消費者，報道機関，官庁等に対する広報活動に関する事項
3. 関係製品の消費者等よりの苦情処理に関する事項
4. 関係製品の業界内部への広報活動に関する事項
5. その他の関係事項

石鹸にあっては，アメリカの牛脂協会 NRA（ナショナル・レンダラースアソシエーション）との協力による石鹸ＰＲ運動を意欲的に行い，手洗い運

動や贈答期における石鹸キャンペーンを実施した。洗剤にあっては正しい使用法の普及のほか，安全性問題，環境問題に対応し，とくに滋賀県の富栄養化問題にはきわめて積極的な活動を行った。

消費者窓口の設置は各企業を通じて，いっそう進捗し，内容的にもさらに充実した。これについては通産省や厚生省当局の勧奨もあったが，企業が消費者との対応を重視した現れといえるであろう。

工業会には48年に技術部員制度（後に生活科学委員会）が創設されたが，これによって消費者との直接的な話合いの機会がふえ，広報活動に大きく寄与した。

石鹸洗剤業界の広報活動は広汎にわたっているが，本著においては工業会を中心にして行われた広報活動について記述することとする。

## 第2節　石鹸の広報活動

昭和26年に発足した石鹸ＰＲ運動は，32年にはアメリカの NRA（ナショナル・レンダラース・アソシエーション）と石鹸業界を代表する全日本石鹸協会との協力で運動を展開するようになり，年々その成果を重ねた。（なお，アメリカ側の拠出金は49年以後中止されたので，49年度からは日本側のみで実施）

この石鹸ＰＲ運動は石鹸への理解を深め，石鹸がより多く活用されることを望んで行われたものであるが，その中で社会衛生への寄与がとくに重視され，学童を主たる対象とした手洗い運動を中心にし，それに石鹸の需要促進を図る贈答期キャンペーンを加えて実施された。そのユニークな活動は幅ひろい意義をもつ広報活動として評価された。なお，手洗い運動には文部省及び厚生省の協賛があり，その協力を得て実施された。

化粧石鹸はその消費量が示すように，ほとんど飽和の状態に普及しており，知識もゆきわたり，品質も安定しているので，あらためてＰＲ活動を行う必要もないほどであった。しかし，実態としては石鹸による手洗い習慣は十分とはいえず，石鹸への理解をひろげ，使用頻度を高める必要が認められた。また，石鹸が贈答品として用いられることは，需要増進だけでなく，石鹸使用の習慣をひろめる上からも好ましいものであった。

また，新しい傾向として洗たく用石鹸への関心の高まりが見られ，洗たく用石鹸の知識普及も新たに行われている。

石鹸ＰＲ運動実施概要

＜昭和46年度＞

○拠出金

| | | |
|---|---|---|
| アメリカ側 | | 5万ドル |
| 日　本　側 | | 6,948万円 |
| 内訳 | 現金 | 200万円 |
| | テレビスポット | 6,140万円相当 |
| | 石鹸現品 | 607万円相当 |

○手洗い運動：小学校，幼稚園，保健所等を主たる対象とする。

・手洗いの歌のソノシート（ソノシートホルダーとも）25,250枚
・中型ステッカー　140,000枚
・ミニステッカー　30,200枚
・ポスター　1,000枚
・石けん入れ網　2,500枚
・ステッカー　52,500枚
・てあらいえほん　50,000部
・テレビスポット　2,281回
・化粧石鹸寄贈　1,200梱（約172,800コ）
（小学校1,069校，養護施設120施設，幼稚園11園）

○中元贈答キャンペーン

・電車中吊ポスター　17,000枚
・電車額面ポスター　20,000枚
・駅貼・デパート掲出用ポスター　1,000枚

※テレビスポットは会員会社6社の提供で，5秒パターンで“石けんで手を洗おう”と放映した。6月～8月にかけて実施され，延6億6千万人に視聴されたと推計された。

※化粧石鹸は会員会社23社から提供されたもので，寄贈先は文部省，厚生省の指導を受けて選定した小学校，養護施設，幼稚園等である。

＜昭和47年度＞

○拠出金

| | | |
|---|---|---|
| アメリカ側 | | 4.5万ドル |
| 日　本　側 | | 6,517万円 |
| 内訳 | 現金 | 173万円 |
| | テレビスポット | 5,567万円相当 |
| | 石鹸現品 | 787万円相当 |

○手洗い運動：小学校，養護施設等を主たる対象とする。

・手洗いの歌のソノシート，ステッカー，テレビスポット，化粧石鹸寄贈1,410

梱（約203,300コ—小学校1,305校，養護施設105施設）等

○中元贈答キャンペーン

・電車中吊ポスター，電車額面ポスター，駅貼・デパート掲出用ポスター等

※テレビスポットは会員会社6社から，化粧石鹸は同じく会員会社21社から提供された。

※ポスターのスローガンには日本油脂工業会20周年記念標語募集の当選作「青空，太陽，水，石けん」が用いられた。

※手洗いステッカーは東京と大阪の中心地区の保健所を通じても配布され，百貨店，飲食店等の洗面所にも貼られた。

＜昭和48年度＞

○拠出金

| | | |
|---|---|---|
| アメリカ側 | | 4.5万ドル |
| 日　本　側 | | 8,216万円 |
| 内訳 | 現金 | 211万円 |
| | テレビスポット | 6,955万円相当 |
| | 石鹸現品 | 1,050万円相当 |

○手洗い運動：小学校，養護施設等を主たる対象とする。

・ステッカー・テレビスポット，化粧石鹸寄贈1,550梱（約223,200コ—小学校1,450校，養護施設100施設）

○中元贈答キャンペーン

・電車中吊ポスター，電車額面ポスター，駅貼・デパート掲出用ポスター，アテンション等

※アメリカ側は直接的に需要に結びつく贈答キャンペーンに重点をおくことを強く希望して来たので，アメリカ側拠出金の90％を贈答用キャンペーンに当て，10％を小学生対象の手洗い運動に当てることとなった。

※テレビスポットは会員会社6社から，化粧石鹸寄贈は会員会社20社から従来通り提供された。

＜昭和49年度＞

41年以来，毎年行われて来たアメリカ側の拠出金は本年度より打切られることとなり，日本側拠出のみによって行われることとなったので，規模の縮小を余儀なくされたが，石鹸ＰＲ運動の意義に鑑み，小学校及び養護施設等への化粧石鹸の寄贈は引続き行われ，手洗い運動は従来通り実施された。また，石鹸の需要促進のため中元贈答キャンペーンも引続き実施された。なお，日本の業界と NRA との友好関係は変わることなく維持され，毎年 NRA 首脳の来日があり，交流は深められている。

○手洗い運動：小学校，養護施設等を主たる対象とする。

・化粧石鹸寄贈2,000梱（約288,000コ—小学校1,018校，養護施設982施設）

※化粧石鹸は会員会社14社から提供された。
※石鹸梱には「手の洗い方ポスター」が同封された。

昭和49年8月31日

学校長殿

全日本石鹸協会　手洗い運動推進本部

拝啓，時下いよいよご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，当協会では過去8カ年にわたって手洗い運動を小学校を中心に展開してまいりましたが，本年も保健教育事業として本運動を行い，学校保健衛生促進に協力いたしたいと存じます。

つきましては，学童の手洗い用として少量ではありますが，化粧石けんを貴校に寄贈申し上げることにいたしました。近日中に貴方宛に石けん現物1梱をお送りいたしますので，ここもと同封いたしました「手の洗い方ポスター」をご参考に学童の手洗い習慣形成に役立ちますようご活用下されば幸と存じます。

なお，このことにつきましては，文部省体育局学校保健課のご指導をうけておりますことを念のため申しそえます。

以上，ご挨拶かたがたご案内申し上げます。　敬　具

(同じ主旨の手紙が養護施設長にも送られた。)

＜昭和50年度＞

予算　1,225万円

○手洗い運動：小学校，幼稚園，養護施設等を主たる対象とする。

・ステッカー，手洗いポスター，化粧石鹸寄贈1,500梱（約216,000コ—小学校1,000校，養護施設500施設）

○中元贈答キャンペーン

・駅貼り・デパート掲出用ポスター

※化粧石鹸は会員会社13社から提供された。
※中元ポスターのキャッチフレーズは「太陽の汗に，石けんを贈りましょう」

＜昭和51年度＞

予算　1,500万円

○手洗い運動：小学校，養護施設，保健所等を主たる対象とする。

・ステッカー，化粧石鹸寄贈1,500梱（約216,000コ—小学校1,000校，養護施設500施設）

○中元・歳暮贈答キャンペーン

・デパート用ポスター，デパート掲出用パネル，会員会社によるデパート用ポスター，デパート店頭 POP

※化粧石鹸は会員会社14社から提供された。

※POP は第6回 POP 広告展アワーズコンテストで優秀と認められて入選し，POP 広告協会日本支部で表彰された。

＜昭和52年度＞

予算　1,761万円

○手洗い運動：小学校，養護施設，保健所等を主たる対象とする。

・ステッカー，化粧石鹸寄贈1,500梱（約216,000コ—小学校973校，養護施設527施設）

○中元歳暮贈答キャンペーン

・デパート用ポスター，駅貼り用ポスター，会員会社によるデパート用ポスター

※化粧石鹸は会員会社13社から提供された。

※ポスター（中元・歳暮）がすぐれた広告作品を対象に授賞するクリオファイナル賞プリント部門で受賞した。

＜昭和53年度＞

53年度の化粧石鹸の PR の基本方針は，将来の需要基盤の拡大を目途とし，それを中心に行うこととなり，新たな企画をとりあげた。これに伴い，いままで行っていた贈答用の石鹸キャンペーンを中止した。新しい企画は学童を対象としたしゃぼん玉図画コンクールで，その第1回を実施した。また，手洗いの実態を把握するため，学童の手洗い実態と意識調査を実施した。

予算　1,760万円

○手洗い運動：小学校，幼稚園，養護施設等を主たる対象とする。

・ステッカー，化粧石鹸寄贈1,700梱（約244,800コ—小学校1,100校，幼稚園200園，養護施設400施設）

・第1回しゃぼん玉図画コンクール

全国の小学校児童，幼稚園児を対象に絵画を通じて創造する喜びを与え，情操をゆたかにするとともに，“手洗い運動”の趣旨を理解させることを目的として実施した。

主催：手洗い運動推進本部，毎日新聞社，毎日小学生新聞，毎日こども新聞，後援：文部省

応募点数25,040点。最優秀賞7人（文部大臣奨励賞1人），優秀賞70人，努力賞355人，指導者賞7人，学校賞7校を選出した。

審査員：安養寺喬（毎日新聞社），熊本高工（造形教育研究所長，女子美講師，二紀会同人），島田治（文部省体育局学校保健課長），田中忠雄（洋画家，行動美術所属），坪内千秋（学習院初等科教諭），藤沢典明（和光大学人文学部教授，二科会員），二子石廣猛（手洗い運動推進本部長）

○手洗い実態意識調査

東京都23区の小学校児童4，5，6年生の男女300名を対象に，手洗いの実態についてアンケート調査を実施し，また，化粧石鹸の寄贈先の学校にもアンケ

ート調査を実施した。これらの結果は昭和55年11月に現代っ子はきれい好き――「こどもは手を洗っているか」のレポートにまとめられた。調査結果は170の新聞社・雑誌社に資料として提供され，47紙にとりあげられた。

※化粧石鹸は会員会社13社から提供された。

＜昭和54年度＞

54年度には従来の手洗い運動のほか，前年度にスタートした“しゃぼん玉図画コンクール”（第2回）を実施し，新しい企画として“手洗い基礎実験データ（細菌除去）”作成や，“手洗い運動推進についての座談会”等を実施した。

予算　　1,950万円

○手洗い運動：小学校，幼稚園，養護施設等を主たる対象とする。

・ステッカー，化粧石鹸寄贈1,700梱（約244,800コ―小学校1,100校，幼稚園200園，養護施設400施設）

○第2回しゃぼん玉図画コンクール

応募点数28,836点。最優秀賞7人（文部大臣奨励賞1人），優秀賞70人，努力賞355人，指導者賞7人，学校賞7校を選出した。

○手洗い基礎実験データ作成

手洗い資料（細菌除去）作成のため社団法人日本食品衛生協会津田細菌部長に委託して，手指の細菌付着状態，手洗い効果について検査を行った。小学生，主婦，ＯＬ，サラリーマンを対象とし，その検査結果を公表した。

○手洗い運動推進についての座談会

昭和55年2月23日に学校側出席者8名，文部省体育局（教科調査官）1名を招き，工業会代表（石鹸広報委員，事務局）が出席し，小学校における手洗いの現状，手洗い運動の推進方法等につき意見を交換，懇談した。

※化粧石鹸は会員会社12社から提供された。

＜昭和55年度＞

前年度に引きつづき，石鹸やステッカーの配布等の手洗い運動を中心に，「しゃぼん玉図画コンクール」（第3回）等を実施した。

予算　　2,150万円

○手洗い運動：小学校，幼稚園，養護施設等を主たる対象とする。

・ステッカー，化粧石鹸寄贈1,700梱（約306,000コ―小学校1,100校，幼稚園200園，養護施設400施設）

**資料**――学校における手洗いアンケートの調査結果

昭和53年に石けんPR運動の一環として実施された学校における手洗い状況のアンケート調査は，手洗い運動推進本部でその結果をまとめ，11月に発表された。

〔要約〕

1.　アンケート送付数1,100に対し，回答数563で回収率は51％

2. 1蛇口当たり児童数は全国平均では8.0人で，概して北海道・東北地区が蛇口が少ない。
3. 手洗場，トイレの石けん等の備付けに関しては“ない”の回答はわずか「2」で，ほとんど石けん等が備付けられている。
4. 手洗い指導については，“児童の自由意志にまかせる”は，給食前は「4」，トイレの使用後は「29」とわずかで，学校側で指導につとめていることが示されているが，トイレ使用後は“水だけ”も多く，石けん等による手洗い指導は給食前に重点がおかれている。

なお，この調査結果は「子どもは手を洗っているか」実態調査レポートとして12ページのパンフレットにまとめられ，ニュースとして日刊紙等に流された。

## 第3節 合成洗剤の広報活動

合成洗剤に関する広報活動の必要性は，年を追って強まっていた。合成洗剤の生産量は増加し，生活必需品としての地位が高まり，社会的関連も強まったので，広報活動も積極化した。

洗剤メーカーはそれぞれの企業が広報活動を行っているが，とくに大手企業における広報活動は積極的であった。業界全体の立場に立った工業会の広報活動も，企業の広報活動に呼応しつつ，洗剤に関する正しい知識の普及を進めるとともに安全性問題や水質問題（富栄養化問題等）への対応を含めて，実に精力的に展開された。次に，工業会を中心にして行われた洗剤に関する広報活動の概要を記述する。

### 工業界と洗剤広報活動

日本家庭用合成洗剤工業会の発足は昭和36年であるが，その広報活動は合成洗剤の正しい使い方のＰＲから出発し，37年以来の洗剤の安全性をめぐる反対運動等への対応など，幅ひろい活動をつづけて来た。洗剤をめぐる諸問題はその後も幅をひろげ，社会的にもエスカレートし，その重要性がいっそう強まったこともあって，それへの対応は工業会広報活動の重要課題であった。

こうした情況下に48年に発足した日本石鹸洗剤工業会は洗剤広報の重要性を踏まえ，洗剤部会に広報委員会を置いた。安全性問題につづき，水質問題なかんずく滋賀県の富栄養化防止条例問題は洗剤業界にとってきわめて重大

であったので，これへの対応にはいままでにない大きなエネルギーが投入された。このほか，48年に突発した石油ショックに伴う洗剤パニックも大きな問題であった。これらの問題に対応した広報活動については，第3章及び第6章に詳細に記述した通りである。

工業会の行う広報活動は先にも述べた如く，消費者を対象とした広報活動，政府や行政機関等への洗剤についての情報提示と適切な判断と施策の要請等であるが，洗剤に関する社会的関心を反映して，洗剤の正しい使い方や安全性，水質問題等についての質問が数多く寄せられたのもきわだった傾向であった。

洗剤パニック時の広報活動——48年に突発した石油ショックに伴う洗剤パニックは，さまざまな問題を生んだ。洗剤業界は洗剤の増産と出荷促進に努めるとともに，買い急ぐ消費者の動揺の沈静化を求めて業界努力をひろく伝え，円滑な流通を図る広報活動を行った。また，誤認に基づく洗剤業界非難等に対しては実相を伝えて誤認を解く広報活動を行っているが，この間の推移を解明した実証的な報告書「洗剤の店頭不足問題をふりかえって——その実態について」を発表している。

洗剤の安全性問題——第6章に詳述した如く，安全性問題は引続き論議され，48年には三上美樹教授（三重大学）による催奇形性の実験報告が行われ，これを重視した政府も特別研究を設定して解明に努め，"催奇形性なし"の結論を51年3月に出している。この間にあって洗剤業界は慎重かつ積極的に洗剤の安全性を主張している。テレビにもしばしば出演して，その主張を表明している。また，新聞発表，出版物の刊行等も積極的に行った。

水質問題・富栄養化問題——家庭排水による水質汚濁，中でもりんの排出は衣料用粉末洗剤に含有されているりん酸塩によるとされ，とくに閉鎖水域地域を中心に大きな問題としてとりあげられ，54年には滋賀県で富栄養化防止条例が制定された。この制定を目ざして激しさを増した滋賀県関係側の"洗剤規制運動"には，業界は全力をあげてその誹謗に対応し，洗剤業界の見解を伝え，善処，撤回を求めたことは，第6章に詳述した通りである。工業会には広報委員会，水質委員会，生活科学委員会のほか，滋賀県問題のためにD委員会を特設するなど，その広報活動はいままでにない規模で熱心に行われた。滋賀県当局，滋賀県議会への意見表明や陳情，滋賀県民を対象とする新聞広告，ダイレクトメール，ちらし等の広報活動は，事態の重大性を反映したものであった。

広報活動の一環として月刊「クリーンエイジ」が創刊されたのは49年9月であった。各界に送付され，油脂，石けん，合成洗剤やその関連製品に関する情報，業界の主張をひろく伝えた。行政機関や議員，消費者団体，学校，有識者等，その配布先はひろい範囲にわたっている。

工業会の主な刊行物（最近10年）は次の通りである。

- 暮しの中の合成洗剤（48年）
- 合成洗剤をめぐる諸問題――その安全性と環境保全――（48年）
- 合成洗剤に関する政府答弁書（48年）
- 洗剤の店頭品不足問題をふりかえって――その実態について――（49年5月）
- 工業会リポート月刊「クリーンエイジ」創刊（49年9月）
- 合成洗剤と粉石けん（49年10月）
- Q＆A（石けん，合成洗剤に関する質問回答集）（49年10月）
- 「洗剤による肝組織の電子顕微鏡的観察」についての業界の見解（49年11月）
- 合成洗剤と富栄養化に関する業界の見解（50年3月）
- 「AES 系合成洗剤とアレルギー性接触皮膚炎」に関する見解（50年3月）
- 合成洗剤と水棲生物の関係についての業界の見解（50年3月）
- 「水質年報」創刊（51年2月）
- LAS の催奇形性に関する合同研究報告について（51年3月）
- 合成洗剤の皮膚への適用は奇形を誘発するか（雑誌 “先天性異常” Vol. 16, No. 3. 1976年の抜刷）（51年3月）
- 合成洗剤の安全性は？（51年4月）
- 洗剤の正しい使い方は？（51年4月）
- 水質の汚濁問題対策は？（51年4月）
- 洗剤と手あれの関係は？（51年4月）
- 洗剤の安全性に対する工業会の見解（51年6月）
- 欧米富栄養化，りん酸塩問題について（水質関係欧米調査報告）（51年12月）
- 洗剤・漂白剤等を誤飲・誤使用した場合の応急措置について（52年3月）
- 「乳児寄生菌性紅斑」と合成洗剤の関連性についての見解（52年3月）
- 三重県神島の合成洗剤追放の実態調査（52年9月）
- 水質保全と合成洗剤――その現況と問題点（座談会）（52年9月）
- 合成洗剤の安全性等に関する質問主意書に対する政府答弁書（52年11月）
- Indiana, New York 両州内にある湖の水質調査（52年11月）
- 合成洗剤と水質問題（53年3月）
- 瀬戸内海における富栄養化に関する問題点（53年3月）
- 琵琶湖の洗剤によるりん負荷に関する考察（53年3月）
- 合成洗剤の安全性等に関する学術文献要旨集（52年3月）
- 安心して合成洗剤をお使いいただくために（53年8月）

・河川，湖，海域の ABS，LAS 濃度について（53年9月）
・昭和48年度特別研究促進調整費等による合成洗剤に関する研究成果報告書（概要）（53年10月）
・各河川の MBAS 量（環境庁水質保全局「全国公共用水水質年鑑77年版」）（53年11月）
・合成洗剤について（54年1月）
・Q＆A，石けん，合成洗剤に関する質問回答集（改訂版）（54年4月）
・西ドイツにおけるゼオライトAについての近況　講演ベルデルマン博士（54年4月）
・合成洗剤の安全性等に関する質問主意書と政府答弁書（54年6月）
・滋賀県の洗剤販売等禁止条例に関する当工業会の見解（54年7月）
・とりもどそう碧いびわ湖（54年8月）
・滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例案（洗剤に関する条項）に反対する意見書（54年9月）
・日本石鹸洗剤工業会参考人発言要旨（54年10月）
・暮らしのなかの合成洗剤（改訂版）（54年12月）
・80年代の油脂製品，石けん，合成洗剤のビジョン（55年8月）

## 新聞への広告出稿

洗剤に関する洗剤業界の考え方や重要情報を社会にひろく伝えるために，日刊新聞に広告を出稿する企画は数次にわたって立案されている。

・昭和49年11月18日（一部は19日）に掲載された新聞広告は，「洗剤は世界中のご家庭で愛用されています」をタイトルとする全5段で，次の8紙に掲載された。

朝日，毎日，読売，日本経済，サンケイ，北海道，中部日本，西日本

**洗剤の安全性に関する新聞広告**

洗剤は世界中のご家庭で愛用されています。

ロンドンでも，

ニューヨークでも，

ストックホルムでも，

合成洗剤は欧米のミセスの必需品となっており，東南アジアなど発展途上国でも使用量は年ごとに増加しています。もともと合成洗剤は，第一次世界大戦中(1916年)，動植物油脂が極端に不足した際，石けんにかわるものとして考えられ，昭和のはじめになってドイツで開発されました。その後ひろく愛用されるようになったのは，画期的な洗浄力と便利性が認められ

たからです。安全性についても，合成洗剤が普及しはじめた1945年から現在に至るまで，いろいろな角度から実験され，多くの科学者によって確認されています。もちろん，わが国の合成洗剤の原料は欧米のものと同じです。

わが国で合成洗剤がひろく使われるようになったのは，欧米より十数年遅れましたが，いまや，品質面においても配合などの工夫により世界と肩をならべるほど高い水準に達しました。いまでは欧米と同様，日本のミセスにとっても生活必需品として洗濯はもちろん，台所に，住まいの掃除にわたってひろく普及しています。

日本石鹸洗剤工業会をお気軽にご活用ください。
○講演会・懇談会などに技術者を派遣いたしております。
○16ミリ映画「台所用洗剤の知識」（上映時間25分）の貸し出しをいたしております。
○各種のパンフレットを発行しております。
お問い合わせ・ご連絡は当工業会広報部まで。

洗剤は適量を上手に使いましょう。

日本石鹸洗剤工業会

〒103 東京都中央区日本橋3—13—11油脂工業会館内
東京03（271）4301（代）

註記：上記「安全性についても，……」の項の朝日，日経記載文

欧米諸国では，合成洗剤が普及しはじめた1945年から多くの科学者によっていろいろの角度から実験され，慎重に検討されて，現在ではどの家庭でも使用されています。

○昭和52年

「清潔な暮らしに役立つ合成洗剤」（全5段，2回）の出稿が企画されたが，出稿に至らなかった。

○昭和54年

「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」に関連する新聞広告出稿が行われた。（詳細は第6章参照）

## 第4節 石鹸洗剤業界と広告

石鹸洗剤業界が広告の分野において，歴史的にも先駆者の役割を果たして来たことは，前著「油脂工業史」において詳細に記述されている通りであるが，最近10年においても，広告活動は活発に行われた。媒体は主としてテレ

ビ広告が重視され，それに新聞，雑誌等の印刷媒体のほか，ラジオ広告等が活用された。

広告は洗剤(衣料用，台所用)，シャンプー(リンス，トリートメントも)，石鹸の順に重点がおかれた。洗剤は新しいタイプの新製品がつぎつぎに発売されたので，とくに積極的に行われ，加えて外資系の洗剤（衣料用）の参入もあって，いっそう活発化した。シャンプーもまた新製品がつづき，それにリンスやトリートメントのような髪への保護作用を特性とする製品が消費者に迎え入れられたところから，ヘア関連製品の広告はファショナブルな要素を加えつつ，華やかに展開された。シャンプー等の広告はテレビを主に，雑誌，新聞，ラジオが活用された。石鹸の広告は一部は年間を通じて需要期に実施されるものもあったが，多くは贈答期（中元・歳暮期）に集中される傾向になり，テレビ，新聞等の広告が活発に行われた。

媒体の使用傾向としては，テレビ番組提供にあっては一社の単独提供よりは，共同提供（他業種との）のケースが多くなり，スポット広告も繁用された。ラジオ広告は聴取者層に対応した時間帯が活用され，主婦向けの洗剤とヤング指向のシャンプー広告が目立った。新聞広告にあっては全10段，全ページ広告が多く用いられ，雑誌広告ではシャンプー，リンス等のヘア製品，台所用洗剤，仕上剤等の広告が主として出稿された。

石鹸洗剤業界の広告費は企業の多角化が進んだこともあって，特定して算出することは困難であるが，大手企業は依然として広告界において上位グループにランクされた。

これらの広告活動は企業活動に大きく寄与するとともに，消費者ニーズをよく反映したものであったので，生活知識としても多くの情報を提供した。表現様式も製品の多様化とともに多彩であり，感覚的にもゆたかなものがあった。広告の社会的使命を果たしていたといえるであろう。

## 第5節 訪米石鹸広報視察団

訪米視察団の第5次チームとして，広報関係者が昭和46年5月31日～6月26日にかけて，アメリカを視察した。かねて，日本油脂工業会と NRA（ナショナル・レンダラース・アソシエーション）とは，友好関係にあり，とくに全日本石鹸協会と NRA との共同 PR は昭和32年より実施されており，今回の視察団はこの PR の企画及び推進の主力となっていた広報部員の訪米

であり，NRA の協力によって，広告，PR 関係の企業や石鹸メーカー，農務省，NRA 本部等の訪問が実現し，視察懇談が行われた。この視察報告はまず報告会が持たれ，47年に4月に詳細な報告書が発表された。報告書は112ページにわたるものである。

**主な訪問地**

シカゴ，ニューヨーク，ワシントン，ツーソン，ラスベガス，ロスアンゼルス，サンフランシスコ，ホノルル

**主な訪問先**

〔政府機関・団体〕農務省海外農業局，米国牛脂生産者協会（NRA本部），米国石鹸洗剤協会，〔新聞・TV〕ツーソン・ディリー・シチズン，Kold，Tv，Kttv，ロスアンゼルス・タイムス社〔デザインおよびセールスプロモーション〕Dicken Design Group，Glendinning Associates，International Paper Company〔広告代理店，調査・PR 会社〕トンプソン社，A. C. ニールセン社，Hill And Knowlton Inc.〔石鹸メーカー〕Duveen Soap Coporation，アーマー・ダイアル社，コルゲイト・パーモリーブ社〔流通機関〕Red And White International，Alpha Beta Acme Market，Inc.，P&G 社ロスアンゼルス営業所，〔牛脂会社〕ベーカー社，ロイヤルタロー工場，フォーターミナル

団長　三輪善雄（広報委員長　ミツワ石鹸社長），副団長　山形弥之助（広報委員　花王石鹸 PR 部長），団員　宮崎武明（広報委員　牛乳石鹸常務），土田潔（広報委員　日本油脂総務部次長），若林敏夫（広報委員　資生堂広告課長），吉田陽雄（広報委員　ライオン油脂宣伝管理課長），佐藤達郎（日本油脂工業会専務理事），ジェームス・イソ（NRA 極東支配人）

**（報告要旨）**

報告は広汎にわたっており，新聞社・テレビ局の広告媒体活動，広告代理店や調査・PR 会社の機能とその実例，デザイン社のデザイン活動，石鹸メーカーの商品開発，流通機関の機能と現況，政府機関や牛脂・石鹸・洗剤等の業者団体の活動，牛脂メーカーの現状等で，アメリカのこれらの機構が合理的な活動によって新製品を生み，ユーザーとのコミュニケーションを深め，如何にして市場を育成しているかを報告している。率直にしてリアルな報告であり，資本自由化や消費者運動への対応に直面している業界にとって示唆多き報告であった。

報告テーマと執筆者は次の通りである。

・新聞およびテレビ……山形弥之助
・デザインおよびセールスプロモーション……吉田陽雄
・広告代理店・調査・PR 会社……若林敏夫
・石鹸メーカー……土田潔
・流通機関……宮崎武明
・政府機関・団体・牛脂メーカー……佐藤達郎

# 第8章
# 公正競争規約制定・再販制度について

公正競争規約は不当景品類及び不当表示防止法に基づいて，一般消費者の適正な商品選択を保護し，また，不当な顧客の誘引を防止することを目的としたもので，石鹸洗剤業界にとって大きな課題であった。化粧石けんにあっては昭和46年12月10日付の公正取引委員会告示によって認可制定された。合成洗剤にあっては，昭和48年9月に表示及び景品類の公正競争規約案が公正取引委員会に提出されて以来，工業会を中心に公正取引委員会の指導と助言，消費者団体等の要望等を受けながら，制定への作業がつづけられて来たが，昭和55年の時点において，いまだ制定に至っていない。

独占禁止法に基づく再販売価格維持契約制度の指定品目から石けん，合成洗剤等が漸次外されたのも新しい動きであった。

## 第1節 化粧石けんの公正競争規約の制定

化粧石けんの公正競争規約は昭和46年12月10日付の告示によって「化粧石けん業における景品類の提供に関する事項の制限」（公正取引委員会告示第82号），「化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（公正取引委員会告示第83号）「化粧石けんの表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会告示第84号）が公示されて制定され，つづいて昭和47年2月16日付公示によって，それぞれの施行規則が承認されて施行された。

これによって石鹸業界は自主的に秩序ある活動を行う公的な拠りどころを得たのであって，消費者の適正な選択の保護と不利益の排除，あるいは資本自由化に伴う混乱の防止等が行われることとなった。

化粧石けん公正取引協議会は昭和47年4月26日付で公正取引委員会によって承認され，同年6月21日に創立総会を開催して発足した。

その後，昭和52年2月14日付で「化粧石けんの適正包装規則」が公正取引

委員会から承認され，施行されている。

**化粧石けんの公正競争規約に関する告示（第82—84号）**

○公正取引委員会告示第82号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第3条の規定に基づき，化粧石けん業における景品類の提供に関する事項の制限を次のように定め，昭和47年2月10日から施行する。

昭和46年12月10日

公正取引委員会委員長　谷村　裕

化粧石けん業における景品類の提供に関する事項の制限

1　化粧石けんの製造又は販売を業とする者は，一般消費者に対し，景品類を提供してはならない。ただし，次に掲げるものについては，この限りでない。

(1)　「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和37年公正取引委員会告示第5号）の範囲内の景品類

(2)　見本又は取引額に比して僅少な額の景品類であって，化粧石けんの製造又は販売をする事業における正常な商慣習に照らして適当と認められるもの

2　化粧石けんの製造又は販売を業とする者は，化粧石けんの販売を業とする者に対し，景品類を提供してはならない。ただし，「事業者に対する景品類の提供に関する制限」（昭和42年公正取引委員会告示第17号）第1項ただし書及び第2項の規定により提供することができる景品類については，この限りでない。

備考

この告示において「化粧石けん」とは，薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第3項に規定する化粧品（同条第2項に規定する医薬部外品を含む。）のうち，脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので，主として人体の洗浄を目的とし，家庭の用に供する固形の石けん類をいう。

○公正取引委員会告示第83号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第1項の規定に基づき，化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を認定したので，同条第4項の規定により，次のとおり告示する。

昭和46年12月10日

公正取引委員会委員長　谷村　裕

1　昭和46年8月7日付，日本油脂工業会（会長　宮崎寅四郎）および日本石鹸工業組合（理事長　平野幾三郎）の申請に係る化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を認定した。

2　公正競争規約に係る事業の種類

化粧石けんの製造，販売および輸入販売業

3　公正競争規約の内容

別記

4　認定の理由

化粧石けんの製造，販売および輸入販売業における景品付販売の実態および公正競争規約の内容を検討した結果，当該公正競争規約は，不当景品類および不当表示防止法第10条第2項各号の認定要件に適合すると認められる。

5　認定に対する不服申立ての方法

この認定に不服があるものは，不当景品類及び不当表示防止法第10条第6項で定めるところにより，この告示の日から30日以内に，当委員会に対し，不服の申立てをすることができる。

なお，この処分の表示は，「昭和46年規約第16号化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の認定」である。

別記

化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

（目的）

第1条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は，化粧石けんの取引に附随して不当な景品類を提供する行為の制限を実施することにより，化粧石けん業における公正な競争秩序を維持確立することを目的とする。

（定義）

第2条　この規約で「化粧石けん」とは，薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第3項に規定する化粧品（同条第2項に規定する医薬部外品を含む。）のうち，成分が脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので主として人体の洗浄を目的とし，家庭の用に供する固形の石けん類をいう。

2　この規約で「化粧石けん業」とは，化粧石けんを製造し，販売し，又は輸入して販売する事業をいう。

3　この規約で「事業者」とは，化粧石けん業を営むものをいう。

4　この規約で「景品類」とは，顧客を誘引するための手段として，方法のいかんを問わず，事業者が自己の供給する化粧石けんの取引に附随して相手方に供給する物品，金銭その他の経済上の利益であって，次に掲げるものをいう。ただし，正常な商習慣に照らして値引と認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして化粧石けんに附属すると認められる経済上の利益は，含まない。

(1)　物品，土地及び建物その他の工作物

(2)　金銭，金券，預金証書，当せん金付証票及び公社債，株券，商品券，その他の有価証券

(3)　きょう応（映画，演劇，スポーツ，旅行，その他の催物等への招待又は優待を含む。）

(4)　便益，労務その他の役務

（一般消費者に対する景品類の提供の制限）

第3条　事業者は，一般消費者に対し，景品類を提供してはならない。ただし次に掲げるものについては，この限りでない。

(1)　「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和37年公正取引委員会告示第5号）の範囲内の景品類

(2)　見本品として提供する。1個20グラム以下の化粧石けん

(3)　取引商品の小売価格の5％以内の景品類。ただし，資本金1億円未満の者又は化粧石けんの年間生産量が5,000トン未満の者にあっては，小売価格の8％以内の景品類とする。

（販売業者に対する景品類の提供の制限）

第4条　事業者が化粧石けんの販売を業とする者に対して提供することができる景品類は，「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和42年公正取引委員会告示第17号）の範囲内のものとする。

（公正取引協議会の設置）

第5条　この規約の目的を達成するため，化粧石けん公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2　公正取引協議会は，この規約に参加する事業者をもって構成する。

（公正取引協議会の事業）

第6条　公正取引協議会は，次の事業を行なう。

(1)　この規約の内容の周知徹底に関すること。

(2)　この規約についての相談及び指導に関すること。

(3)　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。

(4)　この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。

(5)　不当景品類及び不当景品防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。

(6)　関係官公庁との連絡に関すること。

(7)　その他この規約の施行に関すること。

（違反に対する調査）

第7条　公正取引協議会は，第3条又は第4条の規定に違反する事実があると思料するときは，関係者を招致し，事情を聴取し，関係者に必要な事項を照会し，参考人から意見を求め，その他その事実について必要な調査を行なう。

2　事業者は，前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3　公正取引協議会は，前項の規定に違反して，調査に協力しない事業者に対し，当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し，これに従わないときは3万円以下の違約金を課し，又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（違反に対する措置）

第8条　公正取引協議会は，第3条又は第4条の規定に違反する行為があると認めるときは，当該違反行為を行なった事業者に対し，当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行なってはならない旨を文書をもって警告することができる。

2　公正取引協議会は，前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは，当該事業者に対し，30万円以下の違約金を課し，又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3　公正取引協議会は，前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により，警告し，又は違約金を課したときは，その旨遅滞なく公正取引委員会に報告するものとする。

（施行規則）

第9条　公正取引協議会は，この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2　前項の規定を設定し，又は変更しようとするときは，事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約は，公正取引委員会の認定の告示のあった日から起算して，2カ月を経過した日から施行する。ただし，第5条及び第6条の規定は，公正取引委員会の認定の告示のあった日から施行する。

○公正取引委員会告示第84号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第1項の規定に基づき，化粧石けんの表示に関する公正競争規約を認定したので，同条第4項の規定により，次のとおり告示する。

昭和46年12月10日

公正取引委員会委員長　谷村　裕

1　昭和46年8月7日付，日本油脂工業会（会長　宮崎寅四郎）および日本石鹸工業組合（理事長　平野幾三郎）の申請に係る化粧石けんの表示に関する公正競争規約を認定した。

2　公正競争規約に係る事業の種類

化粧石けんの製造，販売および輸入販売業

3　公正競争規約の内容

別　記

4　認定の理由

化粧石けんの製造，販売および輸入販売業における表示の実態および公正競争規約の内容を検討した結果，当該公正競争規約は，不当景品類及び不当表示防止法第10条第2項各号の認定要件に適合すると認められる。

5　認定に対する不服申立ての方法

この認定に不服があるものは，不当景品類及び不当表示防止法第10条第6項で定めるところにより，この告示の日から30日以内に，当委員会に対し，不服の申立てをすることができる。

なお，この処分の表示は，「昭和46年規約第17号化粧石けんの表示に関する公正競争規約の認定」である。

別　記

化粧石けんの表示に関する公正競争規約

（目的）

第1条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は，不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第1項の規定に基づき，化粧石けんの表示に関する事項を定めることにより，一般消費者の適正な商品選択を保護し，化粧石けん業における不当な顧客の誘引を防止し，公正な競争を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この規約で「化粧石けん」とは，薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第3項に規定する化粧品（同条第2項に規定する医薬部外品を含む。）のうち，成分が脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので，主として，人体の洗浄を目的とし，家庭の用に供する固形の石けん類をいう。

2　この規約で「化粧石けん業」とは，化粧石けんを製造し，販売し，又は輸入して販売する事業をいう。

3　この規約で「事業者」とは，化粧石けん業を営む者をいう。

（必要な標示事項）

第3条　事業者は，化粧石けんの容器又は包装に次に掲げる事項を，邦文で外部から見易い場所に，明瞭に標示しなければならない。

(1)　製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所

(2)　販売名

(3)　石けんである旨。ただし，販売名に「石けん」という文言が用いられているものにあっては，これを省略することができる。

(4)　脂肪酸ナトリウム塩以外の洗浄を目的とする成分を含有するものにあっては，その成分名

(5)　製造方法が枠練りによるものにあっては，その旨

(6)　1個の標準重量

(7)　医薬部外品である化粧石けんにあっては，その旨

(8)　輸入品にあってはその原産国名

（特定事項の標示基準）

第4条　事業者は，次の各号に該当するものについては，当該各号に掲げる基準

に従って標示しなければならない。

(1)　含有成分を記載する場合には，その化学名又は一般的名称により記載すること。ただし，商品名又は略名を併記することができる。

(2)　効能，効果を標示する場合は，薬事法の施行に関して定められた化粧石けんの効能効果の範囲内において標示すること。

(特定の物質の名称を販売名に用いることの制限)

第5条　事業者は，化粧石けんに使用されていない物質の名称を当該化粧石けんの販売名に用いてはならない。ただし，化粧石けんの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものについては，この限りでない。

2　事業者は，施行規則で定める特定の物質については，これが化粧石けんに使用されている場合であっても，施行規則で定める基準量以上使用されていなければ，当該特定の物質の名称を当該化粧石けんの販売名に用いてはならない。

(施行規則で定める必要表示事項)

第6条　化粧石けん公正取引協議会は，第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には，前3条に規定する事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第7条　事業者は，化粧石けんの取引に関し，容器，包装，説明書，ポスター，看板，新聞，雑誌，ラジオ，テレビジョン等により次に掲げる表示をしてはならない。

(1)　化粧石けんの品質，効能又は効果に関し，虚偽，誇大な表現，不正確な表現その他一般消費者に誤認されるおそれのある表示

(2)　化粧石けんの品質，効能又は効果に関し，最大級を意味する表示またはこれに類する表示

(3)　日本の国内において製造した化粧石けんについて，あたかも外国で製造したものであるかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示

(4)　他の事業者又は他の事業者に係る製品を中傷し，誹謗するような表示

(5)　その他化粧石けんの内容又は取引条件について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

(オープン懸賞の制限)

第8条　事業者は，顧客を誘引する手段として，広告において，一般消費者に対し，次に掲げる方法により特定の者を選び，これに正常な商慣習に照らして過大な金銭，物品その他の経済上の利益（不当景品類及び不当表示防止法第2条に規定する景品類に該当するものを除く。）を提供する旨を申し出てはならない。

(1) 次の行為をすることを求め，くじの方法又はその内容の正誤若しくは優劣により選ぶこと

イ　当該事業者の定める様式により氏名，住所，職業等を回答すること

ロ　応募の際一般には明らかでない事実について予想若しくは推測の募集に応ずること

ハ　趣味，娯楽，教養等に関する問題の解答の募集に応ずること

ニ　キャッチフレーズ，商品名，感想文等の募集に応ずること

ホ　演技その他特定の行為をすること

(2) 当該事業者の定める一定基準に該当することを条件として選ぶこと

2　前項に規定する「過大な金銭，物品その他の経済上の利益」とは，10万円を超える額のものをいう。

（オープン懸賞の総額の制限）

第9条　前条の場合において，提供する旨の申出に係る金銭，物品その他の経済上の利益の総額は，200万円を超えてはならない。

（過大包装の禁止）

第10条　事業者は，内容物の保護，品質保全，成型技術に必要な限度を超えて過大な包装を用いてはならない。

（公正取引協議会の設置）

第11条　この規約の目的を達成するため，化粧石けん公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2　公正取引協議会はこの規約に参加する事業者をもって構成する。

（公正取引協議会の事業）

第12条　公正取引協議会は，次の事業を行なう。

(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。

(2) この規約についての相談及び指導に関すること。

(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。

(4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。

(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。

(6) 一般消費者等からの表示に関する苦情処理に関すること。

(7) 関係官公庁との連絡に関すること。

(8) その他この規約の施行に関すること。

（違反に対する調査）

第13条　公正取引協議会は，第3条，第4条，第5条若しくは第7条から第10条までの規定又は第6条の規定に基づいて制定した施行規則に違反する事実があると思料するときは，関係者を招致し，事情を聴取し，関係者に必要な事項を照会し，参考人から意見を求め，その他その事実について必要な調査を行な

う。

2　事業者は，前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3　公正取引協議会は，前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し，当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し，これに従わないときは3万円以下の違約金を課し，又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（違反に対する措置）

第14条　公正取引協議会は，第3条，第4条，第5条若しくは第7条から第10条までの規定又は第6条の規定に基づいて制定した施行規則に違反する行為があると認めるときは，当該違反行為を行なった事業者に対し，当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行なってはならない旨を，文書をもって警告することができる。

2　公正取引協議会は，前項の警告を受けた事業者が，当該警告に従っていないと認めるときは，当該事業者に対し，30万円以下の違約金を課し，又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3　公正取引協議会は，前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により，警告し，又は違約金を課したときは，その旨を遅滞なく，公正取引委員会に報告するものとする。

（施行規則）

第15条　公正取引協議会は，この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2　前項の規則を設定し又は変更しようとするときは事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

1　この規約は，公正取引委員会の認定の告示があった日から起算して，6カ月を経過した日から施行する。ただし，第11条及び第12条の規定は公正取引委員会の認定の告示のあった日から施行する。

2　前項の規定に拘わらず，この規約の施行の日前に製造した化粧石けんについては，施行規則で定める期間に限り，第3条，第4条及び第5条の規定を適用しない。

**化粧石けん公正競争規則の承認**

公取景　第1479号
昭和47年2月16日

日本油脂工業会
会長　宮崎　寅四郎　殿

公正取引委員会委員長　谷村　裕

化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する
公正競争規約施行規則および化粧石けんの表示に関
する公正競争規約施行規則の承認書

昭和47年1月27日付をもって申請のあった化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則および化粧石けんの表示に関する公正競争規約施行規則は，これを承認する。

化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する
公正競争規約施行規則

化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約第9条の規定に基づき，化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則を次のとおり定める。

（定義）

第1条　規約第2条第1項に規定する「これに類する成分」とは，「陰イオン活性剤」，「非イオン活性剤」等をいう。

2　化粧石けん業者が取引に附随して，相手方に提供する物品，金銭その他の経済上の利益の附与が，明らかに単なる仮装のため，瑣細な対価を請求する形態でなされた場合，当該経済上の利益は，規約第2条第4項に規定する景品類とみなす。

（一般消費者に対する景品類の提供の制限）

第2条　規約第3条第2号に規定する見本品として提供する1個20グラム以下の化粧石けんについては，当該化粧石けんが見本品である旨を標示するものとす。

2　規約第3条第3号の資本金又は生産量の算定にあたって，化粧石けんを製造し，又は販売する事業者が，資本の拠出等により他の化粧石けんを製造し，又は販売する事業者によって実質的に支配されている場合には，当該事業者の資本金又は年間生産量は，実質的に支配する事業者の資本金又は年間生産量をもってするものとする。

3　輸入して販売される化粧石けんについても前項に準ずるものとする。

附　則

1.　この規則を設定し，又は変更しようとするときは，会員の3分の2以上の同意を必要とし，かつ，公正取引委員会の承認を受けるものとする。

2.　この施行規則は，昭和47年2月10日から施行する。

化粧石けんの表示に関する公正競争規約施行規則

化粧石けんの表示に関する公正競争規約第15条の規定に基づき，化粧石けんの表示に関する公正競争規約施行規則を次のとおり定める。

（定義）

第1条　規約第2条第1項に規定する「これに類する成分」とは，「陰イオン活

性剤」,「非イオン活性剤」等をいう。

2　規約第3条第4号に規定する「脂肪酸ナトリウム塩以外の洗浄を目的とする成分」とは，高級アルコール硫酸エステルソーダ塩，アルキルベンゼンスルフォン酸ソーダ塩等をいう。

(必要な標示事項)

第2条　規約第3条に掲げる事項については，次の各号に掲げる基準により，標示しなければならない。

(1)　販売名

薬事法第12条第1項，第22条第1項又は第18条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可を受けた名称をいう。

(2)　1個の標準重量

通常の販売において製造後約5カ月の時点で到達するであろう重量。ただし，購入時の誤差は原則として±5％（枠練り石けんにあっては±10％）の範囲内とする。なお，標準重量について一般消費者等より苦情の申出があった場合，公正取引協議会は十カ所以上のことなった店舗又は場所よりの試料につき試験し，その平均値をもって判定するものとする。

(3)　原産国名

当該化粧石けんを製造した事業所が所在する国の名称。

2　規約第3条に掲げる事項は，化粧石けんの容器又は包装の同一面に標示しなければならない。ただし，第5号に規定する事項については，この限りでない。

3　規約第3条に掲げる事項は，次に定める活字以上の文字で標示しなければならない。

(1)　1個の標準重量が50グラム以下のものにあっては，6ポイント活字以上の文字

(2)　1個の標準重量が50グラム超150グラム以下のものにあっては，8ポイント活字以上の文字。ただし，第1号および第3号に規定する事項については，7ポイント活字以上の文字で標示することができる。

(3)　1個の標準重量が150グラム超のものにあっては，8ポイント活字以上の文字。

(特定の物質の名称を販売名に用いることの制限)

第3条　規約第5条第1項ただし書の規定により，販売名に特定の物質の名称を用いることができる化粧石けんは，次に掲げるとおりとする。

(1)　当該物質の香料が配合されている化粧石けん。ただし，当該物質の香料が配合されている旨を8ポイント活字以上の文字で，当該化粧石けんの販売名に併記しなければならない。

(2)　販売名に特定の物質の名称を用いても，化粧石けんの品質，内容等について一般消費者に誤認されるおそれがないものとして公正取引協議会の査定に

基づき，公正取引委員会が認めたもの。

2　規約第5条第2項に規定する特定の物質及びその基準使用量は，次に掲げるとおりとする。

| 特定の物質 | 基準使用量 |
|---|---|
| 黒砂糖 | 黒砂糖を全重量の5％以上 |
| 牛乳，ミルク | 牛乳，ミルク等の乳製品又はその加工品のいずれか又はその合計量を全重量の5％以上 |
| はちみつ | はちみつ又は還元はちみつのいずれか又はその合計量を全重量の3％以上 |

（不当表示の禁止）

第4条　規約第7条第2号に規定する最大級を意味する表示又はこれに類する表示とは，「最高」，「最高級」，「最上級」，「完全」，「絶対」等の文言をいう。

附　則

1.　この施行規則を設定し，又は変更しようとするときは，会員の3分の2以上の同意を必要とし，かつ，公正取引委員会の承認を受けるものとする。

2.　この施行規則は，昭和47年6月10日から施行する。

3.　規約附則第2項に規定する期間は，規約施行の日からおおむね1年間とする。

## 化粧石けんの適正包装規則の承認

公取指　第93号

昭和52年2月4日

化粧石けん公正取引協議会

委員長　宮崎檜義　殿

公正取引委員会委員長　沢田悌

承　認　書

昭和52年1月20日付けをもって承認申請のあった「化粧石けんの適正包装規則」は，これを承認する。

化粧石けんの適正包装規則

昭和52年2月4日

公正取引委員会承認

化粧石けんの表示に関する公正競争規約第10条の規定（過大包装の禁止）を実施するため，化粧石けんの適正包装規則を次のとおり定める。

（個装の基準）

第1条　化粧石けんの個装は次に掲げる基準に従った適正な包装でなければならない。

1.　アルミホイル等で外装する場合は内装紙が2枚以内であること。

2.　個箱に詰める場合は次の基準によること。

(1)　内装紙は2枚以内であること。

(2)　個箱の大きさは化粧石けんの重量別に定める次表の基準によることとし，いずれの種別に該当する場合にあっても個箱の外容積に対して化粧石けんの体積（直方体換算）の割合が70パーセント以上であること。

| 種別（重量別）／個箱の大きさ | No.1 | No.2 | No.3 |
|---|---|---|---|
| | 71～85グラム | 86～100グラム | 70グラム以下，101グラム以上　及び特殊型 |
| たて(長さ) | 86ミリメートル以下 | 86ミリメートル以下 | 石けんの長さ＋7ミリメートル以下 |
| 横（幅） | 57　〃 | 57　〃 | 石けんの幅＋　7〃 |
| 高さ(厚さ) | 28　〃 | 32　〃 | 石けんの厚さ＋6〃 |

（詰合わせ包装の基準）

第2条　化粧石けんを詰合わせる場合及び化粧石けんと他の商品を詰合わせる場合は次に掲げる基準に従った適正な包装でなければならない。

1.　化粧石けんを詰合わせる場合は詰合わせ容器の外容積に対して個装の化粧石けん（直方体換算）の合計体積の割合が70パーセント以上であること。

ただし，形体又は重量が異なる化粧石けんを詰合わせる場合及び化粧石けんと他の商品を詰合わせる場合は本項に定める基準の数値は適用しないが，不必要な空間が生じないよう次の例示にならって合理的に配列してあること。

2.　詰合わせ容器の額縁幅は5ミリメートル以下であること。ただし，詰合わせる化粧石けん等の重量合計が800グラムを超える場合は額縁幅を8ミリメートル以下とすることができる。

3.　中敷の厚さは3ミリメートル以下であること。ただし，形体又は重量が異なる化粧石けんを詰合わせる場合は中敷の厚さ（プラスチック等の成型した中敷にあっては空間部分を含む。）は最も厚い部分であっても10ミリメートルを超えてはならないものとし，化粧石けんと他の商品を詰合わせる場合は商品の形体等に応じて必要な限度内であること。

（その他）

第3条　二次使用容器を用いる場合等この規制によりがたいものについては公正取引協議会がこの規則に準じて査定する。

備考　1.　石けんの重量は製造時における重量とする。

2.　詰合わせ容器の外容積はふたを除いた部分で算定する。

附則　この規則は公正取引委員会の承認があった日から起算して6カ月を経過した日から施行する。

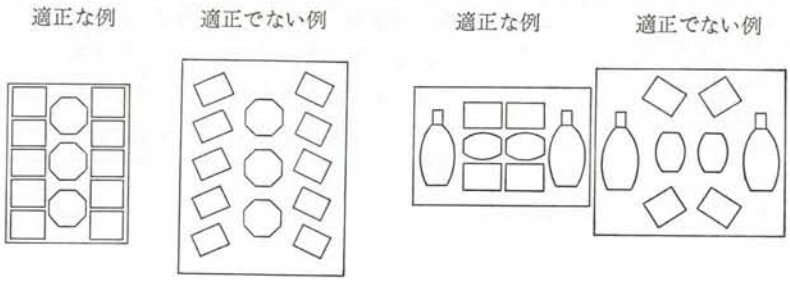


### 化粧石けん公正取引協議会の設立

化粧石けん公正取引協議会は公正競争規約に規定されている事業を行うため，昭和47年6月21日に関係4団体と14製造業者を構成員として設立された。創立時の会員は次の通りである。

**化粧石けん公正取引協議会会員**（創立時：昭和47年名簿（50音順））

団体――全国石鹸洗剤日用品雑貨卸商組合連合会　日本化粧品輸入組合　日本石鹸工業組合　日本油脂工業会

製造業者――アイデアル石鹸株式会社　花王石鹸株式会社　鐘紡株式会社　牛乳石鹸共進社株式会社　シスター石鹸株式会社　株式会社資生堂　玉の肌石鹸株式会社　日本油脂株式会社　株式会社ペリカン石鹸　ミツワ石鹸株式会社　皆様石鹸株式会社　株式会社ユゼ　横浜油脂工業株式会社　ライオン油脂株式会社

## 第2節　合成洗剤の公正競争規約案作成をめぐって

合成洗剤の公正競争規約の制定は，市場の拡大，品目の増加，競争の激化，外資の進出等の業界の諸状況から，急ぐ気運が高まり，洗剤業界においては工業界を中心に積極的な作業がつづけられた。しかし，合成洗剤にあっては表示についても多くの検討点をもち，また，家庭用品品質表示法（通商産業省所管）との関係もあり，加えて，昭和48年～49年にかけての消費流通市場の混乱（洗剤パニック）があり，さらに洗剤に関する消費者運動の高まり等の影響もあって，規約の原案についての検討が進んでいたものの，取扱いは慎重となり，公正取引委員会の意向は"保留"を表明し，53年，54年には積極的な動きは見られなかった。しかし，55年秋より制定に向ってふたたび積

極的な動きが生まれ，新しい進展が期待される状況となった。

以下に経緯の概要をしるす。

＜昭和48. 9.12＞

工業会でまとめた規約原案について，公正取引委員会の担当官を招いての審議が行われ，この検討結果をふまえた原案を提出することとなる。

＜昭和49.11.28＞

公正取引委員会内において「洗剤の公正競争規約に関する表示連絡会」が行われる。

場　所　公正取引委員会　審判廷

出席者　日本石鹸洗剤工業会（13名）

消費者団体等（主婦連合会，地域婦人連絡協議会，生活協同組合連合会，消費者協会，国民生活センター，公取モニター）

公正取引委員会（3名）

「家庭用合成洗剤の表示に関する公正競争規約案」について意見の交換が行われた。

＜昭和49.12.18＞

通産省において品質表示法の見直しが行われており，それに関連して，公正競争規約案における表示内容について意見交換がなされた。

＜昭和50. 3.28＞

「第2回表示連絡会」が行われ，規約第4条（特定事項の表示基準）についての検討を行い，成分，比較表示，試験結果などについて検討した。

＜昭和50. 8.21＞

第3回表示連絡会

場　所　公正取引委員会　審判廷

出席者　工業会（13名）

消費者団体等（主婦連合会，地域婦人団体連絡協議会，消費者協会，消費科学連合会，日本消費者連盟，国民生活センター，公取モニター）

＜昭和52.12. 2＞

第4回表示連絡会

場　所　科学技術庁　第2会議室

出席者　工業会（沼田会長外13名）

全卸連（1名）

消費者団体等（地域婦人団体連絡協議会，生活協同組合連合会，日本消費者連盟，消費者協会，消費科学連合会，国民生活センター）※主婦連合会欠席

規約案第4条を中心に意見の交換がなされる。さらに表示の具体的事例を用意

して，消費者代表との話し合いを進めることを申し合わせる。

＜昭和51.10.20＞

洗剤公正取引協議会準備会設立（別項に記載）

＜昭和51.12.17)

工業会では公正取引委員会担当官を招いて懇談，品質表示法をふまえた修正案を検討する。

公正取引委員会（4名）

公取委の土原景表指導課長より通産省の品質表示法の施行により事情が変化したこと等を説明，工業会園田理事より規約および施行規則のうち今回改正された点を説明，意見交換を行った。

## 自主規制による景品類の提供制限

昭和49年，50年と合成洗剤の公正競争規約案作成の作業が進展した時点で，「景品類の提供に関する公正競争規約案」についての業界内の意志統一がほぼまとまっていたところから，これを当局に提出して検討にゆだねることになった。その結果，その内容については当局の了解が得られるとの感触が生まれていた。折から，業界は洗剤パニックの後遺症である不況状態がつづいており，規約の制定を待たず，自主的に規約案第3条（一般消費者に対する景品類の提供の制限）を実施し，業界の正常な商慣習を維持することを必要とすると判断した。そこで，工業会より当局に意向の提示を求め，自主規制実施についての了解を求めたのであった。

これについては当局より“差支えない”との意向が示された。

50石洗発第62号
昭和50年9月5日

公正取引委員会
景品表示指導課長　利部脩二　殿

日本石鹸洗剤工業会
会長　小林　宏

家庭用合成洗剤に係る景品類提供の制限について

家庭用合成洗剤の公正競争規約作成については，貴景品表示指導課の懇篤なご指導により逐次規約案内容が整備されつつあり，誠に有難く存じております。

ご高承のとおり，家庭用合成洗剤市場も，一昨年の石油危機後の経済事情および消費構造等の変化の影響を受け，正常な商取引維持については必ずしも楽観を許さざる事情にあります。

このような事態は業界を混乱させるのみならず，末端小売価格や品質に乱れを生じ，購買者の正当な選択購買を阻害して消費者の利益に悪影響を与えることも考えられます。

かかることでは企業の社会的責任も果せなくなる恐れがありますため，業界としては姿勢を正して公正な競争を確保し，もって消費者の利益に副うよう，去る8月25日開催の当工業会理事会において，既にご当局に提出してあります「景品類の提供に関する公正競争規約案」の考え方に従い，早急に同案第3条（一般消費者に対する景品類の提供の制限）に掲げる事項を業界の自主規制として実施致したく意見の一致をみました。

「景品類の提供に関する公正競争規約案」の内容につきましては，昨年既に業界内部（当工業会及び日本石鹸洗剤工業組合）の意見統一は終っており，実施にも異議のないところであります。

もともとこの規約案第3条の内容は，販促活動を行なう場合の当業界における正常な商習慣に基づくものでありますので，この第3条を自主的に実施することは，当業界の正常な商習慣を維持するために必要と考えられます。

つきましては，この点につき，ご当局のご意向を承りたく存じますので，何とぞご回答賜わりたくお願い申し上げます。　以上

公取指第618号
昭和50年10月7日

日本石鹸洗剤工業会
会長　小林　宏　殿

公正取引委員会事務局
取引部景品表示指導課長

家庭用合成洗剤に係る景品類提供の制限について

昭和50年9月5日付　50石発第62号にてお申越しの件については，貴見によって差支えない。

なお，現在懸案となっている合成洗剤の表示に関する公正競争規約設定の作業も，早急に進められたい。

その後，これらの情勢に基づき，いっそう努力する必要性が痛感され，公正取引委員会当局の了解の下に，公正取引協議会準備会を設けて活動を開始することとなった。昭和51年10月20日に，日本石鹸洗剤工業会，日本石鹸洗剤工業組合，全卸連の3者による公正取引協議会準備会が設立され，発足している。準備会の性格は次の如くであった。

(1)準備会の発足　設立の日より正規の協議会成立まで
(2)会員の範囲　設立の日に参集した各団体の傘下全員

(3)討議の対象　(イ)景品類の制限に関する事項
(ロ)その他これに準ずる事項

(4)その他　各団体は昭和50年10月7日公取指第618号文書の主旨をメンバーに伝え周知を図る。

このような，洗剤業界の自主的規制が進められるのとは別に，公正取引委員会においては，独占禁止法に基づく景品類の提供制限を景品表示法に基づく制限告示に移す方針がとられ，それについての見解が発表され，つづいて告示が行われた。

石鹸洗剤業界の関連商品はすべてこの規制を受けることとなったのであり，すでに公正競争規約を制定している化粧石鹸はもとより，公正競争規約がいまだ制定されていない合成洗剤等においても公的規制は漸次整備されてゆく趨勢となった。次に当局発表の全文をしるす。

**景品類の提供の制限に関する告示**

○公正取引委員会告示第3号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第3条の規定に基づき，懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（昭和37年公正取引委員会告示第5号）の全部を次のように改正する。

昭和52年3月1日

公正取引委員会委員長　沢田　悌

懸賞による景品類の提供に関する事項の制限

1. この告示において「懸賞」とは，次に掲げる方法によって景品類の提供の相手方又は提供する景品類の価額を定めることをいう。
一　くじその他偶然性を利用して定める方法
二　特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法

2. 懸賞により提供する景品類の最高額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に掲げる金額を超えてはならない。
一　懸賞に係る取引の価額が5百円未満の場合　取引の価額の20倍
二　懸賞に係る取引の価額が5百円以上5万円未満の場合　1万円
三　懸賞に係る取引の価額が5万円以上10万円未満の場合　3万円
四　懸賞に係る取引の価額が10万円以上の場合　5万円

3. 懸賞により提供する景品類の総額は，当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の2を超えてはならない。

4. 前2項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合において，懸賞により景品類を提供するときは，景品類の最高額は10万円を超えない額，景品類の総額は懸賞に係る取引の予定総額の百分の3を超えない額とすることができる。た

だし，他の事業者の参加を不当に制限する場合は，この限りでない。

一　一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合

二　一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合。ただし，中元，年末等の時期において，年3回を限度とし，かつ，年間通算して70日の期間内で行う場合に限る。

三　一定の地域において，一定の種類の事業を行う事業者の相当多数が共同して行う場合

5.　前3項の規定にかかわらず，2以上の種類の文字，絵，符号等を表示した符票のうち，異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞による景品類の提供はしてはならない。

附　則

1.　この告示は，昭和52年4月1日から施行する。

2.　この告示の施行前に終了した取引に付随して行う景品類の提供については，なお従前の例による。

3.　次に掲げる規定中「昭和37年公正取引委員会告示第5号」を「昭和52年公正取引委員会告示第3号」に改める。

一～八　省略

九　化粧石けん業における景品類の提供に関する事項の制限（昭和46年公正取引委員会告示第82号）第1項（注）

（注）「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和37年公正取引委員会告示第5号）の範囲内の景品類

○公正取引委員会告示第5号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第3条の規定に基づき，一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限を次のように定め，昭和52年4月1日から施行する。

昭和52年3月1日

公正取引委員会委員長　沢田　悌

一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限

1.　一般消費者に対して懸賞（「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）第1項に規定する懸賞をいう。）によらないで提供する景品類の価額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に掲げる金額の範囲内であって，正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。

一　景品類の提供に係る取引の価額が千円未満の場合　百円

二　景品類の提供に係る価額が千円以上50万円未満の場合　取引価額の十分

の1

三　景品類の提供に係る取引の価額が50万円以上の場合　　5万円

2. 次に掲げる経済上の利益については，景品類に該当する場合であっても，前項の規定を適用しない。

一　商品の販売若しくは使用のため又は役務の提供のため必要な物品又はサービスであって，正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。

二　見本その他宣伝用の物品又はサービスであって，正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。

三　自己の供給する商品又は役務の取引において用いられる割引券その他割引を約する証票であって，正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。

四　開店披露，創業記念等の行事に際して提供する物品又はサービスであって，正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。

備　考

不当景品類及び不当表示防止法第3条の規定に基づく特定の種類の事業における景品類の提供に関する事項の制限の告示で定める事項については，当該告示の定めるところによる。

(工業会注記)…上記告示第5号の備考により化粧石けんについては告示施行後も一般消費者に提供できる景品類に対して「化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」第3条(3)に規定する小売価格の5％又は8％以内の制限が適用される。　　以　上

## 第3節 再販売価格維持制度と石鹸洗剤業界

独占禁止法に基づく再販売価格維持制度は，その存続の可否をめぐって多くの論議が生じていたが，石鹸洗剤業界も業界事情からその存続を希望し，その成りゆきに強い関心を示していた。

公正取引委員会は再販制度については，順次に廃止する方向を示し，その見解を発表して，改廃を行っている。

昭和46年4月には「再販売価格維持行為の弊害制限等について」の公取要望を発表したが，“再販行為の弊害を規制し，再販制度の適正な運用を図るため”，過大なマージン，リベート等の是正や不当に高い出荷価格の是正，広告宣伝の適正化，その他を掲げ，さらに，再販商品について今後とも指定要件からその適否を検討することを表明した。

その結果，「住居用洗剤」が上位企業のシェアがきわめて高いことを理由に削除され，「洗たく用石けん」と「粉末石けん」が再販制度が有効に利用

されていないことを理由に削除された。これらは公正取引委員会告示第31号（昭和46年4月26日付）で行われた。

**石けん等の再販指定品目の改正**

○公正取引委員会告示第31号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第24条の2の規定により，昭和28年公正取引委員会告示第19号（同条第1項に規定する商品に歯みがき及び家庭用石けんを指定する件）の全部を次のように改正する。

昭和46年4月26日

公正取引委員会委員長　谷村　裕

1. 歯みがきのうち練歯みがき。ただし，主として幼児又は児童の消費の用に供するものとして製造されたもの及び事業者の業務のために消費の用に供するものとして製造されたものを除く。
2. 石けんのうち家庭用浴用石けん
3. 合成洗剤のうち家庭用合成洗剤。ただし，衣料，蔬菜若しくは果実又は食器の洗浄の用に供するものとして製造されたものに限る。

その後も，再販制度の見直しは継続され，昭和48年8月29日付をもって，「再販制度の改正及び不当廉売の規制について」の公正取引委員会の見解が発表され，「メーカー段階における寡占の程度が甚だしい家庭用浴用石けん，家庭用合成洗剤，練歯みがきについて指定を取り消す」とされた。これは公正取引委員会告示第37号（昭和48年10月19日付）で告示された。

また，化粧品は「小売価格1容器当たり1,000円以下のものを値幅再販として認め，他は日常使用の観点から取り消す」とされ，公正取引委員会告示第35号（昭和48年10月19日付）で告示された。

これらは昭和49年9月1日から実施されたのであり，告示を受けて，ともすれば小売価格の乱れ勝ちな石鹸洗剤業界は容易ならぬ問題として受けとめたのであった。

なお，再販指定品目からの削除が発表になってから数カ月後に，石油ショックによる消費流通市場の混乱が発生したのは既述した通りである。

## 再販制度の改正及び不当廉売の規制について

公正取引委員会

昭和48年8月29日

一　再販制度の改正

1　わが国では，再販売価格維持行為は，当初は，独占禁止法により全面的に禁止されていたが，昭和28年の改正によって独占禁止法に新たに第24条の2が設けられ，著作物と公正取引委員会が指定した商標品について例外的に再販が許容されることになった。

2　法第24条の2に基づいて，公正取引委員会は昭和28年から昭和34年の間に，化粧品，染毛料，歯みがき，家庭用石けん，洗剤，雑酒，キャラメル，医薬品，カメラ，エリ付ワイシャツの計9商品を指定したが，昭和35年以降は，業界の希望があっても指定は行なっていない。

3　その後，再販については，昭和41年6月の物価問題懇談会の提言においてその弊害が指摘されたのをはじめとして，以来各方面において批判が強まってきた。

このような情勢のもとで，公正取引委員会は，昭和41年以降一部の指定商品の指定を取り消し，その結果，化粧品，医薬品，練歯みがき，家庭用浴用石けん及び家庭用合成洗剤の5商品が指定商品として残ったのであるが，これらの商品についても弊害を是正するため，昨年来具体的に業界を指導してきた。

4　しかしながら，前述のような経緯で今日この5商品のみを事実上特別扱いにして再販を認めていることは，諸種の観点から問題が多いと考えられる。制度の導入後約20年の間にこれらの業界の企業基盤は相当強化され，流通の系列化が進行して，むしろ，業界の寡占化の傾向が顕著となり，これに再販を認めておくことは，競争政策の見地から放置できないものとなっている。また，すでに再販を取り消された商品，あるいは再販を希望しても指定を認められない商品の場合，再販行為は闇再販としてきびしく規制され，再販を認められている5商品との間に不公平が生じているとの批判もある。

5　諸外国の再販に対する態度をみると，最近においてその規制は一般に強化され，たとえば，イギリスは1964年の特別法により再販を原則として禁止し，現在，書籍および医薬品のみが例外的に認められているに過ぎず，西ドイツにおいては，1973年の競争制限禁止法の改正により，出版物を除いて従来商標品について広く認められていた再販を，1974年から廃止することを決定した。また，フランスでは現在，一般的なものとしては一部化粧品が値幅再販として認められているに過ぎず，一般に西欧諸国においては，再販は極めて特殊な限定された品目についてのみ認められている。アメリカでは一部の州で商標品について再販が認められているが，それらの州においても，再

販を認められていない州の業者からの販売攻勢などのため，再販の維持が困難になっているといわれている。

6　公正取引委員会としては，昨年秋，再販について，「一年以内に再販制度のあり方について再検討し，基本的な対策を講ずる」方針を明かにしたが，以上のような内外の状況を勘案し，できるだけ再販品目を整理することとするが，一挙に再販を撤廃することは，この制度に長い間馴れてきた業界に混乱を招くおそれもあるので，寡占の甚だしい業界から，段階的に品目を整理することが適当であると考え，この際，次の措置をとることとした。

(1)　メーカー段階における寡占の程度が甚だしい家庭用浴用石けん，家庭用合成洗剤，練歯みがきについて指定を取り消す。

(2)　化粧品は，トップ・メーカーのシェアがかなり高いので問題はあるが，差し当たり，小売価格1容器当たり1,000円以下のものを値幅再販として認め，他は日常使用の観点から取り消す。

(3)　医薬品については，指定品目のうち，国民の健康に関係の深いものを，当面，値幅再販として認め，他は取り消す。

(4)　法定再販品は，その文化的意義などの見地から，当面，存続させる。

(5)　指定の取消しまでに，半年間の経過期間を設ける。

なお，当面存続を認められた商品についても，弊害の生じないよう，今後とも厳重に指導する。

二　不当廉売の規制

かねてから小売業界における流通秩序を乱すものとして，その弊害が指摘されてきた顧客誘引のための行き過ぎた廉売（いわゆるおとり廉売）については，今回の再販の品目整理を契機として，小売業全般にわたってこれを規制することとする。

規制の方法としては，小売業における不公正な取引方法として不当廉売を特殊指定することとする。

これにより商品の仕入価格の平均に直接販売費（原則として仕入価格の6％とする）を加えた価格に満たない価格で販売することは禁止される。

例外として廉売が認められるのは，生鮮食料品や，流行おくれの商品等で，放置すれば商品価値が急激に低下する場合等，正当な理由がある場合に限られる。

なお，この特殊指定案については，近く公聴会にかけ，一般の意見を聞いた上で決定する予定である。　以　上

小売業における不当廉売に関する特殊指定案の概要（資料）

公正取引委員会

48. 8.29

1　小売業者が，商品を他の事業者から購入して一般消費者に販売する場合において，その商品の通常の仕入原価に，その6％（その商品の販売に直接必要な販売費が，この金額以下であることを立証できるものについてはその金額）を加えた金額未満の価格でその商品を販売することを不当廉売として禁止する。

2　次の場合は，不当廉売に該当しないものとする。

(1)　生鮮食料品で品質が急速に低下するおそれがあるものを処分する場合

(2)　有効期限の定めのある商品，その他一定期間を経過したときに品質が変化するおそれのある商品で期限が切迫しているものを処分する場合

(3)　季節商品で販売の最盛期を過ぎたものを処分する場合

(4)　旧型になった商品又は流行遅れとなることが明かな商品を販売する場合

(5)　きず物，はんぱ物，その他明かに品質にかしのある商品を処分する場合

(6)　店舗の閉鎖に伴い，在庫商品を処分する場合

(7)　その他，廉売行為を行なうについて正当な理由があると認められる場合

3　「その商品の通常の仕入原価」とは，品質及び容量等が同一の商品であって，当該廉売行為が行なわれた日以前3カ月間に仕入れたものの平均原価をいう。この場合，その期間に仕入れた当該商品について算定される割り戻し金，添付される現品等実質的に仕入原価を低減させるものがあるときは，それを考慮して算定する。

4　以上の規定は，小売業者が自ら製造し，又は他の事業者に委託して製造した商品を販売する場合に準用する。　　以　上

### 再販制度改正に関する告示

公正取引委員会

○公正取引委員会告示第37号（昭和48年10月19日付）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第24条の2の規定により，※昭和46年公正取引委員会告示第31号（昭和46年4月26日付），昭和46年公正取引委員会告示第31号は昭和49年9月1日をもって廃止する。

○公正取引委員会告示第35号（昭和48年10月19日付）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第35号）第24条の2の規定により，※昭和43年公正取引委員会告示第91号（昭和43年12月28日付），昭和43年公正取引委員会告示第91号の一部を次のように改正し昭和49年9月1日から適用する。

本文中「掲げるもの」の下に「(その容器又は被包に小売価格として表示された価格が千円以下のものに限る。)」

※昭和43年公正取引委員会告示第91号（昭和43年12月28日付）

薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する化粧品（同法の規定により医薬部外品として取り扱われているものを含む。）であって，次の各号に掲げるもの。た

だし，事業者の業務のために消費の用に供するものとして製造されたものを除く。

一　香　水
二　オーデコロン
三　シャンプー
四　養毛料
五　整髪料
六　ヘアラッカー
七　染毛料
八　クリーム
九　ファンデーション
十　化粧水
十一　白粉，化粧粉
十二　口紅
十三　リップクリーム
十四　ほほ紅
十五　眼用化粧品
十六　まゆ墨
十七　まつげ化粧料
十八　つめ（爪）化粧料
十九　パック剤
二十　日焼け止め化粧品
二十一　脱毛剤
二十二　浴用化粧品
二十三　化粧用油
二十四　ひげそり用化粧料
二十五　化粧紙
二十六　はだ洗粉

# 第9章
# 「80年代の油脂製品，石けん，合成洗剤のビジョン」

（昭和55年8月）

日本石鹸洗剤工業会は通商産業省の要請を受けて検討をつづけて来た「80年代の油脂製品，石けん，合成洗剤のビジョン」を昭和55年7月8日にまとめ，55年8月発表した。"1980年代は70年代に始動したエネルギー情勢などの厳しい変化が増幅し，また為替レートの動向，消費動向等の不確定要素が多く，この細道をいかに切り抜けていくかという時代であろう"ととらえて，80年代のビジョンの検討を行い，その見解をまとめたもので，概要，油脂製品，石けん，合成洗剤，流通問題及び企業の社会的責任，提言の7項目からなっている。次に概要(全文)，各項の要点，提言(全文)を収録する。

## 概　　要

### 1. 油脂製品について

油脂製品には脂肪酸，硬化油，グリセリン及び還元高級アルコール等があるが，今後の動向については肪肪酸が最も注目される。

戦前，脂肪酸の用途は石けん原料，ろうそくが主であったが，戦後は石けんに代わる合成洗剤の登場により，従来の需要分野の大きな部分を石油化学系製品に置換えられた。

このような事態の中にあって，業界は界面活性剤等の誘導体の積極的開発育成と相まって，塩ビ安定剤，ゴム，塗料等の脂肪酸需要関連業界の発展に伴い，それなりの成長を遂げてきたのがわが国脂肪酸工業の今日までの経緯である。

原料サイドからみると，戦前は近海産魚油に依存していたが，その後潮流の関係もあって魚油の減産が続き，戦後は米国牛脂及び南方産のやし油にそのほとんどを依存することになり，これら原料油脂の天産物による相場の不安定に悩まされ続けている。一方，世界的に食糧問題が台頭して，食糧資源である油脂原料が注目され，今後工業用原料油脂の長期的な安定確保という問題に直面することになった。

70年代を転機として低成長期を迎えたが，後半やや盛返しをみたものの，欧米脂肪酸工業との競合，他方では発展途上国の競争相手としての成長をあわせ考えると，原料油脂をほぼ全面的に輸入に頼らざるを得ない現状においては，80年代の対応として東南アジア，特にマレーシアの脂肪酸工業との国際分業を進めるとともに，やし油等工業用油脂を安定確保するため，フィリピンとの国家間協力など現地との協力を強力に推進する必要がある。

### 2. 石けんについて

石けんの需要は50年代に浴用，洗たく用石けん（固形，粉末）共に拡大基調で推移し，特に電気洗たく機が普及しはじめて，粉末石けんが急激に伸長した時代であった。

しかし，60年代には浴用石けんが順調に推移したのに対し，粉末石けんは合成洗剤の飛躍的な拡大により急速に減少しはじめたが，70年代に入ってからはその半ば頃より，消費者ニーズの多様化もあって減産傾向に歯止めがかかった。

80年代の浴用石けんは，生活環境の向上，消費者ニーズの高度化に伴い多品種，多様化と高級化がさらに進むものの，全体の消費としては過去の傾向を踏襲して微増で推移するものとみられる。

粉末石けんは環境問題とも関連して，地方自治体等の推奨もあり，80年代前半はかなりの高伸長が期待できるが，その後は消費構造も漸次落着きをとり戻すと予測されるので，安定的な増加をたどるものとみてよいだろう。

### 3. 合成洗剤について

わが国の合成洗剤については，50年代の初めに鉱油系合成洗剤が登場した。

当時は電気洗たく機の出現とともに，洗たく用石けんは固形から粉末へと移行して，粉末石けんの需要が拡大しつつあった時である。そこに性能がよく使い易い合成洗剤が出現して，その後の生活水準の向上，衛生思想の普及とともに，粉末石けんから合成洗剤への切替えが始まり，50年代は合成洗剤の発展の基礎を築いた時代であった。

60年代には電気洗たく機の普及率の高まりを背景に，合成洗剤が急速に浸透し，生産は飛躍的に増大した高度成長期であった。

70年代に入ると電気洗たく機の普及率も一応の水準（約84%）に達して，合成洗剤の安定成長期に入った。

その後，合成洗剤の環境問題等ともからんで，りんを含まない合成洗剤を要望する声も出て，商品の多様化がすすんでいる。

今後80年代の問題としては，以下の点が望まれるところである。

(1) 生分解性のさらによい界面活性剤の研究，開発とともに，これが増産体制を図ること。

(2) りん酸塩代替品，例えばゼオライトAなどの開発，増産体制を図ること。

(3) 以上の界面活性剤，りん酸塩代替品の環境並びに下水道処理場等に及ぼ

す影響についての国，公共機関のプロジェクトチーム編成による解明。

## I　油脂製品（抜粋）

### 1.　需要動向

油脂製品には硬化油，脂肪酸，グリセリン及び還元高級アルコールが含まれるが，このうち脂肪酸の動向による影響が最も大きい。

(1)　硬化油

工業用硬化油の用途に大きな期待は持てないので，今後も年間9,000トン程度の販売量で推移するであろう。

(2)　脂肪酸

①　従来からの需要に基づく動向

従来からの需要に基づく脂肪酸の伸びを年5％とすると，79年(昭和54)の24.6万トンから80年（昭和55）25.8万トン，89年（昭和64）40万トンと見込まれる。

②　粉末石けんの増加に伴う動向

80年代の終りには10万トンに達するものと推定されている。脂肪酸総需要量（従来需要＋石けん用）は80年（昭和55）の27.8万トンから，89年（昭和64）45万トンに達しよう。

(3)　グリセリン

グリセリンの用途に新たな需要は見込めないので，天然グリセリンでまかなえるであろう。合成グリセリンは価格的に不利となり，生産は減少するであろう。

(4)　還元高級アルコール

還元アルコールは合成アルコールより価格的に有利で，天然品志向からも需要は増すであろう。還元不飽和アルコールは今後も伸長するであろう。

### 2.　技術開発動向

(1)　脂肪酸の利用に関する技術

①　魚油の有効利用

食用への利用とともに高度不飽和酸や長鎖脂肪酸をもつ特長を生かす技術を開発し，国産資源の有効活用を図るべきである。

②　不飽和酸の高度利用

ファインケミカル製品取得の技術を開発する

(2)　省エネプロセスの開発

逆浸透の研究等，生産工程における省エネルギー技術の開発を進める。

(3)　酵素による技術の確立

油脂分解における新プロセスとして酵素を活用する新技術を開発する。

(4)　天然高級アルコールに関する技術

優れた特性を活かす用途を開発する技術が望まれる。

(5) 天然油脂の生理活性の研究

人間への生理活性を研究する必要がある。

**3. 原料資源の問題**

世界の油脂生産は近年順調に伸びており，需給は安定している。

(1) 原料油脂の動向

輸入牛脂や国産の豚脂，牛脂，ラウリン酸系のやし油，パーム核油のほか，マレーシアのパーム油が重要になり，国産魚油の活用も必要になる。

粉末石けん用には，従来オレイン酸リッチの米ぬか油，豚脂が多く使用されたが，今後はパーム油，牛脂，やし油，パーム核油の組合わせが増えるであろう。

(2) 東南アジアとの協力

次のプロジェクトを推進する。

① マレーシアの脂肪酸工業と国際分業

今後わが国はマレーシアからのパーム脂肪酸の供給を受けてそのまま，又は精製あるいは分別して利用し，無駄な競合を避ける国際分業の対策を樹立すべきである。又，現地での脂肪酸合弁事業も検討されるべき問題である。

② フィリピンのやし油事業への協力

フィリピンではUNICOMがやし油の総合的事業を推進している。この事業は政府の影響力が強いので，わが国の経済協力も国家間協力の形をとる必要がある。すでにヘンケル，ユニケマ等が企業化に乗出したとの情報があるので，実施を急ぐ必要がある。

③ フィリピン以外への協力

インドネシア，パプア・ニューギニア等に対してもやし油事業の開発センター等を設置し援助の環を広げる。

## Ⅱ 石けん（抜粋）

**1. 需要動向**

(1) 生産および需給

石けんの生産状況をみると，1979年は1969年に比し14.3%の伸長となっている。品種別では浴用1.15倍，洗たく用粉末2.06倍，その他（工業用，繊維用等）1.12倍，洗たく用固形のみが0.52倍とほぼ半減となった。

80年代の需給見通しについては，洗たく用は合成洗剤の動向を十分に見極めた上で慎重に策定することが肝要である。

① 浴用石けん

生活環境の向上，消費者（特に若年層）ニーズの高度化にともなう多

種，多様化及び高級化がさらに増大することが予測される。しかし，用途的にはあくまでも身体清浄を目的とした商品の性格上，大幅の消費拡大は望むべくもなく，総体的には人口増加と若年層対象の高級品の増加程度を見込むのが妥当であろう。80年代末には13万トン近くとなろう。

石けん価格は他の日用生活物資に比較してあまりにも格差が大きいので，その修正のため消費者の認識を高める等ＰＲを含めて，80年代において業界として解決すべき重要課題であろう。

② 洗たく用固形石けん

洗たく形態は今後も電気洗たく機中心であることに変化はないので，80年代は微増傾向と推定するのが妥当であり，80年代末には１万６千トン前後になるものとみられる。

③ 洗たく用粉末石けん

従来の製品から性能面を大幅に改良した複合粉末石けんが，消費者の要求を満たすことができたと想定して予測すると，80年代前半にはかなりの高伸長がみられると思われるが，その後は消費構造も落着いて安定的増加傾向で推移すると考えられ，80年代末には10万トン前後の需要となろう。

④ その他の石けん

繊維用は頭打ちで増加が見込めず，工業用は受注製品が主体のため量的には不安定で増減の差が著しく，その他の石けんのみが増加傾向であった。よって前述の理由から80年代の伸びを過去の傾向同様に延長して予測すると，80年代末には２万トンを超えることになろう。

⑤ 石けん合計

以上品種別の推定により80年代末の石けんを生産ベースでみると，浴用13万トン，洗たく用固形１万６千トン，同粉末10万トン，その他２万トン，計26万６千トン前後となる見込みである。

(2) 輸出入

① 輸出

輸出は国内生産のわずか１％前後にとどまっており，今後も増加期待は持てないものと思われる。

② 輸入

主体となるものは一般浴用石けんで，舶来嗜好のわが国民性から毎年５千トン前後の輸入が続いており，今後も多品種，多様化の促進とともに，この傾向は持続するものとみられる。

(3) 供給及び流通

浴用石けんは商品の特性上，旧来より中元，歳暮の贈答期に集中して出荷されるため，生産体制もこれに対応して行なわれており，供給面における不安要素ないと考えられる。

流通機構としては販社制度をはじめ卸店（大，中，小），量販店，小売店，薬店等が複雑にからみ合っている。供給者側としては，今後納入先に対する合理化のため物流費の低減，サービスの改善等に努め，生販の共存繁栄をより充実させる方向で進むことが望まれる。

洗たく用石けんの流通面は浴用と同様のルートである。供給面については，生産者の供給体制の確立が行なわれるので，支障を来す恐れはないものとみられる。

**2.　技術開発動向**

浴用石けんについては，製造上の技術は欧米並みに達しており，今後の多様化，高級化に伴う一部の新製品開発技術が中心として展開していくものと思われる。

粉末石けんは，界面活性剤，改質剤の添加によって改良された高品質の複合粉末石けんが生産，販売され始めている。今後はさらに技術開発の推進が図られ，消費者のニーズに適応した良質の製品が生産されることになろう。

**3.　原料資源の問題**

石けんは牛脂，やし油および動植物油脂を主原料とした製品であるため，国産油脂資源に乏しいわが国ではその大半を輸入に依存して現在に至っている。

80年代の石けん用油脂資源については，従来の輸入依存中心型から国産原料への一部転換を図るべきであると考える。即ち，国産の魚油，豚脂の石けん用としての高度利用のための研究開発を進め，原料確保の有力な資源とすべきであろう。また，豚脂の生産は年々増大しており，期待できる原料である。

石けん用の新しい原料ソースとしてパーム固体脂の利用が十分考慮される時期に至っている。マレーシアにおけるパーム油生産は既に200万トンを超え，今後数年後には400万トンに達するものと見込まれている。よってこれを石けん原料として利用するならば，供給面での資源不安は解消するであろう。

石けん原料としてやし油は製品上不可欠のものであるが，やし油は東南アジア地域の特産物であり，わが国はその全量を輸入に依存している上，その大半をフィリピンが占めているので，常に問題を提起している原料である。

70年代末にUNICOMが発足し，生産，販売，輸出（価格を含めて）のコントロールを強化し，売手市場としての地位確保を図りつつあるのが実情である。この打開策としての一方法として，80年代を通じての施策としてフィリピン以外の東南アジア地域のやし油生産国との共同開発が挙げられる。これらの地域は潜在的にはやし油の未開発地がほとんどで，現地においてもプランテーションに対する技術，資本の提携にはかなり意欲的であるので，長期的な資源確保のために積極的なアクションをとることが望まれる。

動植物油脂は天産品のためリサイクルが可能な反面，気象条件等の自然の変化によって収穫が大きく左右される欠点がある。従って，価格変動を最小限に押え

るためにも，総合的な見地からの原料の安定確保，安定供給が図られねばならず，業界としてもそれに力を注ぐ必要があろう。

## Ⅲ　合成洗剤（抜粋）

### 1. 需要動向

(1) 需要予測

合成洗剤の需要はその多様化とともに，潜在需要拡大の可能性はあろう。安全性，水質汚濁等の問題の本質を認識し，積極的な商品開発と消費者の不安を解消するための啓蒙活動をさらに強化することが重要であろう。

衣料用合成洗剤は年率5％の伸長率，粉末石けんは10％の伸長率を示し，80年代末期にはその合計量は108万トンに達するものと考えられる。

(2) 消費者ニーズの変化

70年代に入ると，単に洗浄力，使いやすさを求めた時代から，安全性，水質汚濁問題に対し，深い関心を示すようになった。一方，省資源，省エネルギー問題も重要であり，高濃度品，液体合成洗剤等洗剤の形態の変化もなされている。特に，低りん化，無りん合成洗剤を要望する声は，滋賀県問題を契機に広まりを示している。また，合成洗剤の需要分野も多岐にわたり衣，食，住と日常生活に密着した消費形態を示している。

(3) 供給体制と設備投資

製品の内容や形状等が消費者ニーズ，経済情勢，原料事情等によって大きく変化するようなことがあれば，それに対応する生産設備の増強や改善が必要である。

(4) 海外投資等の動向

合成洗剤に関する技術レベルの上昇に伴い，わが国としてはさらに可能な地域への技術輸出，海外投資を積極的に進めていく必要がある。

### 2. 技術開発動向

(1) 商品開発上の問題

① 商品開発動向

合成洗剤については，水質汚濁という問題から，ＡＢＳ洗剤よりＬＡＳ洗剤への転換，りん酸塩（$P_2O_5$）の削減に関する自主規制に対応できる商品化，無りん粉末合成洗剤，無りん液体合成洗剤（衣料用）の商品化など積極的に進められ，一方，省資源，省エネルギーの観点から高濃度衣料用合成洗剤が発売された。台所用合成洗剤においては手荒れ防止等を考慮した開発が行なわれ商品化している。さらに，住宅用合成洗剤においては，それぞれの汚れに応じた最も効果的な洗剤が商品化されている。

また，各社においては安全性確保のためのアセスメント体制も積極的に進められている。

このように，人体安全性，環境保全等の社会的意識がますます高まる一方，生活の質の向上並びに経済情勢に伴う消費者ニーズの変化に対応した商品づくりに技術開発の方向がむけられるであろう。

② 問題点

合成洗剤の1980年代の重要なテーマに人体の安全性に対するより安全な原料，水質汚濁に関連したりん酸塩代替物質がある。従って，消費者ニーズを考慮しながら，科学的真実の追求には行政，学界，業界の協力が不可欠であろう。また，洗剤の経済性において高濃度品は意義あるものであるし，総合的改革を基本とし1980年代の洗剤の方向に対応していくことが望まれる。

(2) 原料開発上の問題

安全性問題，環境保全問題等の現状に鑑み，ますます低りん，無りん合成洗剤，易分解性の界面活性剤使用の洗剤への需要増加が予測される。

現在の原料供給状況をみた場合，ゼオライト，くえん酸塩，また易分解性の界面活性剤であるＡＳ，ＡＥＳ，ＡＯＳ，ＳＡＳ等の供給体制については，未だ不充分なものがあり，また技術的にも安価にして多量生産を可能とするための開発課題が存在し，今後の対応を一層促進しなければならない。

(3) 省資源，省エネルギー対策

① 高濃度化洗剤，液体洗剤等の開発と普及。

② 工程の短縮，連続化を進めるとともに，反応機構の再検討，高性能触媒の開発。

③ 稼動率の向上，高位エネルギーの多段階使用（蒸気ボイラー，発電の排熱利用など）。

**3. 原料資源の問題**

(1) 油脂資源問題

合成洗剤の油脂原料はやし油等であるが，今後これらの油脂の安定供給の確保はますます必要性の高まることが予想される。

そして今後は，原料供給確保のために，開発融資等の対策も考慮する必要性があろう。

(2) 石油資源問題

原料面では，今後原料確保力の脆弱性解消が最大の課題となる。

石油化学の分野においては，今後ともナフサ依存が基調であるものの，原油供給の重質油化，石油製品需要の軽質油化傾向の中で，原料を安定的に確保するためには，ＬＰＧ，ＬＮＧ等への原料多様化を図っていくとともに，長期的には，一酸化炭素及び水素ガスを原料とする石油化学製法（$C_1$プロジェクト）の研究開発を推進する必要がある。また，新しい原料源の確保のため，バイオマス利用の実用化のための研究開発を進める必要がある。

他方，国際的には産油国における大規模プロジェクトの完成，中国，東欧諸国の国際市場への進出に加え，欧米諸国においても設備の更新，新鋭化が進むであろう。従って，石油資源をエネルギー転換の促進により，石油化学原料としての低廉安定確保を図らねばならない。

## Ⅳ 流通問題及び企業の社会的責任（抜粋）

### 1. 流通問題

わが国の流通産業は，なお改善・合理化の余地はあるものの，日本経済の成長とともに，急速な発展を遂げ，先進主要国にほぼ比肩し得るまでに至っている。

翻って80年代の流通関係の背景となる経済動向をみると，石油の継続的な値上げ，インフレ傾向と経済成長の鈍化，国際通貨の不安，国際的な経済摩擦などの要因により，経済の活力が失なわれつつあり，量的拡大志向が望めない時代である。

一方，消費者動向は消費者の価値観の変化から，消費の二極分化が進みつつある。即ち，生活密着型の商品については，生活防衛意識が高まり，パーフォマンス・パイ・コストの観念がより強まり，選択的な商品については生活の質，豊かさなどが重視され，ニーズの多様化がさらに進むものと思われる。このように消費者ニーズの多様化，個性化等に対応して，当然小売業，卸売業にも変化がおこりつつある。これは石けん，洗剤の流通面でも事情は全く同じである。

(1) 小売業の変化

① 大規模小売業への集中が高まる。

② 量的拡大より業態の多様化が進もう。

③ 大規模小売業者を主体とする新しい流通チャネルが形成されつつある。

(2) 卸売業の変化

① 限られた地域の中での競争激化による地域有力卸業と家庭的卸業の二極分化がおこっている。

② 卸売業の協業化，再編成が行なわれている。

③ 卸売業の新しい業態開発が進んでいる。

④ 情報，マーチャンダイジング機能が強まっている。

(3) 生産者の対応

① 取引コードの統一，伝票等帳票類の標準化を図る。

② 物的流通，情報流通等の総合的効率化を推進する。

③ 大規模物流拠点の適正配置，物流施設の整備を図る。

なお，独占禁止法研究会報告「流通系列化に関する独占禁止法の取扱い」については，次の点を踏まえた上で，独占禁止法の適正な運用を望みたい。

イ 一般に成熟した市場における競争は，多様化，個性化する消費者ニーズに，どの企業が的確に応え得るかが問題となるため，価格競争だけではなく

品質，サービス，情報等総合的に多様化な形で，し烈に展開されているのが実態である。従って，競争の実態を幅広い観点からとらえる必要がある。

ロ　個々のメーカーの流通活動が卸売業者の体質強化，経営合理化に大きな役割を果したことなど流通合理化，近代化のメリットを具体的にとらえ正当に評価すること。

ハ　業界の歴史，市場構造，商品特性，商慣行，国際競争力等の実態を踏まえること。

**2.　企業の社会的責任**

80年代における業界を取りまく環境は一層厳しくなるものと考えられる。そこで各企業は社会的責任を十分果すことを心掛けねばならぬ。

(1)　供給責任

①　質的責任　②　量的責任　③　品質に応じた適正な価格

(2)　地域への責任

①　「生産に伴う公害」の発生防止　②　地域社会への連帯

(3)　情報の提供と消費科学的知識の普及

## 提　言

以上のような各項に基づき，80年代を踏まえ当工業会の共通の問題として下記の通り提言いたしますので，ご当局の特段のご配慮をお願いしたい。

1.　やし油については，主たる生産国がフィリピンであり，その取引窓口はUNICOM（準政府機関）であるので，今後の安定供給確保のため，国としての対応を講ぜられたい。

2.　マレーシアのパーム固体脂の工業的利用について，海外経済協力費による調査，研究の推進を要望したい。

3.　国産魚油の多角的利用を図るため，国としてその研究，開発を積極的に推進されたい。

4.　りん酸塩に代わる水溶性ビルダーの研究，開発については，これまでも企業として取組んできたが，世界的にもむずかしい問題であるので，国としてこの研究，開発について積極的に助成されたい。

5.　家庭用石けん及び洗剤と富栄養化に伴う環境問題との関連性について，ナショナルプロジェクトチームを編成し，早急に科学的解明を図られたい。

6.　独占禁止法の運用に当たっては，企業の実態，企業活動の背景を踏まえた上で，産業政策，経済政策，社会政策面など総合的な観点から十分検討がなされ，国民経済全体からみて，調和のとれた独禁行政が進められることを要望したい。

**ビジョン研究会委員**（会社50音順）

委員長　村井孝一(新日本理化株式会社　取締役社長)，　委員　西村佐知夫(旭電化工業株式会社　社長室次長)，掛川貞夫(花王石鹸株式会社　社会関連部長)　島田和夫(鐘紡株式会社　商品開発一課長)，　古谷正吉(牛乳石鹸共進社株式会社　取締役東京支社長)，堀井義男(株式会社資生堂　取締役セールス部長)，光永新二(新日本理化株式会社　調査部長)，　森田和男(ニッサン石鹸株式会社　専務取締役)，林静三郎(日本油脂株式会社　取締役油化事業部長)，中村秋俊(P＆Gサンホーム株式会社　渉外広報部長)，三木定(ミヨン油脂株式会社　石鹸部次長)，永山升三(ライオン株式会社　研究開発本部家庭科学研究所長)

事務局　石橋信之(常務理事)，　近藤邦成(理事・洗剤技術部長)，　園田恵三(理事・油脂技術部長)，坂上義郎(業務課長)

# 第10章
# 日本石鹸洗剤工業会の活動

## 第1節 日本油脂工業会から日本石鹸洗剤工業会へ——その発展と活動

油脂加工・石鹸の関連メーカーによって組織されている工業会としては日本油脂工業会，家庭用合成洗剤にあっては日本家庭用合成洗剤工業会があり，それぞれに活動をつづけて来たが，昭和48年4月に日本油脂工業会が中心となって合併し，日本石鹸洗剤工業会が発足した。日本石鹸洗剤工業会はその成立と目的を規約の中で次の如く定めている。

- 本会は，硬化油，脂肪酸，グリセリン，石鹸又は洗剤等の生産業者を以て組織する。
- 本会は，会員相互の親睦，連絡及び啓発を図り，会員の事業に共通の利益を増進し，油脂化学工業及び洗剤工業の健全な発達に必要な事項について業界の公正な意見をとりまとめ，その実現に努力し，もって国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

最近10年における活動は既述の如く，日本経済の高度成長期に当たり，また経済的・社会的諸問題が輻そうした時期でもあり，工業会の活動は多岐にわたった。これへの対応は月例の理事会を中心に，各委員会，事務局によって行われ，内にあっては会員会社の協力，外部団体としては経済団体連合会，日本化学工業協会等との密接な連係のもとに展開されたのである。中でも関連産業の中長期展望，原料資源とくに油脂資源の開発，生産資材の確保，供給の円滑化，市場安定，広報活動，環境問題への対処等に積極的な活動が行われ，石油ショック時の供給確保，洗剤の安全性問題，りんと水質問題，滋賀県の富栄養化防止条例問題等，重要問題に工業会は主要な役割を果たした。

工業会は昭和55年9月に創立30周年を迎えた。創立30周年記念行事として，(1)記念式典の挙行，(2)功労者の表彰，(3)油脂石鹸洗剤工業史（最近10年の歩み）の刊行，(4)ＳＤＡクラブの設立，(5)工業会マークの制定等を決定し，55年9月24日ホテル・ニュー・オータニにおいて創立30周年記念式典を挙行し

た。

**日本石鹸洗剤工業会の沿革**（昭和55年９月）

大正15年　東京に硬化油メーカー（合同油脂現在の日本油脂及び旭電化）の共販機関として東京硬化脂販売株式会社を設立。

昭和３年　３月，全国組織の日本硬化油共販組合を設立。

昭和４年　５月，同組合解散，７月再び東京硬化脂販売株式会社を設立。

昭和６年　重要産業統制法により，日本硬化油同業会を設立。

昭和８年　２月，硬化油販売株式会社を設立。

10月，グリセリン販売株式会社を設立。

昭和９年　10月，日本硬化油同業会を改組。

昭和16年　戦時態勢に入り，共販機関は統制会社となる。

２月，日本硬化油統制株式会社ならびに日本グリセリン統制株式会社を設立。

昭和17年　油脂統制会発足。

５月，上記統制会社を合併して日本硬化油グリセリン統制株式会社を設立。

８月，日本石鹸配給統制株式会社を設立。

昭和18年　11月，上記統制株式会社が合併して油脂製品統制株式会社を設立。

昭和20年　４月，油脂統制会は化学工業統制会第５部会となり，同年９月解散。

昭和21年　１月，油脂加工，石鹸，油剤，３統制組合設立。

昭和22年　２月，上記３統制組合解散。

６月，油脂工業会連合会を設立。

昭和23年　５月，油脂工業会連合会解散。

同月，油脂工業協会を設立。

昭和24年　８月，旧油脂工業会館完成。

昭和25年　８月，油脂工業協会解散。

９月，日本油脂加工工業会・日本石鹸工業会を設立。

昭和30年　４月，日本油脂加工工業会と日本石鹸工業会とが合併し，日本油脂工業会と名称変更。

昭和38年　２月，現油脂工業会館完成。

昭和48年　４月，日本油脂工業会と日本家庭用合成洗剤工業会とが合併し，日本石鹸洗剤工業会と名称変更。

現在に至る。

……

昭和36年　６月，日本家庭用合成洗剤工業会を設立。

昭和48年　４月，日本油脂工業会と日本家庭用合成洗剤工業会とが合併。

**日本石鹸洗剤工業会機構図**（昭和54年）

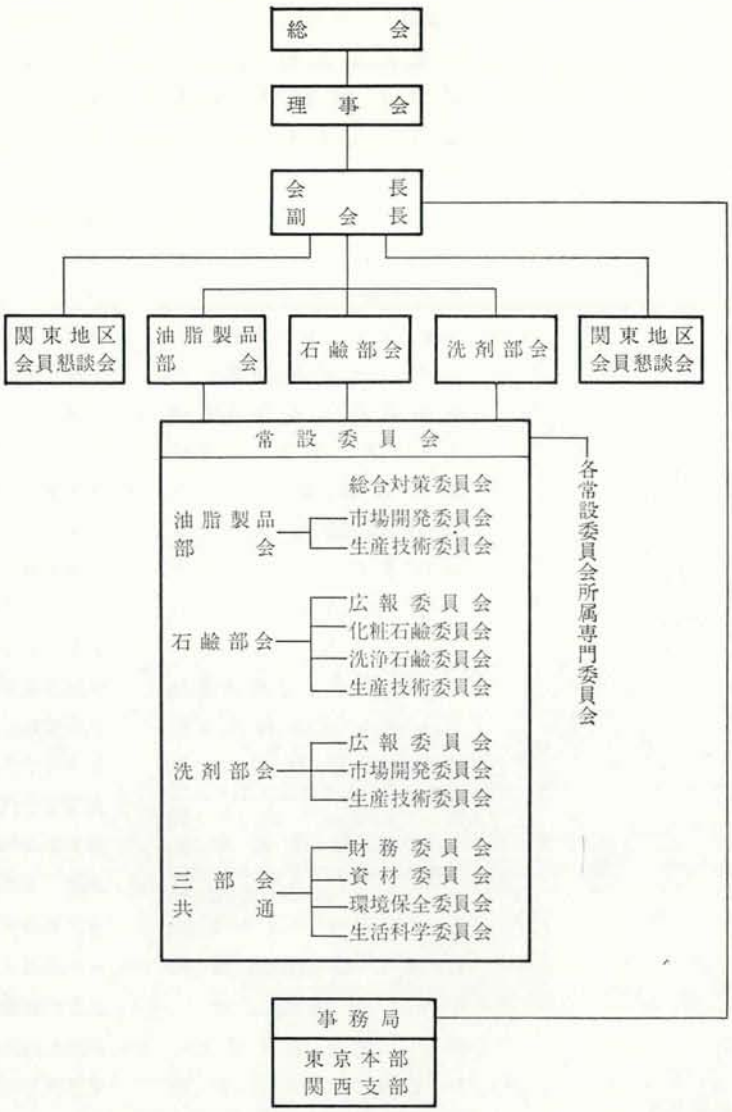


**各常設委員会所属専門委員会**

| ・部会名 | ・常設委員会名　・専門委員会名 |
|---|---|
| **油脂製品部会** | 生産技術委員会：油脂製品 JIS 専門委員会 |
| **石鹸部会** | 生産技術委員会：粉石けん JIS 専門委員会・石けん JIS 専門委員会 |
| **洗剤部会** | 広報委員会：広報企画専門委員会 |
| | 生産技術委員会：洗浄力試験法専門委員会・学術専門委員会 |
| **三部会共通** | 環境保全委員会：水質専門委員会 |

**会員会社**　昭和55年3月31日現在（会社50音順）

| ・会員名 | ・本社所在地 |
|---|---|
| 旭電化工業株式会社 | 東京都中央区日本橋室町2－8 |
| 花王石鹸株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1－1 |
| 鹿島ケミカル株式会社 | 茨城県鹿島郡神栖町大字東和田30 |
| 鐘紡株式会社 | 大阪市都島区友渕町1－3－80 |
| カネヨ石鹸株式会社 | 東京都荒川区東尾久6－18－10 |
| 川研ファインケミカル株式会社 | 東京都中央区日本橋小舟町6－6 |
| 牛乳石鹸共進社株式会社 | 大阪市城東区今福西2－4－7 |
| 共栄社油脂化学工業株式会社 | 大阪市南区谷町8－7－2 |
| クロバー石鹸株式会社 | 大阪市東成区神路2－1－4 |
| 阪本薬品工業株式会社 | 大阪市東区淡路町1－22 |
| サンスター歯磨株式会社 | 高槻市朝日町3－1 |
| 株式会社資生堂 | 東京都中央区銀座7－5－5 |
| 渋谷油脂株式会社 | 神戸市菲合区筒井町2－1－33 |
| 新日本理化株式会社 | 京都市伏見区葭島矢倉町13 |
| 摂津製油株式会社 | 大阪市福島区野田6－5－77 |
| 第一工業製薬株式会社 | 京都市下京区西七条東久保町55 |
| ダイセル化学工業株式会社 | 大阪市東区安土町2－30 |
| ニッサン石鹸株式会社 | 大阪市鶴見区茨田横堤町778 |
| 日本油脂株式会社 | 東京都千代田区有楽町1－10－1 |
| 日本リーバ・インダストリーズ株式会社 | 東京都千代田区麹町4－7 |
| 平野油脂株式会社 | 東京都品川区南品川5－11－50 |
| プロクター・アンド・ギャンブルサンホーム株式会社 | 大阪市東区高麗橋5－50 |
| 株式会社ペリカン石鹸 | 東京都港区西新橋3－3－3 |
| 皆様石鹸株式会社 | 大阪市城東区放出西1－2－39 |
| ミヨシ油脂株式会社 | 東京都葛飾区堀切4－66－1 |
| 横浜油脂工業株式会社 | 横浜市西区南浅間町1－1 |
| ライオン株式会社 | 東京都墨田区本所1－3－7 |

**日本石鹸洗剤工業会役員名簿**　昭和55年度（敬称略　会社50音順）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長 | 小川照次 | 日本油脂株式会社 | 取締役社長 |
| 副会長 | 村井孝一 | 新日本理化株式会社 | 取締役社長 |
| 副会長 | 宮崎橘義 | 牛乳石鹸共進社株式会社 | 取締役社長 |
| 副会長 | 吉田佐四郎 | ライオン株式会社 | 取締役副社長 |
| 相談役 | 東海林武雄 | 元日本油脂工業会会長 | |
| 相談役 | 村田勉 | 日本油脂株式会社 | 取締役会長 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 相談役 | 沼田　明 | 花王石鹸株式会社 | 常任顧問 |
| 理事 | 吉田　豊 | 旭電化工業株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 佐川幸三郎 | 花王石鹸株式会社 | 取締役副社長 |
| 〃 | 山村乾一 | 鹿島ケミカル株式会社 | 専務取締役 |
| 〃 | 二子石廣猛 | 鐘紡株式会社 | 専務取締役 |
| 〃 | 鈴木伸太郎 | カネヨ石鹸株式会社 | 常務取締役 |
| 〃 | 小松信一郎 | 川研ファインケミカル株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 長澤松市 | クロバー石鹸株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 阪本義雄 | 阪本薬品工業株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 金田博夫 | サンスター歯磨株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 三宮正彦 | 株式会社資生堂 | 常務取締役 |
| 〃 | 渋谷卓磨 | 渋谷油脂株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 坂口幸雄 | 摂津製油株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 圓城佳逸 | 第一工業製薬株式会社 | 取締役会長 |
| 〃 | 冨田義雄 | ダイセル化学工業株式会社 | 常務取締役 |
| 〃 | 野中市松 | ニッサン石鹸株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 稲葉恵一 | 日本油脂株式会社 | 常務取締役 |
| 〃 | 柏木一郎 | 日本リーバ・インダストリーズ株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 平野光生 | 平野油脂株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 今井五十二 | プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社 | 取締役副社長 |
| 〃 | 中野　隆 | 皆様石鹸株式会社 | 取締役社長 |
| 〃 | 藤井　明 | ミヨシ油脂株式会社 | 専務取締役 |
| 〃 | 森田豊太郎 | 横浜油脂工業株式会社 | 専務取締役 |
| 監事 | 片岡清夫 | 共栄社油脂化学工業㈱ | 取締役社長 |
| 〃 | 剛　華方 | 株式会社ペリカン石鹸 | 取締役社長 |

事務局
専務理事　佐藤達郎
常務理事　石橋信之

**日本油脂工業会・日本家庭用合成洗剤工業会，日本石鹸洗剤工業会**

**歴代会長，副会長**（昭和46年以降）

●氏名　　●期間

**日本油脂工業会**

会　長

宮崎寅四郎（牛乳石鹸共進社株式会社取締役社長）　昭和42年4月～47年4月
村田　勉（日本油脂株式会社取締役社長）　昭和47年4月～48年3月

副会長

小 山　常 正（株式会社資生堂常務取締役）　昭和42年4月～47年4月
平 田 泰三郎（新日本理化株式会社取締役社長）　昭和47年4月～48年3月

専務理事

佐 藤　達 郎　昭和38年4月～48年3月

**日本家庭用合成洗剤工業会**

会　長

江 崎　平 八（ミツワ化成株式会社取締役副社長）　昭和46年4月～48年3月

副会長

平 野 幾三郎（平野油脂株式会社取締役社長）　昭和46年4月～48年3月

**日本石鹸洗剤工業会**

会　長

村 田　　勉（日本油脂株式会社取締役社長）　昭和48年4月～49年4月
三 輪 善 雄（ミツワ石鹸株式会社取締役社長）　昭和49年4月～50年4月
小 林　　宏（ライオン油脂株式会社取締役社長）　昭和50年4月～52年4月
沼 田　　明（花王石鹸株式会社取締役会長）　昭和52年4月～54年4月
小 川 照 次（日本油脂株式会社取締役社長）　昭和54年4月

副会長

三 輪 善 雄（ミツワ石鹸株式会社取締役社長）　昭和48年4月～49年4月
沼 田　　明（花王石鹸株式会社専務取締役）　昭和48年4月～52年4月
石 野 正 雄（株式会社資生堂常務取締役）　昭和49年4月～53年4月
村 井 孝 一（新日本理化株式会社取締役社長）　昭和51年4月～
植 松 重次郎（ライオン油脂株式会社取締役副社長）　昭和52年4月～55年3月
宮 崎　楢 義（牛乳石鹸共進社株式会社取締役社長）　昭和53年4月～
吉 田 佐四郎（ライオン株式会社取締役副社長）　昭和55年4月～

専務理事

佐 藤　達 郎　昭和48年4月～

**産業功労者として業界関係受章者，（褒章・叙勲）**（昭和46年以降）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 勲三等瑞宝章 | 伊藤 隆男 | 株式会社資生堂 | 昭和46年4月 |
| 勲三等瑞宝章 | 三木 春逸 | ミヨシ油脂株式会社 | 昭和46年11月 |
| 藍 綬 褒 章 | 村田　勉 | 日本油脂株式会社 | 昭和47年10月 |
| 勲三等瑞宝章 | 田中　豊 | 第一工業製薬株式会社 | 昭和47年11月 |
| 藍 綬 褒 章 | 岡内 英夫 | 株式会社資生堂 | 昭和48年4月 |
| 勲四等瑞宝章 | 須崎 祐男 | 元日本油脂株式会社 | 昭和48年11月 |
| 藍 綬 褒 章 | 圓城 佳逸 | 第一工業製薬株式会社 | 昭和49年4月 |
| 藍 綬 褒 章 | 桐島 信義 | 日本油脂株式会社 | 昭和49年10月 |
| 勲四等瑞宝章 | 宮崎 寅四郎 | 牛乳石鹸共進社株式会社 | 昭和49年11月 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 従五位追叙位受章 | 宮崎寅四郎 | 牛乳石鹸共進社株式会社 | 昭和50年1月 |
| 藍綬褒章 | 淵上昌一 | 日本石鹸洗剤工業会 | 昭和51年4月 |
| 勲五等双光旭日章 | 平野幾三郎 | 平野油脂株式会社 | 昭和51年4月 |
| 藍綬褒章 | 福原信和 | 株式会社資生堂 | 昭和51年11月 |
| 勲三等瑞宝章 | 古山二郎 | 旭電化工業株式会社 | 昭和52年11月 |
| 紫綬褒章 | 刈米孝夫 | 花王石鹸株式会社 | 昭和52年11月 |
| 勲五等双光旭日章 | 小山常正 | 株式会社資生堂 | 昭和53年11月 |
| 藍綬褒章 | 村井孝一 | 新日本理化株式会社 | 昭和54年4月 |
| 勲二等瑞宝章 | 岡内英夫 | 株式会社資生堂 | 昭和54年11月 |
| 勲三等瑞宝章 | 沼田　明 | 花王石鹸株式会社 | 昭和55年11月 |
| 勲四等旭日小綬章 | 岡内貞次 | 株式会社資生堂 | 昭和55年11月 |
| 勲四等瑞宝章 | 富山新一 | ライオン株式会社 | 昭和55年11月 |
| 藍綬褒章 | 佐藤達郎 | 日本石鹸洗剤工業会 | 昭和55年11月 |

## 日本油脂工業会と日本家庭用合成洗剤工業会，合併の経緯

昭和48年4月1日，日本油脂工業会と日本石鹸洗剤工業会の両工業会が合併し，日本石鹸洗剤工業会が発足した。両工業会の合併は次第に厳しさを増す業界をとりまく情勢，とくに洗剤をめぐる諸問題の重要性に鑑み，業界の一致した要望となったのである。日本油脂工業会に日本家庭用合成洗剤工業会を吸収合併する形で実現し，日本石鹸洗剤工業会として発足した。

**合併の経過**

昭和47年11月7日　日本家庭用合成洗剤工業会臨時役員会にて合併決議。

昭和47年12月20日　日本油脂工業会理事会にて合併に関する臨時委員会設定を決定。

昭和48年1月23日　日本油脂工業会臨時委員会開催，合併同意，新団体の組織及び運営について検討。

昭和48年1月24日　日本油脂工業会理事会（兼臨時総会）にて，合併承認。

昭和48年2月22日　日本油脂工業会理事会（兼臨時総会）にて審議。

昭和48年3月20日　日本油脂工業会理事会（兼臨時総会）にて新団体の名称を“日本石鹸洗剤工業会”と決定。新団体役員，部会長，規約及び予算案，承認。

昭和48年4月1日　日本石鹸洗剤工業会発足。会長村田勉氏，副会長平田泰三郎氏，専務理事佐藤達郎氏就任。

なお，合併に当っては，合併に関する委員会が設けられ，推進に当った。そのメンバーは次の通りである。

合併に関する日本油脂工業会臨時委員会委員（敬称略）

昭和47年12月20日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長 | 村田　勉 | 日本油脂 | 取締役社長 |
| 副会長 | 平田泰三郎 | 新日本理化 | 取締役社長 |
| 理事 | 吉田晋作 | 旭電化 | 専務取締役 |
| 〃 | 沼田　明 | 花王石鹸 | 専務取締役 |
| 〃 | 宮崎寅四郎 | 牛乳石鹸 | 取締役社長 |
| 〃 | 野中市松 | シスター石鹸 | 取締役社長 |
| 〃 | 石野正雄 | 資生堂 | 常務取締役 |
| 〃 | 圓城佳逸 | 第一工業製薬 | 取締役社長 |
| 〃 | 平野幾三郎 | 平野油脂 | 取締役社長 |
| 〃 | 三輪善雄 | ミツワ石鹸 | 取締役社長 |
| 〃 | 三木春逸 | ミヨシ油脂 | 取締役社長 |
| 〃 | 植松重次郎 | ライオン油脂 | 常務取締役 |
| 〃 | 佐藤達郎 | 日本油脂工業会 | 専務理事 |

日本油脂工業会，日本家庭用合成洗剤工業会合併組織委員会委員（敬称略）

昭和48年1月24日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長(油脂，会長) | 村田　勉 | 日本油脂 | 取締役社長 |
| 委員(油脂，副会長) | 平田泰三郎 | 新日本理化 | 取締役社長 |
| 〃（油脂，理事） | 吉田晋作 | 旭電化 | 専務取締役 |
| 〃（　〃　） | 沼田　明 | 花王石鹸 | 専務取締役 |
| 〃（　〃　） | 宮崎寅四郎 | 牛乳石鹸 | 取締役社長 |
| 〃（　〃　） | 圓城佳逸 | 第一工業製薬 | 取締役社長 |
| 〃（　〃　） | 三輪善雄 | ミツワ石鹸 | 取締役社長 |
| 〃（　〃　） | 三木春逸 | ミヨシ油脂 | 取締役社長 |
| 〃（　〃　） | 植松重次郎 | ライオン油脂 | 常務取締役 |
| 〃（油脂，監事） | 島本幸生 | 島本水素油脂 | 取締役社長 |
| 〃 | 佐藤達郎 | 日本油脂工業会 | 専務理事 |
| 〃（合洗，会長） | 江崎平八 | プロクターアンドギャンブル・サンホーム工業 | 取締役社長 |
| 〃（合洗，副会長） | 平野幾三郎 | 平野油脂 | 取締役社長 |
| 〃（合洗，役員） | 鈴木治作 | カネヨ石鹸 | 取締役社長 |

日本油脂工業会，日本家庭用合成洗剤工業会合併財務委員会委員（敬称略）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長(油脂，副会長) | 平田泰三郎 | 新日本理化 | 取締役社長 |
| 委員(油脂，財務委員) | 中島　驥 | 旭電化 | 取締役経理部長 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 委　員(油脂，財務委員) | 加藤晴夫 | 花王石鹸 | 財務部長 |
| 〃　(　〃　) | 三浦　治 | 資生堂 | 財務部長 |
| 〃　(　〃　) | 秋川堯夫 | 日本油脂 | 取締役経理部長 |
| 〃　(　〃　) | 長沢忠雄 | ミツワ石鹸 | 取締役管理部長 |
| 〃　(　〃　) | 海津巳代治 | ライオン油脂 | 取締役経理部長 |
| 〃　(合洗，会　長) | 江崎平八 | プロクターアンドギャンブル・サンホーム工業 | 取締役社長 |
| 〃　(合洗，副会長) | 平野幾三郎 | 平野油脂 | 取締役社長 |
| 〃　(合洗，監　事) | 古谷正吉 | 牛乳石鹸 | 取締役東京支社次長 |

## 日本石鹸洗剤工業会規約

昭和55年7月23日改正

### 第1章　総　則

第1条　本会は，日本石鹸洗剤工業会と称する。

第2条　本会は，会員相互の親睦，連絡及び啓発を図り，会員の事業に共通の利益を増進し，油脂化学工業及び洗剤工業の健全な発達に必要な事項について業界の公正なる意見をとりまとめ，その実現に努力し，もって国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

第3条　本会は，前条の目的を達成するため下記事業を行なう。

1. 会員相互の親睦，連絡及び情報の交換を図ること。
2. 調査研究，統計の作成，資料及び情報の収集を行なうこと。
3. 業界の公正なる意見をとりまとめ，本会の立場を明らかにする決議を行ない必要に応じ，政府又はその他関係機関に意見を具申すること。
4. 油脂化学製品，洗剤製品及びそれらの原材料の品質の改善，規格の改良又は生産，流通の能率向上を図ること。
5. 機関誌の発行，資料の頒布並びに講演会，研究会及び懇談会の開催等により会員相互の啓発向上を図ること。
6. 内外の関係機関と連絡をとり，共通の問題について協力すること。
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

第4条　本会は，本部を東京都に置き，大阪府に関西支部を置く。

但し，必要の地に支部又は出張所を置くことができる。

### 第2章　会　員

第5条　本会は，硬化油，脂肪酸，グリセリン，石鹸又は洗剤等の生産業者を以て組織する。

2　前項の生産業者には，理事会において，実質的に当該生産業者と認められたものを含む。

第6条　前条の資格を有する者は，所定の申込みをして，理事会の審議を得て，

会員となることができる。

第7条　会員は，所定の届出をして退会することができる。

第8条　会員が引続き6カ月に亘って会費を納入しないときは，理事会の議を経て退会したものとみなすことができる。

## 第3章　役　　員

第9条　本会に，下記役員を置く。

| | |
|---|---|
| 会　長 | 1　名 |
| 副会長 | 3　名 |
| 理　事 | 若干名 |
| 監　事 | 若干名 |
| 専務理事 | 1　名 |
| 常務理事 | 若干名 |

第10条　理事，監事，専務理事，常務理事は，会員会社の役員若しくは学識経験者の中から総会において，これを選任する。

会長，副会長は，会員会社の代表権を有する役員とし，理事の中から総会において，これを選任する。

会長に選任された会員会社より別に理事を選任する。

第11条　会長は本会を代表し，会務を総理する。

副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

理事及び専務理事は，理事会を構成する。

監事は，本会の業務及び財産の状況を監査する。

監事は，理事会に出席し意見を述べることができる。

専務理事は，会長及び副会長を補佐し，理事会の委任を受けて，本会の常務を処理する。

常務理事は専務理事を補佐する。

第12条　役員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

会員会社の役員である本会の役員が，その会員会社の地位を去ったときは，同時に本会の役員たる地位を失い，理事会の議を経て，その会社の，後任役員が補欠選任されたものとみなすことができる。

補欠又は増員で選任された役員の任期は，前任者又は同種の現在役員の残任期間とする。

第13条　役員は退任者であっても本会の運営上支障があるときは，後任者が就任するまでその職務を行なわなければならない。

## 第4章　相談役及び顧問

第14条　本会は，相談役及び顧問若干名を置くことができる。

相談役は，本会の会長，副会長経験者の中から，顧問は，学識経験者の中から理事会の議を経て，会長がこれを委嘱する。

任期は，本会の役員に準ずる。

相談役及び顧問は，本会の運営上重要な事項について，会長の諮問にあずかるものとする。

## 第5章　会　　議

第15条　総会は，これを定時総会及び臨時総会にわける。定時総会は毎年4月にこれを開催し，臨時総会は，下記の場合これを開催する。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 理事会の決議によるとき
3. 監事2分の1以上にして，かつ2名以上の請求があったとき
4. 会員5分の1以上の請求があったとき

第16条　総会は会長がこれを招集し，その議長となる。

会長事故あるときは，副会長がこれを代理する。

第17条　総会は，会日から2週間以前に，会議の目的事項，日時及び場所を記載した書面を発してこれを招集する。

但し，会長が必要と認めたときは，便宜の方法を以て，これに代えることができる。

第18条　総会は，会員総数の過半数の出席を以て成立し，その決議を要する事項は，出席した会員の議決権の過半数を以てこれを決する。

但し，可否同数のときはその裁定を議長に一任するものとする。

第19条　前条に定める出席者の会議における議決権は，各1個とする。但し，本会会員にして委任状を有する者の代理出席はこれを認める。

第20条　総会の議事は，その経過の要領及び結果を議事録に記載し，議長並びに出席した理事及び監事のうち，各1名以上が記名捺印して，本会にこれを保存する。

第21条　総会においては，この規約に別の定めがあるものの外，下記に掲げる事項を決議する。

1. 規約の変更
2. 会費の徴収方法
3. 収支予算及び決算の承認
4. その他特に重要な事項

第22条　緊急で総会に付議する暇がないときは，理事会の決議を以て，これに代えることができる。

前記の決議事項は，次の総会にこれを報告し承認を求めるものとする。

第23条　理事会は，本会の業務執行機関として，会務に関する重要事項を審議決定する。

理事会は，会長がこれを招集し，その議長となり，副会長，理事，専務理事の過半数の出席によって成立し，その議決は，多数決によるものとする。

但し，可否同数のときは，その裁定を議長に一任するものとする。

第6章　部会及び常設委員会等

第24条　本会に，事業の遂行を能率的に達成するため，次の機関を置く。

1　1. 油脂製品部会
　2. 石鹸部会
　3. 洗剤部会
　4. 常設委員会
　5. 地区会員懇談会

2　会員は，製品の種類ごとに前項の部会に属するものとし，部会は，理事又はその代理者を以って構成する。

3　部会及び常設委員会は，会長の諮問に応じ及び所管の重要事項を調査審議する。

4　部会及び常設委員会の規定は，理事会においてこれを定める。

5　部会長は，理事会の議を経て，会長がこれを委嘱する。

6　常設委員会の設置及び廃止は，理事会の議を経て行なう。

第7章　事　務　局

第25条　本会は，事務を処理するため事務局を置く。事務局に関する規程は，理事会の議を経て，別にこれを定める。

事務局に専門職理事を置くことができる。

専門職理事取扱規程は別にこれを定める。

第8章　会　　計

第26条　本会の事業年度は，1年とし，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

第27条　会長は定時総会の会日から，10日前までに次の書類を調整し，監事に提出しなければならない。

1. 業務報告書
2. 貸借対照表
3. 収支計算書

第28条　監事は，前条の書類を受理したときは，遅滞なくこれを監査し，意見書を付して会長に送付しなければならない。

会長は，監事の意見書とともに前条の書類を定時総会に付議して，その承認を求めなければならない。

第29条　本会は，経費に充当するため，会員より会費を徴収する。

第30条　本会は，加入者に対して，加入金を徴収することができる。

加入金に関しては，総会の議を経て，別にこれを定める。

第31条　前条によって徴収した会費及び加入金は，退会等の理由によってこれを返還しない。

第32条　会員は，本会の解散の場合において，残余財産のあるときは，その財産の分配を受け，債務あるときは，その債務を分担するものとする。

第33条　前条の残余財産の処分方法は，総会の決議により決定する。

## 第2節　日本石鹸洗剤工業会30周年記念行事

日本石鹸洗剤工業会は創立30周年記念式典を昭和55年9月24日，東京，ホテル・ニューオータニにおいて挙行した。昭和25年9月に日本油脂加工工業会・日本石鹸工業会が創立されて以来，工業会活動を積み重ねて今日を迎え得たのであり，感動の中に来賓，各界代表を迎え，業界関係者がこぞって祝福した式典であった。式典は工業会榎本稔総務部長の司会によって進められ，小川照次日本石鹸洗剤工業会会長の挨拶につづき，故人となった業界功労者への黙禱を捧げた後，表彰が行われた。日本油脂工業会，日本家庭用合成洗剤工業会の歴代会長並びに専務理事の表彰，日本石鹸洗剤工業会現役員（会長，副会長，理事，監事，専務理事，常務理事）の表彰，さらに30年勤続職員，永年勤続職員の表彰，専門職理事の表彰がつぎつぎに行われ，つづいて工業会マーク入選者の表彰が行われた。制定された工業会マークは30周年記念行事の一環として工業会会員会社の従業員から募集し，選定されたものである。

次いで，来賓の田中六助通商産業大臣（代読　小松国男基礎産業局長），稲山嘉寛経済団体連合会会長，丸田芳郎日本化学工業協会会長，伊藤彌太郎全国石鹸洗剤化粧品歯磨雑貨卸商組合連合会会長より祝辞があり，各方面から寄せられた祝電が披露され，式典を終了した。

引つづき，鳳凰の間の祝宴に移り，式典出席者，国会議員，関係各界代表者，業界関係者等の招待者多数出席の下に村田勉相談役の音頭で乾杯，来賓祝辞があり，歓談裡に華やかな宴がくりひろげられた。

式典　昭和55年9月24日15時30分から

祝宴　昭和55年9月24日17時から

功労者記念品のブロンズ乙女の頭像「エリカ」は新制作派会員東京芸術大学名誉教授舟越保武氏の作品で30周年記念のために創作されたものである。

**受彰者**（敬称略）

・歴代会長

日本油脂工業会　東海林武雄(旭電化工業)，村田勉(日本油脂)，三輪善雄(ミツワ石鹸)，小林宏(ライオン油脂) 沼田明 (花王石鹸)

日本家庭用合成洗剤工業会　丸田芳郎(花王石鹸)，礒部善作(第一工業製薬)，古山二郎(旭電化工業)，江崎平八(ミツワ化成)

・歴代専務理事

日本油脂工業会　西村清一

日本家庭用合成洗剤工業会　田尻辰夫

・現役員 (50音順)

会長　小川照次(日本油脂)，副会長　村井孝一(新日本理化)，宮崎楢義(牛乳石鹸共進社)，吉田佐四郎(ライオン)，理事　稲葉恵一(日本油脂)，今井五十二(プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム)，圓城佳逸(第一工業製薬)，柏木一郎(日本リーバ・インダストリーズ)，金田博夫(サンスター歯磨)，小松信一郎(川研ファインケミカル)，坂口幸雄(摂津製油)，阪本義雄(阪本薬品工業)，佐川幸三郎(花王石鹸)，三宮正彦(資生堂)，渋谷卓磨(渋谷油脂)，鈴木伸太郎(カネヨ石鹸)，冨田義雄(ダイセル化学工業)，長澤松市(クロバー石鹸)，中野隆(皆様石鹸)，野中市松(ニッサン石鹸)，平野光生(平野油脂)，藤井明(ミヨシ油脂)，二子石廣猛(鐘紡)，森田豊太郎(横浜油脂)，山村乾一(鹿島ケミカル)，吉田豊(旭電化工業)，監事　片岡清夫(共栄社油脂化学工業)，剛華方(ペリカン石鹸)，前理事　植松重次郎 (ライオン)，三浦隆彦 (第一工業製薬)，押田潔志 (共栄社油脂化学工業)

佐藤達郎(工業会専務理事)，石橋信之(工業会常務理事)

・職員

30年勤続者　榎本稔(総務部長)，川井金太郎(経理部長)，辻谷実(関西支部業務課長)，鈴木和子　20年以上勤続者　坂上義郎(本部業務課長)，　10年以上勤続者　渡合尹久子　専門職理事　園田恵三 (油脂技術部長)，近藤邦成 (洗剤技術部長)，杉本吉太郎 (関西支部長)

## あ い さ つ

日本石鹸洗剤工業会会長　　小 川　照 次

本日，ここに日本石鹸洗剤工業会創立30周年の式典を通商産業大臣をはじめ関係各官庁ならびに関連諸団体のご代表および業界先輩諸氏のご列席のもとにかくも盛大に挙行いたしますことは当工業会の誠に光栄に存ずる次第であり業界人の斉しく喜びといたす所であります。

当工業会が今日の隆昌を得ましたのは申すまでもなく会員の団結によるものでありますが特に通商産業省をはじめ関係ご当局のご指導と関係業界のご支援の賜と存じ，ここに深甚の謝意を表すものであります。

昭和45年9月16日，20周年記念祝典を挙行いたしましてからこの10年間に日本油脂工業会と日本家庭用合成洗剤工業会とが合併して現在の日本石鹸洗剤工業会

を設立し同業の団結を一層強化いたしました。

一方この期間資本自由化，ニクソンショック，第一次石油ショック，未曾有の不況，為替変動相場制，環境保全運動および消費者運動の活発化等々1970年代が激動の時代と謂われた言葉通り業界にとっても数多くの問題が提起され多大な影響を受けました。然し常に工業会の部会を中心に会員の英知と団結とによってこれを乗り越えて参りましたことを回顧いたしますと誠に感無量と申すと共に団結こそ業界を守るものであるとの自信を深めておるのであります。

日本経済が大きく国際化され，わが国製品による貿易摩擦が日常の話題として深い関心が持たれまた，資源国ナショナリズムの勃興が無資源国の日本にとってどのような打撃を与えるか誠に無気味であり，原料の多くを直接海外に仰いでいる当業界も製品関係を含めてその対処が急がれる所であります。1980年代が不確実性の時代乱気流の時代とか予測される中で急速に迫り来る日本の高齢化社会は企業経営に重圧となることも避けられない所であります。

こうした時代に臨み通商産業省ご当局のご慫慂もあり業界のビジョン作りをいたし今後のわれわれの進路を策定したことは誠に時宜を得たものと存じます。この30周年を記念して３つの事業を計画いたしました。

その第一はご覧の如き当工業会のシンボルマークを決定したこと，第二は30年史を編纂刊行すること，そして第三は当業界に関係の深い方々の懇親の場とすべく油脂工業会館，日本界面活性剤工業会と相図り SDA クラブを設立したことであります。先輩諸氏のご参集の場としてまた将来は原材料，流通関係の皆様にも参加して戴く場に致したいと考えております。以上こし方将来を考えてますと当工業会に課せられた使命の重大さを痛感するものであり，本日この祝典を喜ぶと共に今後一層団結の強化を会員一同誓い先輩諸氏諸官庁諸団体の皆々様の倍旧のご支援を賜わりますようお願い申しあげる所であります。

皆様のご健勝を心からお祈り申しあげて私のご挨拶といたします。

昭和55年９月24日

## 工業会マークの制定

日本石鹸洗剤工業会創立30周年記念行事の一環として，工業会マークを会員会社の従業員より募集した。367点の応募があり，審査委員会（委員長小川照次会長）によって厳正な審査が昭和55年４月17日に工業会で行われ，入選マークを選定し，同年４月25日の工業会総会の席上発表された。

| | | |
|---|---|---|
| 入選 | 花王石鹸株式会社 | 沼田九里馬 |
| 佳作 | 花王石鹸株式会社 | 三井卓夫 |
| 〃 | 花王石鹸株式会社 | 青木　誠 |
| 〃 | 日本油脂株式会社 | 吉田順治 |

## 第3節 日本石鹸洗剤工業会の国際交流

日本石鹸洗剤工業会（日本油脂工業会）の国際交流は，十数次にわたる工業会の海外調査団派遣のほか，米国牛脂生産者協会（NRA），米国石鹸洗剤協会（SDA），欧州石鹸洗剤工業連合会（IAS），英国石鹸洗剤工業会，国連食糧農業機構，米国農務省，米国商務省等との連係を深め，ICD 日本委員会に委員をおくり，国際協力を進めている。とくに，NRA とは緊密な協力関係にあり，全日本石鹸協会を窓口として，石鹸 PR 運動に提携を結び，キャンペーンを展開して来たことは，別章に記述した通りである。

また，海外関係団体からの訪日も相つぎ，国際交流はいっそう深まっている。

46年から55年の10年間における，海外からの関係団体代表者らの主な来日，並びに工業会からの海外派遣調査団（関連の章にそれぞれ記述）をここに一括すると，次の通りである。

●海外関係団体代表者らの来日

昭和46年4月　NRA 会長ビスプリングオフ氏来日
昭和47年5月　アメリカ油脂蛋白質研究財団 Doty 博士，Swern 教授来日
昭和47年10月　NRA 会長ビスプリングオフ氏ら来日
昭和48年5月　マーカー博士来日
昭和48年11月　NRA 会長セオバルド氏，元会長ホウ氏来日
昭和49年3月　NRA 元会長ホウ氏来日
昭和49年11月　フランス製油関係技術者油脂工業視察団来日
昭和50年5月　米国農務省東部研究所ワーナー・M・リンフィールド博士来日
昭和50年9月　欧州りん酸塩研究センター（ESCP）代表キャンドラー博士，ハドソン氏来日
昭和51年1月　米国農務省ベル農務次官来日
昭和51年5月　NRA 代表者ホウ氏来日
昭和51年10月　NRA 会長ピーターソン氏来日
昭和52年7月　NRA 会長マクレーガー氏来日
昭和53年4月　AIS 訪日チーム（会長バン・クレーベル・カーレル氏ら一行28名）来日
昭和53年7月　NRA 第一副会長ヘラー氏一行来日
昭和53年11月　AIS 専務理事マスター氏来日

昭和54年３月　NRA 専務理事スペクト氏来日
昭和54年９月　NRA 会長ヘラー氏ら来日

●工業会派遣の調査団等

昭和46年５月　訪米石鹸広報視察団派遣
昭和48年９月　環境保全研究調査団欧米派遣
昭和50年９月　工業用油脂調査団東南アジア派遣
昭和51年８月　米国石鹸市場調査団派遣
昭和51年10月　水質関係欧米調査団派遣
昭和51年11月　中南米油脂資源開発調査団派遣
昭和52年３月　英国ハンチグトン・リサーチ・センター（HRC）訪問チーム派遣
昭和52年６月　米国牛脂調査団派遣
昭和52年10月　世界石鹸洗剤会議（教育講座）にスピーカー出席
昭和54年10月　脂肪酸・グリセリン市場調査団東南アジア派遣
昭和54年10月　やし油・コプラ調査団東南アジア派遣
昭和55年６月　日本石鹸洗剤工業会訪中団派遣
昭和55年６月　水質問題調査団カナダ・アメリカ派遣

## 第４節　日本石鹸洗剤工業会（日本油脂工業会）主催の全国油脂産業野球大会

日本油脂工業会主催による「全国油脂産業野球大会」は関連業界の親睦とスポーツ振興を目的にして，昭和27年発足以来，毎年夏，熱戦をくりひろげて回を重ね昭和48年（第22回）以降は日本石鹸洗剤工業会が継承して主催，昭和55年には29回に達した。その成果はひろく評価されている。大会参加資格は油脂，製油，マーガリン，石鹸，洗剤等の関連メーカーで，本社，工場，研究所などの事業所別に参加し，東日本，西日本地区でそれぞれに代表を選抜し，東西の決勝戦を行って優勝チームを決定する。また，全国油脂産業野球大会は全日本実業団紅竜旗争奪全国大会の代表選抜大会をも兼ねていて，優勝チームには代表チームとして出場権があたえられている。大会会長には工業会会長，大会委員長には工業会専務理事が就任し，工業会事務局（榎本総務部長他）が運営に当たっている。

●優勝チーム

第20回（昭和46年）　資生堂（大　船）　39（参加チーム数）

| | | |
|---|---|---|
| 第21回（昭和47年） | 豊年製油（清　水） | 30 |
| 第22回（昭和48年） | 日本油脂（尼　崎） | 26 |
| 第23回（昭和49年） | 豊年製油（清　水） | 26 |
| 第24回（昭和50年） | 資 生 堂（大　阪） | 26 |
| 第25回（昭和51年） | 日本油脂（尼　崎） | 26 |
| 第26回（昭和52年） | 花王石鹸（和歌山） | 25 |
| 第27回（昭和53年） | 日本油脂（尼　崎） | 25 |
| 第28回（昭和54年） | 日本油脂（尼　崎） | 22 |
| 第29回（昭和55年） | 資 生 堂（大　船） | 24 |

## 第5節　油脂工業会館記念事業「油脂技術優秀論文」「油脂産業優秀論文」の表彰

財団法人油脂工業会館（日本油脂工業会及び日本油剤工業会会員会社によって設立）は昭和33年設立10周年に当って継続記念事業として油脂技術振興のため「油脂技術優秀論文」の表彰制度を創設した。次いで，昭和44年からはさらに対象をひろげて「油脂産業優秀論文」の表彰制度を創設，充実させた。表彰式は設立記念日である2月21日に毎年行われている。

**昭和54年度審査委員会**

●油脂技術論文審査委員会（敬称略）

委員長　小森三郎

委　員　富山新一　小池基生　刈米孝夫　寺田喜巳男
　　三木　繁　太田三郎　石東哲男

●油脂産業論文審査委員会（敬称略）

委員長　林　周二

委　員　吉田安伸　川島　譲　小川重治　古谷正吉
　　近藤　博　池上作二　中島　驥　松崎　靖
　　金光卓男　松隈義則

なお，「油脂技術優秀論文」「油脂産業優秀論文」の表彰制度には，その発足以来，産業功労者として藍綬褒賞，紫綬褒賞および叙勲の栄に浴した方々より，基金が寄せられて来た。昭和46年以降に基金を提供された方々は次の通りである。

松岡昌一(47年)，村田勉(47年)，須崎祐男(48年)，圓城佳逸(49年)，江守清喜

(53年)，小山常正(53年)，竹本長三郎(53年)，村井孝一(54年)，沼田明(55年)，佐藤達郎(55年)（敬称略，受章年次順，須崎氏・江守氏・小山氏は叙勲）

なお，昭和34年以来，各氏によって提供された基金によって，次の通り奨励賞基金が設けられている。

●油脂優秀論文奨励賞基金（受入順）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三木春逸賞 | 東海林武雄賞 | 福島正雄賞 | 阿部謙二賞 |
| 大橋退治賞 | 小林寅次郎賞 | 本郷慰與男賞 | 伊藤隆男賞 |
| 田中豊賞 | 伊藤英三賞 | 古山二郎賞 | 宮崎寅四郎賞 |
| 富山新一賞 | 小嶋清賞 | 松岡昌一賞 | 村田勉賞 |
| 須崎祐男賞 | 圓城佳逸賞 | 江守清喜賞 | 小山常正賞 |
| 竹本長三郎賞 | 村井孝一賞 | 沼田明賞 | 佐藤達郎賞 |

**油脂技術優秀論文受賞者**（第15回〈昭和46年度〉～第23回〈昭和54年度〉）

第15回（昭和46年度）

第1席　オレフィンスルホネートに関する研究：永山升三（ライオン油脂株式会社）

第2席　油脂・界面活性剤分析法の開発および電算機による機器分析の研究：小西一生（花王石鹸株式会社）

第3席　メルカプタンの合成に関する研究：新井健（日本油脂株式会社）

第3席　含有機金属界面活性剤の合成とその性質：牧宏久（第一工業製薬株式会社）

第16回（昭和47年度）

第1席　食用脂のにおい成分に関する一連の研究：河田司(花王石鹸株式会社)

第2席　ポリアルキレングリコール誘導体の合成とその応用：矢野弥（鈴鹿工業高等専門学校）

第3席　野菜に残留する農薬の除去に関する研究：出浦浩（ライオン油脂株式会社）

第17回（昭和48年度）

第1席　Nアシルグルタメートの合成および界面活性に関する研究：竹原将博他5名（味の素株式会社）

第2席　植物油の水素添加に関する洗剤：太田昌男（日清製油株式会社）

第3席　塩析クロマトグラフィーによるイオン性界面活性剤混合物の分離定量方法の研究：札野新太郎（花王石鹸株式会社）

第3席　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩の急性毒性ならびに慢性毒性に関する研究：千葉昭二（順天堂大学医学部）

第18回（昭和49年度）

第１席　含エステル基界面活性剤の研究：彦田毅（東京理科大学理学部）

第２席　洗剤の成分分析法に関する研究：橋本茂（ライオン油脂株式会社）

第２席　スルホン化および硫酸化方法（特許745096）：馬島寛治・武井憲輔・伝慶一（花王石鹸株式会社）

第３席　自動酸化油の代謝に関する研究：吉岡倭子（東北大学農学部）

第19回（昭和50年度）

第１席　非イオン界面活性剤の性質に及ぼす構造効果に関する研究：高橋秀男（群馬大学工学部）

第２席　脂肪族化合物の潤滑剤としての性能およびその研究手法の開発：和泉嘉一（花王石鹸株式会社）

第３席　各種界面活性剤の生分解機構に関する研究：関口一（ライオン油脂株式会社）

第20回（昭和51年度）

第２席　トール油の不均化反応に関する研究：石上雅久（播磨化成工業株式会社）

第２席　顔料――水，分散系の安定性に関する研究：森山　登（花王石鹸株式会社）

第２席　加熱大豆油の呈味性に関する研究：薄木理一郎・金田尚志（東北大学農学部）

第３席　合成洗剤のマウス胎仔に及ぼす影響：桝田文八・井上邦夫（花王石鹸株式会社）

第21回（昭和52年度）

第１席　洗浄の界面電気的研究：今村哲也（花王石鹸株式会社）

第３席　油脂の自動酸化及び抗酸化剤の反応機構に関する研究：池田展雄・福住一雄（名古屋大学工学部）

第３席　新しい界面活性剤の合成とその利用に関する研究：岡原光男・池田功柳田祥三（大阪大学工学部）

第３席　エーテル基を含むカルボン酸型ビルダーの研究：阿部芳郎・松村秀一三浦健司（慶応義塾大学工学部）・望月温（旭電化工業株式会社）

第22回（昭和53年度）

第１席　流動法による脂肪酸誘導体の合成に関する研究：鈴木　修・山科孝雄田辺恵三（工業技術院東京工業試験所）

第３席　炭化水素鎖を２個もつイオン性界面活性剤の溶存状態の研究：国枝博信（横浜国立大学工学部）

第３席　洗剤成分の自動分析法の開発に関する研究：山中　実（花王石鹸株式会社）

第３席　陰イオン界面活性剤による備讃瀬戸海域汚染に関する研究：竹下隆三（国立公衆衛生院）

第23回（昭和54年度）

第２席　特殊型界面活性剤の研究：山田仁穂（熊本大学工学部）

第２席　モノグリセドリの多形：丸山武紀（財団法人日本食品油脂検査協会）・岡田正和（広島大学生物生産学部）

第３席　界面活性剤の生体に及ぼす影響：岡本暉公彦（花王石鹸株式会社）

**油脂産業優秀論文受賞者**（第３回〈昭和46年度〉～第11回〈昭和54年度〉）

第３回（昭和46年度）

第２席　油脂産業における物的流通について：成沢吉雄・中原幸敏（花王石鹸株式会社）

第２席　70年代の産業行政と油脂産業：森口十三（第一工業製薬株式会社）

第３席　油脂産業における物的流通について：花王石鹸包装技術部包装材料グループ（花王石鹸株式会社）

第４回（昭和47年度）

第１席　油脂産業の体質強化について：高草木嶺夫（旭電化工業株式会社）

第２席　消費動向の変化に対応する油脂産業の姿勢：柴田豊典（花王石鹸株式会社）

第３席　油脂産業の体質強化について：永口菊一（旭電化工業株式会社）

第５回（昭和48年度）

第２席　現代社会における油脂産業の在り方：浅野博嘉・森口十三（第一工業製薬株式会社）

第２席　資源問題よりみた油脂産業の将来：池田純雄（日本油脂株式会社）

第３席　資源問題よりみた油脂産業の将来：平野二郎・鈴木良美・石田祀朗（日本油脂株式会社）

第６回（昭和49年度）

第２席　将来における油脂産業のあり方：井出賀装市・和田　豊・小山基雄（日本油脂株式会社）

第２席　油脂産業における資源問題への提言：佐藤俊夫・熊崎久雄（花王石鹸株式会社）

第３席　油脂産業における資源問題への提言：佐藤正弘（ミヨシ油脂株式会社）

第３席　油脂産業の体質強化について：田口和正（日本油脂株式会社）

第７回（昭和50年度）

第１席　低成長時代における油脂産業：桂　英二（ミヨシ油脂株式会社）

第２席　低成長時代における油脂産業：米本　正・鈴木正夫・木村恒雄・山下政続（日本油脂株式会社）

第3席　低成長時代における油脂産業：船田　正（日本油脂株式会社）
第3席　油脂資源の安定供給をめざして：宗像良治（旭電化工業株式会社）

第8回（昭和51年度）
第2席　わが国油脂産業の影と光：井上恵雄・佐々木哲雄・出口勝彦・中島基貴・三方鶴雄（花王石鹸株式会社）
第2席　国際環境とわが国油脂産業の将来：轡　義明（旭電化工業株式会社）
第3席　国際環境とわが国油脂産業の将来：山浦襄司・尾崎禮巳・細井　健（ライオン油脂株式会社）
第3席　わが国油脂産業の影と光：大谷洋子（花王石鹸株式会社）

第9回（昭和52年度）
第2席　油脂産業における経営上当面する問題：佐伯周二・芦田治彦（第一工業製薬株式会社）
第2席　産業構造の国際的展開と油脂産業：白川洋一（旭電化工業株式会社）
第3席　産業構造の国際的展開と油脂産業：横山　晃・藤原正克（日本油脂株式会社）
第3席　産業構造の国際的展開と油脂産業：玉越芳博（花王石鹸株式会社）

第10回（昭和53年度）
第2席　内外経済変動とわが国油脂産業の課題：太記　治・磯田好弘（日本油脂株式会社）
第3席　内外経済変動とわが国油脂産業の課題：鶴田康生（ライオン油脂株式会社）
第3席　消費構造の変化と油脂産業：岩田和子（花王石鹸株式会社）

第11回（昭和54年度）
第2席　油脂産業における原料問題：大辻一也（花王石鹸株式会社）
第3席　1980年代の油脂産業の展望：赤池祥光・田中善晴（日本油脂株式会社）
第3席　技術者の視点：鶴田康生（ライオン油脂株式会社）
第3席　1980年代の脂肪酸工業の展望：島谷美成（花王石鹸株式会社）

## 関係団体その他

**全日本石鹸協会会員名簿**　昭和54年度（50音順）

昭和55年3月31日現在

| ・会員名 | ・本社所在地 |
|---|---|
| 旭電化工業株式会社 | 東京都中央区日本橋室町2－8 |
| 伊藤忠商事株式会社 | 東京都中央区日本橋本町2－4 |
| 花王石鹸株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1－1 |
| 鐘紡株式会社 | 大阪市都島区友渕町1－3－80 |

| | |
|---|---|
| 牛乳石鹸共進社株式会社 | 大阪市城東区今福西2－4－7 |
| 共栄社油脂化学工業㈱ | 大阪市南区谷町8－7－2 |
| 株式会社　資生堂 | 東京都中央区銀座7－5－5 |
| 新日本理化株式会社 | 京都市伏見区葭島矢倉町13 |
| 第一工業製薬株式会社 | 京都市下京区西七条東久保町55 |
| 株式会社　東　　食 | 東京都中央区日本橋室町2－4 |
| ニッサン石鹸株式会社 | 大阪市鶴見区茨田横堤町778 |
| 日商岩井株式会社 | 東京都港区赤坂2－4－5 |
| 日本油脂株式会社 | 東京都千代田区有楽町1－10－1 |
| 日本油料検定協会 | 横浜市中区海岸通3－9 |
| 日本リーバ・インダストリーズ㈱ | 東京都千代田区麹町4－7 |
| P & Gサンホーム株式会社 | 大阪市東区高麗橋5－50 |
| 丸紅株式会社 | 東京都千代田区大手町1－4－2 |
| 三井物産株式会社 | 東京都千代田区大手町1－2－1 |
| 三菱商事株式会社 | 東京都千代田区丸の内2－3－1 |
| 皆様石鹸株式会社 | 大阪市城東区放出西1－2－39 |
| ミヨシ油脂株式会社 | 東京都墨田区緑3－8－12 |
| 横浜油脂工業株式会社 | 横浜市西区南浅間町1－1 |
| ライオン株式会社 | 東京都墨田区本所1－3－7 |

**全日本石鹸協会役員名簿**　昭和54年度（敬称略　会社50音順）

昭和55年3月31日現在

| | | |
|---|---|---|
| 会　長 | 小川照次 | 日本油脂株式会社取締役社長 |
| 副会長 | 宮崎楢義 | 牛乳石鹸共進社株式会社取締役社長 |
| 副会長 | 吉村耕朔 | 三菱商事株式会社油脂部長 |
| 専務理事 | 佐藤達郎 | 日本石鹸洗剤工業会専務理事 |
| 理　事 | 吉田　豊 | 旭電化工業株式会社取締役社長 |
| 〃 | 筒井雄一郎 | 伊藤忠商事株式会社取締役食糧本部長 |
| 〃 | 佐川幸三郎 | 花王石鹸株式会社専務取締役 |
| 〃 | 二子石廣猛 | 鐘紡株式会社専務取締役 |
| 〃 | 押田潔志 | 共栄社油脂化学工業㈱取締役 |
| 〃 | 村井孝一 | 新日本理化株式会社取締役社長 |
| 〃 | 圓城佳逸 | 第一工業製薬株式会社取締役社長 |
| 〃 | 渡辺信弘 | 株式会社　東　　食油脂部長 |
| 〃 | 野中市松 | ニッサン石鹸株式会社取締役社長 |
| 〃 | 村山　尚 | 日商岩井株式会社油脂原料部長 |
| 〃 | 檜前　明 | 日本油料検定協会会　　長 |

| | | |
|---|---|---|
| 理　事 | 柏木一郎 | 日本リーバ・インダストリーズ㈱ 取締役社長 |
| 〃 | 三浦隆彦 | P＆Gサンホーム株式会社 取締役 |
| 〃 | 仁木信夫 | 丸紅株式会社 穀物油脂部長 |
| 〃 | 多湖央政 | 三井物産株式会社 穀物油脂部長 |
| 〃 | 中野　隆 | 皆様石鹸株式会社 取締役社長 |
| 〃 | 三木春逸 | ミヨシ油脂株式会社 取締役会長 |
| 〃 | 植松重次郎 | ライオン株式会社 相談役 |
| 監　事 | 三宮正彦 | 株式会社資生堂 常務取締役 |
| 〃 | 磯田圭二 | 横浜油脂工業株式会社 取締役社長 |

**工業会の主要加入団体**

(社)経済団体連合会，(財)経済広報センター，日本化学工業協会，(財)消費者科学センター，日本租税研究会，(社)日本油化学協会，日本水質汚濁研究会，日本貿易振興会，化粧石けん公正取引協議会，公正取引協議会連合会，日本規格協会，消費者供給センター，東京社会保険協会，全日本実業団野球連盟

**日本石鹸洗剤工業会事務局**（昭和56年1月現在）

専務理事　佐藤達郎，常務理事　石橋信之，理事・油脂技術部長　園田恵三，理事・洗剤技術部長　近藤邦成，総務部長　榎本　稔，経理部長　川井金太郎，業務課長　坂上義郎，職員　鈴木和子，渡会尹久子，塚本初子，島袋富貴子，立石新太郎，西ノ坊美恵子，関西支部＝理事・関西支部長　杉本吉太郎，業務課長　辻谷　實，職員　鳥居慶子

油脂工業会館

創立30周年記念式典（於ホテル　ニューオータニ）式辞を述べる小川会長

創立30周年記念式典　来賓並びに列席者（前列向って左より小松国男通商産業省基礎産業局長、稲山嘉寛経済団体連合会会長、丸田芳郎日本化学工業協会会長、村田勉日本石鹸洗剤工業会相談役）

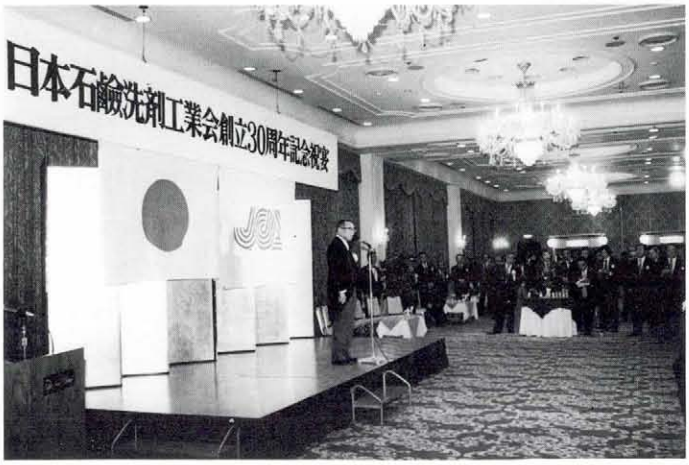


創立30周年記念祝宴　挨拶する小川会長

30周年記念功労者記念品
舟越保武先生作　彫塑「エリカ」

日本石鹸洗剤工業会・日本界面活性剤工業会新年懇親会（於日本工業倶楽部）

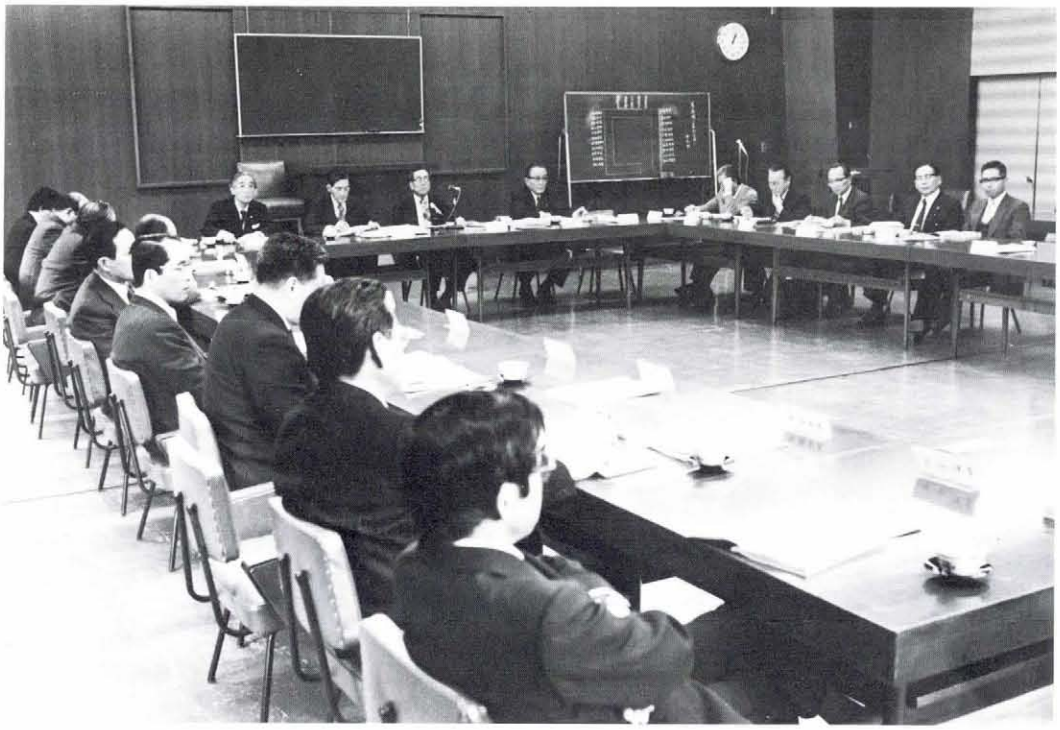

日本石鹸洗剤工業会理事会（於工業会）

日本石鹸洗剤工業会定例新聞記者会見（於工業会）

日本石鹸洗剤工業会マーク

工業会玄関ホール　ショーウインドー

工業会出版物（会務報告、統計年報、家庭用製品一覧表、海外視察報告書等）

工業会出版物（洗剤広報パンフレット、水質年報等）

石けんPRキャンペーン　手洗い運動ソノシート・ステッカー

石けんＰＲキャンペーン　ポスター
(昭和51年度)

琵琶湖富栄養化防止条例問題に対する当工業会の新聞広告・ちらし・パンフレット

「手洗い運動」推進について小学校先生との座談会（於工業会）

しゃぼんだま図画コンクール表彰式（於毎日新聞社）

全国油脂産業野球大会（於江戸川区営グラウンド）

（単位：トン）

| 昭和51年 | 昭和52年 | 昭和53年 | 昭和54年 |
|---|---|---|---|
| 96,031 | 97,949 | 103,940 | 109,478 |
| 10,791 | 11,785 | 10,806 | 13,384 |
| 23,233 | 24,652 | 26,507 | 33,329 |
| 5,668 | 5,362 | 4,710 | 4,818 |
| 4,204 | 4,232 | 4,185 | 5,748 |
| 7,265 | 6,589 | 5,903 | 7,633 |
| 147,192 | 150,569 | 156,051 | 174,390 |
| | | 61,019 | 41,774 |
| | | 470,554 | 566,863 |
| 450,299 | 474,409 | 531,573 | 608,637 |
| | | 44,804 | 46,048 |
| | | 192,343 | 217,540 |
| | | 54,090 | 61,004 |
| 228,530 | 244,828 | 291,237 | 324,592 |
| 678,829 | 719,237 | 822,810 | 933,229 |
| 80,613 | 80,230 | 85,999 | 101,354 |
| 19,441 | 19,537 | 22,640 | 27,780 |
| 100,054 | 99,767 | 108,639 | 129,134 |
| 778,883 | 819,004 | 931,449 | 1,062,363 |
| 162,899 | 196,840 | 217,388 | 243,549 |
| 41,618 | 44,821 | 46,658 | 38,592 |
| 204,517 | 241,661 | 264,046 | 282,141 |
| 99,347 | 104,034 | 108,347 | 126,293 |
| 68,951 | 62,594 | 66,065 | 63,999 |
| 168,298 | 166,628 | 174,412 | 190,292 |
| 16,615 | 20,967 | 21,338 | 26,400 |
| 7,982 | 8,932 | 9,929 | 10,317 |
| 5,102 | 5,220 | 4,588 | 4,927 |
| 11,367 | 11,740 | 13,111 | 14,169 |
| 41,066 | 46,859 | 48,966 | 55,813 |
| 23,092 | 23,349 | 24,410 | 25,658 |
| 38,484 | 38,744 | 39,826 | 42,119 |
| 1,854 | 1,671 | 1,636 | 2,102 |
| 40,338 | 40,415 | 41,462 | 44,221 |

## 石鹸・洗剤・油脂製品生産金額(昭和46年～54年)

| 品名 | | 年次 | 昭和46年 | 昭和47年 | 昭和48年 | 昭和49年 | 昭和50年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 石鹸 | | 浴用 | 31,444,132 | 33,023,758 | 37,415,147 | 57,223,005 | 45,164,118 |
| | | 洗濯用固形 | 1,601,597 | 1,324,999 | 1,622,245 | 2,605,145 | 1,869,030 |
| | | 洗濯用粉末 | 1,147,412 | 1,230,334 | 1,832,727 | 1,974,156 | 3,543,918 |
| | | 繊維用 | 506,720 | 508,793 | 765,206 | 837,312 | 854,796 |
| | | 工業用 | 661,950 | 542,594 | 736,675 | 1,046,037 | 608,874 |
| | | その他 | 498,959 | 592,782 | 1,015,025 | 1,511,076 | 1,184,346 |
| | | 計 | 35,860,770 | 37,223,260 | 43,387,025 | 65,196,731 | 53,225,082 |
| 家庭用合成洗剤 | 粉末 | 高濃度品 | | | | | |
| | | 普通品 | | | | | |
| | | 計 | — | — | 61,856,472 | 94,350,564 | 73,031,066 |
| | 液体 | 洗濯用 | | | | | |
| | | 台所用 | | | | | |
| | | 住宅・家具用 | | | | | |
| | | 計 | — | — | 24,393,108 | 35,937,049 | 36,249,380 |
| | 合計 | | 73,396,324 | 80,131,638 | 86,249,580 | 130,287,613 | 109,280,446 |
| 工業用洗剤 | | 鉱油系 | 3,354,227 | 3,506,777 | 3,404,490 | 5,605,196 | 6,725,866 |
| | | 高級アルコール系 | 1,752,746 | 1,646,780 | 2,061,079 | 2,583,700 | 2,809,947 |
| | | 計 | 5,106,973 | 5,153,557 | 5,465,569 | 8,188,896 | 9,535,813 |
| 洗剤合計 | | | 78,503,297 | 85,285,195 | 91,715,149 | 138,476,509 | 118,816,259 |
| 硬化油 | | 食用 | 17,922,821 | 16,928,250 | 21,489,192 | 36,875,067 | 36,559,351 |
| | | 工業用 | 8,685,365 | 10,616,483 | 61,728,603 | 17,522,817 | 9,767,571 |
| | | 計 | 26,608,186 | 27,544,733 | 38,217,795 | 54,397,884 | 46,326,922 |
| 脂肪酸 | | 直分 | 6,942,583 | 6,546,217 | 9,284,378 | 13,604,103 | 13,302,483 |
| | | 硬分 | 7,140,029 | 7,457,670 | 11,342,745 | 11,957,019 | 11,635,794 |
| | | 計 | 14,082,612 | 14,003,887 | 20,627,123 | 25,561,122 | 24,938,277 |
| | | ステアリン酸 | 1,342,427 | 1,400,599 | 1,846,042 | 2,213,835 | 2,226,531 |
| | | オレイン酸 | 975,528 | 1,243,596 | 1,274,758 | 1,557,904 | 1,493,737 |
| | | ラウリン酸 | 627,607 | 742,551 | 1,178,891 | 2,300,494 | 1,587,994 |
| | | その他 | 1,973,223 | 2,127,094 | 3,445,432 | 4,179,428 | 3,440,652 |
| | | 計 | 4,918,785 | 5,513,840 | 7,745,123 | 10,251,661 | 8,748,914 |
| グリセリン | | 粗製(80%換算) | 1,973,949 | 2,128,470 | 2,579,726 | 2,612,987 | 2,475,042 |
| | | 98.5%以上 | 4,852,500 | 6,133,568 | 6,917,346 | 9,241,885 | 9,757,818 |
| | | 84.0%以上 | 280,184 | 304,993 | 308,865 | 364,536 | 338,767 |
| | | 精製計 | 5,132,684 | 6,438,561 | 7,226,211 | 9,606,421 | 10,096,585 |

(注) 1．家庭用合成洗剤液体はその他（ペースト）を含む。昭和46年，47年は粉末・液体の内訳及び昭和52年以前の用途別は通産省統計になかった。

2．工業用洗剤は家庭用合成洗剤の原料用に向けられた金額を除いて算出した。

3．精製グリセリンの98.5%以上は合成グリセリンを含む。

4．資料：通産省化学工業統計調査室

（単位：千円）

| 昭和51年 | 昭和52年 | 昭和53年 | 昭和54年 |
|---|---|---|---|
| 58,137,135 | 58,315,294 | 62,967,424 | 66,164,662 |
| 2,123,329 | 2,423,614 | 2,272,536 | 2,752,741 |
| 3,761,646 | 4,292,210 | 4,546,223 | 5,655,604 |
| 957,702 | 936,838 | 1,084,139 | 1,114,810 |
| 674,857 | 659,208 | 656,899 | 822,072 |
| 1,942,519 | 1,757,787 | 1,956,770 | 2,316,442 |
| **67,597,188** | **68,384,951** | **73,483,991** | **78,826,331** |
| | | 15,809,762 | 10,812,789 |
| | | 86,524,072 | 105,948,028 |
| **89,830,484** | **95,824,342** | **102,333,834** | **116,760,817** |
| | | 14,165,795 | 13,337,415 |
| | | 38,060,852 | 43,968,188 |
| | | 16,275,805 | 17,610,216 |
| **50,013,343** | **55,961,592** | **68,502,452** | **74,915,819** |
| **139,843,827** | **151,785,934** | **170,836,286** | **191,676,636** |
| 8,277,312 | 8,150,850 | 8,222,914 | 10,633,728 |
| 3,342,109 | 3,455,777 | 3,944,902 | 4,582,685 |
| **11,619,421** | **11,606,627** | **12,167,816** | **15,216,413** |
| **151,463,248** | **163,392,561** | **183,004,102** | **206,893,049** |
| 33,558,183 | 43,535,337 | 42,959,211 | 47,169,050 |
| 9,687,982 | 10,297,324 | 11,061,967 | 9,781,621 |
| **43,246,165** | **53,832,661** | **54,021,178** | **56,950,671** |
| 16,618,089 | 17,986,130 | 16,533,762 | 20,770,299 |
| 13,645,532 | 11,523,899 | 10,956,538 | 12,000,531 |
| **30,263,621** | **29,510,029** | **27,490,300** | **32,770,830** |
| 3,571,101 | 4,292,638 | 3,927,784 | 5,214,559 |
| 2,082,705 | 2,487,867 | 2,619,646 | 2,944,805 |
| 1,744,430 | 1,752,762 | 1,518,495 | 1,697,465 |
| 4,238,534 | 4,412,163 | 4,525,765 | 4,694,248 |
| **11,636,770** | **12,945,430** | **12,591,690** | **14,551,077** |
| 3,408,356 | 3,555,665 | 3,476,121 | 3,352,293 |
| 10,769,486 | 10,809,989 | 10,570,761 | 11,285,807 |
| 502,339 | 492,204 | 470,083 | 613,563 |
| **11,271,825** | **11,302,193** | **11,040,844** | **11,899,370** |

## 石鹸・洗剤・油脂製品輸出実績（昭和46年～54年）

| 品名＼年次 | | 昭和46年 | 昭和47年 | 昭和48年 | 昭和49年 | 昭和50年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 浴用石鹸 | 数量 | 664,454 | 462,277 | 498,112 | 218,074 | 239,322 |
| | 金額 | 300,055 | 241,137 | 212,877 | 234,596 | 248,412 |
| 洗濯 粉末石鹸 | 数量 | 637,105 | 133,214 | 1,276,997 | 352,253 | 174,266 |
| | 金額 | 54,377 | 18,405 | 92,308 | 44,787 | 38,186 |
| 洗濯 固形石鹸 | 数量 | 344,874 | 235,831 | 1,201,248 | 96,423 | 1,431,729 |
| | 金額 | 34,385 | 25,742 | 92,091 | 11,916 | 171,794 |
| その他石鹸及び界面活性剤調製品 | 数量 | 52,936 | 41,380 | 65,427 | 85,127 | 64,020 |
| | 金額 | 11,061 | 26,675 | 31,088 | 58,429 | 28,931 |
| **石鹸等計** | **数量** | **1,699,369** | **872,702** | **3,041,784** | **751,877** | **1,909,337** |
| | **金額** | **399,878** | **311,959** | **428,364** | **349,728** | **487,323** |
| 有機合成洗剤 | 数量 | 10,161,117 | 5,271,780 | 4,331,564 | 4,515,547 | 2,794,631 |
| | 金額 | 1,321,687 | 661,554 | 475,314 | 771,231 | 521,971 |
| シャンプー | 数量 | 1,083,141 | 594,961 | 471,896 | 208,154 | 218,470 |
| | 金額 | 388,144 | 214,283 | 187,413 | 81,055 | 85,523 |
| 硬化油 | 数量 | 547,180 | 600,180 | 680,232 | 1,343,472 | 462,620 |
| | 金額 | 71,361 | 67,829 | 90,674 | 354,724 | 139,065 |
| アシッドオイル及び脂肪性の酸 | 数量 | 3,782,933 | 6,215,244 | 9,807,149 | 17,048,679 | 14,164,314 |
| | 金額 | 336,772 | 419,582 | 677,294 | 1,737,575 | 1,218,846 |
| ステアリン酸 | 数量 | 2,916,415 | 5,191,051 | 2,940,851 | 1,896,432 | 1,362,269 |
| | 金額 | 306,226 | 477,620 | 393,222 | 426,980 | 232,478 |
| オレイン酸，ラウリン酸等 | 数量 | 583,144 | 718,132 | 929,032 | 1,614,357 | 576,135 |
| | 金額 | 91,301 | 109,724 | 151,074 | 777,400 | 193,999 |
| ステアリン酸等の誘導体 | 数量 | 2,743,163 | 2,886,289 | 2,737,860 | 1,716,849 | 1,098,995 |
| | 金額 | 689,825 | 620,923 | 677,325 | 663,438 | 415,347 |
| 脂肪酸混合物の誘導体 | 数量 | 164,522 | 92,364 | 85,856 | 192,423 | 162,203 |
| | 金額 | 35,641 | 21,334 | 18,671 | 72,545 | 62,924 |
| **脂肪酸類計** | **数量** | **10,190,177** | **15,103,080** | **16,500,748** | **22,468,740** | **17,363,916** |
| | **金額** | **1,459,765** | **1,649,183** | **1,917,586** | **3,677,938** | **2,123,594** |
| グリセリン | 数量 | 8,793,864 | 12,493,343 | 8,352,367 | 14,439,517 | 8,341,908 |
| | 金額 | 1,199,711 | 1,647,878 | 1,094,192 | 4,713,223 | 2,437,788 |
| 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 | 数量 | 29,044,820 | 34,095,273 | 42,015,797 | 38,807,190 | 48,040,647 |
| | 金額 | 5,040,316 | 5,300,721 | 6,894,715 | 10,959,853 | 13,406,671 |
| 調製洗剤 | 数量 | 456,416 | 247,294 | 631,853 | 724,814 | 384,493 |
| | 金額 | 83,852 | 47,502 | 100,589 | 136,651 | 135,705 |
| 金額計 | | 9,964,714 | 9,900,909 | 11,188,847 | 21,044,403 | 19,337,640 |

（注）資料：大蔵省関税局

（単位：数量 kg，金額 千円）

| 昭和51年 | 昭和52年 | 昭和53年 | 昭和54年 |
|---|---|---|---|
| 397,008 | 285,136 | 328,641 | 356,599 |
| 294,841 | 274,492 | 299,706 | 303,314 |
| 42,994 | 75,112 | 56,343 | 27,760 |
| 14,974 | 20,721 | 15,477 | 8,985 |
| 822,672 | 1,596,790 | 161,214 | 104,848 |
| 71,705 | 155,701 | 18,337 | 13,787 |
| 281,545 | 40,700 | 41,569 | 67,265 |
| 37,761 | 21,754 | 21,356 | 20,836 |
| **1,544,219** | **1,997,738** | **587,767** | **556,472** |
| **419,281** | **472,668** | **354,866** | **346,922** |
| 4,848,308 | 5,421,948 | 4,627,643 | 3,633,979 |
| 885,904 | 980,728 | 824,532 | 694,470 |
| 133,068 | 215,556 | 342,985 | 560,586 |
| 68,091 | 95,815 | 174,816 | 259,380 |
| 866,700 | 862,430 | 1,535,494 | 2,762,762 |
| 273,096 | 306,809 | 580,661 | 1,305,165 |
| 9,379,856 | 6,894,285 | 6,933,703 | 6,706,580 |
| 980,446 | 818,451 | 682,481 | 736,312 |
| 3,332,198 | 3,631,236 | 3,068,643 | 2,295,582 |
| 515,975 | 567,025 | 432,859 | 419,038 |
| 1,393,619 | 1,062,383 | 1,287,901 | 661,802 |
| 312,323 | 315,434 | 260,200 | 233,197 |
| 1,873,168 | 1,860,747 | 1,958,177 | 2,565,919 |
| 692,728 | 676,112 | 655,129 | 858,025 |
| 223,896 | 382,628 | 90,625 | 16,625 |
| 98,040 | 165,901 | 29,850 | 7,918 |
| **16,202,737** | **13,831,279** | **13,339,049** | **12,246,508** |
| **2,599,512** | **2,542,923** | **2,060,519** | **2,254,490** |
| 10,856,762 | 9,675,041 | 12,562,549 | 6,920,182 |
| 2,896,060 | 2,385,060 | 2,586,004 | 1,774,171 |
| 58,809,450 | 60,976,238 | 68,930,101 | 72,959,976 |
| 15,609,516 | 16,231,252 | 16,557,511 | 20,405,509 |
| 1,110,681 | 818,041 | 777,400 | 912,353 |
| 380,331 | 215,171 | 234,421 | 243,574 |
| **23,131,791** | **23,230,426** | **23,373,340** | **27,283,681** |

## 石鹸・洗剤・油脂製品輸入実績(昭和46年～54年)

| 品名＼年次 | | 昭和46年 | 昭和47年 | 昭和48年 | 昭和49年 | 昭和50年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 浴用石鹸 | 数量 | 2,330,105 | 3,101,569 | 4,701,670 | 7,891,201 | 4,702,243 |
| | 金額 | 1,043,246 | 1,223,196 | 2,024,216 | 4,378,635 | 2,752,709 |
| 薬用石鹸 | 数量 | 72,654 | 92,847 | 251,642 | 331,177 | 89,147 |
| | 金額 | 53,677 | 37,491 | 61,557 | 103,409 | 43,055 |
| 洗濯石鹸 | 数量 | 20,943 | 7,129 | 1,190,966 | 1,897,504 | 1,058,535 |
| | 金額 | 5,209 | 2,467 | 94,469 | 294,892 | 116,882 |
| その他石鹸及び界面活性剤調整品 | 数量 | 16,095 | 24,480 | 300,385 | 50,509 | 90,006 |
| | 金額 | 5,300 | 9,934 | 48,695 | 19,397 | 26,725 |
| **石鹸等計** | **数量** | **2,439,797** | **3,226,025** | **6,444,663** | **10,170,391** | **5,939,931** |
| | **金額** | **1,107,432** | **1,273,088** | **2,228,937** | **4,796,353** | **2,939,371** |
| 有機合成洗剤 | 数量 | 1,606,699 | 3,365,141 | 5,174,495 | 8,378,320 | 4,399,879 |
| | 金額 | 378,837 | 770,914 | 1,408,818 | 3,095,223 | 2,037,636 |
| シャンプー | 数量 | 152,539 | 361,109 | 577,444 | 600,236 | 477,921 |
| | 金額 | 71,092 | 166,554 | 180,757 | 337,958 | 311,315 |
| 硬化油 | 数量 | 662,631 | 401,334 | 824,008 | 3,388,230 | 4,031,556 |
| | 金額 | 177,763 | 99,177 | 160,912 | 931,887 | 818,739 |
| ステアリン(未精製) | 数量 | 145,019 | 306,865 | 3,037,446 | 2,556,449 | 408,357 |
| | 金額 | 20,024 | 27,537 | 458,721 | 457,342 | 69,440 |
| オレイン(未精製) | 数量 | 1,650,528 | 1,088,498 | 1,220,574 | 1,260,631 | 740,486 |
| | 金額 | 200,576 | 125,415 | 227,351 | 303,080 | 161,017 |
| アシッドオイル及び脂肪性の酸 | 数量 | 7,531,313 | 6,493,444 | 6,580,928 | 3,131,948 | 1,434,073 |
| | 金額 | 698,566 | 581,021 | 944,625 | 744,193 | 324,092 |
| ステアリン酸 | 数量 | 30,433 | 40,774 | 2,253,471 | 663,424 | 253,937 |
| | 金額 | 5,166 | 11,113 | 504,170 | 151,085 | 41,155 |
| オレイン酸 | 数量 | 24,155 | 106,571 | 569,843 | 90,155 | 120,777 |
| | 金額 | 3,721 | 16,350 | 91,866 | 21,902 | 25,249 |
| ラウリン酸パルミチン酸等 | 数量 | 496,022 | 27,623 | 171,936 | 183,484 | 28,953 |
| | 金額 | 166,359 | 6,854 | 40,872 | 56,445 | 12,457 |
| ステアリン酸等の誘導体 | 数量 | 249,805 | 156,217 | 556,893 | 518,621 | 58,348 |
| | 金額 | 112,865 | 60,967 | 192,614 | 221,710 | 34,870 |
| 脂肪酸混合物の誘導体 | 数量 | 431,831 | 256,340 | 1,626,515 | 1,500,206 | 525,142 |
| | 金額 | 94,939 | 70,491 | 420,109 | 588,944 | 158,192 |
| **脂肪酸類計** | **数量** | **10,559,106** | **8,476,332** | **16,017,606** | **9,904,918** | **3,570,073** |
| | **金額** | **1,302,216** | **899,748** | **2,880,328** | **2,544,701** | **826,472** |
| グリセリン | 数量 | 513,486 | 153,345 | — | 33,314 | — |
| | 金額 | 48,875 | 14,960 | — | 7,295 | — |
| 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 | 数量 | 8,089,439 | 7,540,145 | 12,448,381 | 14,613,723 | 8,023,872 |
| | 金額 | 2,306,135 | 2,015,342 | 3,243,134 | 4,792,024 | 3,304,066 |
| 調製洗剤 | 数量 | 371,000 | 581,516 | 779,849 | 1,804,434 | 5,419,400 |
| | 金額 | 82,127 | 110,534 | 141,438 | 395,345 | 2,703,002 |
| 金額計 | | 5,474,477 | 5,350,317 | 10,244,324 | 16,900,786 | 12,940,601 |

(注) 資料：大蔵省関税局

（単位：数量 kg、金額 千円）

| 昭和51年 | 昭和52年 | 昭和53年 | 昭和54年 |
|---|---|---|---|
| 7,681,084 | 3,728,514 | 4,917,180 | 5,429,034 |
| 4,011,906 | 2,371,370 | 2,651,264 | 3,658,244 |
| 97,858 | 30,171 | 49,702 | 54,871 |
| 60,903 | 18,121 | 26,973 | 37,427 |
| 487,792 | 306,753 | 1,311,227 | 1,305,460 |
| 78,576 | 45,703 | 181,363 | 270,730 |
| 101,657 | 80,612 | 109,924 | 119,045 |
| 30,171 | 20,689 | 27,249 | 46,080 |
| **8,368,391** | **4,146,050** | **6,388,033** | **6,908,410** |
| **4,181,556** | **2,455,883** | **2,886,849** | **4,012,481** |
| 3,772,670 | 1,271,106 | 1,421,505 | 2,218,816 |
| 1,813,350 | 553,394 | 483,561 | 751,007 |
| 601,705 | 632,453 | 395,707 | 937,972 |
| 554,206 | 390,459 | 176,286 | 425,569 |
| 2,148,203 | 2,313,479 | 4,426,677 | 6,662,571 |
| 405,574 | 355,401 | 557,766 | 1,139,838 |
| 2,856,605 | 2,078,198 | 2,925,138 | 4,208,155 |
| 433,630 | 301,399 | 386,444 | 747,496 |
| 1,181,213 | 3,425,816 | 2,730,486 | 3,443,810 |
| 249,587 | 755,613 | 504,450 | 802,419 |
| 2,458,272 | 3,428,440 | 7,276,412 | 10,045,889 |
| 554,664 | 655,072 | 1,136,150 | 1,966,285 |
| 149,866 | 62,978 | 129,162 | 332,556 |
| 27,197 | 9,888 | 24,346 | 79,827 |
| 10,363 | 174,511 | 34,926 | 83,227 |
| 3,873 | 46,563 | 7,872 | 20,929 |
| 57,488 | 39,989 | 303,280 | 409,847 |
| 16,346 | 15,737 | 122,772 | 170,882 |
| 83,027 | 71,856 | 354,558 | 462,567 |
| 40,813 | 36,281 | 142,257 | 216,405 |
| 370,249 | 3,556,799 | 5,419,618 | 6,898,620 |
| 166,895 | 678,978 | 1,039,389 | 1,935,502 |
| **7,167,083** | **12,838,587** | **19,173,580** | **25,884,671** |
| **1,493,005** | **2,499,531** | **3,363,680** | **5,939,745** |
| 229 | — | — | 1,033,445 |
| 499 | — | — | 166,182 |
| 13,353,355 | 11,243,948 | 9,779,665 | 11,623,486 |
| 6,221,583 | 5,096,678 | 3,511,779 | 4,802,090 |
| 11,960,597 | 6,475,566 | 699,782 | 698,571 |
| 6,431,369 | 3,262,581 | 334,001 | 412,493 |
| **21,101,142** | **14,613,927** | **11,313,922** | **17,649,405** |

## 牛脂等輸入実績(昭和46年～54年)

| 品名＼年次 | | 昭和46年 | 昭和47年 | 昭和48年 | 昭和49年 | 昭和50年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 牛脂 | 数量 | 256,886 | 255,213 | 292,712 | 192,573 | 183,442 |
| | 金額 | 18,790,606 | 14,012,962 | 24,634,328 | 27,516,780 | 19,628,228 |
| ラード | 数量 | 1,025 | 1,346 | 1,534 | 2,343 | 767 |
| | 金額 | 136,099 | 149,870 | 205,794 | 481,866 | 179,896 |
| 豚脂 | 数量 | 32,606 | 35,534 | 38,620 | 11,678 | 5,361 |
| | 金額 | 2,417,848 | 1,993,539 | 3,483,882 | 1,768,921 | 653,237 |
| やし油 | 数量 | 326 | 10,741 | 23,107 | 17,414 | 21,449 |
| | 金額 | 37,698 | 629,990 | 2,513,708 | 5,056,263 | 2,547,582 |
| パーム油 | 数量 | 40,947 | 54,865 | 100,320 | 115,334 | 107,741 |
| | 金額 | 3,554,908 | 3,450,158 | 7,723,204 | 17,915,159 | 15,193,508 |
| パーム核油 | 数量 | — | 405 | 2,463 | 1,187 | 4,514 |
| | 金額 | — | 29,308 | 349,610 | 406,224 | 522,259 |
| コプラ | 数量 | 122,396 | 124,450 | 134,233 | 86,351 | 89,866 |
| | 金額 | 7,897,947 | 5,049,997 | 8,796,402 | 15,443,858 | 7,022,029 |
| パーム核 | 数量 | 38,851 | 21,682 | 12,177 | 3,965 | 6,698 |
| | 金額 | 1,819,226 | 640,971 | 441,678 | 455,610 | 410,918 |

(注) 資料：大蔵省関税局

## 石鹸・洗剤・油脂製品生産能力と稼動率(昭和46年～54年)

| 品名＼年(昭和) | | 46年平均 | 47年平均 | 48年平均 | 49年平均 | 50年平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 石鹸 | 能力 | 27,545 | 25,912 | 23,768 | 23,860 | 23,020 |
| | 稼動率 | 43.5 | 46.5 | 57.1 | 55.1 | 44.2 |
| 家庭用合成洗剤 | 能力 | 69,321 | 77,018 | 86,577 | 91,187 | 91,854 |
| | 稼動率 | 77.8 | 76.2 | 73.6 | 76.0 | 53.9 |
| 硬化油 | 能力 | 25,970 | 29,292 | 30,772 | 31,170 | 31,588 |
| | 稼動率 | 71.7 | 68.2 | 73.0 | 61.9 | 50.3 |
| 脂肪酸 | 能力 | 20,272 | 20,785 | 20,692 | 23,815 | 24,529 |
| | 稼動率 | 57.2 | 60.0 | 69.8 | 50.9 | 47.6 |
| グリセリン | 能力 | 4,827 | 5,305 | 5,383 | 5,408 | 4,898 |
| | 稼動率 | 57.4 | 65.0 | 68.6 | 62.3 | 62.8 |

(注) 1．石鹸は全品種を対象とする。
2．家庭用合成洗剤は粉末，液体を対象とする。
3．硬化油は食用硬化油，工業用硬化油を対象とする。
4．脂肪酸は分解脂肪酸（直分，硬分）を対象とし，精製脂肪酸は含まない。
5．グリセリンは精製で，合成グリセリンを含む。
6．資料：通産省化学工業統計調査室

（単位：数量 トン，金額 千円）

| 昭和51年 | 昭和52年 | 昭和53年 | 昭和54年 |
|---|---|---|---|
| 235,623 | 190,255 | 184,016 | 151,929 |
| 26,549,476 | 21,694,836 | 18,294,409 | 19,921,766 |
| 1,000 | 731 | 847 | 866 |
| 232,983 | 167,695 | 167,720 | 208,841 |
| 4,190 | 5 | — | 24 |
| 517,294 | 1,295 | — | 2,598 |
| 30,596 | 27,977 | 28,722 | 47,947 |
| 3,323,790 | 4,316,114 | 3,831,452 | 10,625,176 |
| 153,489 | 146,721 | 141,705 | 138,995 |
| 17,408,041 | 20,385,094 | 17,462,761 | 20,391,590 |
| 3,054 | 3,690 | 6,775 | 9,650 |
| 369,874 | 606,407 | 995,135 | 2,020,985 |
| 110,856 | 97,785 | 90,364 | 55,659 |
| 7,206,056 | 10,419,496 | 8,102,156 | 7,852,501 |
| 6,463 | 11,089 | 5,972 | 9,177 |
| 356,545 | 839,075 | 388,252 | 860,814 |

（単位：能力 トン，稼動率 %）

| 51年平均 | 52年平均 | 53年平均 | 54年平均 |
|---|---|---|---|
| 23,275 | 22,900 | 22,868 | 23,296 |
| 52.7 | 54.8 | 56.9 | 62.4 |
| 92,332 | 93,747 | 91,336 | 94,019 |
| 61.2 | 63.9 | 75.1 | 82.7 |
| 31,942 | 37,547 | 38,170 | 34,300 |
| 53.4 | 53.6 | 57.6 | 68.5 |
| 24,707 | 24,525 | 23.977 | 22,980 |
| 56.8 | 56.6 | 60.6 | 69.0 |
| 4,833 | 4,832 | 4,566 | 4,592 |
| 69.6 | 69.7 | 75.7 | 80.2 |

# 実行関税率表(関係品目抜萃・昭和55年現在)

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **第12類 採油用に適する種及び果実** | | | | | | | | | |
| 12.01 | | | 採油用に適する種及び果実(割ってあるかどうかを問わない。) | | | | | | Oil seeds and oleaginous fruit, whole or broken: |
| | 100 | 5 | 1 大豆 | (4.80円 (yen) / kg) | (1.80円 (yen) / kg) | | 無税 Free | MT | 1 Soya beans |
| | | | 2 落花生 | 〔20%又は14円/kgのうちいずれか高い税率 20% or 14 yen /kg, whichever is the greater〕 | | | 10% | | 2 Ground-nuts |
| | 210 | 3 | 採油用のもの(税関の監督下で採油用原料として使用するものに限る。) | | 無税Free | | | MT | For oil extraction Note: The imports under this item are to be used as materials for oil extraction under the supervision of the Customs. |
| | 290 | 6 | その他のもの | | | | | MT | Other |
| | | | 3 菜種及びからし菜の種 | (6.10円 (yen) / kg) | (4.58円 (yen) / kg) | | 無税 Free | | 3 Rape seeds and mustard seeds |
| | 310 | 5 | 菜種 | | | | | MT | Rape seeds |
| | 320 | 1 | からし菜の種 | | | | | MT | Mustard seeds |
| | 400 | 4 | 4 ごま | 無税Free | (無税Free) | | | MT | 4 Sesame seeds |
| | 500 | 6 | 5 綿実 | 無税Free | (無税Free) | | | MT | 5 Cotton seeds |
| | 600 | 1 | 6 カポックの種 | 無税Free | (無税Free) | | | MT | 6 Kapok seeds |
| | 700 | 3 | 7 サフラワーの種 | (4.60円 (yen) / kg) | (1.9%) | | 無税 Free | MT | 7 Safflower seeds |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 800 | 5 | 8 亜麻の種 | 無税Free | (無税Free) | | | MT | 8 Linseeds |
| | 910 | 3 | 9 ひまの種 | 無税Free | | | | MT | 9 Castor oil seeds |
| | 920 | 6 | 10 コプラ | 無税Free | (無税Free) | | | MT | 10 Copra |
| | 931 | 3 | 11 パーム核 | 無税Free | (無税Free) | | | MT | 11 Palm kernels |
| | | | 12 その他のもの | 無税Free | (無税Free) | | | | 12 Other |
| | 932 | 4 | 油やしの実 | | | | | MT | Palm nuts |
| | 940 | 5 | ひまわりの種 | | | | | MT | Sunflower seeds |
| | 941 | 6 | 大麻の種 | | | | | MT | Hemp seeds |
| | 942 | 0 | ニガーシード | | | | | MT | Niger seeds |
| | 943 | 1 | えごまの種 | | | | | MT | seeds of perilla |
| | 944 | 2 | シャナット | | | | | MT | Shea nut |
| | 949 | 0 | その他のもの | | | | | MT | Other |
| 12.02 | 000 | 2 | 採油用に適する種又は果実の粉及びミール(脱脂してないものに限るものとし，マスタード粉を除く。) | 15% | 13% | | | MT | Flours or meals of oil seeds or oleaginous fruit, non-defatted (excluding mustard flour) |
| 第15類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物，調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう | | | | | | | | | |
| 15.01 | | | ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によって得たもの | | | | | | Lard, other pig fat and poultry fat, rendered or solvent-extracted: |
| | | | 1 豚脂 | | | | | | 1 Pig fat: |
| | | | (1) 酸価が1.3をこえるもの | (5%) | | | 無税 Free | | (1) Of an acid value exceeding 1.3 |
| | 110 | 2 | 酸価が2をこえるもの | | (無税Free) | | | KG | Of an acid value exceeding 2 |
| | 110 | 2 | その他のもの | | (12円 (yen) / kg) | | | KG | Other |
| | | | (2) その他のもの | (15円 (yen) / kg) | (11.50円(yen) / kg) | | 10円 (yen) /kg | | (2) Other |
| | 121 | 6 | ラード | | | | | KG | Lard |
| | 129 | 0 | その他のもの | | | | | KG | Other |
| | 200 | 1 | 2 家きん脂 | 15% | 7.5% | | | KG | 2 Poultry fat |
| 15.02 | | | 牛，羊又はやぎの脂肪(溶出し又は溶剤により抽出してないものに限る。)並びにこれから溶出又は溶剤抽出によって得た牛脂，羊脂及びやぎ脂(プルミエジュスを含む) | | | | | | Fats of bovine cattle, sheep or goats, unrendered ; rendered or solvent-extracted fats (including "premier jus") obtained from those unrendered fats: |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (15.02) | | | 1 牛脂 | (5%) | (1.9%) | 無税 Free | 無税 Free | | 1 Beef tallow |
| | 110 | 1 | 飼料用のもの | | | | | KG | For feeding purposes |
| | | | その他のもの | | | | | KG | |
| | 190 | 4 | 2 その他のもの | (5%) | (2.5%) | 無税 Free | 無税 Free | | Other |
| | 200 | 0 | | | | | | KG | 2 Other |
| 15.03 | 000 | 2 | ラードステアリン，オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油，オレオ油及びタロー油で乳化，混合その他の調整をしてないもの | 15% | 6.9% | | | KG | Lard stearin, oleostearin and tallow stearin; lard oil, oleo-oil and tallow oil, not emulsified or mixed or prepared in any way |
| 15.04 | | | 魚又は海棲(せいせい)哺乳動物の油脂（精製してあるかどうかを問わない。） | | | | | | Fats and oils, of fish and marine mammals, whether or not refined: |
| | 100 | 3 | 1 魚油 | 10%又は6円/kgのうちいずれか高い税率 10%or 6 yen/kg whichever is the greater | | | | KG | 1 Fish oil |
| | 200 | 5 | 2 鯨油 | 無税Free | (無税Free) | | | KG | 2 Whale oil |
| | 300 | 0 | 3 肝油 | 10% | 5% | | | KG | 3 Liver oil |
| | | | 4 その他のもの | 10% | 5% | | | | 4 Other |
| | 410 | 5 | 魚の脂肪 | | | | | KG | Fish fats |
| | 420 | 1 | 海棲(せいせい)哺乳動物の油脂 | | | | | KG | Oil and fats of marine mammals |
| 15.05 | | | ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。） | | | | | | Wool grease and fatty substances derived therefrom (including lanolin): |
| | 100 | 2 | 1 ウールグリース | (5 %) | 2.4% | 無税 Free | 2.5% | KG | 1 Wool grease |
| | 200 | 4 | 2 その他のもの | 15% | 6.9% | | | KG | 2 Other |
| 15.06 | | | その他の動物性油脂（牛脚油及び骨又は動物のくずから得た脂を含む。） | | | | | | Other animal oils and fats (including neat's-foot oil and fats from bones or waste): |
| | 100 | 1 | 1 軟体動物の油脂 | 10% | 5% | | | KG | 1 Oils and fats of molluscs |
| | 200 | 3 | 2 その他のもの | 15% | 7.5% | | | KG | 2 Other |

# 資料・年表

## 石鹸・洗剤・油脂製品生産数量(昭和46年～54年)

| 品名 | 年次 | | 昭和46年 | 昭和47年 | 昭和48年 | 昭和49年 | 昭和50年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 石鹸 | 浴用 | | 94,952 | 97,740 | 101,540 | 104,383 | 75,352 |
| | 洗濯用固形 | | 18,994 | 15,076 | 16,603 | 16,566 | 10,453 |
| | 洗濯用粉末 | | 14,403 | 14,984 | 20,670 | 15,605 | 21,425 |
| | 繊維用 | | 5,731 | 5,907 | 8,058 | 4,990 | 4,931 |
| | 工業用 | | 5,844 | 6,270 | 10,108 | 10,019 | 5,590 |
| | その他 | | 4,009 | 4,478 | 5,889 | 6,109 | 4,464 |
| | 計 | | 143,933 | 144,455 | 162,868 | 157,672 | 122,215 |
| 家庭用合成洗剤 | 粉末 | 高濃度品 | | | | | |
| | | 普通品 | | | | | |
| | | 計 | 481,192 | 516,438 | 575,982 | 624,223 | 408,696 |
| | 液体 | 洗濯用 | | | | | |
| | | 台所用 | | | | | |
| | | 住宅・家具用 | | | | | |
| | | 計 | 166,088 | 187,385 | 189,201 | 207,188 | 183,025 |
| | 合計 | | 647,280 | 703,823 | 765,183 | 831,411 | 591,721 |
| 工業用洗剤 | 鉱油系 | | 60,881 | 66,686 | 68,874 | 66,674 | 67,649 |
| | 高級アルコール系 | | 14,877 | 13,961 | 18,703 | 16,782 | 16,344 |
| | 計 | | 75,758 | 80,647 | 87,577 | 83,456 | 83,993 |
| 洗剤合計 | | | 723,038 | 784,470 | 852,760 | 914,867 | 675,714 |
| 硬化油 | 食用 | | 152,254 | 150,372 | 158,712 | 159,854 | 150,385 |
| | 工業用 | | 71,300 | 89,345 | 110,926 | 71,747 | 40,341 |
| | 計 | | 223,554 | 239,717 | 269,638 | 231,601 | 190,726 |
| 脂肪酸 | 直分 | | 73,807 | 73,952 | 85,649 | 84,650 | 82,981 |
| | 硬分 | | 65,405 | 75,697 | 87,772 | 60,898 | 57,264 |
| | 計 | | 139,212 | 149,649 | 173,421 | 145,548 | 140,245 |
| | ステアリン酸 | | 11,217 | 11,426 | 12,850 | 9,489 | 9,605 |
| | オレイン酸 | | 6,893 | 8,791 | 8,293 | 5,819 | 5,755 |
| | ラウリン酸 | | 3,333 | 4,893 | 7,217 | 5,164 | 4,253 |
| | その他 | | 8,908 | 8,812 | 11,256 | 8,501 | 8,522 |
| | 計 | | 30,351 | 33,922 | 39,616 | 28,973 | 28,135 |
| グリセリン | 粗製(80%換算) | | 19,873 | 21,258 | 24,383 | 20,400 | 16,427 |
| | 98.5%以上 | | 31,359 | 39,478 | 42,223 | 38,711 | 35,561 |
| | 84.0%以上 | | 1,902 | 1,894 | 2,078 | 1,701 | 1,373 |
| | 精製計 | | 33,261 | 41,372 | 44,301 | 40,412 | 36,934 |

(注) 1．家庭用合成洗剤液体はその他（ペースト）を含む。昭和52年以前の用途別は通産省統計になかった。
2．工業用洗剤は家庭用合成洗剤の原料用に向けられた数量を除いて算出した。
3．精製グリセリンの98.5%以上は合成グリセリンを含む。
4．資料：通産省化学工業統計調査室

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15.07 | | | 植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。） | | | | | | Fixed vegetable oils, fluid or solid, crude, refined or purified: |
| | | | 1 大豆油 | | | | | | 1 Soya bean oil: |
| | 110 | 3 | (1) 酸価が0.6をこえるもの | 20円(yen)/kg | 19.25円(yen)/kg | | 17円(yen)/kg | KG | (1) Of an acid value exceeding 0.6 |
| | 120 | 6 | (2) その他のもの | 28円(yen)/kg | 26.18円(yen)/kg<br>*22.43円(yen)/kg | | 23円(yen)/kg | KG | (2) Other |
| | | | 2 落花生油 | | | | | | 2 Ground-nut oil: |
| | 210 | 5 | (1) 酸価が0.6をこえるもの | 20円(yen)/kg | | | 17円(yen)/kg | KG | (1) Of an acid value exceeding 0.6 |
| | 220 | 1 | (2) その他のもの | 28円(yen)/kg | | | 23円(yen)/kg | KG | (2) Other |
| | | | 3 菜種油及びからし種油 | | | | | | 3 Rape seed oil and mustard seed oil: |
| | 310 | 0 | (1) 酸価が0.6をこえるもの | 20円(yen)/kg | 19.25円(yen)/kg | | 17円(yen)/kg | KG | (1) Of an acid value exceeding 0.6 |
| | 320 | 3 | (2) その他のもの | 28円(yen)/kg | 26.18円(yen)/kg<br>*22.43円(yen)/kg | | 23円(yen)/kg | KG | (2) Other |
| | | | 4 ひまわり油 | | | | | | 4 Sunflower seed oil: |
| | 410 | 2 | (1) 酸価が0.6をこえるもの | 20円(yen)/kg | | | 17円(yen)/kg | KG | (1) Of an acid value exceeding 0.6 |
| | 420 | 5 | (2) その他のもの | 28円(yen)/kg | | | 23円(yen)/kg | KG | (2) Other |
| | | | 5 綿実油 | 20円(yen)/kg | 30円(yen)/kg | | | | 5 Cotton seed oil |
| | | | 酸価が0.6をこえるもの | | | | 17円(yen)/kg | | Of an acid value exceeding 0.6 |
| | 510 | +1 | 輸出用の魚又は貝類のかん詰の製造 | | 免税 Exemp- | | | KG | Used for the manufacture of canned |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (15.07-5) | | | に使用されるもの | | tion | | | | fish or shell-fish for export |
| | 510 | +2 | その他のもの | | (26.75円(yen)/kg) | | | KG | Other |
| | | | その他のもの | | | | | | Other: |
| | 590 | +1 | 輸出用の魚又は貝類のかん詰の製造に使用されるもの | | 免税 Exemption | | | KG | Used for the manufacture of canned fish or shell-fish for export |
| | 590 | +2 | その他のもの | | (26.75円(yen)/kg) *19.25円(yen)/kg | | | KG | Other |
| | 600 | 3 | 6 オリーブ油 | 無税Free | (無税Free) | | | KG | 6 Olive oil |
| | 700 | 5 | 7 やし油 | 10%又は10円/kgのうちいずれか高い税率 10% or 10yen/kg, whichever is the greater | 9.8%又は10円/kgのうちいずれか高い税率 9.8% or 10 yen/kg, whichever is the greater | | | KG | 7 Coconut oil |
| | | | 8 パーム油及びパーム核油 | (10%) | | | 8% | | 8 Palm oil and palm kernel oil |
| | 810 | 3 | パーム油 | | 7.8% | 4% ×無税 Free | | KG | Palm oil |
| | 820 | 6 | パーム核油 | | (8%) | | | KG | Palm kernel oil |
| | 910 | 5 | 9 あまに油 | 10%又は11円/kgのうちいずれか高い税率 10%or11 yen/kg, whichever is the greater | | | | KG | 9 Linseed oil |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (15.07-11) | 920 | 1 | 10 ひまし油 | 10% | 9.8% | | | KG | 10 Castor oil |
| | | | 11 桐油及びオイチシカ油 | 無税Free | (無税Free) | | | | 11 Tung oil and oiticica oil |
| | 931 | 5 | 桐油 | | | | | KG | Tung oil |
| | 932 | 6 | オイチシカ油 | | | | | KG | Oiticica oil |
| | 940 | 0 | 12 カメリヤ油 | (10%) | (5%) | | 5% | KG | 12 Camellia oil |
| | 950 | 3 | 13 漆ろう及びはぜろう | (10%) | (5%) | | 5% | KG | 13 Urushi wax and Haze wax |
| | | | 14 その他のもの | | | | | | 14 Other: |
| | | | (1) 酸価が0.6をこえるもの | (20円(yen)/kg) | | | 17円(yen)/kg | | (1) Of an acid value exceeding 0.6 |
| | 961 | 0 | ごま油 | | | | | KG | Sesame seed oil |
| | 971 | 3 | サフラワー油 | | | | | KG | Safflower oil |
| | 981 | 6 | 米油 | | | | | KG | Rice bran oil |
| | 983 | 1 | とうもろこし油 | | (17.50円(yen)/kg) *15.25円(yen)/kg | | | KG | Corn oil |
| | 991 | 2 | その他のもの | | (19.25円(yen)/kg) | | | KG | Other |
| | | | (2) その他のもの | (28円(yen)/kg) | (26.18円(yen)/kg) *22.43円(yen)/kg | | 23円(yen)/kg | KG | (2) Other: |
| | 969 | 1 | ごま油 | | | | | KG | Sesame seed oil |
| | 979 | 4 | サフラワー油 | | | | | KG | Safflower oil |
| | 982 | 0 | 米油 | | | | | KG | Rice bran oil |
| | 989 | 0 | とうもろこし油 | | | | | KG | Corn oil |
| | 999 | 3 | その他のもの | | | | | KG | Other |
| 15.08 | 000 | 4 | 動物性又は植物性の油(ボイル油化,酸化,脱水,硫化,吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の変性加工をしたものに限る。) | (15%) | (6.9%) *5.8% | 無税 Free | 12% | KG | Animal and vegetable oils, boiled, oxidised, dehydrated, sulphurised, blown or polymerised by heat in vacuum or in inert gas, or otherwise modified |
| 15.10 | | | 脂肪性の酸,アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール | | | | | | Fatty acids; acid oils from refining; fatty alcohols: |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (15.10) | 100 | 4 | 1 オレイン | (15%) | (6.9%) *5.8% | ×4% 無税 Free | 6% | KG | 1 Olein |
| | 200 | 6 | 2 ステアリン | (15%) | (6.9%) *5.8% | ×4% 無税 Free | 6% | KG | 2 Stearin |
| | | | 3 その他のもの | (15%) | (6.9%) *5.8% | 無税 Free | 6% | | 3 Other |
| | 310 | 4 | アシッドオイル及び脂肪性の酸 | | | | | KG | Acid oils and fatty acids |
| | 320 | 0 | 脂肪性のアルコール | | | | | KG | Fatty alcohols |
| 15.11 | | | グリセリン，グリセリン水及びせっけん廃液 | | | | | | Glycerol and glycerol lyes: |
| | 100 | 3 | 1 グリセリン | (20%) | (10%) | 無税 Free | 8% | KG | 1 Glycerol |
| | 200 | 5 | 2 その他のもの | (5%) | (2.5%) | 無税 Free | 2% | KG | 2 Other |
| 15.12 | 000 | 0 | 動物性又は植物性の油脂（完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限るとともに，精製してあるかどうかを問わないものとし，さらに調製したものを除く。） | (15%) | (6.9%) | 無税 Free | 5% | KG | Animal or vegetable oils and fats, wholly or partly hydrogenated, or solidified or hardened by any other process, whether or not refined, but not further prepared |
| 15.13 | | | マーガリン，イミテーションラードその他の調整食用脂 | | | | | | Margarine, imitation lard and other prepared edible fats: |
| | 100 | 1 | 1 マーガリン | 35% | | | | KG | 1 Margarine |
| | | | 2 その他のもの | 25% | | | | | 2 Other |
| | 210 | 6 | ショートニング | | 15% | | | KG | Shortening |
| | 290 | 2 | その他のもの | | | | | KG | Other |
| 15.15 | | | 鯨ろう（粗のもの，圧搾したもの又は精製したもので，着色してあるかどうかを問わない。）及びみつろうその他のこん虫ろう（着色してあるかどうかを問わない。） | | | | | | Spermaceti, crude, pressed or refined, whether or not coloured; beeswax and other insect waxes, whether or not coloured: |
| | 100 | 6 | 1 鯨ろう | 15% | 7.5% | 無税 Free | | KG | 1 Spermaceti |
| | 200 | 1 | 2 みつろう | 15% | | 7.5% | | KG | 2 Beeswax |
| | 300 | 3 | 3 その他のもの | 15% | | 7.5% ×無税 Free | | KG | 3 Other |
| 15.16 | | | 植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。） | | | | | | Vegetable waxes, whether or not coloured: |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (15.16) | 100 | 5 | 1 カルナバろう | 10% | 5% | 無税 Free | | KG | 1 Carnauba wax |
| | 200 | 0 | 2 その他のもの | 15% | 7.5% | 無税 Free | | KG | 2 Other |
| 15.17 | | | デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物 | | | | | | Degras; residues resulting from the treatment of fatty substances or animal or vegetable waxes: |
| | 100 | 4 | 1 デグラス | 15% | 7.5% | | | KG | 1 Degras |
| | 200 | 6 | 2 その他のもの | 5% | 無税 Free | | | KG | 2 Other |
| 第29類 | 有機化学品 | | | | | | | | |
| | | | **第7節 カルボン酸並びにその酸無水物，酸ハロゲン化物，酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体，スルホン化誘導体，ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体** | | | | | | **VII.—CARBOXYLIC ACIDS, AND THEIR ANHYDRIDES, HALIDES, PEROXIDES AND PERACIDS, AND THEIR HALOGENATED, SULPHONATED, NITRATED OR NITROSATED DERIVATIVES** |
| 29.14 | | | モノカルボン酸並びにその酸無水物，酸ハロゲン化物，酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体，スルホン化誘導体，ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | | | | | Monocarboxylic acids and their anhydrides, halides, peroxides and peracids, and their halogenated, sulphonated, nitrated or nitrosated derivatives: |
| | 100 | 0 | 1 酢酸 | (10%) | (4.7%) *3.9% | 無税 Free | 8% | KG | 1 Acetic acid |
| | | | 2 ステアリン酸及びオレイン酸 | (15%) | (6.9%) *5.7% | 無税 Free | 6% | | 2 Stearic acid and oleic acid |
| | 210 | 5 | ステアリン酸 | | | | | KG | Stearic acid |
| | 220 | 1 | オレイン酸 | | | | | KG | Oleic acid |
| | 740 | 3 | 7 リノール酸，リノレン酸，パルミチン酸，ミリスチン酸，ラウリン酸及びカプリン酸 | | (9%) *7.5% | | | KG | Linolic acid, linolenic acid, palmitic acid, myristic acid, lauric acid and capric acid |
| | 750 | 6 | ステアリン酸，オレイン酸，リノール酸，リノレン酸， | | (9%) *7.5% | | | KG | Derivatives of stearic acid, oleic acid, linolic acid, linolenic |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (29.14) | | | パルミチン酸，ラウリン酸又はカプリン酸の誘導体 | | | | | | acid, palmitic acid, myristic acid, lauric acid and of capric acid |
| **第33類　精油，レジノイド，調製香料及び化粧品類** | | | | | | | | | |
| 33.01 | | | 精油（コンクリートのものを含むものとし，テルペンを除いてあるかどうかを問わない。），レジノイド，精油のコンセントレート（冷吸収法又は温浸法により得たもので，油脂，ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物 | | | | | | Essential oils (terpeneless or not), concretes and absolutes; resinoids; cocentrates of essential oils in fats, in fixed oils, or in waxes or the like, obtained by cold absorption or by maceration; terpenic by-products of the deterpenation of essential oils: |
| | | | 1　精油 | | | | | | 1 Essential oils, including concretes and absolutes: |
| | | | (1)　ベイ葉油，ベルガモット油，カナンガ油，けい皮油，けい葉油，シダー油，シトロネラ油，丁子油，ユーカリ油，小ういきょう油，ジンジャグラス油，レモン油，オレンジ油，パルマローザ油，プチグレン油，ローズマリー油，ローズウッド油，びゃくだん油，大ういきょう油，タイム油，イランイラン油及び牛樟(しょう)油 | 無税 Free | (無税 Free) | | | | (1) Bay leaf oil, bergamot oil, cananga oil, cassia oil, cinnamon leaf oil, cedar oil, citronella oil, clove oil, eucalyptus oil, fennel oil, ginger grass oil, lemon oil, orange oil, palmarosa oil, petit-grain oil, rosemary oil, rosewood oil, sandal wood oil, star-anise oil, thyme oil, ylang-ylang oil and Gyusho oil |
| | 101 | 6 | ベイ葉油 | | | | | KG | Bay leaf oil |
| | 102 | 0 | ベルガモット油 | | | | | KG | Bergamot oil |
| | 103 | 1 | カナンガ油 | | | | | KG | Cananga oil |
| | 104 | 2 | けい皮油 | | | | | KG | Cassia oil |
| | 105 | 3 | シダー油 | | | | | KG | Cedar oil |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (33.01 1-(2)) | 106 | 4 | シトロネラ油 | | | | | KG | Citronella oil |
| | 107 | 5 | 丁子油 | | | | | KG | Clove oil |
| | 108 | 6 | ユーカリ油 | | | | | KG | Eucalyptus oil |
| | 109 | 0 | 小ういきょう油 | | | | | KG | Fennel oil |
| | 110 | 1 | レモン油 | | | | | KG | Lemon oil |
| | 111 | 2 | オレンジ油 | | | | | KG | Orange oil |
| | 112 | 3 | プチグレン油 | | | | | KG | Petit-grain oil |
| | 113 | 4 | ローズマリー油 | | | | | KG | Rosemary oil |
| | 114 | 5 | ローズウッド油 | | | | | KG | Rosewood oil |
| | 115 | 6 | びゃくだん油 | | | | | KG | Sandal wood oil |
| | 116 | 0 | 大ういきょう油 | | | | | KG | Star-anise oil |
| | 117 | 1 | イランイラン油 | | | | | KG | Ylang-ylang oil |
| | 118 | 2 | けい葉油，ジンジャグラス油，パルマローザ油，タイム油及び牛樟油 | | | | | KG | Cinnamon leaf oil, ginger grass oil, palmarosa oil, thyme oil and gyusho oil |
| | | | (2) ゲラニウム油，ラベンダー油，レモングラス油，パチュリ油，ベチベル油及び芳油 | (10%) | | | | | (2) Geranium oil, lavender oil, lemongrass oil, patchouli oil, vetiver oil and Ho oil |
| | 121 | 5 | *〔3〕レモングラス油 | | (無税 Free) | | 無税 Free | KG | *〔3〕Lemongrass oil |
| | 122 | 6 | *〔4〕パチュリ油 | | (4.4%) | 無税 Free | 2.4% | KG | *〔4〕Patchouli oil |
| | 123 | 0 | *〔4〕ベチベル油 | | (4.4%) | 無税 Free | 2.4% | KG | *〔4〕Vetiver oil |
| | 124 | 1 | *〔1〕ゲラニウム油 | | (4.7%) *3.9% | 無税 Free | 4% | KG | *〔1〕Geranium oil |
| | 125 | 2 | *〔2〕ラベンダー油 | | (4.7%) *3.9% | 無税 Free | 8% | KG | *〔2〕Lavender oil |
| | 126 | 3 | *〔1〕芳油 | | (4.7%) *3.9% | 1.95% 無税 Free | 4% | KG | *〔1〕Ho oil |
| | | | (3) その他のもの | (20%) | | | | | (3) Other |
| | | | *〔1〕ペパーミント油でメンタアルベンシスから採取したもの | | | | | | *〔1〕Peppermint oil, obtained from *Mentha arvensis*: |
| | | | *〔i〕政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の65%をこえるもの | | | | | | *〔i〕Containing more than 65 % by weight of total menthol when determined by the testing method stip- |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (33.01-1-(2)) | | | | | | | | | ulated by a Cabinet Order: |
| | 131 | 1 | *1 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし，国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | | (15%) | | 無税 Free | KG | *1 For the quantity (quota) stipulated by a Cabinet Order, on the basis of the quantity of prospective domestic demand in the coming fiscal year (April— March with deduction of the quantity of prospective domestic production, and also in consideration of international market situation and other relevant conditions |
| | 132 | 2 | *2 その他のもの | | (15%) | 6%<無税 Free | 12% | KG | *2 Other |
| | 133 | 3 | *〔ii〕その他のもの | | (15%) | 6%<無税 Free | 12% | KG | *〔ii〕Other |
| | 134 | 4 | *〔2〕その他のペパーミント油 | | (15%) | 無税 Free | 4% | KG | *〔2〕Other peppermint oil |
| | 135 | 5 | *〔2〕スピアミント油 | | (4.7%) *3.9% | 無税 Free | 4% | KG | *〔2〕Spearmint *(Mentha viridis)* oil |
| | 136 | 6 | *〔2〕ローズ油 | | (9%) | 無税 Free | 4% | KG | *〔2〕Rose oil |
| | 137 | 0 | *〔2〕ジャスミン油 | | (9%) | 無税 Free | 4% | KG | *〔2〕Jasmin oil |
| | 139 | 2 | *〔2〕その他のもの | | (9%) | 無税 Free | 4% | KG | *〔2〕Other |
| | 200 | 0 | 2 精油のコンセントレート | (20%) | (9%) *7.5% | 無税 Free | 8% | KG | 2 Concentrates of essential oils |
| | | | 3 その他のもの | (10%) | (4.7%) *3.9% | 無税 Free | 8% | | 3 Other |
| | 310 | 5 | レジノイド | | | | | KG | Resinoids |
| | 320 | 1 | 精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物 | | | | | KG | Terpenic by-products of the deterpenation of essential oils |
| 33.04 | | | 天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし，香料 | | | | | | Mixtures of two or more odoriferous substances (natural or artificial) and mixtures (including alcoholic solutions) with a basis of one or |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (33.04) | | | 工業，食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。） | | | | | | more of these substances, of a kind used as raw materials in the perfumery, food, drink or other industries: |
| | 100 | 2 | 1 アルコール分が10度以上のもの | (35%) | (15.1%) *9.5% | 無税 Free | 10% | KG | 1 Of an alcoholic strength of 10° of higher |
| | | | 2 その他のもの | (25%) | (11%) *9.2% | 無税 Free | 20% | | 2 Other |
| | 210 | 0 | 食品の原料として用いるもの | | | | | KG | Of a kind used as raw materials for foodstuffs |
| | 290 | 3 | その他のもの | | | | | KG | Other |
| 33.06 | | | 調製香料及び化粧品類並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション（医薬用に適するものを含む。） | | | | | | Perfumery, cosmetic or toilet preparations; aqueous distillates and aqueous solutions of essential oils, including such products suitable for medicinal uses: |
| | 100 | 0 | 1 香水，オーデコロンその他これらに類するもの | (50%) | (21.3%) | 無税 Free | 9.5% | KG (I.I.) | 1 Perfumed water including eau de Cologne and the like |
| | 200 | 2 | 2 おしろい | (40%) | (13.1%) *9.2% | 無税 Free | 9.5% | KG (I.I.) | 2 Toilet powder (including in cake, paste or liquid) |
| | | | 3 香油，クリーム，ポマード，口紅その他油，脂又はろうの製品 | (50%) | | 無税 Free | 9.5% | | 3 Perfumed hair oil, cream, pomade, rouges and other preparations of oil, fat or wax |
| | 310 | 0 | ポマード及び香髪油 | | (21.3%) | | | KG (I.I.) | Pomade and perfumed hair oil |
| | 320 | 3 | ひげそり用製品 | | (21.3%) | | | KG (I.I.) | Shaving preparations |
| | 330 | 6 | 口紅及び紅 | | (13.1%) *9.2% | | | KG (I.I.) | Lipsticks and rouges |
| | 340 | 2 | ヘアクリーム | | (13.1%) *9.2% | | | KG (I.I.) | Hair creams |
| | 350 | 5 | 化粧下 | | (13.1%) *9.2% | | | KG (I.I.) | Foundation creams |
| | | | その他のクリーム | | (13.1%) *9.2% | | | | Other creams: |
| | 361 | 2 | 乳液 | | | | | KG (I.I.) | In liquid from |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (33.06) | 369 | 3 | その他のもの | | (13.1%) *9.2% | | | KG (I.I.) | Other |
| | 390 | 3 | その他のもの | | | | | KG (I.I.) | Other |
| | 400 | 6 | 4 歯みがき | (15%) | (6.9%) *5.7% | 無税 Free | 6% | KG (I.I.) | 4 Dentifrices |
| | | | 5 その他のもの | | | | | | 5 Other |
| | 510 | 4 | (1) 室内防臭剤 | (20%) | (9%) *7.5% | 無税 Free | 16% | KG (I.I.) | (1) Room deodorisers |
| | 520 | 0 | (2) 精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション | (20%) | (9%) *7.5% | 無税 Free | 16% | KG | (2) Aqueous distillates and aqueous solutions of essential oils |
| | | | (3) その他のもの | (40%) | | 無税 Free | 9.5% | | (3) Other |
| | 531 | 4 | 香及び線香 | | (17.1%) *9.3% | | | KG (I.I.) | Incenses |
| | 532 | 5 | つめ化粧料 | | (17.1%) *9.3% | | | KG (I.I.) | Manicure preparations |
| | 533 | 6 | ひげそり用製品 | | (17.1%) *9.3% | | | KG (I.I.) | Shaving preparations |
| | | | その他のもの | | | | | | Other: |
| | | | 液状又はペースト状のもの | | (13.1%) *9.2% | | | | In liquid or paste form |
| | 534 | 0 | 化粧水 | | | | | KG (I.I.) | Toilet water |
| | 535 | 1 | ヘアトニック | | | | | KG (I.I.) | Hair tonics |
| | 536 | +1 | シャンプー | | | | | KG (I.I.) | Shampoos |
| | 539 | +2 | その他のもの | | (15.1%) *9.3% | | | KG (I.I.) | Other |
| | | | その他のもの | | | | | | Other |
| | 536 | 2 | シャンプー | | | | | KG (I.I.) | Shampoos |
| | 539 | 5 | その他のもの | | | | | | Other |
| **第34類 せっけん，有機界面活性剤，洗剤** | | | | | | | | | |
| 34.01 | | | せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんと同様の用途に供するもので，棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし，せっけんを含有するかどうかを問わない。） | | | | | | Soap; organic surface-active products and preparations for use as soap, in the form of bars, cakes or moulded pieces or shapes, whether or not combined with soap: |
| | | | 1 浴用せっけん（薬用 | (30%) | | 無税 Free | 8.5% | | 1 Toilet soap, including |

| 番号 No. | 統計細分 Stat. Code No. | NACCS用 | 品名 | 税率 Rate of Duty 基本 General | 協定 GATT | 特恵 Preferential | 暫定 Temporary | 単位 Unit | Description |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (34.01) | | | のものを含む。) | | | | | | medicated soap |
| | 110 | 6 | 薬用のもの | | (13.1%) *8.3% | | | KG | Medicated soap |
| | | | その他のもの | | | | | | Other: |
| | 190 | 2 | 芳香を付けたもの | | (11.9%) *8.3% | | | KG | Perfumed |
| | 190 | 2 | その他のもの | | (13.1%) *8.3% | | | KG | Other |
| | 200 | 5 | 2 洗たくせっけん | 20% | (9%) *7.5% | 無税 Free | 16% | KG | 2 Laundry soap |
| | 300 | 0 | 3 その他のもの | (20%) | (9%) *7.5% | 無税 Free | 16% | KG | 3 Other |
| 34.02 | | | 有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤（調製したものにあっては，せっけんを含有するかどうかを問わない。） | | | | | | Organic surface-active agents; surface-active preparations and washing preparations, whether or not containing soap: |
| | | | 1 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 | (20%) | (15.1%) *8% | 無税 Free | 8% | | 1 Organic surface-active agents and surface-active preparations |
| | 110 | 5 | 有機合成洗剤 | | | | | KG | Organic synthetic detergents |
| | 190 | 1 | その他のもの | | | | | KG | Other |
| | 200 | 4 | 2 その他のもの | (20%) | (9%) *7.5% | 無税 Free | 16% | KG | 2 Other |

## 新製品一覧表（最近10年）

資料：会員会社の提供による。
社名は現在の社名による。

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| **旭電化工業株式会社** | | | |
| 油脂製品 | 48. | アデカノールNK | 乳化剤，潤滑剤 |
| 〃 | 〃 | アデカ・ルーブ | 潤滑添加剤 |
| 〃 | 〃 | エフコ・メット | 乾式伸線剤 |
| 〃 | 〃 | エフコ・リューベ | 湿式伸線剤 |
| 〃 | 〃 | エフコ・ケム | 金属石鹸樹脂滑剤 |
| 〃 | 52. | アデカノールLG | 消泡剤 |
| 洗　剤 | 46. | ウオッシュメイト | 食器用硬表面洗浄洗剤 |
| 〃 | 〃 | ピュアリンス | 食器用洗剤，厚生省告示適合品 |
| **花王石鹸株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 48. 3 | ハーネス24 | 浴用，デオドラントタイプ |
| 〃 | 50. 4 | フェイスケーキ | アシルプロテイン，アシルグルタミン酸配合 |
| 〃 | 52. 10 | エレガンス | セタノール配合高級石鹸 |
| 洗　剤 | 46. 5 | スーパーザブ・XO | 活性酸素配合洗剤 |
| 〃 | 9 | マジックリン | グリコールA配合，住まいの強力洗剤 |
| 〃 | 48. 2 | ポピンズ | 新漂白剤配合洗剤 |
| 〃 | 10 | バスマジックリン | バス用強力洗剤 |
| 〃 | 50. 7 | 新ザブ | 省資源タイプ小型化洗剤第１弾 |
| 〃 | 51. 6 | ジャスト | 高級アルコール系非イオンの液体洗剤 |
| 〃 | 7 | エキセリン | カチオン活性剤配合液体おしゃれ着洗い |
| 〃 | 52. 7 | ワンダフル | 非イオン活性剤配合の低温水に強い洗剤 |
| 〃 | 55. 3 | ジャスト粉末 | 油汚れ，汗じみまで落とす無りん洗剤 |
| 〃 | 〃 | ルナマイルド | マイルド成分配合手におだやかな台所用洗剤 |
| 仕上剤 | 50. 3 | ワイドハイター | 酸素系新タイプの粒状粉末漂白剤 |
| 〃 | 51. 9 | ハイキーピング | 汚れが楽に落ちるスプレーのり |
| 〃 | 53. 2 | シルエット | おしゃれ着用新柔軟仕上剤 |
| シャンプー・リンス | 47. 2 | カオーフェザークリームリンス | クリーム成分の吸着力の高いリンス |
| 〃 | 49. 3 | トニックシャンプー | Z-PT配合男性用シャンプー |
| 〃 | 50. 3 | メリットモイスチャーリンス | Z-PT配合のリンス |
| 〃 | 51. 3 | エッセンシャルシャンプー | 植物エキス配合ハーバルタイプシャンプー |
| 〃 | 9 | エッセンシャルリンス | 植物エキス配合ハーバルタイプリンス |
| 〃 | 52. 4 | ナリシングシャンプー | レシチン，ラノリン配合高品質シャンプー |
| 〃 | 55. 2 | ハイトニックシャンプー | メントール配合男性用シャンプー |
| 香粧品他 | 46. 5 | ニベアスキンミルク | 全身スキンケアミルクローション |
| 〃 | 9 | アトリックスハンドクリーム | 新型ハンドクリーム |
| 〃 | 11 | スーパーホーミング | 漂白剤配合クレンザー |
| 〃 | 48. 5 | クリッパー | トイレ化学消臭剤 |
| 〃 | 49. 5 | ドレッサートリートメント | 髪の内部に栄養分を補うプレシャンプータイプ |
| 〃 | | | |
| 〃 | 50. 10 | リベーヌ | シンプルフェイスケアの基礎化粧品 |
| 〃 | 〃 | ブラッシングケア | キューティクルをまもる新ブラッシング剤 |
| 〃 | 51. 9 | ヘアスプレーケープ | 特殊オイルと特殊界面活性剤配合 |
| 〃 | 54. 3 | クレメイン | 新紫外線吸収剤配合サンケアクリーム |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| 香粧品他 | 54. 10 | アゼアクリーム | ビタミンA，E，アラントイン配合薬用クリーム |
| 〃 | 〃 | カオーフェザードレッサーローショントリートメント | 液状タイプの新トリートメント |
| 〃 | 〃 | ブローネ・ヘアガード | 蛋白成分を補う新型高級トリートメント |
| 〃 | 55. 3 | ビオレ | 刺激の少ない中性タイプ洗顔フォーム |
| 〃 | 〃 | リマーラ | おしゃれな香りのパーフュームデオドラント |
| **鐘紡株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 47. 2 | サボンドソワ | 高級芳香石鹸 |
| 〃 | 49. 10 | マイシルク | フローラルブーケの香り |
| 〃 | 51. 2 | カネボウ絹石鹸（ホワイト）（クリーミイホワイト） | セタノール配合 |
| 〃 | 〃 | シルクレディベビーソープ | セタノール配合 |
| 〃 | 52. 2 | サボンドソワ（改装） | 高級芳香石鹸 |
| 〃 | 53. 9 | カネボウ絹石鹸（シルキーホワイト） | 高級脂肪酸配合 |
| 〃 | 54. 2 | カネボウ絹石鹸（改装）（クリーミイホワイト） | 高級脂肪酸配合 |
| 〃 | 9 | サボンドペルル | パール剤配合 |
| 〃 | 55. 4 | カネボウ絹石鹸（スペリア)(フレッシュシルク)(バイオレットシルク） | 高級脂肪酸配合，モダンブーケの香り，コロン調の香り |
| シャンプー・リンス | 47. 3 | シルクシャンプー（オイリータイプ）（クリームタイプ） | 石鹸タイプ |
| 〃 | 〃 | シルククリームリンス | ミネラルオイル配合 |
| 〃 | 48. 2 | シルクシャンプー(トリートメントタイプ) | トリートメント成分配合 |
| 〃 | 〃 | シルクフレッシュリンス | メントール配合 |
| 〃 | 49. 5 | シルクレディクリームシャンプー | 卵黄油配合 |
| 〃 | 〃 | シルクレディクリームリンス | チェスプラントコンプレックス配合 |
| 〃 | 〃 | シルクレディオイルシャンプー | チェスプラントコンプレックス配合 |
| 〃 | 50. 2 | シルクレディコンディショニングリンス | コラーゲン配合 |
| 〃 | 51. 2 | シルクレディソワクレールシャンプー | ジンクピリチオン配合 |
| 〃 | 〃 | シルクレディベビーシャンプー | 低刺激シャンプー |
| 〃 | 〃 | シルクレディオイルリンス | チェスプラントコンプレックス配合 |
| 〃 | 52. 2 | シルクレディヘアケアシャンプー(N) | ヘキサプラントコンプレックス配合 |
| 〃 | 〃 | 〃 (D) | ヘキサプラントコンプレックス配合 |
| 〃 | 52. 7 | シルククリームシャンプー(N) | 香りのシャンプー |
| 〃 | 〃 | シルククリームリンス　(N) | ミネラルオイル配合，香りのリンス |
| 〃 | 53. 3 | シルクレディエンリッチシャンプー | プロモイスECP，L－スレオニン，L－セリン配合 |
| 〃 | 〃 | シルクレディエンリッチリンス | プロモイスW－32R，カモミラエキス配合 |
| **川研ファインケミカル株式会社** | | | |
| 油脂製品 | 47. | アミソフト | アミノ酸型界面活性剤 |
| **牛乳石鹸共進社株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 47. 12 | マイホープ・ボディバブルス（ピンク） | 全身をスポンジで洗う液状ソープ |
| 〃 | 48. 6 | 牛乳石鹸花嫁 | お肌のきめを整える |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| 石　鹸 | 48．6 | 洗顔石鹸フロリダ | クリーム状洗顔料ポリチューブ入 |
| 〃 | 48．7 | マイホープ・ボディバブルス（ブルー） | 全身をスポンジで洗う液状ソープ男性用 |
| 〃 | 49．1 | フロリダ・サンダルウッド香水入石鹸 | 香水石鹸 |
| 〃 | 6 | ニュータイプ・デーフレッシュ | デオドラントソープ（医薬部外品） |
| 〃 | 51．5 | 過脂肪石鹸マイホープ（ピンク） | クリーミイな過脂肪化粧石鹸 普通肌用 |
| 〃 | 〃 | 過脂肪石鹸マイホープ（イエロー） | クリーミイな過脂肪化粧石鹸 乾燥肌用 |
| 〃 | 〃 | マグノリア | 芳香石鹸 |
| 〃 | 〃 | シルビア | 芳香石鹸 |
| 〃 | 51．6 | ヤングレディ化粧石鹸 | マーブル模様のファッショナブルソープ |
| 〃 | 53．5 | シャワラン・ビューティソープ | クリーミイな泡立ち，フルーティグリーンの香り |
| 〃 | 55．2 | シャワラン・クリームソープ | 洗顔用石鹸 |
| 〃 | 5 | シャワラン・ボディシャワー | 全身用液状ソープ |
| 〃 | 〃 | シャワランディンプル化粧石鹸（ピンク）（ブルー）（ホワイト） | 高級石鹸 |
| 〃 | 〃 | 牛乳石鹸 | 乳成分配合マイルドソープ |
| シャンプー・リンス | 46．3 | マイセット・トニックオイリーシャンプー | トニック効果とオイリー効果 |
| 〃 | 9 | マイセット・プロティンシャンプー | プロティン配合 |
| 〃 | 〃 | マイセット・プロティンリンス | プロティン配合 |
| 〃 | 47．10 | マイセット・スペシャルシャンプー（イエロー） | フケ・カユミ止めジンクピリチオン配合 |
| 〃 | 48．6 | 牛乳ブランドローションリンス | 髪に輝きと弾力を与えるクリーム状ローションタイプ |
| 〃 | 49．6 | 牛乳ブランドクリームリンス | 髪にツヤとしなやかさを与える |
| 〃 | 50．8 | 牛乳ブランドローションシャンプー | 髪と地肌のアレをふせぐローションタイプ |
| 〃 | 52．2 | シャワラン・ビューティシャンプー | コンディショニングシャンプー |
| 〃 | 〃 | シャワラン・ビューティリンス | コンディショニングリンス |
| 〃 | 53．10 | シャワラン・ビューティブラッシング | トリートメントタイプ |
| 〃 | 54．5 | シャワラン・シャンプートリートメント7 | スカルプトリートメント効果 |
| 〃 | 〃 | シャワラン・リンストリートメント7 | スカルプトリートメント効果 |
| 〃 | 55．5 | シャワラン・ビューティシャンプーブローガード | ドライヤーによる髪の傷みを保護する |
| 〃 | 〃 | シャワラン・ビューティリンスブローガード | ドライヤーによる髪の傷みを保護する |
| 香粧品他 | 47．9 | アフター・ハンドクリーム | 手にうるおいを与えるポリチューブ入 |
| 〃 | 53．10 | スキンライフ・ミルクローション | お肌にうるおいを与える |

**共栄社油脂化学工業株式会社**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 石　鹸 | 47．3 | ライトマルセル石けん | 複合石けん |
| 〃 | 50．4 | ライト粒状石けん | 洗たく用石けん |
| 〃 | 〃 | ライトマルセル粉末 | 洗たく用石けん |
| 〃 | 〃 | ゴールドライト | 洗たく用石けん |
| 〃 | 〃 | ライトソープ | 台所用石けん |
| 〃 | 51．7 | ライトポピー | ベビー用衣料石けん |
| 〃 | 52．12 | ライト粒状粉石けん | 洗たく用石けん |
| 〃 | 55．3 | ライトゴールド600 | 固形洗たく石けん |
| 洗　剤 | 46．3 | スーパーミネライト | LAS，高アル系台所用洗剤 |
| 〃 | 4 | ライトレモン | LAS系台所用洗剤 |
| 〃 | 47．4 | ライトパース | LAS系衣料用洗剤 |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| 洗　剤 | 51. 2 | 新ライトバース | LAS系濃縮洗剤 |
| 〃 | 6 | コパック | LAS, 非イオン住居用洗剤 |
| 〃 | 〃 | コパックP | LAS, 非イオン住居用洗剤 |
| 〃 | 52. 5 | ライトハイレモン | 台所用洗剤 |
| 〃 | 8 | 業務用洗剤スペシャル | LAS系衣料用洗剤 |
| 〃 | 55. 3 | ライト無りん洗剤 | 無りん合成洗剤 |
| 仕上剤 | 47. 7 | ハイソフト | 柔軟仕上剤 |
| 〃 | 52. 5 | ライトソフター | 柔軟仕上剤 |
| 〃 | 53. 6 | ライトサンホワイト | 酸素系漂白剤 |
| 〃 | 54. 12 | ライトソフター | 柔軟仕上剤 |
| シャンプー・リンス | 52. 10 | ライトオリーブシャンプー | オリーブ油液状石けん |
| 〃 | 53. 6 | ライトロクヨンシャンプー | やし油オリーブ油液状石けん |
| **クロバー石鹸株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 49. 9 | クロバーシャルマン | ギフトセット品 |
| 〃 | 51. 3 | クロバー寿 | 内祝用ギフト |
| 〃 | 〃 | クロバーハギ | 不祝儀用ギフト |
| 〃 | 〃 | クロバーニューハーモニー | 一般ギフトセット |
| 〃 | 51. 6 | クロバーシャトー | 一般ギフトセット |
| 〃 | 52. 5 | クロバーCBSスペシャル | 黒砂糖石鹸ギフト |
| 〃 | 11 | クロバービューティフルバード | 高級ギフトセット |
| 〃 | 53. 4 | クロバーデボアール | 一般ギフトセット |
| 〃 | 〃 | クロバーコパール | 一般ギフトセット |
| 〃 | 53. 10 | 近鉄ニューグリセリンソープ | 近鉄オリジナル |
| 〃 | 〃 | 近鉄オーベル | 近鉄オリジナル |
| 〃 | 53. 11 | 三越エレガンスソープ | 三越オリジナル |
| 〃 | 〃 | 三越グリセリンソープ | 三越オリジナル |
| 〃 | 54. 4 | クロバーフレグランスベット | 旅行用香水石鹸 |
| 〃 | 5 | クロバー金の華 | 高級内祝用ギフト |
| 〃 | 〃 | クロバーエルドリーム | 高級ギフト |
| 〃 | 54. 6 | 阪急エクセレントソープ | 阪急オリジナル |
| 〃 | 〃 | 阪急フレグランスソープ | 阪急オリジナル |
| 〃 | 54. 10 | クロバーベルモア | 一般ギフトセット |
| 〃 | 〃 | クロバービブロス | 一般ギフトセット |
| 〃 | 55. 3 | クロバーシャルマンG | シャルマンのグレードアップ |
| 〃 | 〃 | クロバー金寿 | 内祝品グレードアップ |
| 〃 | 〃 | クロバー銀の華 | 不祝儀品グレードアップ |
| 〃 | 〃 | クロバーラ・ロンド | 高級ギフト |
| **阪本薬品工業株式会社** | | | |
| 油脂製品 | 50. 10 | ジグリセリン | 局方，化粧用グリセリンと同等の高品質品 |
| 〃 | 52. 7 | HGGグリセリン | 精製最高級天然品 |
| 〃 | 54. 8 | ポリグリセリン | 高品質ポリグリセリン（平均分子量500） |
| 〃 | 55. 3 | ポリグリセリンエステル | 化粧用，食器用無毒性洗剤用 |
| **サンスター歯磨株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 52. 8 | サンスター特別顆粒石鹸 | 中高温用石鹸 |
| 洗　剤 | 46. | ニューサラットKP | 食器洗い用中性洗剤 |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| 洗　剤 | 46. 7 | 新複合サラット | 石鹸をプラスした非イオン系粉末洗剤 |
| 〃 | 47. | デライトS | 帯電防止剤配合チャージソープ |
| 〃 | 〃 | ドライダックス | 抱水性の優れたドライソープ |
| 〃 | 47. 5 | 健康キッチン | やし油系学校給食用洗剤 |
| 〃 | 7 | ハイサラットコンク | 低温で洗浄力の優れた濃縮洗剤 |
| 〃 | 48. 4 | トップスオール | 血液蛋白等のしみ抜き前処理剤 |
| 〃 | 5 | ニューサンリード | 濃縮家庭用洗剤 |
| 〃 | 49. 4 | フルオート | 業務用自動食器洗浄機専用洗剤 |
| 〃 | 6 | サンリッチコンク | 濃縮家庭用洗剤 |
| 〃 | 50. 6 | サラットキッチン | 高級アルコール系給食用洗剤 |
| 〃 | 10 | ニューデライトコンクP | パークレン用チャージソープ |
| 〃 | 51. 2 | ニューデライトP | パークレン用チャージソープ |
| 〃 | 11 | サラットハイリネン | 生分解スピードの早いランドリー用洗剤 |
| 〃 | 52. 10 | デライトPD | 優れた柔軟効果と帯電防止効果のクリーニング用ソープ |
| 仕上剤 | 51. 11 | デライトソフナー | 衣類リフレッシュ加工柔軟仕上剤 |
| 〃 | 53. 7 | ホワイトブリーチ | 酸素系無臭漂白剤 |
| シャンプー・リンス | 47. 10 | ボーンフリーヘアーリンス | 髪をまもるトリートメントとリンスの働きをもつ |
| 〃 | 〃 | ボーンフリーナリシングシャンプー | 髪に合ったコンディショニングタイプシャンプー |
| 〃 | 48. 6 | ボーンフリーシャンプー | フケ,カユミをとめ髪をしっとりしなやかにする |
| 〃 | 12 | サンスタートニックシャンプー | スカッと洗えてクールな男性用シャンプー |
| 〃 | 51. 7 | ボーンフリーナリシングリンス | 髪をコンディショニングできるリンス |
| 〃 | 52. 10 | サンスタートニックトリートメントリンス | 男性の太く硬い髪をしなやかにする |
| 〃 | 54. 2 | サンスターこどもシャンプー | 幼児の肌にあわせたお子さま用シャンプー |
| **株式会社　資生堂** | | | |
| 石　鹸 | 46. 3 | 資生堂石鹸デオドラント ピンク,イエロー | 優れた殺菌力により汗臭，体臭を防ぐ |
| 〃 | 9 | 資生堂石鹸3色 | 3つの色と3つの香りを詰合せた贈答石鹸 |
| 〃 | 47. 4 | 資生堂ホネケーキ クリスタルパープル | 美しい色調と洗練された香りの透明洗顔石鹸 |
| 〃 | 5 | 資生堂ホネケーキ ルビーレッド | ソフトな泡立ち優雅で女らしい香りの透明洗顔石鹸 |
| 〃 | 49. 10 | 資生堂バスボン石鹸 シルバー | 2色調と2香料を詰合せた上品なイメージ |
| 〃 | 50. 5 | 資生堂花椿石鹸 | ソフトな泡立ちと印象的な香り |
| 〃 | 10 | 資生堂ホネケーキ スピネルオレンジ | クリーミイな泡立ちと上品な香りの透明洗顔石鹸 |
| 〃 | 51. 3 | 資生堂バスボン石鹸3色 | 3つの色と3つの香りが楽しめる贈答石鹸 |
| 〃 | 10 | 資生堂ドルックス石鹸 | ソフトな泡立ちと香りの高級石鹸 |
| 〃 | 52. 3 | 資生堂バスボン石鹸 ピンク | きめこまかな泡立ちの実用石鹸 |
| 〃 | 〃 | 資生堂バスボン石鹸 ピンク(バスサイズ) | きめこまかな泡立ちの実用石鹸　お得用サイズ |
| 〃 | 52. 10 | 資生堂ギンザ石鹸 | ソフトな泡立ちとモダンな香り |
| 〃 | 53. 2 | 資生堂バスボン石鹸 ホワイト | 過脂肪剤 SFA 配合によるクリーミイな泡立ちとさわやかな香り |
| 〃 | 54. 5 | 資生堂バスボンマイルドソープ | 保湿剤の働きによるしっとりなめらかな洗い上り |
| 〃 | 54. 6 | 資生堂パヒュームドソープセット | 可愛らしいイメージの芳香石鹸 |
| 〃 | 10 | 資生堂バスボン石鹸<br>フェイスケーキセット | 詰合せ贈答セット |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| 石　鹸 | 54. 11 | 資生堂マイルドケーキ | 新技術を取入れたスキンケアの洗顔料 |
| 〃 | 55. 3 | エクボ洗顔フォーム | 洗いながすタイプの新しい洗顔フォーム |
| シャンプー・リンス | 47. 3 | 資生堂シャンプークリア アンバー，グリーン | トリートメント効果をもったシャンプー |
| 〃 | 10 | 資生堂シャンプークリア ウイスタ，ミック | 髪の仕上りと香りのよいシャンプー |
| 〃 | 49. 11 | 資生堂バスボンシャンプー シトラス，クレマチス | パール調濃厚タイプの香りとトリートメント効果 |
| 〃 | 50. 9 | 資生堂バスボンクリームリンス ピンク，イエロー | 髪をしなやかにしブラシの通りをよくする |
| 〃 | 51. 2 | 資生堂バスボンシャンプー アンバー，グリーン | なめらかな使い心地でしっとり洗い上げる |
| 〃 | 52. 4 | 資生堂バスボントニックシャンプー | クールな使用感で爽快に洗い上げる |
| 〃 | 53. 3 | 資生堂バスボンユアシャンプー | フケ，カユミを止め，汗臭を防ぐ |
| 〃 | 8 | 資生堂バスボンユアリンス | フケ，カユミを止め，汗臭を防ぐ |
| 〃 | 54. 8 | バスボンノーマルヘアシャンプー | ソフトな泡立ちでしなやかに洗い上げる |
| 〃 | 〃 | バスボンノーマルヘアリンス | さらっとしなやかに仕上げる |
| 〃 | 〃 | バスボンドライヘアシャンプー | クリーミイな泡立ちですべりよくしっとり洗い上げる |
| 〃 | 〃 | バスボンドライヘアリンス | しっとりつややかに仕上げる |
| **渋谷油脂株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 47. 9 | 田舎娘せっけん | 家庭用洗たくせっけん |
| 〃 | 52. 5 | 田舎娘No.400 | 加里石鹸 |
| 〃 | 12 | 田舎娘台所用液体せっけん | 石けん系食器，野菜洗い用 |
| 〃 | 53. 7 | 田舎娘贈答用せっけん | 家庭用洗たくせっけん |
| 〃 | 54. 1 | 田舎娘固型せっけん | 純マルセル固形 |
| 〃 | 7 | 田舎娘ニュータイプせっけん | 石けんカス防止剤入家庭用洗たくせっけん |
| 〃 | 54. 11 | 田舎娘300 | 低泡性せっけん |
| 洗　剤 | 47. 5 | ネオノンHS | ランドリー用複合洗剤 |
| 〃 | 50. 3 | ネオペンザHiA | パークレン用ドライソープ |
| 〃 | 〃 | ネオペンザDxリンス | 石油系，帯電防止柔軟剤入 |
| 〃 | 51. 1 | ソフテルMII | ドライ用，帯電防止剤入 |
| 〃 | 3 | スリーセブン | すすぎ性，泡切れ向上，複合洗剤 |
| 〃 | 53. 4 | ネオペンザDS-500 | 石油系ドライソープ |
| 仕上剤 | 47. 5 | 田舎娘ペルボン | 酸素系漂白剤 |
| シャンプー・リンス | 54. 10 | 田舎娘シャンプー | せっけん系シャンプー |
| 香粧品他 | 52. 2 | 田舎娘みがき砂 | 台所用みがき砂 |
| **新日本理化株式会社** | | | |
| 油脂製品 | 46. | アンジェコール | 不飽和高級アルコール |
| 〃 | 〃 | プラスタットNH-310 | 帯電防止剤 |
| 〃 | 〃 | ゲルオール | 有機ゲル化剤，増粘剤，ポリマー改質剤 |
| 〃 | 49. | シノリンUS | 不飽和アルコール硫酸ナトリウム型アニオン活性剤 |
| 〃 | 50. | エヌジェコール | 高級分枝アルコール |
| 〃 | 52. | リカノンUA | 不飽和アルコールEO型非イオン活性剤 |
| 〃 | 53. | リカライド | アルキルクロライド |
| 〃 | 〃 | ワンダミンTA | アルキルジメチルアミン |
| 〃 | 54. | サンファイン | 石灰石けん分散剤 |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| **摂津製油株式会社** | | | |
| 洗　剤 | 50. 11 | 新サンビバー | 衣料用合成洗剤高濃度品 |
| 〃 | 54. 6 | パロンエース | やし高級アルコール系台所用洗剤　固練りで経済的 |
| 〃 | 55. 5 | お洗濯用パロンW | りん酸塩を配合しない衣料用合成洗剤 |
| 仕上剤 | 45. 10 | セッツソフター | 柔軟性と帯電防止効果を与える |
| **ニッサン石鹸株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 50. 3 | ニッサン粉石けん | 溶けやすい粒状 |
| 〃 | 51. 2 | ニッサン台所用石けん | 液体台所用石けん |
| 〃 | 54. 9 | 80年代ニッサン粉石けん | 粉石けんの欠点改良 |
| 洗　剤 | 49. 11 | ニッサンホワイト | 粉末洗たく用合成洗剤，ブライト効果 |
| 〃 | 〃 | ニッサンラブ | 粉末洗たく用合成洗剤 |
| 〃 | 50. 10 | パリエース | 粉末洗たく用合成洗剤，酵素入 |
| 〃 | 51. 2 | 濃厚パリ | 粉末洗たく用合成洗剤，酵素入，高濃度品 |
| 〃 | 〃 | 濃厚25ホワイト | 粉末洗たく用合成洗剤，ブライト効果，高濃度品 |
| 〃 | 51. 7 | 液体パリ | 洗たく用，無りん |
| 〃 | 8 | ピカットクリーン | グリコールエーテル配合，換気扇レンジ用 |
| 〃 | 52. 2 | カーネーション | 液体台所用合成洗剤 |
| 〃 | 4 | パリレモン | 液体台所用合成洗剤 |
| 〃 | 54. 1 | パリ | 粉末洗たく用合成洗剤，酵素入 |
| 〃 | 8 | ピカットクリーンふろ用 | りんご酸配合 |
| 〃 | 11 | ニッサンラブ酵素 | 粉末洗たく用合成洗剤 |
| 〃 | 55. 2 | ニッサン無リン洗剤 | 粉末洗たく用無リン洗剤，ゼオライト，酵素入 |
| 〃 | 5 | マイルドセブン | 低刺激性台所用洗剤 |
| 仕上剤 | 49. 11 | ニッサンブリーチ | 漂白剤 |
| 〃 | 50. 12 | ニッサンソフター | 柔軟仕上剤 |
| シャンプー・リンス | 51. 10 | ララクリームシャンプー | クリーム状頭髪シャンプー |
| 〃 | 〃 | ララクリームリンス | クリーミイタイプのリンス |
| **日本油脂株式会社** | | | |
| 油脂製品 | 47. | ニッサンパーソフトシリーズ | 天然アルコール系洗剤，シャンプーベース |
| 〃 | 49. | ニッサンユニスターシリーズ | 耐熱性合成潤滑油 |
| 〃 | 〃 | ニッサンエキストラオレイン | 耐熱性オレイン酸 |
| 〃 | 50. | ニッサンサンベーヌ | 石灰石鹸分散剤 |
| 〃 | 〃 | ニッサンパナセート | 中鎖脂肪酸グリセライド |
| 〃 | 51. | ニッサンNAA-175 | 化粧用ステアリン酸 |
| 〃 | 〃 | ニッサンスタホームDシリーズ | 洗剤，シャンプー用アルキロールアミド |
| 〃 | 54. | ニッサンユニセーフAシリーズ | 洗剤用アミンオキサイド |
| 〃 | 55. | ニッサンナイミッド | 石灰石鹸分散剤 |
| 石　鹸 | 50. | ニッサンサンアルファ | サンベース配合複合石鹸 |
| 洗　剤 | 46. | ニッサンニューロイヤルP | パーク用クリーニング洗剤 |
| 〃 | 47. | ニッサンサンソルノンP | パーク用クリーニング洗剤 |
| 〃 | 51. | ニッサンサンフローラ | 石油用クリーニング洗剤 |
| 〃 | 52. | ニッサンクロロパール | エタン用クリーニング洗剤 |
| 仕上剤 | 54. | ニッサンソフトール | 柔軟仕上剤 |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| **日本リーバ・インダストリーズ株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 47. 2 | ラックス（スクロール） | 高級脂肪酸配合 |
| 〃 | 48. 10 | ラックス・スペシャル | 高級脂肪酸配合 |
| 〃 | 49. 10 | ニューラックス | 高級脂肪酸配合 |
| 〃 | 53. 6 | ラックス・インペリアル | 高級脂肪酸配合 |
| シャンプー・リンス | 51. 4 | サンシルク・トリートメントタイプ・シャンプー | ヘアタイプ別用製品 |
| 〃 | 〃 | サンシルク・トリートメントタイプ・リンス | ヘアタイプ別用製品 |
| 〃 | 52. 10 | サンシルク・スペシャルトリートメント・シャンプー | イルガサンDP300，サンフラワーオイル配合 |
| 〃 | 〃 | サンシルク・スペシャルトリートメント・リンス | ジンクピリチオン，サンフラワーオイル配合 |
| 〃 | 53. 3 | サンシルク・スペシャルトリートメント・シャンプー | ビタミンE配合 |
| 〃 | 〃 | サンシルク・スペシャルトリートメント・リンス | ビタミンE配合 |
| 〃 | 54. 10 | モンスチリスト（ストレートスタイル用）シャンプー | ヘアスタイリング用製品 |
| 〃 | 〃 | モンスチリスト（ストレートスタイル用）リンス | ヘアスタイリング用製品 |
| 〃 | 〃 | モンスチリスト（カーリースタイル用）シャンプー | ヘアスタイリング用製品 |
| 〃 | 〃 | モンスチリスト（カーリースタイル用）リンス | ヘアスタイリング用製品 |
| 香粧品他 | 52. 10 | サンシルク・ナチュラルビューティー ヘアトリートメント | ヘアタイプ別用製品 |
| 〃 | 53. 3 | サンシルク・ナチュラルビューティー ヘアトリートメント | ビタミンE配合 |
| 〃 | 54. 10 | モンスチリスト（ストレートスタイル用）ヘアトリートメント | ヘアスタイリング製品 |
| 〃 | 〃 | モンスチリスト（カーリースタイル用）ヘアトリートメント | ヘアスタイリング製品 |
| **プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社** | | | |
| 洗　剤 | 48. 3 | 全温度チアー | 粉末衣料用 |
| 〃 | 50. 2 | ボーナス | 液体衣料用 |
| 〃 | 52. 10 | オレンヂジョイ | 液体台所用 |
| **株式会社ペリカン石鹸** | | | |
| 石　鹸 | 49. 5 | ペリカンローヤルセット | 透明石けん，香水石けん，バスソープのセット |
| 〃 | 52. 11 | エンペラーペリカン | 透明石けん |
| 〃 | 53. 11 | レインボペリカン | 7色の輝きと豊かな香り |
| 〃 | 54. 5 | ペリカンクレンジングクリームソープ | 新しい洗顔用クリームソープ |
| **皆様石鹸株式会社** | | | |
| 石　鹸 | 46. 2 | スプリンター | デオドラント効果 |
| 〃 | 8 | アラ！ | 大型浴用石けん |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| 石　鹸 | 47. 12 | 純 | 洗たく用粒状粉石けん |
| 〃 | 50. 1 | ソープル | 食器洗い専用石けん液 |
| 〃 | 52. 3 | ピノチオシューズソープ | 運動ぐつ部分洗い用複合石けん |
| 〃 | 53. 4 | ミオキッチンソープ | 台所用石けん |
| 〃 | 54. 6 | どうぶつ石鹸 | 子供向化粧石けん（くま，うさぎ） |
| 洗　剤 | 49. 6 | ミオ | 洗たく用粉末合成洗剤 |
| 〃 | 〃 | クラウン | 洗たく用粉末合成洗剤 |
| 〃 | 49. 12 | 詰替用ミオレモン | 詰替用台所用洗剤 |
| 〃 | 50. 3 | チェルシー | 高級アルコール台所用洗剤 |
| 〃 | 51. 8 | フェニックス | 洗たく用ヘビー液体洗剤 |
| 仕上剤 | 51. 4 | ミオ酸素系漂白剤 | 色もの柄もの用洗たく用漂白剤 |
| 〃 | 53. 5 | ジーンズソフター | ジーンズ専用ソフター |
| シャンプー・リンス | 46. 1 | ミオレモンリンス | レモンの香りとソフトな仕上り |
| 〃 | 48. 4 | ミオシャンプー | トニックシャンプー |
| 〃 | 48. 9 | ポピアシャンプー | レシチン配合 |
| 〃 | 50. 10 | 石鹸シャンプー純 | 頭髪用石鹸液 |
| 香粧品他 | 45. 9 | 皆様ハイクレンザー | 台所用クレンザー |
| 〃 | 46. 4 | ピタット | 生ゴミの悪臭消し |
| ミヨシ油脂株式会社 | | | |
| 石　鹸 | 52. 6 | ミヨシ台所用コナせっけん | 食器，ふきん洗い専用 |
| 〃 | 54. 9 | サード | 粉石けんの特性に洗剤の良さを加味 |
| 洗　剤 | 45. 4 | ミヨシキッチンS | 自動洗浄機用 |
| 〃 | 46. 10 | リネンL | クリーニング用中性液体洗剤 |
| 〃 | 48. 2 | ミヨシキッチンL | 高級アルコール系 手荒れ少い |
| 〃 | 3 | エルミンS | 石油系チャージソープ 強力な帯電防止性 |
| 〃 | 50. 6 | ミヨシポリ洗剤 | プラスチック等のしつこい油汚れの洗浄用 |
| 〃 | 52. 8 | ミヨシローサズ | 低泡性機械洗浄用 |
| ライオン株式会社 | | | |
| 石　鹸 | 46. 10 | エメロン化粧石鹸プルナリア | 純白の泡立ち香りの石けん |
| 〃 | 11 | エメロン化粧石鹸プリンセス | マイルドな洗顔石けん |
| 〃 | 50. 1 | ライオン粉せっけん | 洗たく用粉末石けん |
| 〃 | 51. 2 | エメロンディジー化粧石鹸 | ミルキーな泡立ち |
| 〃 | 52. 4 | クリーミーエメロン化粧石鹸 | マイルドでクリーミーな石けん |
| 洗　剤 | 46. 2 | ブルーチャイム | 洗う力が目でわかるカラーチェンジの洗剤 |
| 〃 | 47. 2 | ピンキー | 白さが映える香りの洗剤 |
| 〃 | 48. 8 | チャーミー | 脂肪酸系台所用洗剤 |
| 〃 | 10 | せせらぎ | 無りん洗剤 |
| 〃 | 12 | 液体アクロン | 毛糸，おしゃれ着洗いの洗剤 |
| 〃 | 49. 7 | ピリオド | エリ，ソデ口の汚れをおとす部分クリーニング剤 |
| 〃 | | | |
| 〃 | 50. 2 | ワンタイム | 高級アルコール系台所用洗剤 |
| 〃 | 5 | エルワン | 業務用台所用洗剤 |
| 〃 | 8 | 業務用ワンタイム | 高級アルコール系台所用洗剤 |
| 〃 | 11 | スパーク25 | コンパクト洗剤 |
| 〃 | 12 | ブルーダイヤ25 | コンパクト洗剤 |
| 〃 | 51. 2 | ダッシュ25 | コンパクト洗剤 |

| 品　目 | 発売年月 | 新　製　品　名 | 特　　長 |
|---|---|---|---|
| 洗　剤 | 51. 3 | ブルーチャイム25 | コンパクト洗剤 |
| 〃 | 〃 | ピンキー25 | コンパクト洗剤 |
| 〃 | 51. 4 | バスルック | りんご酸配合おふろ洗剤 |
| 〃 | 8 | トイレルック | 塩酸を使わないトイレ洗浄剤 |
| 〃 | 11 | 強力ルック | 溶剤タイプ強力住居用洗剤 |
| 〃 | 〃 | ガラスルック | 窓ふき洗剤 |
| 〃 | 52. 2 | ライオンブリード | 業務用合成洗剤 |
| 〃 | 3 | 液体ダッシュ | 液体洗剤 |
| 〃 | 53. 8 | おそうじルック | ふきそうじ洗剤 |
| 〃 | 54. 3 | トップ | 酵素配合洗剤 |
| 〃 | 10 | ママローヤル | 手肌の敏感な方のための台所用洗剤 |
| 〃 | 11 | アワ状スプレーバスルック | アワ状スプレータイプのおふろ用洗剤 |
| 〃 | 55. 4 | 無りんトップ | 無りん洗剤 |
| シャンプー・リンス | 46. 11 | エメロンプロティンシャンプー | コンディショニングシャンプー |
| 〃 | 47. 11 | エメロンオイルリンス | オイルタイプのリンス |
| 〃 | 48. 9 | エメロングリーンシャンプー | フケ，かゆみをとめるシャンプー |
| 〃 | 49. 3 | エメロントニックシャンプー | スッキリした爽快感のあるシャンプー |
| 〃 | 51. 6 | エメロンミンキーリンス | コンディショニングリンス |
| 〃 | 52. 6 | エメロンエチケットシャンプー | フケをとめるシャンプー |
| 〃 | 9 | エメロンミンキーシャンプー | コンディショニングシャンプー |
| 〃 | 53. 11 | エメロンフロリールシャンプー ナチュラル | 業務用低手荒れ性シャンプー |
| 〃 | 54. 8 | エメロンエチケットリンス | フケ，かゆみをとめるリンス |
| 〃 | 55. 5 | エメロンアクアミーシャンプー | 髪の水分量をととのえる |
| 〃 | 〃 | エメロンアクアミーリンス | 髪の水分量をととのえる |
| 香粧品他 | 50. 9 | エメロンミンキートリートメント | いたんだ髪に栄養を補う |

## 新技術一覧表（最近10年）

資料・会員会社の提供による。
社名は現在の社名による。

| 年　月 | 内　　容 |
|---|---|
| **旭電化工業株式会社** | |
| 47. | 金属石鹸の製法技術<br>乾式法による潤滑性の優れた金属石鹸の製造技術 |
| 53. | 新規ビルダーの研究技術<br>慶応大阿部研究室との共同によるエーテル基を含むカルボン酸型ビルダーの金属キレート安定度，洗浄力の相関性の研究 |
| **花王石鹸株式会社** | |
| 47. | 界面活性剤利用に関する研究<br>日本油化学協会賞受賞 |
| 〃 | 各種界面活性の考察<br>科学技術庁長官賞受賞 |
| 48. | 排煙脱流装置技術開発<br>大気汚染防止と同時に排煙中の芒硝を回収して，洗剤製造に再利用する独自の技術を開発 |
| 〃 | コンクリート用減水剤「マイティ」開発技術<br>コンクリートの強度を高め，さらに作業性を良くする減水剤を開発し，市村賞を受賞 |
| 49. | 高性能硫酸化設備「Multi-CFR」開発<br>上昇膜流の利用により反応器内の気液混合効果の向上，機械的撹拌なしでの液体分散の均一化が得られ反応物の品質向上 |
| 〃 | 川崎工場に自動倉庫完成<br>商品の出入庫，在庫管理をコンピューターの指示で自動的に行うもの，以後各工場に自動倉庫を付設し，物流の合理化に寄与 |
| 50. | 小型化洗剤「新ザブ」開発<br>従来の半分の量で，洗浄力を落さない省資源，省エネルギータイプの洗剤を開発 |
| 52. | フィリピンにやしアルコール工場建設<br>やしアルコール生産の新鋭工場（ピリピナス花王）を現地に建設し，本格的稼動開始 |
| 53. | 消費者相談迅速化のためのエコーシステム開発<br>コンピューターおよびマイクロフィルムを駆使し，消費者からの相談，意見などへの対応を迅速化 |
| 〃 | ソ連への洗剤製造技術輸出<br>花王の洗剤製造技術の海外での評価高く，共産圏へはじめてプラント輸出 |
| 54. | 重質洗剤のスリーブパック方式（SLP）包装合理化技術<br>大阪物流技術展銀賞受賞 |
| 〃 | 九州工場排水完全クローズドシステム完成 |
| **川研ファインケミカル株式会社** | |
| 47. | N－アシルグルタマートの開発<br>味の素㈱と協同で新しいアミノ酸型界面活性剤（アミソフト）を開発 |
| 48. | アミノ酸型弱酸性固形洗剤の製造技術開発<br>山の内製薬㈱より「ミノン」の商品名で発売，第11回日本油化学協会賞受賞 |
| **牛乳石鹸共進社株式会社** | |
| 46. 3 | 粉末状ジンクピリチオンをシャンプー中で安定化する方法 |
| 48. 5 | パール光沢を有するシャンプー製造法<br>特許 689201（48.5）新日本理化㈱と共有 |

| 年　月 | 内　　容 |
|---|---|
| 50. 8 | 色縞を有する石鹸（マーブルソープ）の製造法<br>公開特許52－49206，公開新案52－58056～9，実用新案54－36130 |
| 50. 11 | アルコール，サルフェート，アミン塩の酸性pH域で安定化する方法 |
| 52. 8 | パール光沢を有する石鹸製造法<br>公開特許54－26807 |
| **株式会社　資生堂** | |
| 46. | 相乗効果を有する抗菌性シャンプーの製造法<br>3,4,4′－トリクロロカーボアニリド等3種の抗菌剤を含有するシャンプーの製造法(特公昭46－29155) |
| 48. | 透明石鹸製造法<br>アニオン界面活性剤の有機アミン塩を添加し，遊離アルカリ0%以下に調整した透明石鹸製造法（特公昭48－42935） |
| 49. | 殺菌効果を有する透明石鹸<br>2,4,4′－トリクロロ－2′－ハイドロキシジフェニルエーテルを含有する透明石鹸（特公昭49－28645） |
| 50. | 殺菌効果を有するシャンプー<br>2,4,4′－トリクロロ－2′－ハイドロキシジフェニルエーテル等を配合した殺菌効果のあるシャンプー（特公昭50－18483） |
| 52. | 抗菌性石鹸<br>2,4,4′－トリクロロ－2′－ハイドロキシジフェニルエーテル等を配合した抗菌性石鹸(特公昭52－43207) |
| 〃 | 真珠光沢状正目模様を有する石鹸の製造方法<br>石鹸素地，透明化剤，香料，色素を混合後ロール処理し，パール剤を添加してミキサー処理を行う石鹸の製造方法（特公昭52－9442） |
| 〃 | 石鹸中の香料の劣化防止方法<br>有機酸を0.1～5%配合した石鹸中の香料の劣化防止法（特開昭52－71510） |
| 〃 | 透明石鹸及びその製造法<br>糖類を含有する透明石鹸膠にスクワランを配合した透明石鹸及びその製造法（特開昭52－145411） |
| 54. | 短期間で製造できる透明石鹸及びその製造法<br>透明石鹸膠にカルボン酸系5員環化合物を配合した透明石鹸及びその製造法（特開昭54－41908） |
| 〃 | 受注出荷業務のオンライン化<br>EDPオンラインシステムの導入により，各工場の受注窓口を本社に一元化し，受注出荷業務の簡素化，省力化と在庫管理の効率化を図る。 |
| 〃 | 物流，情報を総合管理するシステムの導入<br>商品の入出庫，小売店別品揃え，配送方面別仕分けを自動化する一方，在庫管理，伝票処理など情報管理を総合的に行い，工場と小売店間の物流コストを低減する。 |
| **新日本理化株式会社** | |
| | 有機ゲル化剤製造技術<br>新技術開発事業団の委託を受け，ジベンジリデンソルビトールによる有機液体のゲル化剤製造に成功しゲルオールDとして上市。昭和48年市村賞受賞<br>不飽和高級アルコール製造技術<br>不飽和結合をもつ油脂，脂肪酸を高温高圧下に還元して不飽和アルコールを製造する技術を西独ヘンケル社に次いで開発しアンジエコールとして上市<br>昭和53年日本油化学協会工業技術賞受賞 |
| **日本油脂株式会社** | |
| | グリシジルメタアクリレート製造技術<br>反応性の高いため困難であったエポキシ基とビニル基をもつ樹脂改質剤の工業的生産に成功 |

| 年　月 | 内　　容 |
|---|---|
| | 昭和45年日本油化学協会工業技術賞受賞 |
| | 特　許 |
| | 脂肪酸の精製法 |
| | 耐熱性，耐薬品性の優れた脂肪酸の製造方法 |
| | 脂肪酸アミドの製造法 |
| | シャンプーなどに要求される色相の淡い，高純度アミドを直接脂肪酸から製造する方法 |
| | 金属石けんの製造法 |
| | 界面活性剤を使用して脂肪酸から直接金属石けんを製造する方法 |
| | ドライクリーニング洗浄剤組成物 |
| | 洗浄と同時に柔軟処理を行うもの |
| **日本リーバ・インダストリーズ株式会社** | |
| | 化粧石けん製造技術の高度化 |
| | 新鮮な原料油の迅速なジェット鹸化法と副産廃液から効率よくグリセリンを回収する抽出技術の導入による技術革新 |
| | モンスチリストシャンプーの開発 |
| | 特殊なレジンとコンディショナーの組合せ配合による仕上り感の良いシャンプーの開発 |
| | 製法特許出願中 |
| **株式会社ペリカン石鹸** | |
| | 化粧石鹸製造技術の改善 |
| | 鹸化設備の大型化及び真空乾燥装置，全自動ペレタイザー，自動包装機等の導入による品質の改善と生産性の向上 |
| | ロールミルの排除と冷風，冷水設備の設置による労災の防止と作業能率の向上 |
| | アミノ酸石鹸製造技術の完成 |
| **ミヨシ油脂株式会社** | |
| 51. 10 | アミドアミン系界面活性剤を用いた安全性の高い高性能家庭用柔軟仕上剤の製品化 |
| 54. 9 | 粉末石けんの性能上のマイナス性に関する改良方法（石けんカスの発生防止，水溶解性の向上，洗浄力の増強，臭気の改良など）の確立 |
| **ライオン株式会社** | |
| 47. | 澱粉の精製と内部油分に関する独創的な研究 |
| | 日本澱粉学会賞受賞 |
| 49. | 機器分析による界面活性剤分析法に関する研究 |
| | 日本分析学会奨励賞受賞 |
| 53. | セパレーツパック |
| | 日本包装技術協会パッケージングコンテストPD賞受賞 |
| | 日本包装協会木下賞受賞（54年） |
| 54. | 4面クランプリフト |
| | 日本包装技術協会大阪包装物流技術展銀賞受賞 |
| | 特　許 |
| | スルホン化反応装置に係る技術 |
| | 日本特許 785432（昭50）他3件 |
| | 外国特許 USP 3839391（1979）他24件 |
| | アルファオレフィンスルホネートの製造及び応用技術 |
| | 日本特許 544219（昭45）他29件 |
| | 外国特許 USP 3544475（1970）他23件 |

# 年表

| 工業会 | 業界一般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| **昭和46年（1971）** | | |
| ・化粧石けんの公正競争規約に関する消費者団体との連絡会開催（5月） | ・洗たく用石けん，再販売価格指定取消となる（4月） | ・公定歩合0.25%引下げ，5.75%となる。金融緩和本格化（1月） |
| ・訪米石鹸広報視察団派遣（5月） | ・米国太平洋港湾荷役スト。牛脂原料不安起こり，米国政府，関係団体等に善処要請（8月） | ・国際石油資本，日本向け原油大幅値上げ決定（2月） |
| ・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月） | ・特恵関税（シャンプー・石けん・合成洗剤等）改正，8月1日から実施（8月） | ・公定歩合0.25%引下げ，5.5%となる（5月） |
| ・昭和46年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」実施（6月） | ・第4次資本自由化実施（8月） | ・政府，円切上げ回避対策8項目発表（6月） |
| ・石けんPR運動「中元キャンペーン」実施（6月～7月） | ・オープン懸賞広告に関する規制施行（9月） | ・公定歩合0.25%引下げ，5.25%となる（7月） |
| ・豊年リーバ社の日本進出について通商産業省に要望書提出（6月） | | ・米国政府，金ドル交換停止。輸入課徴金実施（ニクソンショック）（8月） |
| ・化粧石けんの公正競争規約に関する公聴会開催（9月） | | ・政府，円の変動相場制移行を決定（8月） |
| ・豊年リーバ社の化粧石鹸製造販売問題の了解成立（9月） | | ・第4次資本自由化実施（9月） |
| ・日本家庭用合成洗剤工業会創立10周年記念式典並びに祝宴挙行（10月） | | ・円切上げ。基準レート1ドル308円決定（12月） |
| ・化粧石けんの表示及び景品類の提供の制限に関する公正競争規約認定される（12月） | | ・公定歩合0.5%引下げ，4.75%となる（12月） |
| **昭和47年（1972）** | | |
| ・日本油脂工業会，会長村田勉氏，副会長平田泰三郎氏就任 | ・豊年リーバ社，化粧石鹸製造に進出（1月） | ・沖縄復帰（5月） |
| ・昭和47年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」実施（6月） | ・牛脂の備蓄輸入法案（対外経済関係調整特別措置法案）流産（8月） | ・政府，対外経済緊急対策7項目発表（5月） |
| ・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月） | ・プロクター・アンド・ギャンブル社，日本に進出し，プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社設立（11月） | ・公定歩合0.5%引下げ，4.25%となる（6月） |
| ・化粧石けん公正取引協議会発足（6月） | | ・英国，ポンドの変動相場制実施。欧州為替市場閉鎖（6月） |
| ・石けんPR運動「中元キャンペー | | ・佐藤栄作内閣総辞職，田中角栄内閣成立（7月） |
| | | ・第2次田中内閣発足（12月） |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| ン」実施（6月～7月）<br>・通商産業省当局へプロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社設立に関して要望書提出（8月）<br>・NRAビスプリングオフ会長来日，牛脂問題で懇談（10月）<br>・原料油脂，天然香料等の輸入関税減免陳情（11月）<br>・NRA訪日チームと懇談（11月） | | |
| **昭和48年（1973）** | | |
| ・日本油脂工業会は日本家庭用合成洗剤工業会を合併，日本石鹸洗剤工業会として発足。会長村田勉氏，副会長三輪善雄氏，沼田明氏就任（4月）<br>・都衛生局並びに東京都教育委員会教育長，「中性洗剤は野菜・果物の洗浄に使用不必要」と通達（5月）<br>・昭和48年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」実施（6月）<br>・マーカー博士講演（5月）<br>・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月）<br>・石けんPR運動「中元キャンペーン」実施（6月～7月）<br>・米国の農産物輸出規制品目に牛脂が含まれたため，米国国務省に陳情（7月）<br>・環境保全研究調査団を欧米に派遣（9月）<br>・日本石鹸洗剤工業会技術部員制度発足（9月）<br>・NRA元会長セオバルド氏，元会長ホウ氏来日<br>・11月27日大阪・東京市場へ洗剤緊 | ・牛脂，やし油とも年初から価格急上昇（1月）<br>・食品衛生法に基づく洗浄剤の規格基準設定される（4月）<br>・100％資本自由化実施される（5月）<br>・台所用洗剤に日本食品衛生協会推薦文字及びマーク使用中止（5月）<br>・米国政府，農産物41品目輸出規制実施（食用油，動物性油脂，油脂原料等）（6月）<br>・家庭用品品質表示法に基づく台所用洗剤の表示改正（7月）<br>・三木武夫内閣総理大臣臨時代理，合成洗剤に関する衆議院議員峯山昭範氏の質問主意書に答弁書送付（7月）<br>・石油パニックにより洗剤買い急ぎ起こり，11月以降緊急増産開始，電力確保を当局に要請（11月～12月）<br>・資材確保につき通商産業省当局と日本化学工業協会，日本石油化学協会懇談（12月）<br>・石油需給適正化法，国民生活安定緊急措置法公布（12月） | ・米国政府，ドル10％切下げ（2月）<br>・政府，円の変動相場制実施。1ドル271円となる（2月）<br>・公定歩合0.75％引上げ，5％となる（4月）<br>・公定歩合0.5％引上げ，5.5％となる（5月）<br>・公定歩合0.5％引上げ，6％となる（7月）<br>・公定歩合1％引上げ，7％となる（8月）<br>・第4次中東戦争はじまる（10月）<br>・OAPEC（アラブ石油輸出機構）産油量削減。OPEC（石油輸出機構）価格引上げ実施。石油パニック起こる（10月）<br>・政府，「石油緊急対策要綱」決定（11月）<br>・公定歩合2％引上げ，9％となる（12月） |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| 急出荷（11月）<br>・家庭用洗剤，石けんの製造に要する電力，重油及び諸資材の優先確保と価格安定を通商産業省当局に要望（12月）<br>・洗剤業界首脳部，通商産業省基礎産業局長と年末年始増産の件懇談。同じく，自民党国民生活安定緊急対策本部長と懇談（12月） | | |
| **昭和49年（1974）** | | |
| ・内田通商産業大臣代理と工業会首脳懇談。増産要請（1月）<br>・7万トンベース洗剤生産手配完了（1月）<br>・自民党主催「物価問題への挑戦」へ工業会首脳出席（1月）<br>・内閣総理大臣と経済界との懇談会に工業会首脳出席（1月）<br>・合成洗剤標準価格の件で工業会首脳，内閣経済企画庁長官，通商産業省当局に陳情（1月）<br>・東京都議会，物価問題対策特別委員会に工業会代表者，参考人として出席（2月）<br>・工業会首脳，経団連の「値上げ等自粛問題の推進に関する懇談会」に出席（2月）<br>・「化粧石けん業のおかれている現在の極めて困難な立場を早急に解消するための要望」を通商産業省当局へ提出（3月）<br>・美濃部東京都知事，工業会会長に「48年11月に突然発生した洗剤不足は洗剤業界の生産制限操作による」と申入れ（3月）<br>・NRA元会長ホウ氏来日（3月）<br>・工業会会長，東京都知事の申入れ | ・内田通商産業大臣代理，洗剤市場，工場視察（1月）<br>・合成洗剤，買占め売惜しみ防止法の対象物資となる（1月）<br>・通商産業省当局，再販指定取下げ後の化粧石けん，洗剤等の値上げ自粛を業界に要望（2月）<br>・合成洗剤の小分け販売実施（2月）<br>・社会福祉施設等に対する衣料用合成洗剤の特別販売実施（2月）<br>・衆議院予算委員会に花王石鹸丸田社長，参考人として出席（2月）<br>・洗剤を含む53品目，値上げ事前了承制対象品目に指定される（3月）<br>・石油価格改訂と物価安定対策の強化についての国民生活安定緊急対策本部決定，閣議了解（3月）<br>・参議院予算委員会に花王石鹸丸田社長，ライオン油脂小林社長，参考人として出席（4月）<br>・三重大学三上美樹教授，「合成洗剤の皮膚塗布による催奇形性」発表（4月）<br>・衣料用粉末合成洗剤（2.65kg入），メーカー仕切り価格で平均13.7%（71円）上げで設定される（7月）<br>・石けん，洗剤の再販売価格指定取 | ・政府，「石油，電力使用節減対策」発表（1月）<br>・田中内閣総辞職（11月），三木武夫内閣成立（12月）<br>・米国政府，金売買，保有の自由化実施（12月） |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| は「その論拠となった都の統計資料の誤りによる」と指摘し，回答（4月）<br>・工業会首脳，経団連に石けん洗剤業界事情及び原料油脂事情を説明（4月）<br>・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月）<br>・経団連会長に衣料用粉末合成洗剤の価格凍結解除につき尽力を要請，並びに懇談会出席（7月）<br>・やし油及びパーム油等の関税撤廃を当局に要望（8月）<br>・昭和49年度石けんＰＲ運動，小学校を対象とした「手洗い運動」実施(6月)。なお，本年度よりアメリカ側拠出金中止される<br>・工業会リポート「クリーン・エイジ」（月刊）創刊（9月）<br>・新聞広告「洗剤は世界中のご家庭で愛用されています」出稿(11月)<br>・合成洗剤の公正競争規約作成に関し，消費者団体との連絡会開催（第1回）（11月） | 消となる（9月）<br>・合成洗剤の価格凍結解除される（9月）<br>・ニッサン石鹸株式会社発足(11月)<br>・フランス製油技術視察団来日（11月） | |
| **昭和50年（1975）** | | |
| ・衣料用合成洗剤のりん酸塩含有率($P_2O_5$) 15%以下の自主規制実施（1月）<br>・産業公害対策委員会に所属する「水に関する専門委員会」発足（2月）<br>・合成洗剤公正競争規約に関する消費者団体のと連絡会（第2回）開催（3月）<br>・日本石鹸洗剤工業会，会長小林宏氏(新任),副会長沼田明氏(重任),同石野正雄氏(重任)就任（4月） | ・市況不振。50年1月の生産（前年比），化粧石けん49%，洗剤58%，2月も同様の市況（1月・2月）<br>・脂肪酸，硬化油，グリセリン製造業雇用調整給付金指定業種となる（2月）<br>・石けん，合成洗剤製造業雇用調整給付金指定業種となる（2月）<br>・厚生省，ＬＡＳによる催奇形性はシロと実験結果発表（3月）<br>・米国農務省リンフィールド博士来日，講演（5月） | ・政府，不況対策10項目決定(2月)<br>・政府，第2次(3月)，第3次(6月)，第4次（9月）不況対策決定<br>・公定歩合0.5%引下げ，8.5%となる（4月）<br>・ベトナム戦争終結（4月）<br>・公定歩合0.5%引下げ，8%となる（6月）<br>・公定歩合0.5%引下げ，7.5%となる（8月）<br>・公定歩合1%引下げ,6.5%となる(10月) |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| ・米国農務省東部研究所ワーナー・M・リンフィールド博士来日（5月）<br>・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月）<br>・昭和50年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」実施。「中元キャンペーン」実施（6月～7月）<br>・減りん問題に関する特別会議開催（7月）<br>・合成洗剤公正競争規約に関する消費者団体との連絡会（第3回）開催（8月）<br>・工業用油脂調査団東南アジアへ派遣（9月）<br>・「衣料用洗剤に含まれるりん酸塩の自主規制について」の工業会見解発表（9月）<br>・家庭用合成洗剤の景品類の制限に関する公正競争規約(案)中，景品類提供の制限を，公正取引委員会了承。11月実施決定（10月）<br>・やし油及びパーム油等の関税撤廃を当局に要望（12月） | ・高濃度洗剤（衣料用）発売される（7月）。その後，発売品ふえる。<br>・欧州りん酸塩研究センター代表キャンドラー博士，ハドソン氏来日（9月） | ・国民生活審議会「国民生活の長期展望」発表（12月） |
| **昭和51年**（1976） | | |
| ・衣料用粉末合成洗剤のりん酸塩含有率（$P_2O_5$）12%以下と自主規制（1月）<br>・米国農務省ベル農務次官来日（1月）<br>・NRA代表者ホウ氏来日（5月）<br>・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月）<br>・昭和51年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」実施。「中元キャンペーン」実施 | ・厚生省，合同研究報告「洗剤に催奇形性は認められない」と発表（3月）<br>・買占め，売惜しみ防止法の全指定品目(合成洗剤を含む)解除(5月)<br>・家庭用品品質表示法に基づく合成洗剤の表示改正，洗たく用及び台所用石けんの表示制定（10月） | ・資本自由化完了（例外4業種を除く）（5月）<br>・OPEC，原油値上げ発表（12月）<br>・三木内閣総辞職，福田赳夫内閣成立（12月） |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| （6月～7月）<br>・米国石鹸市場調査団派遣（8月）<br>・昭和52年関税改正について要望（8月）<br>・水質関係欧米調査団派遣（10月）<br>・洗剤公正取引協議会準備会設立（10月）<br>・NRA会長ピーターソン氏来日（10月）<br>・中南米油脂資源開発調査団派遣（11月）<br>・石けんPR運動「歳暮キャンペーン」実施（11月～12月）<br>・パーム油研究会開催（12月） | | |
| **昭和52年（1977）** | | |
| ・油脂懇談会発足（1月）<br>・化粧石鹸の適正包装規則，公正取引委員会で承認（2月）<br>・英国ハンチングドン・リサーチ・センター訪問チーム派遣（3月）<br>・日本石鹸洗剤工業会，会長沼田明氏，副会長石野正雄氏，同村井孝一氏，同植松重次郎氏就任（4月）<br>・日本石鹸洗剤工業会，「脂肪酸の長中期展望」「合成洗剤の長中期展望」発表（4月）<br>・全国石鹸洗剤化粧品歯磨雑貨卸商組合連合会伊藤会長，日本石鹸洗剤工業会沼田会長に取引改善を要望（5月）<br>・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月）<br>・米国牛脂調査団派遣（6月）<br>・昭和52年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」実施。「中元キャンペーン」実施（6月～7月） | ・衣料用液体洗剤出揃う（3月）<br>・不当景品類及び不当表示防止法による景品類の提供に関する事項の制限，公正取引委員会から公示（3月） | ・米国，ソ連，200カイリ漁業専管水域実施（3月）<br>・公定歩合0.5%引下げ，6%となる（3月）<br>・公定歩合1%引下げ，5%となる（4月）<br>・独占禁止法改正案成立（5月）<br>・政府，総合経済対策7項目発表（9月）<br>・公定歩合0.75%引下げ，4.25%となる（9月） |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| ・NRA会長マクレガー氏来日（7月）<br>・廉売防止策の一つとして量販店の目玉商品(石鹸・洗剤)の廉売チラシによる市場実態調査実施(6月)<br>・多国籍企業に関し花王石鹸丸田社長より日本石鹸洗剤工業会沼田会長へ書簡（7月）<br>・花王石鹸丸田社長の書簡に関連しライオン油脂小林社長より日本石鹸洗剤工業会沼田会長へ書簡（9月）<br>・りん酸塩代替品研究委員会発足(10月)<br>・世界石鹸洗剤会議（教育講座）にスピーカー出席（10月）<br>・石けんPR運動「歳暮キャンペーン」実施（11月～12月）<br>・11月放映のNHKテレビ番組中の洗剤についての偏見を指摘し申入れ。NHK遺憾を表明（12月） | | |
| **昭和53年（1978）** | | |
| ・不当廉売等について公正取引委員会と懇談（3月・6月）<br>・AIS（欧州石鹸洗剤工業会連合会）訪日チーム来訪（4月）<br>・昭和52年度の中元・歳暮ポスター，1975年"クリオファイナル賞"受賞（5月）<br>・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月）<br>・薬事法改正に関する要望を厚生省に提出（6月）<br>・油脂懇談会（第4回）開催。テーマ「イスラエルのホホバ油」(6月)<br>・昭和53年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」 | ・米国牛脂価格，年間で40%近く上昇（C&F，日本），やし油価格70%以上上昇（国内，月央相場）<br>・瀬戸内海環境保全特別措置法公布（6月）<br>・環境庁「河川，湖，海域のABS，LAS濃度について」調査結果発表（9月）<br>・科学技術庁「昭和48年度特別研究促進調整費等による合成洗剤に関する研究成果報告書」発表(10月) | ・公定歩合0.75%引下げ，3.5%となる（3月）<br>・政府，経済対策7項目発表(3月)<br>・成田国際空港開港（5月）<br>・日中平和友好条約発効（10月）<br>・円高，1ドル180円突破出現(10月)<br>・福田内閣総辞職，大平正芳内閣成立（12月）<br>・OPEC，原油14.5%値上げ決定(12月)<br>・外貨準備330億ドルを記録（12月） |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| 実施（6月）<br>・滋賀県知事に洗剤と水質問題について提言，懇談（7月）<br>・ゼオライト配合供給洗剤の洗浄力合同実験結果報告（7月）<br>・石けんPR運動として，「しゃぼんだま図画コンクール(第1回)」実施（9月～11月）<br>・愛知県知事に洗剤と水質問題について提言，懇談（9月）<br>・石けんPR運動として小学校対象に,「手洗いの意識調査」実施（11月）<br>・茨城県知事に洗剤と水質問題について提言，懇談（11月，12月） | | |
| **昭和54年**（1979） | | |
| ・衣料用粉末合成洗剤のりん酸塩含有率（$P_2O_5$）10%以下と自主規制（1月）<br>・りん酸塩規制について通商産業省と懇談（1月）<br>・独占禁止法について公正取引委員会と懇談（1月）<br>・日本石鹸洗剤工業会，会長小川照次氏,副会長村井孝一氏,同植松重次郎氏，同宮崎楢義氏就任（4月）<br>・工業会の総合審議機関として総合対策委員会設立（4月）<br>・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月）<br>・昭和54年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」実施（6月～7月）<br>・滋賀県の「琵琶湖富栄養化防止条例」問題に全力をあげて対応（6月）<br>・洗剤反対運動対策としてD委員会 | ・プランクトン異常発生調査団（団長，京大門田元教授),「窒素，りんなどの栄養塩類と琵琶湖赤潮(ウログレナ)との間には明らかな相関性は認められない」と発表（1月）<br>・台所用合成洗剤のJIS改訂（3月）<br>・東京都の洗剤パニック時の原因調査の誤りに関し，名誉毀損で提訴中の花王石鹸，東京地裁で勝訴（3月）<br>・滋賀県化粧品石鹸日用品雑貨卸商組合，滋賀県化粧品小売組合連合会，「琵琶湖富栄養化防止条例(案)」に関し，販売禁止条項の削除を陳情（7月）<br>・通商産業省「80年代通商産業政策ビジョン」発表（8月）<br>・環境庁「昭和53年度化学物質環境追跡調査結果の総括」発表(11月)<br>・滋賀県化粧品小売組合連合会，条 | ・政府「石油消費節減対策」正式決定（3月）<br>・OPEC，値上げ発表（4月）<br>・公定歩合0.75%引上げ，4.25%となる（4月）<br>・東京サミット会議開催，石油・エネルギー問題を討議（6月）<br>・第2次大平内閣発足（11月）<br>・米国イラン経済断交（11月）<br>・ソ連，アフガニスタン進駐(12月) |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| 設置（6月）<br>・武村滋賀県知事，工業会来訪。「琵琶湖の富栄養化防止条例」について申入れ（6月）<br>・工業会会長ら，滋賀県知事訪問，要望書並びに見解書提出。滋賀県議会，議員訪問。滋賀県政クラブ記者会見（7月）<br>・滋賀県洗剤問題について，環境庁長官，関係国会議員，通商産業省，厚生省，建設省，環境庁，経済企画庁等の担当局長訪問，事情並びに工業会見解説明（7月）<br>・燃料油供給確保について通商産業省当局に要望（8月）<br>・琵琶湖問題に関するキャンペーン実施，第1回（8月），第2回（9月）<br>・石けんPR運動として「しゃぼんだま図画コンクール(第2回)」実施（9月～11月）<br>・NRAヘラン会長来日，懇談(10月)<br>・自民党政務調査会長に「琵琶湖の富栄養化防止条例」について陳情(10月)<br>・脂肪酸，グリセリン市場調査団東南アジア派遣（10月）<br>・やし油・コプラ調査団東南アジア派遣（10月）<br>・石けんPR運動として実施した「手洗い基礎実験データ」発表(11月) | 例反対陳情（10月）<br>・滋賀県「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」10月16日成立，17日公布（10月） | |
| **昭和55年**（1980） | | |
| ・「手洗い運動」推進についての座談会開催（文部省担当官，小学校先生等出席）（2月）<br>・筑波大学教授橋本道夫氏講演「合 | ・ライオン株式会社（歯磨・油脂合併）発足（1月）<br>・環境庁「富栄養化対策について」発表（3月） | ・政府，総合エネルギー対策として石油消費7％節約決定（1月）<br>・公定歩合1％引上げ，7.25％となる（2月） |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
|---|---|---|
| 成洗剤をめぐる環境問題について」（3月）<br>・大手メーカー，無りん合成洗剤発売（3月）<br>・副会長吉田佐四郎氏就任（4月）<br>・環境庁発表「富栄養化対策について」に遺憾を表明，申入れ（4月）<br>・小川工業会会長ら，環境庁長官土屋義彦氏に面会，説明（4月）<br>・工業会マーク選定（4月）<br>・全国油脂産業野球大会実施（5月～8月）<br>・日本石鹸洗剤工業会訪中団派遣（6月）<br>・昭和55年度石けんPR運動，小学校等を対象とした「手洗い運動」実施（6月）<br>・カナダ・アメリカ水質調査団派遣（6月）<br>・横浜市，川崎市に対し，洗剤追放条例審議につき慎重対処を要望（6月）<br>・通商産業大臣田中六助氏と化学工業界との懇談会催される。小川会長出席（8月）<br>・工業会「80年代の油脂製品，石けん，合成洗剤のビジョン」発表（8月）<br>・通商産業省の「衣料用合成洗剤洗浄力委員会報告書」について見解表明（9月）<br>・日本石鹸洗剤工業会創立30周年記念式典並びに祝宴挙行（9月）<br>・石鹸PR運動「しゃぼんだま図画コンクール（第3回）」実施（9月～11月）<br>・合成洗剤公正競争規約検討再開 | ・59年度を目標とする自治体の東京湾等の総量規制，政府承認（3月）<br>・川崎市議会，合成洗剤追放条例制定の直接請求を否決（7月）<br>・滋賀県「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行（7月）<br>・通商産業省による「消費生活アドバイザー制度」発足（7月）<br>・通商産業省基礎産業局「衣料用合成洗剤洗浄力委員会報告書」発表（8月）<br>・薬事法改正（成分表示等）（9月）<br>・洗たく用合成洗剤，独占禁止法18条の2（価格の同調的引上げの規程）の指定品目となる（9月）<br>・横浜市議会，合成洗剤追放条例制定の直接請求を否決（9月）<br>・日本界面活性剤工業会30周年記念式典並びに祝宴挙行（10月） | ・公定歩合1.75%引上げ，9%となる（3月）<br>・第3次総合物価対策決定（3月）<br>・産業構造審議会「80年代の通商産業政策」答申（3月）<br>・米国，イランと断交（4月）<br>・日本，対イラン経済制裁措置決定（4月）<br>・産油国の原油値上げつづく（5月）<br>・日本，モスクワオリンピック不参加決定（5月）<br>・大平首相死去（6月），衆参ダブル選挙で自民党圧勝（7月），鈴木善幸内閣成立（7月）<br>・OPEC総会，原油価格を32ドル～37ドルに値上げ決定（7月）<br>・公定歩合0.75%引下げ，8.25%となる（8月）<br>・産油国の原油値上げつづく（9月）<br>・イラン・イラク全面戦争に（9月）<br>・政府，総合経済対策8項目決定（9月）<br>・政府，今夏の冷害被害6,919億円史上最大と発表（10月）<br>・公定歩合1%引下げ，7.25%となる（11月）<br>・OPEC，原油価格10%値上げ決定（12月） |

| 工　業　会 | 業　界　一　般 | 政治経済一般 |
| --- | --- | --- |
| （9月）<br>・大和市，海老名市に対し洗剤追放条例審議につき慎重対処を要望<br>（9月）<br>・座間市，藤沢市，鎌倉市に対し洗剤追放条例審議につき慎重対処を要望（11月）<br>・柏市，流山市，我孫子市，沼南町に対し洗剤追放条例審議につき慎重対処を要望（12月） | | |

# あ と が き

日本石鹸洗剤工業会創立30周年記念行事として，祝賀式典等とともに工業会30周年史編纂の件が正式に決ったのは，昭和53年10月24日の理事会（当時の会長，沼田明氏）に於いてであった。

そして，沼田明会長，村井孝一，植松重次郎，宮崎楢義の三副会長，三宮正彦財務委員長，佐藤達郎専務理事からなる創立30周年記念行事準備委員会が発足した。

翌54年2月23日開催の準備会にて30周年記念出版について次の如く大綱が決った。

(1)20周年記念出版の「油脂工業史」（日本油脂工業会出版）以降の10年間の業界事情を主として記録する。

(2)記念史の大きさは，20周年記念史と同じとし，頁数はおおよそ，200頁程度とする。

(3)記念史の名称は「油脂石鹸洗剤工業史」としてはどうかという意見であった。

(4)記念史の資料整備については，事務局があたり，専務理事が総括者となって，それぞれ分担を定めて行う。

以上の件は，54年3月度理事会に報告され，なお執筆は武田葛氏に依頼すること，また印刷は20周年記念史と同様，大日本印刷㈱に行わせることが了承された。

武田氏は元ミツワ石鹸宣伝部にいた方で文筆に優れ且つ石鹸洗剤業界事情に詳しい人である。

事務局から武田氏に，昭和46年以降10年間に亘る資料を整理して渡すとともに，武田氏も精力的に資料整備をされた模様で，54年秋頃より執筆，55年春から工業会に出稿されはじめた。私及び石橋常務理事，近藤邦成氏が校閲にあたるとともに，さらに小川照次会長，村井孝一副会長，宮崎楢義副会長，沼田明相談役，植松重次郎元副会長，佐川幸三郎理事（洗剤広報委員長），二子石廣猛理事（石鹸広報委員長）に校閲をしていただいた。

統計資料は事務局の鈴木和子氏，関税率表は同じく坂上義郎氏，新製品，新技術資料については同じく園田恵三氏が作成にあたった。また，写真資料の収集のほか，執筆者及び印刷会社との連絡等進捗管理は，榎本稔氏及び川井金太郎氏が行った。

55年秋頃から印刷に回し，組版に入って，12月には概ね出稿は完了した。

この10年間には，石油ショックによる経済動乱があり，当然この業界にも，特に洗剤

業界には大きな影響を及ぼした。従ってこれらの史実記録のための資料整備には意を用いた。

また，現工業会は日本油脂工業会と日本家庭用合成洗剤工業会とが合併して発足したものであるので，日本家庭用合成洗剤工業会の記録も掲載した。

終りに，執筆のみならず，レイアウトや印刷会社との技術的交渉まで懸命にして下さった武田氏に厚く御礼申し上げるとともに，立案から出版までの過程で多大のご協力を賜わった多くの方々に対し深い謝意を表する次第である。

昭和56年2月

専務理事　佐藤　達郎

財団法人 日本油脂工業会

油脂石鹸洗剤工業史 ── 最近10年の歩み ──

昭和56年4月23日発行

発行　日本石鹸洗剤工業会
東京都中央区日本橋3丁目13番11号
電話（03）271―4301（代）

印刷　大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町1丁目12番地